

令和6年度 公害等調整委員会年次報告

(参考資料)

目 次

第1編 公害紛争処理法に基づく事務の処理

第1章 公害紛争処理制度の概要	2
1 公害紛争処理機関	2
2 公害紛争処理手続	3
3 公害苦情処理手続	8
4 意見の申出	8
第2章 公害等調整委員会における公害紛争の処理	10
第1節 令和6年度に係属した調停事件	12
1 不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件	12
2 横浜市における東海道新幹線騒音被害防止等調停申請事件	22
3 鳥栖市におけるごみ処理施設からの大気汚染被害防止調停申請事件	22
第2節 令和6年度に係属した裁定事件	23
1 新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等 責任裁定申請事件	23
2 品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害 責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	24
3 名古屋市における鉄くず等搬入・搬出作業に伴う騒音被害 原因裁定申請事件	25
4 宝塚市における宅地造成工事に伴う振動による財産被害 原因裁定嘱託事件	26
5 足立区における菓子製造機械等からの振動・低周波音による生活環境被害 原因裁定申請事件	27
6 さいたま市におけるキュービクル等からの騒音・低周波音による健康被害等 責任裁定申請事件	27
7 港区における高層マンション上階からの騒音・振動による健康被害 原因裁定申請事件	28
8 自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件	29
9 西宮市における高速道路等からの騒音・振動・低周波音・大気汚染による 健康被害等責任裁定申請事件	30

10	柏市における家屋からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	30
11	江東区における工場からの化学物質排出に伴う大気汚染による財産被害 責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	32
12	松戸市における工場からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件	33
13	足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害 原因裁定申請事件	34
14	神奈川県葉山町におけるヒートポンプ設備からの低周波音による健康被害 原因裁定申請事件	34
15	神戸市における認定こども園からの騒音による健康被害 責任裁定申請事件	36
16	武蔵野市におけるエネファーム等からの騒音・低周波音・振動による 健康被害原因裁定申請事件	36
17	荒川区における建築工事に伴う振動による財産被害責任裁定申請事件	37
18	中野区における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件	38
19	流山市における道路拡張工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害 責任裁定申請事件	38
20	川口市における工場からの悪臭・振動・粉じんによる健康被害 責任裁定申請事件	39
21	鎌ヶ谷市における病院の空調設備からの騒音による健康被害 責任裁定申請事件	40
22	町田市におけるレンタルスタジオからの低周波音及び振動による 健康被害責任裁定申請事件	41
23	八王子市における換気システム等からの騒音・振動による健康被害 原因裁定申請事件	41
24	座間市における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件	42
25	葛飾区における介護施設からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	43
26	横浜市における室外機等からの低周波音による健康被害 責任裁定申請事件	43
27	渋谷区における換気設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	44
28	一宮市における工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	44
29	北斗市における事業所からの大気汚染・悪臭による健康被害 責任裁定申請事件	45
30	北茨城市における鉄加工工場からの粉じんによる財産被害 原因裁定申請事件及び同責任裁定申請事件	46
31	栃木県上三川町における飲食店からの騒音等による健康被害 原因裁定申請事件	46
32	横浜市における飲食店からの大気汚染・悪臭による健康被害 原因裁定申請事件	47
33	仙台市における病院からの騒音・低周波音による健康被害 責任裁定申請事件	47

34	名古屋市における小売店舗からの低周波音による健康被害 原因裁定申請事件	47
35	伊丹市における卸売会社からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	48
36	港区におけるマンション上階からの騒音による健康被害 責任裁定申請事件	48
37	鎌倉市における室外機からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	49
38	足立区における配管工事に伴う騒音・振動による健康被害 責任裁定申請事件	50
39	江東区における超高層マンション上階からの騒音による健康被害 責任裁定申請事件	51
40	羽島市における工場からの粉じんによる健康被害責任裁定申請事件	51
41	横浜市におけるクリーニング店からの悪臭被害責任裁定申請事件	52
42	国外研究施設からのウイルス拡散による健康被害原因裁定申請事件	52
43	東大阪市における飲食店からの低周波音による健康被害 責任裁定申請事件	53
44	葛飾区における解体工事に伴う騒音・振動・悪臭による健康被害 責任裁定申請事件	53
45	福井県若狭町における飲食店等からの騒音による健康被害 責任裁定申請事件	54
46	さいたま市における工場からの騒音被害責任裁定申請事件	55
47	小林市における国道からの振動・地盤沈下による財産被害 責任裁定申請事件	56
48	世田谷区における野球場からの騒音被害原因裁定申請事件	56
49	大阪市における解体工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件	57
50	阿波市における工場からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	57
51	豊島区における給湯器からの低周波音による健康被害 原因裁定申請事件	57
52	熊本市における飲食店からの悪臭・騒音・振動による健康被害等 責任裁定申請事件	58
53	愛知県蟹江町における解体工事に伴う騒音・振動・粉じんによる 健康被害責任裁定申請事件	58
54	岡山市における飲食店からの悪臭による健康被害原因裁定申請事件	59
55	横浜市における騒音・振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	59
56	高知市における鉄道からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	60
57	川口市における室外機からの騒音・振動・低周波音被害 責任裁定申請事件	60
58	飯能市における国道等からの騒音被害責任裁定申請事件	61
59	原子力発電所からの放射性物質等に係る大気汚染による健康被害 原因裁定申請事件	62
60	岐阜市における家屋からの悪臭被害責任裁定申請事件	62

61	西宮市におけるマンション上階からの騒音・振動・低周波音被害	
	原因裁定申請事件	62
第3節	令和6年度に係属した義務履行勧告事件	64
1	東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害	
	調停申請事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	64
2	東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害	
	職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	65
第4節	令和6年度に実施したフォローアップ	66
1	豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件の	
	調停条項に係るフォローアップ	66
2	宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害職権調停事件の	
	調停条項に係るフォローアップ	66
3	東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件の	
	調停条項に係るフォローアップ	66
第3章	都道府県公害審査会等における公害紛争の処理	67
第1節	公害紛争の申請状況	67
1	申請の件数	67
2	申請の内容	67
第2節	公害紛争の処理状況	78
第4章	地方公共団体における公害苦情の処理	82
第5章	地方公共団体に対する指導等	83
第1節	公害紛争処理に関する連絡協議	83
1	会議の開催	83
2	情報・資料の提供	83
第2節	公害苦情処理に関する指導等	84
1	公害苦情相談員等ブロック会議の開催	84
2	情報・資料の提供等	84

第2編 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律等に基づく事務の処理

第1章 鉱業等に係る土地利用調整制度の概要	86
第1節 鉱区禁止地域の指定制度	86
1 鉱業と一般公益又は他産業との調整の必要性	86
2 鉱区禁止地域の指定制度	86
第2節 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定制度	88
第3節 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等の制度	91
1 土地収用法に基づく国土交通大臣からの意見照会への回答	91
2 鉱業に関する掘採制限に係る決定に対する承認	91
3 採石権の設定等の決定に対する承認	91
4 文化財保護法に基づく文化庁長官との協議	91
第2章 鉱区禁止地域の指定	92
第3章 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定	94
第1節 令和6年度に係属した不服の裁定事件	96
1 香川県小豆郡土庄町小部地内の岩石採取計画不認可処分に対する 取消裁定申請事件	96
第4章 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等	97
第1節 令和6年度に係属した意見照会事案	98
1～105 公調委令和5年（イ）第7号～第106号及び第109号～第113号 事件（計105件）	98
106 公調委令和6年（イ）第1号事件	98
107 公調委令和6年（イ）第2号事件	98
108 公調委令和6年（イ）第3号事件	99
109 公調委令和7年（イ）第1号事件	99
110 公調委令和7年（イ）第2号事件	99

付 録

付録1 令和5年度公害苦情調査結果概要	101
付録2 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件一覧	130
付録3 令和6年度に都道府県公害審査会等に係属した公害紛争事件一覧	181
付録4 鉱区禁止地域指定一覧	197
付録5 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件一覧	205

図表等目次

第1編 公害紛争処理法に基づく事務の処理

第1章関係

図1-1-1	公害紛争処理制度の仕組み	4
--------	--------------	---

第2章関係

表1-2-1	公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況	11
表1-2-2	水俣病に係る損害賠償調停申請事件の処理状況	16
表1-2-3	年度別水俣病認定患者数	17
表1-2-4	水俣病に係る損害賠償調停申請事件の 慰謝料額等変更申請の処理件数	18
表1-2-5	令和6年度に係属した水俣病に係る損害賠償調停申請事件の 慰謝料額等変更申請一覧	19
表1-2-6	水俣病ランク別補償額等一覧	20

第3章関係

表1-3-1	都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結の状況	69
表1-3-2	都道府県公害審査会等に係属した事件の都道府県別件数	70
表1-3-3	都道府県公害審査会等に係属した事件の公害の種類別受付件数 (あっせん、調停、仲裁)	71
表1-3-4	都道府県公害審査会等に係属した事件の申請人数別受付件数 (あっせん、調停、仲裁)	72
表1-3-5	都道府県公害審査会等に係属した事件の被害の種類別受付件数 (あっせん、調停、仲裁)	73
表1-3-6	都道府県公害審査会等に係属したおそれ公害事件の受付件数 (調停)	74
表1-3-7	都道府県公害審査会等に係属した事件の発生源側の当事者別受付件数 (あっせん、調停、仲裁)	75
表1-3-8	都道府県公害審査会等に係属した事件の加害行為とされる主な 事業活動の種類別受付件数(あっせん、調停、仲裁)	76
表1-3-9	都道府県公害審査会等に係属した事件の請求事項別受付件数 (あっせん、調停)	77
表1-3-10	都道府県公害審査会等に係属した事件の合意事項別成立件数 (あっせん、調停)	79
表1-3-11	都道府県公害審査会等に係属した事件の処理期間別終結件数	80
表1-3-12	令和6年度に都道府県公害審査会等に係属した事件の期日開催 回数別終結件数(調停)	81

第2編 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律等に基づく事務の処理

第1章関係

図2-1-1	鉱区禁止地域の指定制度	87
表2-1-1	不服の裁定を規定する法律等	89
図2-1-2	不服の裁定手続の流れ	90

第2章関係

図2-2-1	鉱区禁止地域指定箇所	92
表2-2-1	主な指定理由別鉱区禁止地域指定状況	93

第3章関係

表2-3-1	関係法律別不服の裁定事件処理状況	94
表2-3-2	令和6年度に係属した不服の裁定事件一覧	95

第4章関係

表2-4-1	意見照会への回答等の処理件数	97
--------	----------------	----

第 1 編

公害紛争処理法に基づく事務の処理

第1章 公害紛争処理制度の概要

1 公害紛争処理機関

環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に定める公害（環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること。）に係る紛争の処理機関として、国に公害等調整委員会が、都道府県に公害審査会（公害審査会を置かない都道府県にあつては都道府県知事。以下「審査会等」という。）が設置されている。また、必要な場合には、関係都道府県による都道府県連合公害審査会（以下「連合審査会」という。）を設けることとされている。

(1) 公害等調整委員会

公害等調整委員会は、総務省の外局として設置されている行政委員会であり、公害紛争について、あっせん、調停、仲裁及び裁定を行うこと等により、その迅速かつ適正な解決を図ることを主たる任務の一つとしている（公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）第2条、第3条）。

公害等調整委員会は、準司法的機能を持つ行政委員会であり、法律によりその中立性、独立性の確保が図られている。公害等調整委員会は、委員長及び委員6人（委員のうち3人は非常勤）で組織される合議体であり、委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。委員長及び委員の任期は5年であり、在任中は、法律の定める場合を除き、その意に反して罷免されることがない。また、公害等調整委員会には専門の事項を調査させるため、30人以内の専門委員を置くことができる（公害等調整委員会設置法第6条～第9条、第18条）。

公害等調整委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供その他必要な協力を求めることができるほか、国の他の行政機関、地方公共団体、学校、試験研究所、事業者、事業者の団体又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる（公害等調整委員会設置法第15条、第16条）。

また、公害等調整委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局が置かれている。なお、事務局職員のうちには、弁護士となる資格を有する者を加えなければならないこととされている（公害等調整委員会設置法第19条）。

(2) 都道府県公害審査会等

公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）は、条例で定めるところにより、都道府県に公害審査会を置くことができるものとし、その所掌事務、組織等について規定している。公害審査会を置かない都道府県においては、毎年又は1年を超え3年以下の期間で条例で定める期間ごとに、都道府県知事は、公害審査委員候補者9人以上15人以内を委嘱し、公害審査委員候補者名簿を作成しておかなければならないこととされている（公害紛争処理法第13条～第19条）。

令和6年度末現在、公害審査会を置いているのは37都道府県であり、公害審査委員

候補者名簿を作成しているのは10県（岩手県、山梨県、長野県、和歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県及び長崎県）である。

(3) 都道府県連合公害審査会

事業活動その他の人の活動の行われた場所及び当該活動に伴う公害に係る被害の生じた場所が異なる都道府県の区域内にある場合又はこれらの場所の一方若しくは双方が2以上の都道府県の区域内にある場合における公害に係る紛争（いわゆる県際事件）に関し、あっせん及び調停を行うために、都道府県は、他の都道府県と共同して、事件ごとに、連合審査会を置くことができる（公害紛争処理法第20条、第21条）。

ただし、連合審査会が置かれなかったときは、公害等調整委員会が管轄する。

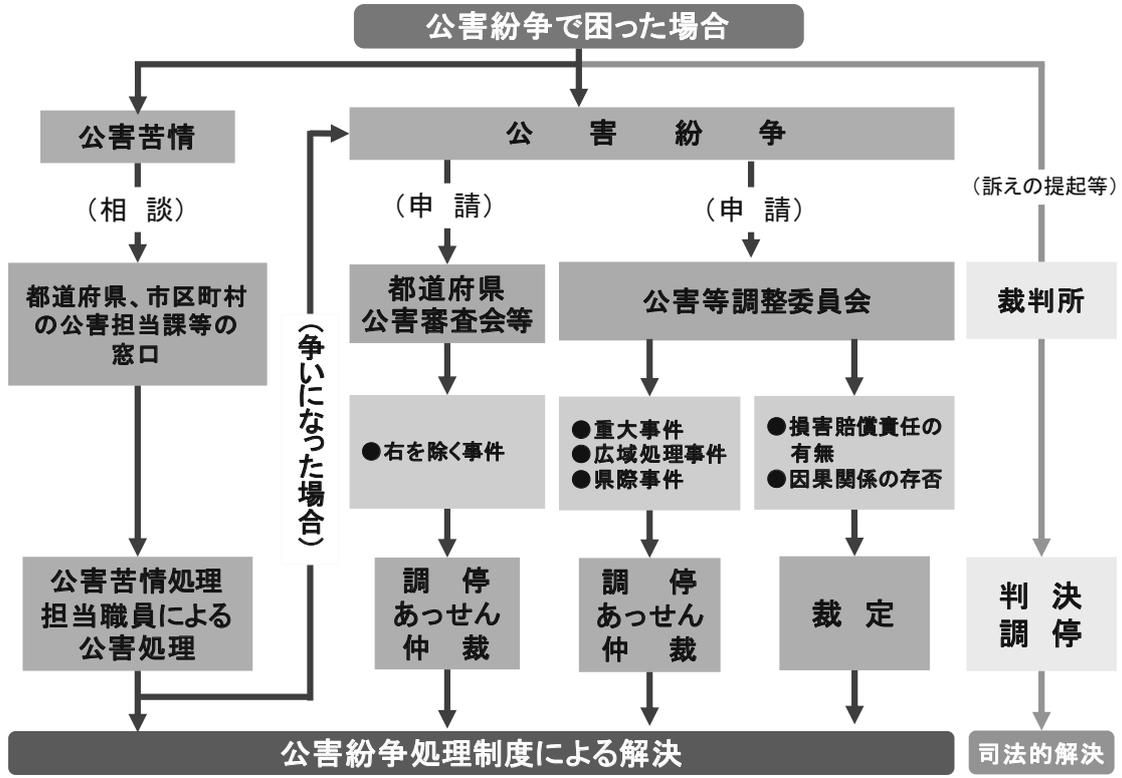
2 公害紛争処理手続

(1) 手続の種類及び概要

公害紛争処理法における公害紛争処理の手続は、原則として紛争当事者からの申請によって開始される。

公害紛争処理には、あっせん、調停、仲裁及び裁定の4つの手続があり、これらのうち、あっせん、調停及び仲裁は、当事者の合意に紛争の解決の基礎を置く紛争処理手続である。また、調停等で定められた義務の履行に関する勧告を行う義務履行勧告の手続がある。それぞれの手続の概要は、次のとおりである（制度の仕組みについては図1-1-1参照）。

図 1 - 1 - 1 公害紛争処理制度の仕組み



ア あっせん

あっせんは、当事者間における紛争の自主的解決を援助、促進する目的でその間に入って仲介し、紛争の解決を図る手続であり、公害等調整委員会の委員長及び委員又は公害審査会の委員（公害審査会を置かない都道府県にあっては公害審査委員候補者。以下「審査会の委員等」という。）のうちから指名された3人以内のあっせん委員が行う（公害紛争処理法第28条）。あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が公正に解決されるように努めなければならないこととされている（公害紛争処理法第29条）。

また、あっせんについては、当事者間の交渉が円滑に進行せず、長引く紛争を放置すると多数の被害者の生活困窮等で社会的に重大な影響を及ぼすような場合に、公害等調整委員会又は公害審査会が、職権により、あっせんの手続を開始できることとされている（公害紛争処理法第27条の2）。

イ 調停

調停は、当事者からの申請により、公害等調整委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから指名された3人の調停委員からなる調停委員会が、紛争の当事者に出頭を求めて意見を聴くほか、現地の調査を行い、また、参考人の陳述、鑑定人の鑑定を求めるなどし、これらの結果に基づき、当事者間の話し合いに積極的に介入して調整し、当事者間の互譲に基づく紛争の解決を図るもので、あっせんよりも公権的な色彩が強いものである。調停委員会が調停案を提示する場合、調停案を受諾するか否かは当事者の任意であるが、当事者が受諾して調停が成立したときは、当事者間に合意（一般的には、民法上の和解契約）が成立したことになる（公害紛争処理法第31条～第33条）。

なお、調停委員会が調停案を作成し、30日以上期間を定めて、その受諾の勧告をした場合、当事者が指定された期間内に受諾しない旨の申出をしなければ、当事者間に調停案と同一の内容の合意が成立したものとみなされる（公害紛争処理法第34条）。

ウ 仲裁

仲裁は、公害等調整委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから指名された3人の仲裁委員からなる仲裁委員会が、当事者間の仲裁合意に基づき、当事者の一方又は双方からの申請に基づいて、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施するなどして、仲裁判断をする手続である。ここで言う仲裁合意とは、紛争の当事者双方が、裁判所において裁判を受ける権利を放棄し、公害に係る当事者間の民事上の紛争の解決を仲裁委員会に委ね、その判断に従うことを合意することであり、仲裁委員会の仲裁判断は、確定判決と同一の効力を有する（公害紛争処理法第39条～第42条）。

エ 裁定

裁定は、公害等調整委員会の委員長及び委員のうちから指名された3人又は5人の裁定委員からなる裁定委員会が、証拠調べ等所定の手続を経て法律判断（裁定）を下す一種の審判である。裁定には、公害に係る被害についての損害賠償責任の有無及び賠償額を判断する責任裁定と、申請人が主張する加害行為と被害との因果関

係の存否について判断する原因裁定との2種類がある。これらは、いずれも審査会等には認められておらず、公害等調整委員会のみが行う手続である（公害紛争処理法第42条の2～第42条の33）。

(7) 責任裁定は、公害に係る被害についての損害賠償を請求する者の申請に基づいて、裁定委員会が公開の期日を開いて当事者に陳述させ、証拠調べ、事実の調査などを行って事実を認定し、その認定した事実に基づいて裁定するものである。手続は、民事訴訟に準じた手続であるが、職権で証拠調べや事実の調査を行うことができる等の特色がある。責任裁定の裁定書の正本が当事者に送達された日から30日以内に当該責任裁定に係る損害賠償に関する訴えの提起がなかったときは、その損害賠償に関し、当事者間に当該責任裁定と同一の内容の合意が成立したものとみなされる。また、責任裁定の申請があった事件について訴訟が係属するときは、受訴裁判所は、責任裁定があるまで訴訟手続を中止することができ、訴訟手続が中止されないときは、裁定委員会は、責任裁定の手続を中止することができる（公害紛争処理法第42条の12、第42条の14～第42条の16、第42条の18、第42条の20、第42条の26）。

なお、裁定委員会は、相当と認めるときは、裁定事件を職権で調停に付し、これを調停手続により処理することができる。職権による調停手続は、裁定委員会が自ら行うのが通例であるが、当事者の同意を得て管轄を有する審査会等に処理させることもできる。職権による調停が成立したときは、裁定申請は取り下げられたものとみなされ、また、不調に終わったときは、裁定手続が続行される（公害紛争処理法第42条の24）。

(4) 原因裁定は、紛争当事者の申請により、責任裁定と同様の手続によって行われる。なお、原因裁定については、被害を主張する者は、相手方を特定しないことについてやむを得ない理由があるときは、相手方の特定を留保して原因裁定を申請することができる。また、公害に係る被害に関する民事訴訟において、受訴裁判所は、公害等調整委員会に対し原因裁定を囑託することができる（公害紛争処理法第42条の27、第42条の28第1項、第42条の32第1項、第42条の33）。

公害等調整委員会は、原因裁定があったときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に、その内容を通知し、さらに、公害の拡大の防止等に資するため、必要な措置についての意見を述べることができる（公害紛争処理法第42条の31）。

オ 義務履行勧告

公害紛争処理制度を更に実効性のあるものとするため、公害等調整委員会又は審査会等は、権利者の申出がある場合において、相当と認めるときは、義務者に対し、調停、仲裁又は責任裁定で定められた義務の履行に関する勧告を行うことができる（公害紛争処理法第43条の2）。

カ フォローアップ

公害等調整委員会では、フォローアップが調停条項等に明示されているものや、当委員会が調停条項等の確実な履行のためにはフォローアップが必要であると判断したもの等について、当事者からの報告の聴取、自らの実地検分による調停条項の

履行状況等についての確認、調停条項の履行に関する当事者への助言や仲介、関連する訴訟、会議等の動向を踏まえた問題の解決に必要な連携、協力などに努め、事件終結後のフォローアップに取り組んでいくこととしている。

(2) 公害等調整委員会と都道府県公害審査会等との関係

公害等調整委員会と審査会等は、それぞれの管轄に応じ、独立の機関として職務を遂行している。

なお、公害等調整委員会は、公害紛争処理法を所管している立場から、制度全体が円滑に運営されるよう、公害紛争処理連絡協議会を開催するなど審査会等と密接な連携を図っている。

公害等調整委員会と審査会等の管轄は以下のとおりである。

ア 公害等調整委員会は、次の紛争に関するあっせん、調停及び仲裁について管轄する（公害紛争処理法第24条第1項、公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号）第1条、第2条）。

(7) 現に人の健康又は生活環境に公害に係る著しい被害が生じ、かつ、当該被害が相当多数の者に及び、又は及ぶおそれのある場合における当該公害に係る次の紛争（重大事件）

① 人の健康に係る被害に関する紛争であって、大気汚染又は水質汚濁による慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎若しくは肺気腫若しくはこれらの続発症又は水俣病若しくはイタイイタイ病に起因して、人が死亡し、又は日常生活に介護を要する程度の身体上の障害が人に生じた場合における公害に係るもの

② 大気汚染又は水質汚濁による動植物又はその生育環境に係る被害に関する紛争であって、申請に係る当該被害の総額が5億円以上であるもの

(4) 2以上の都道府県にわたる広域的な見地から解決する必要がある公害に係る次の紛争（広域処理事件）

① 航空機の航行に伴う騒音に係る紛争

② 新幹線鉄道及び新幹線鉄道規格新線等における列車の走行に伴う騒音に係る紛争

(5) 事業活動その他の人の活動の行われた場所及び当該活動に伴う公害に係る被害の生じた場所が異なる都道府県の区域内にある場合又はこれらの場所の一方若しくは双方が2以上の都道府県の区域内にある場合における当該公害に係る紛争（県際事件）

なお、この場合、申請は、関係都道府県のいずれか一の知事に対してされなければならない。また、審査会等は申請があった事件が県際事件に該当するときは、その旨を知事に通知しなければならない。これらの場合において、知事は、当該紛争を処理するための連合審査会を置くことについて、関係都道府県知事と協議しなければならない（公害紛争処理法第27条第1項～第3項）。

協議の結果、連合審査会が置かれたときは、連合審査会が県際事件について管轄する。協議がととのわなかったときは、公害等調整委員会に当該事件の関係書類を送付することとなる（公害紛争処理法第27条第4項、第5項）。

イ 審査会等は、公害等調整委員会が管轄する紛争以外の紛争に係るあつせん、調停及び仲裁について管轄する（公害紛争処理法第24条第2項）。

ウ 次の場合は、上記ア及びイの管轄に関わりなく処理される。

(7) 紛争の放置により、多数の被害者の生活の困窮等社会的に重大な影響があると認められる紛争について、公害等調整委員会又は公害審査会が、審査会等又は公害等調整委員会と協議して管轄を定めて、職権であつせんを行う場合（公害紛争処理法第27条の2第1項、第3項）

(4) 職権によるあつせんによっては当該紛争を解決することが困難な事件について職権により調停を行う場合であつて、そのあつせんの管轄が公害等調整委員会と公害審査会の協議により定められた場合（公害紛争処理法第27条の3）

(7) 相当と認める理由があるときに、審査会等若しくは連合審査会が公害等調整委員会に、又は、公害等調整委員会が審査会等に、調停に係る事件を引き継ぐ場合（公害紛争処理法第38条）

(1) 裁定委員会が、裁定に係る事件を職権で調停に付し、自ら事件を処理する場合（公害紛争処理法第42条の24）

(4) 仲裁について、当事者双方の合意により、管轄を定めた場合（公害紛争処理法第24条第3項）

エ 裁定については、公害等調整委員会が専属的に行う（公害紛争処理法第42条の12第1項、第42条の27第1項）。

3 公害苦情処理手続

公害問題は、地域に密着した問題であることから、地方公共団体では、公害のない住みよい地域社会を実現するため、自治事務として、公害苦情処理を行っている。

住民から寄せられる公害苦情は、その多くが公害紛争の前段階あるいは初期段階としての性格を有しており、公害苦情の適切妥当な処理は公害紛争全体の解決のために重要である。このため、公害紛争処理法は、公害苦情処理を公害紛争処理制度の一環として位置付け、地方公共団体が、関係行政機関と協力して、公害に関する苦情の適切な処理に努めるべきこと、都道府県及び市区町村に公害苦情相談員を置くことができることを規定している（公害紛争処理法第49条）。公害苦情相談員は、公害に関する苦情について、住民の相談に応じ、その処理のために必要な調査を行うとともに、関係行政機関と連絡を取り合い、当事者に対し改善措置の指導、助言を行うなど苦情の受付から解決に至るまで一貫して処理を行うことを期待されており、全国の地方公共団体に1,507人（令和6年3月31日現在）配置されている。

また、地方公共団体が行う公害に関する苦情の処理については、公害等調整委員会が指導等を行うこととされている（公害紛争処理法第3条）。このため、公害等調整委員会では、苦情の件数、処理の実態等を把握するために必要な調査を行うとともに、地方公共団体に対する情報及び資料の提供等を行っている。

4 意見の申出

公害等調整委員会は、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、公害審査会は当該都道

府県知事に対し、その所掌事務の遂行を通じて得られた公害の防止に関する施策の改善についての意見を述べることができる（公害紛争処理法第48条）。

第2章 公害等調整委員会における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月1日に施行されて以来、令和6年度末までに公害等調整委員会（昭和47年6月30日以前は中央公害審査委員会）に係属した公害紛争事件は、1,186件である。その内訳は、あっせん事件3件、調停事件738件、仲裁事件1件、裁定事件433件（責任裁定事件251件、原因裁定事件182件）及び義務履行勧告事件11件となっている。これらのうち、終結しているのは、あっせん事件3件、調停事件738件、仲裁事件1件、裁定事件398件（責任裁定事件229件、原因裁定事件169件）及び義務履行勧告事件10件の計1,150件である（表1-2-1、付録2参照）。

令和6年度に公害等調整委員会が受け付けた事件は26件で、これに前年度から繰り越された46件を加えた計72件が6年度に係属した。このうち、36件が令和6年度中に終結し、残り36件は翌年度に繰り越された。

令和6年度に受け付けた26件について、公害の種類別に見ると、騒音に関するものが15件、振動に関するものが8件、大気汚染に関するものが7件、悪臭に関するものが6件、水質汚濁に関するものが0件、地盤沈下に関するものが2件、土壌汚染に関するものが0件となっている（重複集計）。

なお、これ以外に公害等調整委員会では、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づく付随的な事後手続として、慰謝料額等変更申請を処理している（詳細については本章第1節1(3)参照）。

表 1-2-1 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	あっせん			調停			仲裁			裁定			義務履行勧告			計			
	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	係属	うち 新規 受付	終結	未済
昭和																			
45・46	0	0	0	8	1	7	0	0	0	-	-	-	0	0	0	8	8	1	7
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成元	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10
15	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13
16	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
19	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14
20	0	0	0	1	1	1	0	0	0	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18
21	0	0	0	1	0	2	0	0	0	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30
22	0	0	0	3	4	1	0	0	0	24(11)	15(9)	37(17)	0	0	0	57	27	19	38
23	0	0	0	5	5	1	0	0	0	24(11)	17(6)	44(22)	0	0	0	67	29	22	45
24	0	0	0	5	3	3	0	0	0	23(10)	29(12)	38(20)	1	1	0	74	29	33	41
25	0	0	0	5	6	2	0	0	0	32(9)	21(7)	49(22)	0	0	0	78	37	27	51
26	0	0	0	2	2	2	0	0	0	18(6)	25(7)	42(21)	0	0	0	71	20	27	44
27	0	0	0	1	0	3	0	0	0	15(5)	28(12)	29(14)	0	0	0	60	16	28	32
28	0	0	0	4	6	1	0	0	0	16(9)	25(15)	20(8)	0	0	0	52	20	31	21
29	0	0	0	1	0	2	0	0	0	12(5)	11(5)	21(8)	1	1	0	35	14	12	23
30	0	0	0	2	2	2	0	0	0	22(11)	13(7)	30(12)	0	0	0	47	24	15	32
令和元	0	0	0	1	1	2	0	0	0	19(8)	14(6)	35(14)	0	0	0	52	20	15	37
2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	14(5)	15(5)	34(14)	0	0	0	51	14	15	36
3	0	0	0	1	2	1	0	0	0	23(16)	10(7)	47(23)	0	0	0	60	24	12	48
4	0	0	0	2	2	1	0	0	0	21(12)	30(15)	38(20)	1	0	1	72	24	32	40
5	0	0	0	1	0	2	0	0	0	32(16)	27(17)	43(19)	2	2	1	75	35	29	46
6	0	0	0	0	2	0	0	0	0	25(9)	33(15)	35(13)	1	1	1	72	26	36	36
計	3	3		738	738		1	1		433 (182)	398 (169)		11	10		1,186	1,150		

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2 平成8年度の「調停」の受付件数には分離事件が2件、26年度の「裁定」の受付件数には分離事件が1件含まれている。
 3 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。
 4 本表において、「新規受付」とは新たな申請がなされた事件、「終結」とは紛争処理手続を終えた事件、「未済」とは終結に至っていない事件をいう。
 5 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰謝料額等変更申請が令和6年度までに577件係属した(表1-2-4参照)。

第1節 令和6年度に係属した調停事件

令和6年度に公害等調整委員会に係属した調停事件は、前年度から繰り越された2件であり、全て6年度中に終結した。

また、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連する慰謝料額等変更申請は、新たに受け付けた3件が令和6年度に係属し、このうち2件が同年度中に終結し、残り1件は翌年度に繰り越された。

1 不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件

(1) 事件の概要

本事件は、熊本県から鹿児島県にまたがる不知火海の沿岸の漁民等が、チッソ株式会社水俣工場からの排水に起因した水俣病に罹患^{りかん}し、これによって精神上及び財産上の損害を被ったとして、チッソ株式会社を相手方（被申請人）として、賠償金の支払等の内容とする調停を求めたものである。

現在の調停手続では、水俣病患者の症状等に応じ、患者グループとチッソ株式会社との間の補償協定に定められたA、B、Cの3ランクのいずれに該当するかの判定を公害等調整委員会に求めることとした患者について、ランク付けを行い、各ランクに応じて個々人の補償額等の決定、家族の補償等を中心とした調停を行っている（ランク別の補償額等調停の内容については、表1-2-6参照）。^(注)

申請は、昭和46年12月24日以降令和6年度末までに621件（患者数1,557人）となっている（表1-2-2）。

これらの申請は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。なお、同法の施行（昭和49年9月1日）前は（旧）公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号））及び水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和53年法律第104号）により水俣病と認定された患者又はその遺族からのものである（表1-2-3）。

（注）水俣病患者の補償問題については、昭和48年3月20日、熊本地方裁判所において、原告勝訴判決があり、チッソ株式会社の不法行為責任が認められ、症度等に応じた慰謝料の支払が命じられた。

また、昭和48年4月27日、公害等調整委員会に係属中であった調停申請について、30人の患者とチッソ株式会社との間の調停が成立した。調停内容は、慰謝料については熊本水俣判決と同様の金額としたほか、特別調整手当（年金）の支給等を定めている。

さらに、昭和48年7月9日、訴訟や調停によらず、同社と直接交渉を行って補償問題の解決を図ろうとした患者グループが、同社との間に補償協定を締結した。協定は、上記判決及び調停の内容を踏まえ、患者へのA、B、Cの3ランクに応じた補償に加え、患者の医療及び生活保障のための基金設定を骨子としている。同日、他の患者グループもそれぞれ同じ内容の協定を締結した。その後、更に幾つかの患者グループが同様に協定を締結している。

協定は、それぞれのグループに属する患者について適用されるものであるが、協定締結以降に認定された患者についても、その希望に応じて適用されることになっている。

(2) 事件の処理経過

昭和48年度の第1次調停以来、令和6年度末までに56次にわたる調停を実施し、

610件（患者数1,467人）について調停が成立した（表1-2-2）。

(3) 慰謝料額等変更申請

水俣病事件の調停の成立した患者のうち、Bランク及びCランクの生存者の場合には、調停条項の中に、「将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができる。」という条項がある（「(4)調停調書の例」参照）。

第1次調停以降の調停成立者のうちから、この調停条項に基づいてなされた慰謝料額等変更申請を、令和6年度末までに576件処理した（表1-2-4）。令和6年度は新たに受け付けた3件が係属し、このうち2件は同年度中に処理され、残り1件は翌年度に繰り越された（表1-2-5）。

(4) 調停調書の例

Bランク生存者の場合の調停調書の例は、次のとおりである。

なお、Aランク生存者の場合の例は、慰謝料等の金額が異なること、第3項、第4項及び第6項（将来の申請人の症状の変化に関する取扱い）相当の定めがないことのほかは、このBランクの例と同様である。また、Cランク生存者の場合の例は、慰謝料等の金額が異なること、第5項（家族の慰謝料支払）相当の定めがないこと等のほかは、このBランクの例と同様である（表1-2-6）。

[Bランク調停調書の例]

〇〇年（調）第〇号

調 停 調 書

（申請人の住所）

申請人 （ 氏 名 ）

大阪市北区中之島三丁目3番23号

被申請人 チッソ株式会社

上記代表者代表取締役 （ 氏 名 ）

上記当事者間の損害賠償調停申請事件について、当調停委員会は、〇〇年〇月〇日〇時〇分水俣市〇〇会議室において

調停委員長 （ 氏 名 ）

調停委員 （ 氏 名 ）

調停委員 （ 氏 名 ）

列席し第1回調停期日を開いた。

申 請 人 （ 氏 名 ）

被申請人代理人 （ 氏 名 ） 各出頭

上記期日において明確にした事項は、次のとおりである。

申請人が調停を求めた事項

申請人の申請の趣旨とするところは、申請人が被申請人会社水俣工場の排水に起因した水俣病に罹り、これによって精神上、財産上の損害を蒙ったことにつき、〇〇年〇月〇日、被申請人との間で成立した協定に基づき、妥当な賠償金の支払いを含む適切な調停を求めるというにある。

当調停委員会が、慰謝料の支払いその他の給付をさせる調停案を作成し、調停手続を進めたところ、当事者双方は、調停案を受諾し、別紙調停条項のとおり、調停が成立した。

当事者双方は、それぞれ、本調書の記載が相違ないことを承認し、署名した。

申 請 人 (氏 名)
被 申 請 人 代 理 人 (氏 名)
〇〇年〇月〇日
公害等調整委員会調停委員会
調停委員長 (氏 名) 印
調 停 委 員 (氏 名) 印
調 停 委 員 (氏 名) 印
公害等調整委員会事務局
審 査 官 (氏 名) 印

調 停 条 項

- 1 被申請人は、申請人に対し申請人本人の水俣病罹患について損害賠償責任があることを認め、以下各項に定める金員を支払う。
 - (1) 申請人本人に対する慰謝料金1,700万円及びこれに対する〇〇年〇月〇日（以下「認定申請日」という。）以降〇〇年〇月〇日まで、内金1,600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金1,100万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金100万円に対する同月〇日以降支払済みに至るまで、それぞれ、年5分の割合による遅延損害金
その支払方法は、元金内金100万円については〇〇年〇月〇日支払済みの仮払金100万円、元金内金1,000万円については同年〇月〇日及び同年〇月〇日支払済みの仮払金各金500万円、元金内金500万円については同年〇月〇日支払済みの仮払金540万円の内金500万円をもって充当し、前記遅延損害金中金40万円については、前記仮払金540万円の内金40万円をもって充当し、前記元金及び遅延損害金の残額については、〇〇年〇月〇日限り申請人方に送金して支払う。
 - (2) 治療費
認定申請日以降の公害健康被害の補償等に関する法律（以下「補償法」という。）の規定による療養費及び療養手当に相当する額
 - (3) 介護費
認定申請日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額
 - (4) 特別調整手当
〇〇年〇月〇日以降1月につき金10万円の割合による額（令和7年3月現在）
その支払方法は、毎月20日限りその月分を申請人方に送金して支払う。ただし、〇〇年〇月分までについては、既に支払済みの仮払金をもって充当する。
 - (5) 葬祭料
患者である申請人が将来死亡した場合における葬祭を主宰する者に対する葬祭料として、金58万4,000円（令和7年3月現在）
その支払方法は、当該主宰者より請求があったとき直ちに主宰者に送金して支払う。
- 2 前項の(4)及び(5)の金員については、物価の変動に応じ、総務省において作成する年度平均の熊本市消費者物価指数を用い、〇〇年6月1日から起算して2年を経過した6月1日ごとに、それぞれの前年度の同指数の比率により改定するものとし、その中間の年の6月1日において、前年度の同指数が前々年度のそれより5%を上回った場合においては、当該時期において改定するものとする。
上記改定額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。
- 3 将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができる。
- 4 前項の規定により金額が変更された場合においては、被申請人は、変更された金額に係る差額を変更の申請時から支払う。
- 5 申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者、子及び父母を代理して、申請人の水俣病罹患に係る同人らの慰謝料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。

- 6 第3項の申請により金額が変更された場合においては、申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者及び父母を代理して、申請人の水俣病罹患に係る同人らの慰謝料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。
- 7 申請人が水俣病により（その余病若しくは併発症又は水俣病に関係した事故による場合を含む。）死亡したときは、相続人は、申請人本人の慰謝料につき、申請人の配偶者、子及び父母は、自己の慰謝料につき、それぞれ、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。
- 8 被申請人は、水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努める。
- 9 被申請人は、将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定を誠実に遵守履行する。
- 10 当事者双方は、本調停によって本件紛争の一切を解決したものとし、以後互いに協力して、調停条項の円滑な実施に努める。
- 11 本件調停手続の費用は、被申請人の負担とする。

表 1 - 2 - 2 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の処理状況

区分 年度	受付		終結		未済	
	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
昭和 46	4 件	31 人	0 件	0 人	4 件	31 人
47	11	147	0	0 (3)	15	175
48	25	193	10 (1)	106 (1)	29	261
49	8	28	21	172	16	117
50	42	259	24	253 (1)	34	122
51	54	117	40	131 (1)	48	107
52	62	206	32 (1)	86 (1)	77	226
53	41	112	71 (8)	161 (81)	39	96
54	48	72	34	86 (1)	53	81
55	34	43	49	71	38	53
56	43	49	33	48	48	54
57	48	62	40	45	56	71
58	42	54	45 (1)	55 (1)	52	69
59	31	41	40	53	43	57
60	31	39	38	49	36	47
61	31	38	44	57	23	28
62	21	21	28	33	16	16
平成 63	14	14	18	18	12	12
元 5	5	5	12	12	5	5
2	13	13	9	9	9	9
3	2	2	10	10	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	0	0	1	1	0	0
7	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0	0
11	0	0	0	0	0	0
12	2	2	1	1	1	1
13	0	0	1	1	0	0
14	0	0	0	0	0	0
15	0	0	0	0	0	0
16	0	0	0	0	0	0
17	0	0	0	0	0	0
18	0	0	0	0	0	0
19	1	1	1	1	0	0
20	0	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0	0
22	2	2	2	2	0	0
23	0	0	0	0	0	0
24	0	0	0	0	0	0
25	0	0	0	0	0	0
26	1	1	0	0	1	1
27	1	1	0	0	2	2
28	1	1	3	3	0	0
29	0	0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	0	0
令和 元 0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0
4	1	1	1	1	0	0
5	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0
計	621	1557	610(11)	1,467(90)		

(注) () 内は取下げ等の外数である。

表 1 - 2 - 3 年度別水俣病認定患者数

年度	区分	認定機関別認定患者数			
		合計	環境省	熊本県	鹿児島県
昭和31～	45	121 人	人	116 人	5 人
	46	60		58	2
	47	216		204	12
	48	358		292	66
	49	44		29	15
	50	161		146	15
	51	148		109	39
	52	240		196	44
	53	175		125	50
	54	143	1	115	27
	55	71	5	43	23
	56	77	3	54	20
	57	95	10	66	19
	58	68	1	45	22
	59	67	5	36	26
	60	54	0	29	25
	61	60	1	43	16
	62	40	3	15	22
	63	19	1	6	12
	平成	元	13	1	1
2		18	0	7	11
3		4	1	0	3
4		3	0	1	2
5		1	0	1	0
6		1	0	1	0
7		3	0	3	0
8		2	0	1	1
9		0	0	0	0
10		0	0	0	0
11		2	0	1	1
12		1	0	0	1
13		0	0	0	0
14		0	0	0	0
15		0	0	0	0
16		0	0	0	0
17		0	0	0	0
18		1	0	1	0
19		2	0	2	0
20		1	0	0	1
21	2	0	2	0	
22	0	0	0	0	
23	2	0	2	0	
24	0	0	0	0	
25	3	0	3	0	
26	1	0	0	1	
27	3	0	2	1	
28	2	0	2	0	
29	0	0	0	0	
30	0	0	0	0	
令和	元	1	0	1	0
	2	0	0	0	0
	3	0	0	0	0
	4	1	0	1	0
	5	0	0	0	0
	6	0	0	0	0
計	2,284	32	1,759	493	

(注) 1 昭和31～45年度の期間は、昭和31年12月1日～46年3月31日である。
 2 昭和31～45年度の期間の認定患者数は、(旧)公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法施行以前の県条例等により判定された死亡者45人(熊本県44人、鹿児島県1人)を含む。
 3 令和元年度の期間には、平成31年4月を含む。
 (資料) 環境省、熊本県、鹿児島県調べ

表 1-2-4 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の慰謝料額等変更申請の処理件数

区分		受付	終結	未済
年度				
昭和	49	13 件	0 件	13 件
	50	13	0	26
	51	8	12	22
	52	42	12	52
	53	46	10	88
	54	15	33	70
	55	22	49	43
	56	29	33	39
	57	39	30	48
	58	29	39	38
	59	25	31	32
	60	23	31	24
	61	33	28	29
平成	62	22	34	17
	63	18	22	13
	元	14	15	12
	2	14	19	7
	3	18	13	12
	4	15	18	9
	5	21	17	13
	6	9	13	9
	7	11	11	9
	8	7	10	6
	9	10	10	6
	10	5	8	3
	11	7	5	5
	12	7	5	7
	13	2	7	2
	14	0	2	0
	15	1	1	0
	16	4	0	4
	17	4	6	2
	18	9	8	3
19	5	5	3	
20	2	3	2	
21	4	3	3	
22	3	3	3	
23	4	5	2	
24	2	2	2	
25	1	2	1	
26	2	1	2	
27	1	3	0	
28	4	2	2	
29	1	2	1	
30	0	1	0	
令和	元	4	4	0
	2	2	2	0
	3	1	0	1
	4	2	1	2
	5	1	3	0
	6	3	2	1
計	577	576		

表 1 - 2 - 5 令和6年度に係属した水俣病に係る損害賠償調停申請事件の
慰謝料額等変更申請一覧

事 件 番 号	申 請 受 付 年 月 日	処 理 年 月 日
56年（調）第39号	令和6.5.13	令和6.11.28
60年（調）第12号	令和6.6.28	令和7.1.16
57年（調）第35号	令和6.8.5	
計 3 件		計 2 件

表 1 - 2 - 6 水俣病ランク別補償額等一覧

項目	区分	A ランク	B ランク	C ランク	備 考	
1 慰謝料		1,800 万円	1,700 万円	1,600 万円	水俣病認定申請日から年5分の遅延損害金	
2 治療費		昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの(旧)特別措置法の規定による医療費及び医療手当並びに同年9月1日以降の補償法の規定による療養費及び療養手当に相当する額			昭和48年7月9日以降の水俣病認定者は認定申請日から支給	
3 介護手当		昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの(旧)特別措置法の規定による介護手当に相当する額に月1万円を加算した額及び同年9月1日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額			同 上	
4 特別調整手当					(1) 2年ごとに物価スライド(ただし、物価変動が著しい場合は1年目にも改定) (2) 昭和48年4月27日以降の水俣病認定者は認定日から支給	
	昭和	48.4.27~ 49.5.31	6万 円/月	3万 円/月	2万 円/月	
		49.6.1~ 50.5.31	7万 円/月	3万5,000円/月	2万4,000円/月	
		50.6.1~ 51.5.31	8万5,000円/月	4万3,000円/月	3万 円/月	
		51.6.1~ 52.5.31	9万4,000円/月	4万8,000円/月	3万4,000円/月	
		52.6.1~ 53.5.31	10万2,000円/月	5万2,000円/月	3万7,000円/月	
		53.6.1~ 54.5.31	11万 円/月	5万6,000円/月	4万 円/月	
		54.6.1~ 56.5.31	11万4,000円/月	5万8,000円/月	4万2,000円/月	
		56.6.1~ 58.5.31	12万9,000円/月	6万6,000円/月	4万8,000円/月	
		58.6.1~ 60.5.31	13万5,000円/月	6万9,000円/月	5万1,000円/月	
		60.6.1~ 62.5.31	14万2,000円/月	7万3,000円/月	5万4,000円/月	
		62.6.1~ 平成元.5.31	14万5,000円/月	7万5,000円/月	5万5,000円/月	
		元.6.1~ 3.5.31	14万6,000円/月	7万6,000円/月	5万6,000円/月	
		3.6.1~ 5.5.31	15万7,000円/月	8万2,000円/月	6万 円/月	
		5.6.1~ 7.5.31	16万5,000円/月	8万6,000円/月	6万3,000円/月	
		7.6.1~ 9.5.31	16万8,000円/月	8万8,000円/月	6万5,000円/月	
		9.6.1~ 11.5.31	16万9,000円/月	8万9,000円/月	6万6,000円/月	
		11.6.1~ 13.5.31	17万3,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
		13.6.1~ 15.5.31	17万2,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
		15.6.1~ 17.5.31	17万 円/月	9万 円/月	6万7,000円/月	
		17.6.1~ 19.5.31	17万 円/月	9万 円/月	6万7,000円/月	
		19.6.1~ 21.5.31	17万 円/月	9万 円/月	6万7,000円/月	
		21.6.1~ 23.5.31	17万3,000円/月	9万2,000円/月	6万8,000円/月	
		23.6.1~ 25.5.31	17万1,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
		25.6.1~ 27.5.31	17万 円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
		27.6.1~ 29.5.31	17万7,000円/月	9万5,000円/月	7万1,000円/月	
		29.6.1~ 令和元.5.31	17万9,000円/月	9万6,000円/月	7万2,000円/月	
		元.6.1~ 3.5.31	18万1,000円/月	9万7,000円/月	7万3,000円/月	
		3.6.1~ 5.5.31	18万1,000円/月	9万7,000円/月	7万3,000円/月	
		5.6.1~ 7.5.31	18万6,000円/月	10万 円/月	7万5,000円/月	

項目	区分	A ランク	B ランク	C ランク	備 考
5 葬祭料		期 間		金 額	(1) 4の備考(1)に同じ (2) 死亡時の金額を葬祭の主宰者に支給
		昭和49.5.31まで		20万円	
		49.6.1～	50.5.31	23万3,000円	
		50.6.1～	51.5.31	28万3,000円	
		51.6.1～	52.5.31	31万3,000円	
		52.6.1～	53.5.31	33万9,000円	
		53.6.1～	54.5.31	36万4,000円	
		54.6.1～	56.5.31	37万5,000円	
		56.6.1～	58.5.31	42万2,000円	
		58.6.1～	60.5.31	44万1,000円	
		60.6.1～	62.5.31	46万3,000円	
		62.6.1～	平成 元.5.31	47万1,000円	
		平成 元.6.1～	3.5.31	47万4,000円	
		3.6.1～	5.5.31	50万8,000円	
		5.6.1～	7.5.31	53万3,000円	
		7.6.1～	9.5.31	54万3,000円	
		9.6.1～	11.5.31	54万5,000円	
		11.6.1～	13.5.31	55万7,000円	
		13.6.1～	15.5.31	55万4,000円	
		15.6.1～	17.5.31	54万6,000円	
		17.6.1～	19.5.31	54万4,000円	
	19.6.1～	21.5.31	54万2,000円		
	21.6.1～	23.5.31	54万9,000円		
	23.6.1～	25.5.31	54万3,000円		
	25.6.1～	27.5.31	53万8,000円		
	27.6.1～	29.5.31	55万8,000円		
	29.6.1～	令和 元.5.31	56万4,000円		
	令和 元.6.1～	3.5.31	56万8,000円		
	3.6.1～	5.5.31	56万8,000円		
	5.6.1～	7.5.31	58万4,000円		
6 症状の見直し		将来、症状に、上位ランクに変更することを相当とするような変化が生じたときは、調停委員会に対し、上記1及び4の金額の変更を申請することができる。			
7 近親者の慰謝料		配偶者等の慰謝料につき、その存否及び金額の決定を、調停委員会に代理申請できる。			
		上記6により、金額の変更があったとき、左の代理申請ができる。			
8 申請人が水俣病により死亡したときの慰謝料		相続人等は、死亡者本人及び自己の慰謝料につき、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。			
9 患者・家族の福祉対策		チッソ株式会社は水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努める。			
10 公害防止対策		チッソ株式会社は将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定は、誠実にこれを遵守履行する。			
11 調停手続費用		チッソ株式会社の負担			

(注) 上記表中「(旧) 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和44年法律第90号)」は「(旧) 特別措置法」と、「公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)」は「補償法」とそれぞれ略称した。

2 横浜市における東海道新幹線騒音被害防止等調停申請事件

(公調委令和4年(調)第6号事件)

(1) 事件の概要

令和4年10月28日、神奈川県横浜市の住民1人から、自宅南側に新幹線を走行させている鉄道会社を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に騒音対策等を内容とする調停を求める申請があった。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件受付後、直ちに調停委員会を設け、騒音に関する専門委員1人を選任したほか、5回の調停期日を開催するなど、手続を進めた結果、調停委員会は、公害紛争処理法第34条第1項の規定に基づき、30日以上期間を定めて当事者双方に対し調停案を提示して受諾を勧告したところ、指定した期日までに当事者双方から受諾しない旨の申出がなかったことから、令和6年4月16日、同条第3項の規定に基づき、当事者間に同調停案と同一の内容の合意が成立したものとみなされ、本事件は終了した。

3 鳥栖市におけるごみ処理施設からの大気汚染被害防止調停申請事件

(公調委令和5年(調)第10号事件)

(1) 事件の概要

令和5年10月13日、福岡県久留米市の住民自治会から、佐賀県の環境施設組合を相手方(被申請人)として、佐賀県知事に対し、被申請人との間で、環境保全(公害防止)協定を締結することを求める調停の申請があった。

佐賀県知事は、公害紛争処理法第27条第3項の規定に基づき、連合審査会の設置について、関係する福岡県知事と協議したが、協議が調わなかったため、同条第5項の規定により、令和5年10月26日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付し、公害等調整委員会は、同年11月8日に本件を受け付けた。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件受付後、直ちに調停委員会を設け、2回の調停期日を開催するなど、手続を進めたものの、令和6年6月12日、調停委員会は、当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、公害紛争処理法第36条第1項の規定により調停を打ち切り、本事件は終了した。

第2節 令和6年度に係属した裁定事件

令和6年度に公害等調整委員会が受け付けた裁定事件は、25件であり、これらに前年度から繰り越された43件を加えた計68件が6年度に係属した。このうち33件が6年度に終結し、残り35件が翌年度に繰り越された（表1-2-1）。

1 新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委平成31年（セ）第4号・令和6年（調）第1号事件）

(1) 事件の概要

平成31年3月11日、東京都新宿区の住民1人から、隣接する商業ビルを所有する会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が所有する商業ビルの排気ダクト等から発生する低周波音により、睡眠不足等の精神的・肉体的苦痛を被っているとして、被申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の所有する商業ビルの排気ダクト等から発生する低周波音と申請人に生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年1月30日、公害紛争処理法第42条の24第1項により職権で調停に付し（公調委令和6年（調）第1号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。その後、1回の調停期日を開催したが、当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、令和6年4月22日、調停を打ち切り、更に1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、同年7月17日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成31年（セ）第4号 新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、550万円及びこれに対する平成31年3月1日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人が、同人が居住していたビル（以下、「申請人ビル」という。）の隣地に

所在し、被申請人が所有する商業ビル（以下、「被申請人ビル」という。）から発生する騒音・低周波音によって、精神的・肉体的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、不法行為に基づく損害賠償の支払を求める責任裁定申請事件である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照）

2 品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

（公調委令和3年（セ）第7号・令和3年（ゲ）第12号・令和5年（調）第7号事件）

(1) 事件の概要

令和3年9月8日、東京都品川区の住民1人から、申請人宅に隣接するアパートの所有会社を相手方（被申請人）として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、申請人宅に隣接する被申請人所有のアパートに設置されている換気扇等から発生している騒音、悪臭により、申請人は、動悸、耳鳴り、めまいを症状とする睡眠障害による自律神経失調症を罹患し、また、換気扇からのタバコと柔軟剤が混ざった不快な臭気のため、騒音源に面した申請人宅6か所すべての窓を開けられずストレスを感じているとして、被申請人に対し、損害賠償金93万6360円の支払を求めたものである。

原因裁定申請事件は、申請人に生じた動悸、耳鳴り、めまいを症状とする睡眠障害による自律神経失調症の健康被害は、被申請人が所有するアパートの設備から騒音及び悪臭を発生させ続けていることによるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、令和3年9月24日、同責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件を併合することを決定し、被申請人が所有するアパートの設備からの騒音と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年4月27日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び第42条の33の規定により職権で調停に付し（公調委令和5年（調）第7号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。その後、7回の調停期日を開催したが、当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、令和6年3月8日、調停を打ち切り、さらに1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、同年5月21日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和3年（セ）第7号、同年（ゲ）第12号 品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

本件裁定申請をいずれも棄却する。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

(1) 責任裁定

被申請人は、申請人に対し、93万6360円を支払え。

(2) 原因裁定

申請人に生じた動悸^き、耳鳴り、めまいを症状とする睡眠障害による自律神経失調症の被害は、被申請人が所有するアパートの設備から騒音及び悪臭を発生させ続けていることによるものである。

2 被申請人

本件申請をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

本件は、申請人が、自宅に隣接するアパートから騒音及び悪臭が発生し、動悸、耳鳴り、めまいを症状とする睡眠障害による自律神経失調症を発症したと主張して、アパートを所有する被申請人を相手方とし、不法行為に基づく損害賠償の支払を求める責任裁定の申請をするとともに、上記被害の原因がアパートからの騒音及び悪臭によるものである、との原因裁定を申請した事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件(令和元年度～)」を選択して該当する事件を参照)

3 名古屋市における鉄くず等搬入・搬出作業に伴う騒音被害原因裁定申請事件

(公調委令和3年(ゲ)第13号・令和6年(調)第3号事件)

(1) 事件の概要

令和3年9月24日、愛知県名古屋市の各種機械器具製造販売会社から、隣接する金属リサイクル会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の本社における日々の業務や会議、商談の実施において、会話が聞き取れず、会議室や会議時間の変更を余儀なくされる等の業務上の支障や被害は、被申請人が本社兼工場において、取引先から大型トラックの荷台に鉄くず等を積載して工場内に搬入し、工場敷地内に搬出するという業務工程において発生、拡散させた騒音によるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が本社兼工場に鉄くず等を搬入、搬出する際に発生、拡散させた騒音と申請人が当該騒音により会議時間等の変更を余儀なくされる等の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年4月23日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び第42条の33の規定により職権

で調停に付し（公調委令和6年（調）第3号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。裁定委員会は、同法第34条第1項の規定に基づき、30日以上期間を定めて当事者双方に対し調停案を提示して受諾を勧告したところ、指定した期日までに当事者双方から受諾しない旨の申出がなかったことから、令和6年5月29日、同条第3項の規定に基づき、当事者間に同調停案と同一の内容の合意が成立したものと、また、同法第42条の24第2項及び第42条の33の規定により、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

4 宝塚市における宅地造成工事に伴う振動による財産被害原因裁定嘱託事件

（公調委令和4年（ゲ）第3号事件）

(1) 事件の概要

令和4年4月18日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、神戸地方裁判所伊丹支部から、原因裁定をすることの嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。原告の所有する建物について、基礎、内壁等に損害が生じたのは、被告土木工事会社らが当該建物の東側隣地において宅地造成工事を実施したことによるものであるかについて、裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、被告土木工事会社らが当該建物の東側隣地において実施した宅地造成工事と原告の所有する建物の基礎、内壁等に生じた損害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに事務局による現地調査を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和6年8月27日、原告の所有する建物の基礎、内壁等に損傷が生じたのは、被告土木工事会社らが実施した宅地造成工事によるものであるとは認められないとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和4年（ゲ）第3号 宝塚市における宅地造成工事に伴う振動による財産被害原因裁定嘱託事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

原告について別紙1物件目録記載の建物の基礎、内壁等に損傷が生じたのは、被告らが兵庫県宝塚市〇〇、同△△所在の土地において宅地造成工事を実施したことによるものであるとは認められない。

理 由

第1 嘱託事項

原告について別紙1物件目録記載の建物（以下、「原告建物」という。）の基礎、内壁等に損傷が生じたのは、被告らが兵庫県宝塚市〇〇、同△△所在の土地（以下、併せて「本件造成地」という。）において宅地造成工事を実施したことによるものであるか。

第2 事案の概要

原告は、令和元年7月31日、神戸地方裁判所伊丹支部に対し、被告らが、原告建物の敷地である兵庫県宝塚市□□、同××（以下、「原告土地」という。）の東側に隣接する本件造成地において実施した宅地造成工事（以下、「本件工事」という。）に伴い発生した振動及び地盤沈下により、原告建物、外構等に損傷が生じたとして、本件工事を直接行った被告

e に対しては民法 709 条、被告 e に本件工事を発注した被告 f に対しては民法 716 条ただし書、本件工事の設計・監理者である被告 g に対しては民法 709 条に基づき、補修費用等の支払を求める損害賠償請求訴訟（同支部令和元年（ワ）第●号）を提起した。

本件は、同支部から、上記事件に関して、公害紛争処理法 42 条の 32 第 1 項に基づき、当委員会に対してなされた、本件工事と原告建物等の損傷との間の因果関係の存否に係る原因裁定嘱託事件である（令和 4 年 4 月 18 日受付）。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2 つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照）

5 足立区における菓子製造機械等からの振動・低周波音による生活環境被害原因裁定申請事件

（公調委令和 4 年（ゲ）第 4 号・令和 6 年（調）第 5 号事件）

(1) 事件の概要

令和 4 年 4 月 26 日、東京都足立区の住民 1 人から、菓子製造、販売会社の持株会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅に生じているきしみ音や振動による生活環境被害は、被申請人が設置したオフィスの機械等から振動及び低周波音を発生させたことによるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が設置したオフィスの機械等からの振動及び低周波音と申請人宅に生じているきしみ音や振動による生活環境被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するとともに、1 回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和 6 年 7 月 16 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項及び第 42 条の 33 の規定により職権で調停に付し（公調委令和 6 年（調）第 5 号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第 1 回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

6 さいたま市におけるキュービクル等からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委令和 4 年（セ）第 2 号・令和 5 年（調）第 13 号事件）

(1) 事件の概要

令和 4 年 4 月 28 日、埼玉県さいたま市の住民 2 人から、高齢者施設経営会社、建築会社、建設コンサルタント会社及び個人 1 人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。高齢者施設経営会社が、申請人ら宅南側に建築した有料老人ホームに設置したキュービクル（高圧受電設備）等から発生している低周波音を含む騒音により、申請人Aに、頭重感、食欲減退、めまい、動悸、不眠症等の深刻な健康被害が生じ、また、申請人Bは、日々騒音を受け続けるという形で平穩生活権を侵害されているとして、申請人らは、被申請人らに対し、精神的損害の一部として、損害賠償金合計 500 万円を連帯して支払うことを求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、高齢者施設経営会社が申請人ら宅南側に建築した有料老人ホームに設置したキュービクル（高圧受電設備）等から発生している低周波音を含む騒音と、申請人らに生じた深刻な健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1 回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和 5 年 12 月 22 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項の規定により職権で調停に付し（公調委令和 5 年（調）第 13 号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。その後、4 回の調停期日を開催するなど、手続を進め、令和 6 年 8 月 6 日、第 5 回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了した。

7 港区における高層マンション上階からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件 （公調委令和 4 年（ゲ）第 5 号事件）

(1) 事件の概要

令和 4 年 5 月 18 日、東京都港区の住民 1 人から、マンション上階の住民を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい等の健康被害は、被申請人が被申請人宅から発生させた騒音、振動によるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、申請人に生じた健康被害と、被申請人宅で発生する騒音、振動との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、1 回の審問期日を開催するなど、手続を進めたが、令和 6 年 4 月 26 日、本件申請は、公害紛争処理法第 42 条の 27 第 1 項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、同法第 42 条の 33 において準用する第 42 条の 13 第 1 項の規定に基づき、これを却下するとの決定を行い、本事件は終了した。

なお、決定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和 4 年（ゲ）第 5 号 港区における高層マンション上階からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件
--

決 定
(当事者省略)
主 文
申請人の本件裁定申請を却下する。
事実及び理由

第1 当事者が求める裁定

1 申請人

申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい等の健康被害は、被申請人が自宅から発生させた騒音・振動によるものである。

2 被申請人ら

本件申請を却下又は棄却する。

第2 事案の概要

本件は、マンションに居住する申請人が、申請人宅の真上の居室に居住する被申請人からの騒音及び振動によって頭痛、吐き気、めまい等の健康被害が生じたと主張して、被申請人を相手方とし、上記被害の原因が被申請人からの騒音及び振動によるものであるとの原因裁定を求める事案である。

(以下省略)

(決定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件(令和元年度～)」を選択して該当する事件を参照)

8 自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第3号・令和5年(セ)第1号・令和6年(セ)第7号・令和6年(調)第9号事件)

(1) 事件の概要

令和4年6月28日、東京都など7都府県の住民153人から、国(代表者環境大臣)及び自動車メーカー7社を相手方(被申請人。以下、上記国を「被申請人国」、上記自動車メーカー7社を「被申請人メーカーら」という。)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人ら(東京都など7都府県の「自動車NOx・PM法対策地域」に居住している又はしていた住民153人で、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「公害健康被害補償法」という。)の認定を受けていないもの)が、公害健康被害補償法の定める指定疾病である気管支^{ぜん}喘息、慢性気管支炎、肺気腫等の疾病に罹患したのは、被申請人メーカーらが、ディーゼル排気微粒子が深刻な健康影響をもたらすことを認識しながら、排出ガス公害対策が不十分な自動車を大量に製造、販売し、大気汚染を生じさせたことによるものであり、被申請人メーカーらは不法行為による賠償責任を負うとして、また、被申請人国は、自動車排出ガスに関する規制権限の不行使により、国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項による賠償責任を負うとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計1億5300万円を連帯して支払うことを求めるものである。

なお、令和5年5月10日、東京都などの住民9人から、同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり(公調委令和5年(セ)第1号事件)、裁定委員会は、同

年6月21日、これを許可した。

また、令和6年4月22日、東京都などの住民10人から、同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり（公調委令和6年（セ）第7号事件）、裁定委員会は、同年6月3日、これを許可した。

その後、令和6年7月1日、令和4年（セ）第3号事件の申請人9人、令和5年（セ）第1号事件の参加申立人1人から、同年11月25日、令和4年（セ）第3号事件の申請人4人から、それぞれ申請を取り下げの旨の申出があった。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、10回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年12月19日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委令和6年（調）第9号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。その後、2回の調停期日を開催したが、令和7年3月21日、調停を打ち切り、手続を進めている。

9 西宮市における高速道路等からの騒音・振動・低周波音・大気汚染による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委令和4年（セ）第4号事件）

(1) 事件の概要

令和4年7月14日、兵庫県西宮市の住民12人から、国（代表者国土交通大臣）及び高速道路会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが、道路管理者の立場にありながら、国道及び高速道路の供用、竣工^{しゅん}以来一日中車を走行させ、騒音、振動、低周波音及び大気汚染（NO₂、SPM、PM2.5及び降下煤塵^{じん}による大気汚染）を発生させたことにより、申請人らに、喉の痛みや不眠等の健康被害及び自宅の汚れ、ひび割れ等の財産被害が生じたとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計337万7818円を連帯して支払うことを求めるものである（その後、請求金額は376万1124円（令和7年3月末時点）に変更）。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人らが管理する国道及び高速道路から発生する騒音、低周波音、振動及び大気汚染と申請人らに生じた精神的・身体的被害及び財産被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、1回の現地審問期日を開催するなど、手続を進めている。

10 柏市における家屋からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委令和4年（セ）第5号事件）

(1) 事件の概要

令和4年8月1日、千葉県柏市の住民1人から、犬のブリーダー業を営む隣人を相

手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が、申請人宅に隣接する自宅兼アパートで犬のブリーダー業を営み、複数の犬の吠え声による騒音を発生させていることにより、申請人が、精神的苦痛等の健康被害を被り、人格権として保護されるべき健康で平穏な生活を享受する利益を侵害されているとして、慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金 440 万円等の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が、申請人宅に隣接する自宅兼アパートで複数の犬の吠え声による騒音を発生させたことにより、申請人が精神的苦痛等の健康被害を受け、人格権として保護されるべき健康で平穏な生活を享受する利益を侵害されたかについて、専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1 回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和 6 年 12 月 17 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和 4 年（セ）第 5 号 柏市における家屋からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

本件裁定申請を棄却する

事実及び理由

第 1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、440 万円及びこれに対する令和 4 年 1 月 1 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を支払え。

2 被申請人

本件申請を棄却する。

第 2 事案の概要

本件は、被申請人が居住する自宅兼共同住宅と隣接する自宅に居住する申請人が、被申請人は飼育する犬の鳴き声によって騒音を発生させており、その結果、少なくとも令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までの期間（以下「対象期間」という。）、自宅の静ひつな環境が妨害され、不安障害と診断される程の精神的苦痛を被ったと主張して、被申請人に対し、不法行為の規定に基づく損害賠償請求として、慰謝料及び弁護士費用合計 440 万円及びこれに対する不法行為期間（対象期間）の最終日の翌日である令和 4 年 1 月 1 日から支払済みまで民法所定の年 3 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2 つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照）

11 江東区における工場からの化学物質排出に伴う大気汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第7号・令和4年(ゲ)第8号事件)

(1) 事件の概要

令和4年9月29日、東京都江東区の住民1人から、申請人宅に隣接する印刷会社を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、申請人宅に設置されているサッシが腐食したのは、被申請人が、申請人宅の隣に所在する印刷工場に設置した換気口から化学物質を含む空気を外部に排出、拡散させたことによるものであるとして、被申請人に対し、修繕費として損害賠償金126万8300円の支払を求めたものである(その後、請求金額は129万300円に変更)。

原因裁定申請事件は、申請人宅に設置されているサッシに腐食が生じたのは、被申請人が印刷工場から化学物質を排出、拡散させたことによるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が印刷工場から排出、拡散させた化学物質と申請人宅に設置されているサッシの腐食との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めたが、令和6年6月3日、本件申請は、不適法な裁定の申請であり、責任裁定申請については公害紛争処理法第42条の13第1項の、原因裁定申請については同法第42条の33において準用する第42条の13第1項の規定に基づき、これらをいずれも却下するとの決定を行い、本事件は終結した。

なお、決定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和4年(セ)第7号、同(ゲ)第8号 江東区における工場からの化学物質排出に伴う大気汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

決 定

(当事者省略)

主 文

申請人の本件責任裁定申請及び本件原因裁定申請をいずれも却下する。

理 由

第1 当事者が求めた裁定

1 申請人

(1) 責任裁定(公調委令和4年(セ)第7号)

被申請人は、申請人に対し、129万0300円を支払え。

(2) 原因裁定(公調委令和4年(ゲ)第8号)

申請人宅の1階西側に設置されている別紙図面1の窓①の窓枠(「サッシ」ともいう。以下同じ。)に腐食の被害が生じたのは、被申請人が被申請人工場から化学物質を排出し、拡散させたことによるものである。

2 被申請人

(1) 本案前の答弁

主文同旨

(2) 本案の答弁

本件各裁定申請をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

1 本件各裁定申請の要旨

本件は、申請人が、申請人の自宅の隣地に所在する被申請人の工場から排出された化学物質による大気汚染によって、申請人宅の1階に設置されている窓枠に腐食の被害が生じたなどと主張して、被申請人に対し、損害賠償金129万0300円の支払を求める責任裁定の申請をするとともに、上記化学物質の排出と上記財産被害との間の因果関係を認めることを求める原因裁定の申請をした事案である。

(以下省略)

(決定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件(令和元年度～)」を選択して該当する事件を参照)

12 松戸市における工場からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第8号事件)

(1) 事件の概要

令和4年10月18日、千葉県松戸市の住民1人から、申請人宅に隣接する生コンクリート製造会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が、申請人宅に隣接する生コンクリート工場で、パワーショベル、ホイールローダー等の重機と、生コンクリート運搬用のミキサー車の稼働によって騒音を発生させたことにより、申請人が在宅勤務中のリモート会議、日常生活の会話や電話、テレビの聞き取りに不自由を感じ、不快感、イライラ等を感じる、といった生活妨害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金588万7364円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が工場から発生させた騒音と申請人が受けている生活妨害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和7年3月11日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和4年(セ)第8号 松戸市における工場からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

本件裁定申請を棄却する。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、588万7364円を支払え。

2 被申請人

本件申請を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、被申請人が経営する生コンクリート工場の近隣に居住する申請人が、被申請人は同工場でミキサー車、ホイールローダー及び油圧ショベルを稼働するなどして騒音を発生させており、その結果、少なくとも令和2年10月から令和4年9月までの期間（以下「対象期間」という。）、在宅勤務に支障が生じるなど生活環境が妨害され、精神的苦痛を被ったと主張して、被申請人に対し、不法行為の規定に基づく損害賠償請求として、慰謝料等合計588万7364円の支払を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照)

13 足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和4年(ゲ)第10号・令和6年(調)第8号事件)

(1) 事件の概要

令和4年11月4日、東京都足立区の住民2人から、アクセサリー製造等会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じた抑うつ状態、睡眠障害、胃腸障害、体重低下等の健康被害は、被申請人の工場から騒音、低周波音、振動を発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、東京都公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の工場からの騒音、低周波音、振動と申請人らに生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年10月7日、公害紛争処理法第42条の33の規定により準用する同法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(公調委令和6年(調)第8号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第1回調停期日を開催し、同月29日、第2回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

14 神奈川県葉山町におけるヒートポンプ設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和4年(ゲ)第11号事件)

(1) 事件の概要

令和4年11月15日、神奈川県葉山町の住民1人から、隣人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた睡眠障害、圧迫感、頭痛、胸痛、耳の痛み、筋肉痛等の健康被害は、被申請人が被申請人宅に設置したヒートポンプ設備から発生する低周波音によるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、神奈川県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人宅に設置したヒートポンプ設備から発生する低周波音と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めたが、令和6年6月7日、本件申請は、公害紛争処理法第42条の27第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、同法第42条の33において準用する第42条の13第1項の規定に基づき、却下するとの決定を行い、本事件は終結した。

なお、決定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和4年（ゲ）第11号 神奈川県葉山町におけるヒートポンプ設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

決 定
(当事者省略)

主 文
申請人の本件裁定申請を却下する。
事実及び理由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

申請人に生じた睡眠障害、圧迫感、頭痛、胸痛、耳の痛み、筋肉痛などの健康被害は、被申請人が肩書地に設置したヒートポンプ給湯器（以下「本件給湯器」という。）から発生する低周波音によるものである。

2 被申請人

(1) 本案前の答弁

本件裁定申請を却下する。

(2) 本案の答弁

本件裁定申請を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、申請人が、道を挟んで隣家に居住する被申請人が設置した本件給湯器からの低周波音によって睡眠障害、圧迫感、頭痛、胸痛、耳の痛み、筋肉痛などの健康被害が生じたと主張して、被申請人を相手方とし、上記被害の原因が本件給湯器から発生する低周波音によるものである、との原因裁定を求める事案である。

(以下省略)

(決定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照)

15 神戸市における認定こども園からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第9号・令和6年(調)第6号事件)

(1) 事件の概要

令和4年11月24日、兵庫県神戸市の住民2人から、社会福祉法人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が申請人ら宅西側で運営する認定こども園において、朝から閉園時まで、受忍限度をはるかに超える騒音(園庭で遊ぶ園児の叫び声(金切り声))を恒常的に発生させたことにより、申請人Aは資格取得のための勉強ができないだけでなく、自律神経失調症を発症し、不眠、動悸、倦怠感、頭痛等の症状により安定剤の服用を余儀なくされるなど、耐えがたい精神的苦痛を被り、また、申請人Bも、就寝時以外の大半をリビングで過ごすため、精神的苦痛を受けていることから、申請人らは、被申請人に対し、騒音緩和のために自費で設置した二重窓の工事費用及び慰謝料として、損害賠償金合計310万円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の運営する認定こども園からの騒音と申請人らが受けている精神的苦痛との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年7月19日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(公調委令和6年(調)第6号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第1回調停期日を開催し、同年8月9日、第2回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

16 武蔵野市におけるエネファーム等からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和4年(ゲ)第13号事件)

(1) 事件の概要

令和4年12月23日、東京都武蔵野市の住民1人から、近隣の住民2人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた適応障害という健康被害は、被申請人ら宅に設置されている家庭用燃料電池コージェネレーションシステム及びエアコン室外機から騒音、低周波音、振動を発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、申請人に生じた健康被害と被申請人ら宅に設置されている家庭用燃料電池コージェネレーションシステム及びエアコン室外機からの騒音、低周波音、振動との因果関係に関する専門的事項

を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めたが、令和6年5月17日、本件申請は、公害紛争処理法第2条及び環境基本法第2条第3項に定める「公害」に係る紛争や公害紛争処理法第42条の27第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとしてその欠陥を補正することができないものであるから、同法第42条の33において準用する第42条の13第1項の規定に基づき、これを却下するとの決定を行い、本事件は終結した。

なお、決定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和4年(ゲ)第13号 武蔵野市におけるエネファーム等からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件

決 定
(当事者省略)
主 文
申請人の本件裁定申請を却下する。
理 由

第1 当事者が求める裁定

1 申請人

申請人に生じた適応障害という健康被害は、被申請人ら宅と申請人宅との間の敷地境界のうち被申請人ら宅側の敷地境界近傍にそれぞれ設置されている家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(以下「本件エネファーム」という。)及びエアコン室外機(以下「本件室外機」といい、「本件エネファーム」と併せて「本件エネファーム等」という。)から騒音、低周波音及び振動を発生・拡散させたことによるものである、との裁定を求める。

2 被申請人ら

本件裁定申請を棄却する、との裁定を求める。

第2 事案の概要

1 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがなく、掲記の証拠及び手続の全趣旨により容易に認められる。

(以下省略)

(決定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件(令和元年度～)」を選択して該当する事件を参照)

17 荒川区における建築工事に伴う振動による財産被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第2号・令和7年(調)第4号事件)

(1) 事件の概要

令和5年5月10日、東京都荒川区の住民1人から、建築会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が申請人が所有する建物の隣地において行ったマンション新築工事に伴う強い振動により、同建物の広範囲にわたって飛散汚れが生じ、同建物の1階部分にある自宅玄関前のコンクリート部分にクラック、貸店舗の出入口のガラス戸等にひびが発生したとして、被申請人に対し、損害賠償金599万3951円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が申請人が所有する建物の隣地において行ったマンション新築工事に伴う強い振動と同建物に生じている飛散汚れ、クラック及びひびとの因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和7年3月17日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委令和7年（調）第4号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。その後、1回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

18 中野区における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件

（公調委令和5年（ゲ）第4号事件）

(1) 事件の概要

令和5年6月26日、東京都中野区の住民2人から、中野区及び解体工事会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人ら宅に生じた多数の壁、天井のひび割れ、風呂場の目地割れ、外壁の目地切れ、外壁のズレ、開口のクラック、駐車場のコンクリート割れ、玄関建具の開閉不良等、家屋調査で確認された家屋損壊は、中野区が小学校新校舎整備に伴い発注し、解体工事会社が行った旧法務省矯正研修所等の解体工事で発生した振動によるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が行った解体工事で発生した振動と申請人ら宅に生じた壁、天井のひび割れ、風呂場の目地割れ、外壁の目地切れ、外壁のズレ、開口のクラック、駐車場のコンクリート割れ、玄関建具の開閉不良等、家屋調査で確認された家屋損壊との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めたが、令和7年3月21日、申請人らから申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

19 流山市における道路拡張工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和5年（セ）第4号事件）

(1) 事件の概要

令和5年6月27日、千葉県流山市の住民1人から、流山市を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が所管する申請人宅の西側にある道路の拡張工事の現場で重機等を稼働させたことにより、騒音、振動、粉じんを発生させている。申請人は、これらに長時間さらされたため、精神的苦痛により不安定狭心症を罹患し、また、長期間にわたる本工事のため、個人事業主として在宅で行う仕事が減り、収入が減少するなどの健康被害及び財産被害が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金4218万1702円の支払を求めたものである（その後、請求金額は3278万

1702 円に変更)。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するなど、手続を進めたが、令和6年4月15日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和5年(セ)第4号 流山市における道路拡張工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

裁 定
(当事者省略)

主 文
申請人の本件裁定申請を棄却する。
事実及び理由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、3278万1702円を支払え。

2 被申請人

本件申請を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、申請人が、被申請人が行うf跨(こ)線橋道路拡幅改良事業(以下「本件事業」という。)に関連する工事によって騒音及び振動が発生し、不安定狭心症を発症したと主張して、被申請人に対し、不法行為に基づく損害賠償の支払を求める責任裁定申請事件である。(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件(令和元年度～)」を選択して該当する事件を参照)

20 川口市における工場からの悪臭・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第5号事件)

(1) 事件の概要

令和5年7月18日、埼玉県川口市の住民1人から、自身が経営する会社の事務所及び工場と自宅を兼ねた建物に隣接する金属製造会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が経営する金属製造工場(以下「被申請人工場」という。)から発生する悪臭、振動、粉じん(金属粉)により、申請人は、多大な精神的・身体的被害及び生活上の被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金330万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人工場から発生する悪臭、振動、粉じんと申請人が訴える被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任するなど、手続を進めている。

21 鎌ケ谷市における病院の空調設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第6号事件)

(1) 事件の概要

令和5年7月18日、千葉県鎌ケ谷市の住民2人から、医療法人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らの近隣で被申請人が運営している病院の屋上に設置されている空調設備から音(定義上、いわゆる低周波音には該当しないが、非常に低い音)を発生させたことにより、申請人らは、不眠、頭痛、神経性胃炎、イライラ感等に悩まされ続け、かつては内科、胃腸科の医院に通院するなど、多大な精神的・身体的被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計660万円等の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、専門委員1人を選任するなど、手続を進めたが、令和6年7月1日、申請人らの本件裁定申請は、いずれも実質的には既に確定した判決と同一の紛争を蒸し返すもので信義則に反する不適法な裁定の申請であり、その欠陥を補正することができないものであるから、公害紛争処理法第42条の13第1項の規定に基づき、これを却下するとの決定を行い、本事件は終結した。

なお、決定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和5年(セ)第6号鎌ケ谷市における病院の空調設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

決 定

(当事者省略)

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも却下する。

理 由

第1 当事者の求める裁定の趣旨

1 申請人ら

(1) 被申請人は、申請人aに対し、330万円及びこれに対する令和5年7月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

(2) 被申請人は、申請人bに対し、330万円及びこれに対する令和5年7月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

2 被申請人

(1) 本案前の答弁

主文同旨

(2) 本案の答弁

本件裁定申請をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

本件は、被申請人が運営する病院の近隣に居住する申請人らが、同病院の建物の屋上に設置された空調設備から発生した1/3オクターブバンド周波数分析による125Hzのバンドの音により、精神的苦痛及び身体的苦痛を被ったと主張して、被申請人に対し、不法行為の規定に基づく損害賠償請求として、申請人らそれぞれにおいて、慰謝料300万円及び弁護士費用30万円並びにこれに対する遅延損害金の支払を求める責任裁定の申請をした事案である。(以下省略)

(決定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ)

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照）

22 町田市におけるレンタルスタジオからの低周波音及び振動による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和5年（セ）第7号事件）

(1) 事件の概要

令和5年7月18日、東京都町田市の住民2人から、隣接するレンタルスタジオ経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が、レンタルスタジオを経営し、人の身体に悪影響を与える程度の低周波音及び振動を発生させるような教室等を開催する団体に上記レンタルスタジオを利用させたことにより、その低周波音及び振動が申請人ら宅内に伝わり、申請人らは多大な精神的・身体的苦痛を被ったとして、被申請人に対し、損害賠償金合計660万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営するレンタルスタジオから発生する低周波音及び振動と、申請人らが被った多大な精神的・身体的苦痛との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

23 八王子市における換気システム等からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和5年（ゲ）第6号事件）

(1) 事件の概要

令和5年7月21日、東京都八王子市の住民2人から、近隣の住民2人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに日常的に生じている頭痛、不眠症等の健康被害は、被申請人らが自宅に設置しているエコキュート、ロスガード、蓄電池、床暖房の室外機、エアコン室外機、パワーコンディショナー及び太陽光パネル設備から発生している低周波音、高周波音等の騒音並びに振動によるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人ら宅から発生している騒音と申請人らが受けている健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

24 座間市における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第7号事件)

(1) 事件の概要

令和5年7月27日、神奈川県座間市の住民2人から、製造会社(被申請人株式会社A)及び解体業者(被申請人株式会社B)を相手方として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らの住居に生じた、建物基礎のクラック、駐車場の土間部分の隙間及び土間の上にあるブロックのひび割れ等の財産被害は、被申請人株式会社Aの手配した被申請人株式会社Bによる解体工事が原因である、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人株式会社Aの手配した被申請人株式会社Bによる解体工事と申請人らの住居に生じた財産被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和7年3月25日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終了した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和5年(ゲ)第7号 座間市における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件
裁 定 (当事者省略) 主 文 申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。 事 実 及 び 理 由
第1 当事者の求める裁定の趣旨
1 申請人ら 申請人らの自宅の基礎に生じた次の損傷は、被申請人aが手配した被申請人bが実施した建物解体工事によって生じた振動によるものである。 (1) 建物基礎(内外クラック20か所以上) (2) 駐車場の土間部分の隙間(2mm前後から、全体的に隙間が多く発生) (3) 土間の上にあるブロックのひび割れ、基礎立ち上がり部分つなぎ目のひび
2 被申請人ら (1) 本案前の答弁 申請人らの本件裁定申請をいずれも却下する。 (2) 本案の答弁 主文同旨
第2 事案の概要 本件は、被申請人aから依頼を受けて被申請人bが建物解体工事を行った敷地の隣地に居住する申請人らが、同工事によって発生した振動によって、申請人ら宅の建物基礎にクラック(ひび)が入るなどの損傷が生じたなどと主張して、原因裁定の申請をする事案である。 (以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ)

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照）

25 葛飾区における介護施設からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和5年（セ）第8号・令和6年（調）第7号事件）

(1) 事件の概要

令和5年8月1日、東京都葛飾区の住民1人から、隣接する医療法人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が経営する介護施設の運営に伴う騒音（従業員やクリーニング業者等の車両の走行音、従業員の話し声、従業員の業務等に伴って発生する騒音）により、申請人は著しい精神的苦痛等を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年8月27日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委令和6年（調）第7号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同年9月10日、第1回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

26 横浜市における室外機等からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和5年（セ）第9号・令和7年（調）第3号事件）

(1) 事件の概要

令和5年8月1日、神奈川県横浜市の住民2人から、近隣のスーパーマーケット経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が経営しているスーパーマーケットの建物の屋外に設置し、稼働させている空調機並びに冷凍及び冷蔵庫の室外機から発生する低周波音により、申請人らが多大な精神的・肉体的苦痛を被ったとして、被申請人に対し、損害賠償金合計660万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営しているスーパーマーケットの建物の屋外に設置し、稼働させている空調機並びに冷凍及び冷蔵庫の室外機から発生する低周波音と、申請人らが被った精神的・肉体的苦痛との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和7年3月7日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権

で調停に付し（公調委令和7年（調）第3号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。その後、1回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

27 渋谷区における換気設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和5年（セ）第10号・令和7年（調）第2号事件）

(1) 事件の概要

令和5年8月4日、東京都渋谷区の住民1人から、近隣の飲食店経営会社2社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅の近隣で被申請人らが経営する飲食店のファン及びダクトの稼働音（騒音）により、申請人が多大な精神的・心理的苦痛を被り、また、自宅において仕事に集中できなくなり収入が減少したなどとして、被申請人らに対し、損害賠償金532万9296円を連帯して支払うことを求めるものである（その後、請求金額は888万2160円（令和7年3月末時点）に変更）。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、東京都公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人らが経営する飲食店のファン及びダクトの稼働音（騒音）と、申請人が被った多大な精神的・心理的苦痛等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和7年2月13日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委令和7年（調）第2号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。その後、1回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

28 一宮市における工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件

（公調委令和5年（ゲ）第8号事件）

(1) 事件の概要

令和5年8月29日、愛知県一宮市の住民2人から、隣接する工場を所有するプラスチック金型製造会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人ら各自宅の屋根等が錆びつく、自動車に鉄粉が付着する、エアコン等の家電製品が故障する等の被害が生じたのは、被申請人が所有する工場から飛散する粉じん（鉄粉）によるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が所有する工場から飛散する粉じん（鉄粉）と申請人ら各自宅の屋根等が錆びつく、自動車に鉄粉が付着する、エアコン等の家電製品が故障する等の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

29 北斗市における事業所からの大気汚染・悪臭による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第11号事件)

(1) 事件の概要

令和5年10月27日、北海道北斗市の住民1人、東京都港区の住民1人及び千葉県市原市の住民1人(申請人らは家族である。)から、石油会社2社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人ら宅の近隣の事業所で、被申請人らが稼働させているディーゼル発動機から排出させている排出ガスの悪臭や有害物質により、申請人らは、鼻血、頭痛及び不眠に悩まされるなど生活の平穩を脅かされ、居宅において通常の生活を送ることができず、多大な健康被害及び精神的苦痛を被ったほか、転居等も必要になったとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計3000万円を連帯して支払うことを求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、北海道公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めたが、令和7年1月30日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和5年(セ)第11号 北斗市における事業所からの大気汚染・悪臭による健康被害責任裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁定の趣旨

1 申請人ら

- (1) 被申請人らは、連帯して、申請人aに対し、1000万円を支払え。
- (2) 被申請人らは、連帯して、申請人bに対し、1000万円を支払え。
- (3) 被申請人らは、連帯して、申請人cに対し、1000万円を支払え。

2 被申請人ら

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、被申請人dの子会社である被申請人eが運営している事業所の近隣に居住するなどしていた申請人らが、同事業所内のディーゼル発電機から生じる悪臭及び有害なガスによって、健康被害が生じ精神的苦痛を被ったなどと主張して、被申請人らに対し、不法行為の規定に基づく損害賠償請求として、連帯して、申請人a及び申請人bに対してはそれぞれ152万3100円(慰謝料1000万円、転居費用61万円、交通費360万円及び移転後の住居費101万3100円の合計)及びその10%の弁護士費用(その総合計は1674万5410円となる。)の一部請求として、申請人cに対しては慰謝料として、申請人らそれぞれに対して1000万円を支払え、との裁定を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照）

30 北茨城市における鉄加工工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件及び同責任裁定申請事件

（公調委令和5年（ゲ）第10号・令和6年（セ）第1号事件）

(1) 事件の概要

令和5年11月27日、茨城県北茨城市の住民1人（申請人A）から、鉄加工会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人Aの所有する住宅及び自動車に生じた鉄粉の付着による被害並びにそれに伴う錆^{さび}の被害は、被申請人が操業している工場から鉄粉を発生、拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

その後、令和6年1月4日、同市の住民1人（申請人B）から、上記被申請人が操業する工場が鉄粉を含む粉じんを発生させたことにより、申請人Bの所有する自動車、駐車場、雨どい等に粉じんによる汚れが生じ、洗車や清掃等が必要になったとして、被申請人に対し、損害賠償金70万3155円の支払を求める、との責任裁定の申請があった（令和6年（セ）第1号事件）。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、令和6年2月9日、同原因裁定申請事件及び同責任裁定申請事件を併合することを決定し、被申請人が操業している工場が発生、拡散させた鉄粉と申請人らの所有する住宅、自動車等に生じた鉄粉の付着による被害並びにそれに伴う錆の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

31 栃木県上三川町における飲食店からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和5年（ゲ）第11号事件）

(1) 事件の概要

令和5年12月1日、栃木県上三川町の住民1人から、飲食店経営会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた睡眠障害等の健康被害は、被申請人が経営する飲食店の屋外照明から発せられる光及び排気ダクトからの騒音によるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、令和6年5月16日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

32 横浜市における飲食店からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第12号事件)

(1) 事件の概要

令和5年12月4日、東京都大田区の住民1人(飲食店経営者)から、神奈川県横浜市の飲食店経営者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。横浜市で飲食店を経営する申請人に生じた吐き気、喉及び肺の痛み、咳の症状等の健康被害は、被申請人が経営する飲食店から排出、拡散される悪臭及び排気に含まれる有害物質によるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する飲食店から発生させている悪臭及び排気に含まれる有害物質と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

33 仙台市における病院からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第12号・令和7年(調)第1号事件)

(1) 事件の概要

令和5年12月11日、宮城県仙台市の住民1人から、独立行政法人地域医療機能推進機構を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が運営する病院にて発生させている、業務用ガス給湯器からの低周波音、敷地内建屋空調設備及び車やストレッチャー等による騒音により、申請人は、気分がいらいらし、滅入^めるなど精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、慰謝料として損害賠償金10万円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が運営する病院にて発生させている業務用ガス給湯器からの低周波音、敷地内建屋空調設備等による騒音と、申請人が受けている精神的苦痛との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、現地確認等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和7年1月29日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(公調委令和7年(調)第1号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第1回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

34 名古屋市における小売店舗からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第13号事件)

(1) 事件の概要

令和5年12月27日、愛知県名古屋市の住民1人から、隣接するスーパーマーケット経営会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた低周波音の圧迫感等による不眠症、ストレス性胃炎、体重減少等の健康被害は、被申請人が経営する店舗の屋上にある室外機から低周波音を発生させたことによるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する店舗の室外機から発生させた低周波音と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

35 伊丹市における卸売会社からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和6年（ゲ）第1号・令和7年（調）第5号事件）

(1) 事件の概要

令和6年1月9日、兵庫県伊丹市の住民1人から、卸売会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた精神的苦痛、睡眠不足等の健康被害は、被申請人会社が騒音を発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、兵庫県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の会社が騒音を発生、拡散させたことと申請人に生じた精神的苦痛、睡眠不足等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和7年3月25日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び第42条の33により職権で調停に付し（公調委令和7年（調）第5号事件）、裁定委員会が自ら処理することとし、手続を進めている。

36 港区におけるマンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和6年（セ）第2号事件）

(1) 事件の概要

令和6年1月31日、東京都港区の住民1人から、マンション上階の住民1人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅の直上に所在する被申請人の住居から発生する騒音により、申請人が多大な精神的・肉体的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、慰謝料として損害賠償金440万円等の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、令和6年8月19日、本件申請は、公害紛争処理法第42条の12第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、同法第42条の13第1項の規定に基づき、これを却下するとの決定を行い、本事件は終了した。

なお、決定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和6年（セ）第2号 港区におけるマンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	
	決 定 (当事者省略) 主 文 本件裁定申請を却下する。 事実及び理由
第1 当事者の求める裁定	
1 申請人	被申請人は、申請人に対し、440万円及びこれに対する令和6年1月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
2 被申請人	本件申請を棄却する。
第2 事案の概要	本件は、マンションに居住する申請人が、申請人宅の真上の居室に居住していた被申請人からの騒音によって精神的及び肉体的苦痛を受けたと主張して、被申請人を相手方とし、不法行為に基づく損害賠償の支払を求める責任裁定申請事件である。 (以下省略)

(決定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終了した公害紛争事件(令和元年度～)」を選択して該当する事件を参照)

37 鎌倉市における室外機からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年（ゲ）第2号事件)

(1) 事件の概要

令和6年2月13日、神奈川県鎌倉市の住民1人から、隣人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた不快感、圧迫感、睡眠障害等の身体的被害は、被申請人宅に設置しているエアコン室外機から低周波音を発生させたことによるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、神奈川県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人宅に設置しているエアコン室外機から低周波音を発生させたことと申請人に生じた不快感、圧迫感、睡眠障害等の身体的被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、

事務局による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、同年10月7日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和6年(ゲ)第2号 鎌倉市における室外機からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件
裁 定 (当事者省略)
主 文 申請人の本件裁定申請を棄却する。
事 実 及 び 理 由
第1 当事者の求める裁定
1 申請人 申請人に生じている不快感、圧迫感、睡眠障害等の身体的被害は、被申請人が同人の自宅敷地内に設置しているエアコン室外機から発生し、申請人の自宅内に伝搬している低周波音によるものである、との裁定を求める。
2 被申請人 本件裁定申請を棄却する、との裁定を求める。
第2 事案の概要
本件は、申請人が、同人の自宅(以下「申請人宅」という。)の近隣にある被申請人の自宅(以下「被申請人宅」という。)に備え付けられたエアコン室外機(以下「本件室外機」という。)から発生する低周波音により、前記第1の1の健康被害が生じたなどと主張して、原因裁定の申請をする事案である。
(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件(令和元年度～)」を選択して該当する事件を参照)

38 足立区における配管工事に伴う騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第3号事件)

(1) 事件の概要

令和6年3月14日、東京都足立区の住民1人から、東京都を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人の行う配管工事に伴う騒音や振動により、申請人は、眠れず、歯肉の腫れや痛み、口内炎、胃痛が生じ、また、咳が止まらず、咳喘息と診断された。さらに、左足の薬指のしびれや歯周病の通院治療、睡眠障害のため心療内科へ通院し睡眠薬を処方され服用することとなったとして、被申請人に対し、治療費、慰謝料等として損害賠償金64万4458円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、配管工事に伴う騒音や振動と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

39 江東区における超高層マンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第4号事件)

(1) 事件の概要

令和6年3月26日、東京都江東区の住民2人から、超高層マンション上階の住民を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人ら宅の真上に存在する被申請人宅から発生する騒音により、睡眠時間を削られ極度の睡眠不足となり、申請人Aは適応障害、申請人Bは抑うつ状態と診断され、精神的苦痛を受けたほか、騒音に耐えきれず引越しが必要となったとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金314万円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、令和6年7月30日、本件申請は、公害紛争処理法第42条の12第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、公害紛争処理法第42条の13第1項の規定に基づき、これらをいずれも却下するとの決定を行い、本事件は終結した。

なお、決定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和6年(セ)第4号 江東区における超高層マンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

決 定

(当事者省略)

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも却下する。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

被申請人は、申請人らに対し、314万円を支払え。

2 被申請人

本件裁定申請を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、マンションに居住していた申請人らが、申請人ら宅の真上の居室に居住していた被申請人からの騒音によって精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金314万円の支払を求めるとの責任裁定を求める事案である。

(以下省略)

(決定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件(令和元年度～)」を選択して該当する事件を参照)

40 羽島市における工場からの粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第5号事件)

(1) 事件の概要

令和6年4月17日、岐阜県羽島市の住民2人から、建材等製造販売会社を相手方

(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人の運営する工場の近隣に所在した就業先である作業所において、紋紙作成等の業務に従事していた者が、工場から飛散した石綿粉じんにはく露したことにより、悪性胸膜中皮腫に罹患し死亡するに至ったとして、その者の相続人である申請人らが、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金合計 3300 万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めている。

41 横浜市におけるクリーニング店からの悪臭被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第6号・令和6年(調)第4号事件)

(1) 事件の概要

令和6年4月19日、神奈川県横浜市の住民1人から、クリーニング店経営者を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が申請人宅の南側にクリーニング業を営むために化石燃料を焚くボイラーを設置し、稼働させ、排気ガスによる悪臭を発生させたことにより、申請人は、長きにわたり日常生活において悪臭による苦痛を与えられ、コロナ禍では必要な換気ができず、エアコンのための電気代もかさんだとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金 33 万円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、神奈川県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年7月9日、公害紛争処理法第42条の24第1項により職権で調停に付し(公調委令和6年(調)第4号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第1回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

42 国外研究施設からのウイルス拡散による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第5号事件)

(1) 事件の概要

令和6年4月25日、宮城県利府町の住民1人から、中華人民共和国を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた新型コロナウイルス感染拡大に基づく健康被害は、平成28年頃から令和元年11月頃にかけて、被申請人が、旧中国科学院武漢ウイルス研究所(通称)及び当該近郊地で新型コロナウイルス感染拡大を目的とした組織的かつ計画的な予備行為を為したことによるものであり、また、同時期

に、被申請人が細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約第1条ないし第5条違反、生物の多様性に関する条約第3条違反並びに第19条第4項違反、生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカタルヘナ議定書第25条違反に基づく本件国際法違反を黙認して新型コロナウイルスを拡散させた中華人民共和国における形骸化された法治主義によるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、令和6年5月28日、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結した。

43 東大阪市における飲食店からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和6年（セ）第8号事件）

(1) 事件の概要

令和6年4月26日、大阪府東大阪市の住民1人から、飲食店経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の自宅兼店舗の隣に所在する被申請人が経営する店舗に設置されている換気扇及びダクトから発生する低周波音により、申請人は、耳鳴り、耳籠り、頭痛、首から上の腫れ及びしびれを感じ、低周波音を感じる場所では眠ることができず、その後、うつ病を発症して心療内科、精神科に通院し、抑うつ神経症と診断されるなど、精神的・肉体的苦痛を被ったとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金440万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する店舗に設置されている換気扇及びダクトから発生する低周波音と、申請人が被った精神的・肉体的苦痛との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

44 葛飾区における解体工事に伴う騒音・振動・悪臭による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和6年（セ）第9号事件）

(1) 事件の概要

令和6年6月20日、東京都葛飾区の住民3人から、建物解体会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が行った申請人ら宅の至近距離にある家屋の解体工事により、申請人らは、睡眠ができないほどの騒音、物が落下する程度の振動及び建材等のものと思われる悪臭の被害を受け、また、疾病療養が妨害されるだけでなく、血圧の上昇、動悸、睡眠不足等の受忍限度を超える被害及び精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、慰謝料として損害賠償金合計90万円の支払を求

めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和7年2月18日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和6年（セ）第9号 葛飾区における解体工事に伴う騒音・振動・悪臭による健康被害責任裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁定の趣旨

1 申請人ら

(1) 被申請人は、申請人 a に対し、30万円を支払え。

(2) 被申請人は、選定者 b に対し、30万円を支払え。

(3) 被申請人は、選定者 c に対し、30万円を支払え。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、被申請人が建物解体工事を行った敷地の隣地に居住する申請人らが、同解体工事から生じる騒音、振動及び悪臭によって、申請人らに健康被害が生じ精神的苦痛を被ったなどと主張して、被申請人に対し、不法行為の規定に基づく損害賠償請求として、申請人らそれぞれに対して慰謝料30万円を支払え、との裁定を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照）

45 福井県若狭町における飲食店等からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年（セ）第10号事件)

(1) 事件の概要

令和6年7月8日、福井県若狭町の住民1人から、申請人宅の道路を隔てた真向かいに所在する飲食店の経営者を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が、飲食店等（パン製造工場、パン販売所及びカフェ）を開業以来、客との話し声、店への誘導の声、客を見送る際の声、客の車による駐停車音、発進音及びアイドリング音等の騒音を発生させ、また、申請人に対し不誠実な対応をしたことにより、申請人は、急性ストレス障害、適応障害及び不眠症と診断され、生活や仕事に支障が出ており、通院治療しているとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金58万6530円の支払を求めたものである（その後、請求金額は69万8760円に変更）。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、令和6年11月28日、本件申請は、公害紛争処理法2条及び環境基本法2条3項に定める「公害」に係る紛争や公害紛争処理法42条の12第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、同法第42条の13第1項の規定に基づき、これを却下するとの決定を行い、本事件は終結した。

なお、決定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和6年（セ）第10号 福井県若狭町における飲食店等からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	
決 定 （当事者省略） 主 文 申請人の本件裁定申請を却下する。 事実及び理由	
第1	当事者の求める裁定
1	申請人 被申請人は、申請人に対し、69万8760円を支払え。
2	被申請人
(1)	本案前の答弁 主文同旨
(2)	本案の答弁 本件裁定申請を棄却する。
第2	事案の概要
本件は、申請人が、同人の住居（以下「申請人宅」という。）の隣地において被申請人がパン屋を営業することによって発生した騒音により、申請人に急性ストレス障害、適応障害、不眠症等の健康被害が生じたと主張して、被申請人は申請人に対し損害賠償金69万8760円を支払えとの責任裁定を求める事案である。 （以下省略）	

（決定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照）

46 さいたま市における工場からの騒音被害責任裁定申請事件

（公調委令和6年（セ）第11号・令和6年（セ）第16号事件）

(1) 事件の概要

令和6年7月11日、埼玉県さいたま市の住民1人から、スクラップ加工工場経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人は、申請人宅の北東側にスクラップ加工工場（以下「本件工場」という。）を操業開始以来、毎日十数台の大型貨物車両に山積みにして搬入させた金属スクラップの荷下ろし作業により、コンクリートと金属資材が衝突して爆撃音相当の音を発生させており、また、本件工場内のせん断機での金属スクラップの落下時の衝撃音、バックホウ（重機）数台の稼働、移動時のエンジン音並びに金属資材の移動及び落下時の激しい金属音及び衝撃音を発生させている。

このため、申請人は、昼間に絶え間なく騒音を受け、本件工場終業後も騒音感が残り、夜は眠れず、精神的苦痛及びイライラ感が続いているとして、被申請人に対し、慰謝料として損害賠償金 504 万 6000 円の支払を求めるものである。

なお、令和 6 年 11 月 12 日、本件工場の近隣住民 23 人から、同一原因による被害を主張する参加の申立てがあった（公調委令和 6 年（セ）第 16 号事件）。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人のスクラップ加工工場からの操業時の騒音と申請人に生じた精神的苦痛の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

47 小林市における国道からの振動・地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件

（公調委令和 6 年（セ）第 12 号事件）

(1) 事件の概要

令和 6 年 8 月 19 日、宮崎県小林市の住民 1 人から、宮崎県を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。宮崎県が管理する国道を通行する大型車両の振動により、申請人宅の地盤が傾き、申請人宅基礎部分に亀裂が入り、申請人宅の地盤沈下した側の支柱がくの字に曲がり始めるといった被害及び振動による不安や精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、建物補修費用及び慰謝料として損害賠償金 1070 万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が管理する国道を通行する大型車両の振動と、申請人宅の地盤沈下等の被害及び申請人に生じた不安や精神的苦痛との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任するなど、手続を進めている。

48 世田谷区における野球場からの騒音被害原因裁定申請事件

（公調委令和 6 年（ゲ）第 6 号事件）

(1) 事件の概要

令和 6 年 8 月 27 日、東京都世田谷区の住民 1 人から、東京都を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた平穏な日常生活の阻害による不安、不眠、不快感等の精神的な健康被害及び在宅で行う仕事への経済的被害は、被申請人が増改築した公園内にある野球場からの騒音によるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が増改築した公園内にある野球場からの騒音と申請人に生じた精神的な健康被害及び在宅で行

う仕事への経済的被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

49 大阪市における解体工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第7号事件)

(1) 事件の概要

令和6年9月19日、大阪府大阪市の飲食店経営会社から、総合商社及び工事請負契約を締結した建設会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が所有する建物に生じた南側隣接地にかける傾斜は、南側隣接地にて被申請人が行った解体工事によるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が行った解体工事と申請人が所有する建物に生じた傾斜との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

50 阿波市における工場からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第13号事件)

(1) 事件の概要

令和6年10月4日、徳島県阿波市の住民4人から、建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が申請人ら宅西側にて操業する工場(以下「本件工場」という。)内で、集塵機、パネルソー、釘打ち機及びハンマーの機械(以下「本件機械」という。)を稼働させて、騒音を発生させたことにより、申請人らは、毎日長時間にわたり本件機械や作業に伴う騒音にさらされ体調不良となり、本件工場操業終了後もストレスにより夜に眠れない状態が続いているなどとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金合計330万6340円の支払を求めるものである(その後、請求金額は561万340円(令和7年3月末時点)に変更)。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

51 豊島区における給湯器からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第8号事件)

(1) 事件の概要

令和6年10月21日、東京都豊島区の住民1人から、不動産会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた吐き気、頭がジンジンとしびれ

るような症状等の健康被害は、被申請人が管理するアパートにおいて、低周波音を発生させる給湯器（又はボイラー）を稼働させていることによるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

52 熊本市における飲食店からの悪臭・騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第14号事件)

(1) 事件の概要

令和6年11月7日、熊本県熊本市の住民2人から、隣接する飲食店経営者を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、被申請人が経営する飲食店から発生する悪臭、騒音、振動及び地響きにより、精神的・肉体的被害を受けているほか、申請人Aは令和5年4月に大腸憩室出血のため、令和6年1月に下部消化管出血のため、緊急入院し、また、申請人Bは吐き気、嘔吐^{おうと}、睡眠障害、ストレス、不安感等の症状で現在も通院しているとして、被申請人に対し、慰謝料として、損害賠償金合計600万円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、責任裁定をすることが相当でない認められることから、令和6年12月17日、公害紛争処理法第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結した。

53 愛知県蟹江町における解体工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第15号・令和6年(セ)第17号事件)

(1) 事件の概要

令和6年11月8日、愛知県蟹江町の住民1人から、鉄工所、鉄工所の代表清算人ら3人及び建物解体会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。鉄工所の代表清算人ら3人が申請人宅北側に建築した鉄工所を、建物解体会社に解体させた解体工事（以下「本件工事」という。）において、大型重機で石綿含有の可能性が高い壁を破砕し、申請人宅側の防護幕の上から落として粉砕、破砕等をして、騒音、振動、粉じんを発生させたことにより、申請人は、本件工事時はイヤーマフを装着しなければ生活できず、耳の聞こえが悪くなり耳鼻科に通院し、また、本件工事終了後も跡地にある破砕物からのアスベスト飛散の危険へのストレスにさらされ夜も寝られず、メニエール症候群に罹患し通院することとなり、健康的被害及び精神的苦痛を受けているとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計89万4950円を連帯して支払うことを求めるものである。

その後、令和6年11月14日、同申請人から、愛知県及び愛知県蟹江町を相手方（被申請人）として、被申請人らが、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法

律」（平成12年法律第104号）第10条第1項に基づく建物解体工事に関する虚偽の届出書を受領し、近隣住民からの苦情や申請人が提示した本件工事現場で採取したスレート片がアスベスト含有であったことを示す分析結果から、本件工事現場跡地にアスベストスレートが不法投棄されていることを知りながら、適正な立入りや検査を行わず、アスベストスレートはないと認定して放置していることにより、本件工事現場跡地に隣接する申請人宅に居住する申請人は、アスベストを3年間吸い続け精神的苦痛を受けたとして、被申請人らに対し、損害賠償金4万円を連帯して支払うことを求める、との責任裁定の申請があった（令和6年（セ）第17号）。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、令和6年12月18日、これら責任裁定申請事件を併合することを決定し、手続を進めている。

54 岡山市における飲食店からの悪臭による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和6年（ゲ）第9号事件）

(1) 事件の概要

令和6年12月2日、岡山県岡山市の住民1人から、飲食店経営会社及び個人2人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた吐き気、不快感、苦痛、不眠等の健康被害及び申請人宅にネズミが発生する被害は、被申請人らが経営する飲食店から高濃度の調理排煙（アンモニア、硫化水素等）による悪臭が発生、拡散させていることによるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

55 横浜市における騒音・振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和6年（ゲ）第10号事件）

(1) 事件の概要

令和6年12月10日、神奈川県横浜市の住民1人から、隣接する住民6人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた胸痛、動悸、頭部痛、めまい、視覚障害、アレルギー等の健康被害は、被申請人ら宅及び被申請人らが設置した電磁波発生機器により騒音、振動、低周波音が発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、令和7年2月18日、本件申請は、公害紛争処理法第42条の27第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、同法第42条の33において準用する第42条の13第1項の規定に基づき、これを却下するとの決定を行い、本事件は終結した。

なお、決定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和6年（ゲ）第10号 横浜市における騒音・振動・低周波音による健康被害原因裁定
申請事件

決 定
(当事者省略)
主 文
本件裁定申請を却下する。
事実及び理由

第1 申請人の求める裁定

申請人に生じた、胸痛、動悸(き)、頭部痛、めまい、視覚障害、アレルギー等の健康被害は、被申請人宅及び被申請人らが設置した電磁波発生機器による騒音、振動、低周波を発生・拡散させたことによるものであるとの裁定を求める。

第2 事案の概要

本件は、申請人が、申請人宅の近隣に居住する被申請人らが設置した電磁波発生機器から騒音、振動及び低周波音が発生し、これにより胸痛、動悸、頭部痛、めまい、視覚障害、アレルギー等の健康被害が生じたと主張して、被申請人らを相手方とし、上記健康被害の原因が被申請人らによる騒音、振動及び低周波音によるものであるとの原因裁定を求める事案である。
(以下省略)

(決定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照)

56 高知市における鉄道からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年（ゲ）第11号事件)

(1) 事件の概要

令和6年12月27日、高知県高知市の住民1人から、鉄道会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が所有する自家用車等に鉄粉が付着し、継続的に損壊を受けている被害は、被申請人が日常的に運行管理する鉄道車両等が原因で、鉄粉を発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

57 川口市における室外機からの騒音・振動・低周波音被害責任裁定申請事件

(公調委令和7年（セ）第1号事件)

(1) 事件の概要

令和7年2月28日、埼玉県川口市の住民1人から、スーパーマーケット経営会社、埼玉県及び埼玉県川口市を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人スーパー経営会社が、申請人宅東側に小型食品スーパー（以下「本件店舗」という。）を開店以来、本件店舗の裏側、敷地

境界線付近に設置した大型室外機から騒音、振動及び低周波音を24時間発生させたことにより、申請人は精神的及び肉体的被害を受けており、被申請人市は、申請人からの騒音、振動及び低周波音について測定を含めた調査依頼に対し、騒音については規制対象外であり、低周波音については規制基準がないとして、苦情を処理するために必要な調査、指導及び助言（公害紛争処理法第49条第2項第2号）を行わず、また、被申請人県は、申請人からの被申請人市の公害調査に対する苦情申立てに関し、被申請人市の対応は問題ないとして是正の要求を拒否し、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努める義務（同条第1項）を負うにも関わらず、これを怠ったとして、被申請人らに対し、慰謝料として損害賠償金300万等を連帯して支払うことを求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

58 飯能市における国道等からの騒音被害責任裁定申請事件

（公調委令和7年（セ）第2号事件）

(1) 事件の概要

令和7年3月3日、埼玉県の住民43人から、国（代表者国土交通大臣及び環境大臣）及び埼玉県飯能市を相手方として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。国道299号線（以下「本件国道」という。）の沿線並びに周囲の県道、市道及び林道の周辺の民家（以下「被害発生地」という。）に居住している申請人らが、本件国道で爆音走行するバイク及び四輪車から発生する騒音により、20年以上にわたり、睡眠障害や精神的苦痛を被っているが、被申請人市は、住民の生活環境の保全を責務とし、道路騒音の常時監視を行う立場にありながら、被害発生地において、平成26年から令和4年までの間、年に1回行った騒音振動調査結果が、毎年、環境基準値（65dB）を超えていたにもかかわらず、申請人らからの切実な要請に耳を傾けず、要請限度（70dB）を超えていないことを理由に、関係機関に改善要請をしていない。また、被申請人国土交通大臣は、道路運送車両法に基づく命令で、自動車騒音に係る規制に関し必要な事項を定める場合には、環境大臣が定める許容限度が確保されるように考慮する立場（騒音規制法第16条第2項）でありながら、本件国道沿線での道路運送車両法に違反する車両の撲滅や、全国的に発生している騒音苦情の実態に基づく必要な規制の見直しを行わず、被申請人環境大臣は、自動車が一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音の大きさの許容限度を定める立場（同条第1項）でありながら、大きな騒音を発生させる交換用マフラーを根絶するために必要な法的整備を行わないのは、規制権限の不行使であるとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計500万円を連帯して支払うことを求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、埼玉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

59 原子力発電所からの放射性物質等に係る大気汚染による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和7年(ゲ)第1号事件)

(1) 事件の概要

令和7年3月10日、福島県伊達市の住民1人、同県福島市の住民1人、東京都西東京市の住民1人、宮城県仙台市の住民1人及び千葉県松戸市の住民1人から、電力会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じた発がん等の健康被害は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波に起因する、被申請人が運転する原子力発電所の炉心溶融や建屋爆発等の事故により、環境中に放出された放射性物質(セシウム137、テルル等)及び化学毒を有する安定(非放射性)物質(テルル128、130等)への被ばくや暴露又は同物質の摂取を主な原因とするものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

60 岐阜市における家屋からの悪臭被害責任裁定申請事件

(公調委令和7年(セ)第3号事件)

(1) 事件の概要

令和7年3月25日、岐阜県岐阜市の住民2人から、隣接する住民1人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が申請人ら宅と隣接する洗濯場、トイレ及び風呂場の換気扇から、配偶者の介助に伴う汚物に起因する臭気を申請人ら宅に向けて排出したことにより、申請人らは植栽や盆栽の手入れができず、その価値が低減したこと、洗濯物が干せずコインランドリーの利用が日常的、頻繁になったこと、エアコンの使用を控えざるを得なくなったこと、申請人ら宅内に付着した臭気のクリーニングをする必要が生じたことなどの被害を受けたことは、病気療養中である申請人らにとって過酷であるとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金合計340万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

61 西宮市におけるマンション上階からの騒音・振動・低周波音被害原因裁定申請事件

(公調委令和7年(ゲ)第2号事件)

(1) 事件の概要

令和7年3月25日、兵庫県西宮市の住民1人から、申請人宅の上階に位置する住民1人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。本件は、申請人に生じた心身の不安定、難聴が悪化する被害は、被申請人が被申請人宅から発生させた騒音・振動・低周波音によるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

第3節 令和6年度に係属した義務履行勧告事件

令和6年度に公害等調整委員会が受け付けた義務履行勧告事件は、1件であり、これらに前年度から繰り越された1件を加えた計2件が6年度に係属した。このうち1件が6年度に終結し、残り1件が翌年度に繰り越された（表1-2-1）。

1 東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

（公調委令和5年（リ）第3号事件）

(1) 事件の概要

東京都東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件は、まず、令和3年9月7日、埼玉県新座市の住民6人から、隣接する東京都東久留米市内の入浴施設を運営する会社を相手方（被申請人）として、埼玉県知事に以下の事項を内容とする調停を求める申請があった。

(1) 被申請人は、騒音について法律に基づく規制基準内にとどまるような防音壁を設置するなどの対策を講じなければならない。

(2) 騒音については以下のとおり。

(i) 露天風呂からの人の声等、(ii) 露天風呂のテレビや滝の音、(iii) 北側室外機の音、(iv) 入浴施設のBGMや店内放送、(v) 排水及び排気の音、(vi) 車のアイドリング音、(vii) 夜間工事の騒音

(3) 被申請人は、法律に基づく騒音基準内にとどまることができない場合は直ちに営業又は工事を中止すること。

埼玉県知事は、公害紛争処理法第27条第3項の規定に基づき、連合審査会の設置について、関係する東京都知事と協議したが、協議が調わなかったため、同条第5項の規定により、令和3年9月27日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付し、公害等調整委員会が、同年10月18日に受け付け、令和5年1月19日、調停が成立した事件（令和3年（調）第3号事件）である。

令和5年12月13日、前記調停事件の申請人らから、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出があった。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申出受付後、直ちに主任委員を任命し、申出人及び被申出人から事情を確認するなど、手続を進めた結果、被申出人に対し、公害紛争処理法第43条の2第1項前段に基づき、勧告を求める申出のあった令和3年（調）第3号事件の調停条項の義務の履行を勧告することを令和6年12月17日に決定し、同月19日に勧告した。

2 東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

(公調委令和7年(リ)第1号事件)

(1) 事件の概要

東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害職権調停事件は、愛知県東海市の住民3人が、隣接する自動車部品塗装会社を相手方(被申請人)として、被申請人の工場からの粉じん、悪臭等により、申請人Aは、自宅及び土地の頻繁な清掃を余儀なくされ、換気等もできず、適応障害及び心因反応を発症し、申請人Aと同居している申請人Bは、過敏性肺炎と診断されて入退院を繰り返しており、申請人Cは、住居等について多額の清掃等費用が発生しているほか、太陽光発電システムの発電量不足による損害等も発生しているとして、被申請人に対し、損害賠償を求めた事件について、職権で調停に付し(令和6年(調)第2号事件)、令和6年2月27日、調停が成立した事件である。

令和7年3月10日、前記調停事件の申請人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出があった。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申出受付後、直ちに主任委員を任命し、手続を進めている。

第4節 令和6年度に実施したフォローアップ

令和6年度に公害等調整委員会において実施した事件終結後のフォローアップは以下の3件である。

1 豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件の調停条項に係るフォローアップ

(公調委平成5年(調)第4号・平成5年(調)第5号事件)

本件は、香川県土庄町豊島に不法投棄された産業廃棄物に起因する水質汚濁被害等の解決に係るもので、平成12年6月6日に調停が成立した。

フォローアップを行って25年度目となる令和6年度は、申請人ら及び被申請人の香川県が設置する豊島廃棄物処理協議会並びに香川県が設置する豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に事務局職員がそれぞれオブザーバーとして出席し、調停条項に基づく措置の実施状況を確認した。

2 宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害職権調停事件の調停条項に係るフォローアップ

(公調委平成23年(ゲ)第1号・平成24年(調)第8号事件)

本件は、沖縄県宮古島市が実施した海中公園の建設工事に起因する水質汚濁被害の解決に係るもので、平成24年12月17日に調停が成立した。

フォローアップを行って13年度目となる令和6年度は、被申請人の宮古島市が設置する宮古島市海中公園環境整備専門委員会に事務局職員がオブザーバーとして出席し、調停条項に基づく措置の実施状況を確認した。

3 東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件の調停条項に係るフォローアップ

(公調委令和3年(調)第3号事件)

本件は、東京都東久留米市における入浴施設からの騒音に起因する生活環境被害の解決に係るもので、令和5年1月19日に調停が成立した。

令和5年12月13日、前記調停事件の申請人らから、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出があり、義務の履行を怠っていると認められたため、被申出人に対し調停条項に係る義務の履行を令和6年12月19日に勧告した。

フォローアップを行って初年度となる令和6年度は、被申請人から、調停条項に基づく措置の実施状況につき報告を求めることにより、調停条項に基づく措置の実施状況を確認した。

第3章 都道府県公害審査会等における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月1日に施行されてから、令和6年度末までに審査会等に係属した公害紛争事件は1,827件である。このうち、終結しているのは1,784件である（表1-3-1）。

令和6年度に審査会等が受け付けた事件は34件であり、これに前年度から繰り越された47件を加えた計81件が6年度に係属した。このうち、38件が6年度中に終結し、残り43件は翌年度に繰り越された（6年度に係属した81件の概要については付録3参照）。

第1節 公害紛争の申請状況

1 申請の件数

(1) 手続別件数

公害に係る紛争を解決するため、審査会等が行う手続には、あっせん、調停及び仲裁（審査会等においては、裁定は行えない。）並びに調停等で定められた義務の履行に関する勧告を行う義務履行勧告があるが、これまで審査会等が受け付けた事件の9割以上が調停事件となっている。また、令和6年度に受け付けた事件は、あっせん事件1件、調停事件31件、義務履行勧告申出事件2件である（表1-3-1）。

(2) 都道府県別受付件数

令和6年度に受け付けた34件について都道府県別にみると、埼玉県、大阪府及び広島県が各4件、茨城県、東京都、神奈川県、奈良県及び熊本県が各2件、岩手県、宮城県、群馬県、千葉県、富山県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、高知県及び佐賀県が各1件であった。

なお、令和6年度末までに審査会等に係属した事件を都道府県別にみると、大阪府の256件が最も多く、次いで東京都が255件、愛知県が106件、埼玉県が103件、神奈川県が100件、千葉県が90件などとなっており、一般に大都市地域において多くなっている（表1-3-2）。

2 申請の内容

(1) 公害の種類

令和6年度に受け付けたあっせん及び調停事件32件について、環境基本法第2条第3項に定める公害の種類（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の7種類をいう。）別にみると、騒音に関するものが22件、大気汚染に関するものが11件、悪臭に関するものが10件、振動に関するものが9件、土壌汚染に関するものが2件、水質汚濁に関するものが1件となっている（重複集計）。

なお、令和6年度末までに審査会等に係属したあっせん、調停及び仲裁事件について、申請人が主張している典型7公害の種類の数を見ると、この10年間は、1件当たり1.3から1.8種類の間で推移している（表1-3-3）。

また、近年、日照阻害、眺望阻害、土砂崩壊、交通環境悪化等典型7公害以外の生活環境を悪化させる要因を含めた紛争の一体的、総合的な解決を求める事件もみられる。

(2) 被害の態様

令和6年度に受け付けたあっせん及び調停事件32件について、申請人が個人であるか法人であるかをみると、個人が32件となっている。また、その人数をみると、10人未満のものが29件となっている（表1-3-4）。

次に、申請の内容を被害の種類別にみると、感覚的・心理的被害を訴えるものが23件、健康被害を訴えるものが18件、財産被害を訴えるものが8件、植物被害を訴えるものが1件となっている（重複集計）（表1-3-5）。

なお、審査会等に係属した事件は、既に発生した被害に対する措置・救済等を求めるものと、将来発生するおそれのある被害の未然防止を求めるもの（おそれ公害事件）とに分けられるが、令和6年度に受け付けた調停事件31件のうち、2件がおそれ公害事件となっている（表1-3-6）。

(3) 発生源の態様

令和6年度に受け付けたあっせん及び調停事件32件について、発生源側の当事者をみると、民間企業のみが当事者となっているものが23件、国、地方公共団体、公団等が当事者となっているものが2件、その他が7件となっている（表1-3-7）。

次に、加害行為とされる主な事業活動の種類をみると、交通・運輸関係が9件、製造・加工関係が5件、建築・土木関係が3件、廃棄物・下水等処理関係及び畜産関係が各1件、その他が13件となっている。

こうした現状を、制度発足当時の製造・加工関係が全体の約半数を占めていた状況と比較すると、近年では被害の発生源の変化・多様化の傾向がみられる（表1-3-8）。

(4) 請求事項

令和6年度に受け付けたあっせん及び調停事件32件について、申請人の請求事項をみると、発生源対策のみを求めるものが21件、金銭支払及び発生源対策を求めるものが11件となっている。

発生源対策を求める32件について、その内容をみると、施設・作業方法の改善を求めるものが24件、操業停止／移転／施設・作業方法の改善を求めるものが5件、その他が3件となっている。

従前から、申請人が発生源対策を求める事件の割合は高く、令和6年度末までに審査会等に係属した事件全体の約9割を占めている（表1-3-9）。

表1-3-1 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	受付件数					終結件数					年度末 係属件数
	合計	あっ せん	調停	仲裁	義務履 行動告	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和											
45・46	25	8	17	0	0	15	10	2	2	1	10
47	25	3	20	2	0	14	8	4	1	1	21
48	30	6	23	1	0	28	19	6	3	0	23
49	24	4	19	1	0	27	22	5	0	0	20
50	21	3	18	0	0	22	9	9	4	0	19
51	22	3	19	0	0	21	12	5	4	0	20
52	25	1	24	0	0	15	12	1	2	0	30
53	22	2	20	0	0	21	11	6	4	0	31
54	22	1	21	0	0	24	12	7	5	0	29
55	27	0	27	0	0	22	13	8	1	0	34
56	19	1	18	0	0	21	4	13	4	0	32
57	15	0	15	0	0	23	13	8	2	0	24
58	26	0	26	0	0	19	12	5	0	2	31
59	20	1	19	0	0	24	14	5	5	0	27
60	29	0	29	0	0	21	11	9	1	0	35
61	23	0	23	0	0	26	18	6	2	0	32
62	29	0	28	0	1	28	15	10	1	2	33
63	28	1	25	0	2	22	11	7	4	0	39
平成 元	36	0	36	0	0	25	13	6	4	2	50
2	57	0	57	0	0	40	9	23	5	3	67
3	43	0	43	0	0	43	15	20	8	0	67
4	51	0	51	0	0	36	7	22	6	1	82
5	44	0	44	0	0	53	24	22	5	2	73
6	32	0	30	0	2	52	16	28	4	4	53
7	39	0	39	0	0	41	16	19	6	0	51
8	43	0	42	0	1	36	9	24	1	2	58
9	51	1	49	0	1	40	14	18	6	2	69
10	39	1	38	0	0	45	22	17	5	1	63
11	26	0	25	0	1	36	10	24	2	0	53
12	31	0	30	0	1	35	13	16	5	1	49
13	31	0	30	0	1	28	9	18	0	1	52
14	30	0	30	0	0	35	15	15	4	1	47
15	33	0	33	0	0	34	15	18	0	1	46
16	41	0	40	0	1	45	18	22	5	0	42
17	36	0	36	0	0	31	11	17	3	0	47
18	32	0	30	0	2	35	13	19	2	1	44
19	42	0	42	0	0	39	11	19	9	0	47
20	37	0	36	0	1	39	15	17	7	0	45
21	42	0	42	0	0	48	23	16	9	0	39
22	29	0	29	0	0	35	8	23	3	1	33
23	36	0	36	0	0	34	13	18	3	0	35
24	35	0	35	0	0	37	11	21	4	1	33
25	39	0	39	0	0	30	4	23	2	1	42
26	40	1	39	0	0	42	13	24	5	0	40
27	47	0	47	0	0	43	16	23	3	1	44
28	51	0	51	0	0	56	20	27	8	1	39
29	41	0	41	0	0	43	16	24	2	1	37
30	38	0	38	0	0	43	9	27	7	0	32
令和 元	45	0	45	0	0	34	11	15	8	0	43
2	40	0	40	0	0	38	8	22	8	0	45
3	32	0	32	0	0	37	8	23	5	1	40
4	29	0	29	0	0	31	7	19	5	0	38
5	43	1	42	0	0	34	8	19	7	0	47
6	34	1	31	0	2	38	13	21	3	1	43
計	1,827	39	1,768	4	16	1,784	689	845	214	36	

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2 昭和45年11月1日～49年10月31日の間の「和解の仲介」は、「あっせん」に含めた。
 3 昭和56年度受付件数欄のあっせん1件は、職権によるあっせんである。
 4 令和3年度の終結件数(打切り)を同年度報告書の22件から23件に更新し、これに伴い、同年度の終結件数(合計)及び年度末係属件数を併せて更新している。

表 1-3-2 都道府県公害審査会等に係属した事件の都道府県別件数

(単位：件)

都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数
北海道	23	東京都	255	滋賀県	41	香川県	13
青森県	10	神奈川県	100	京都府	70	愛媛県	9
岩手県	5	新潟県	13	大阪府	256	高知県	19
宮城県	25	富山県	13	兵庫県	59	福岡県	30
秋田県	10	石川県	13	奈良県	35	佐賀県	9
山形県	7	福井県	8	和歌山県	23	長崎県	14
福島県	13	山梨県	16	鳥取県	8	熊本県	43
茨城県	15	長野県	44	島根県	15	大分県	10
栃木県	23	岐阜県	21	岡山県	15	宮崎県	7
群馬県	38	静岡県	36	広島県	57	鹿児島県	7
埼玉県	103	愛知県	106	山口県	4	沖縄県	22
千葉県	90	三重県	69	徳島県	5	計	1,827

(注) 集計対象期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日である。

表1-3-3 都道府県公害審査会等に係属した事件の公害の種類別受付件数
(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件) (重複集計)

公害の種類 年度	合計	公 害 の 種 類								1件当 たりの 公害の 種類
		重複 集計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	
昭和										
45~47	50	81	18	15	3	20	17	1	7	1.6
48	30	49	6	5	1	18	15	2	2	1.6
49	24	52	13	2	0	18	14	2	3	2.2
50	21	32	5	3	2	12	7	2	1	1.5
51	22	35	3	4	0	16	10	0	2	1.6
52	25	48	8	2	2	17	14	1	4	1.9
53	22	48	12	2	1	18	9	1	5	2.2
54	22	50	13	0	0	18	18	0	1	2.3
55	27	43	9	3	0	19	9	1	2	1.6
56	19	27	4	2	0	10	4	3	4	1.4
57	15	24	6	0	0	13	1	0	4	1.6
58	26	48	7	4	3	16	8	0	10	1.8
59	20	31	6	2	0	15	6	1	1	1.6
60	29	60	12	2	0	25	14	1	6	2.1
61	23	46	5	2	0	20	7	0	12	2.0
62	28	53	12	1	1	22	11	3	3	1.9
63	26	43	8	2	0	19	10	2	2	1.7
平成元	36	65	16	12	0	19	11	3	4	1.8
2	57	118	30	25	5	27	18	8	5	2.1
3	43	90	23	18	0	24	11	4	10	2.1
4	51	117	29	21	13	24	19	3	8	2.3
5	44	86	19	13	6	29	8	2	9	2.0
6	30	59	11	5	3	20	14	1	5	2.0
7	39	79	12	13	5	23	16	3	7	2.0
8	42	107	22	14	8	28	17	2	16	2.5
9	50	124	29	14	9	34	25	3	10	2.5
10	39	95	23	17	9	18	13	0	15	2.4
11	25	58	13	10	5	15	6	0	9	2.3
12	30	58	12	3	3	20	8	1	11	1.9
13	30	52	8	2	0	23	10	1	8	1.7
14	30	67	18	3	2	19	15	1	9	2.2
15	33	61	10	6	4	24	9	2	6	1.8
16	40	73	8	5	8	28	15	0	9	1.8
17	36	71	12	8	7	25	12	3	4	2.0
18	30	62	9	6	5	20	15	1	6	2.1
19	42	62	5	4	7	28	5	3	10	1.5
20	36	70	7	6	10	24	11	2	10	1.9
21	42	84	11	5	6	35	16	4	7	2.0
22	29	44	0	3	1	23	10	1	6	1.5
23	36	55	8	2	4	27	8	1	5	1.5
24	35	60	7	0	3	24	18	2	6	1.7
25	39	57	4	4	5	26	9	1	8	1.5
26	40	60	3	4	3	23	13	5	9	1.5
27	47	70	8	2	0	36	8	2	14	1.5
28	51	85	15	5	1	39	13	1	11	1.7
29	41	64	9	8	2	28	9	1	7	1.6
30	38	64	7	2	4	28	15	0	8	1.7
令和元	45	68	9	5	6	29	12	2	5	1.5
2	40	71	12	4	1	33	12	0	9	1.8
3	32	46	5	1	1	22	8	0	9	1.4
4	29	40	3	2	2	22	7	0	4	1.4
5	43	58	4	0	2	33	8	0	11	1.3
6	32	55	11	1	2	22	9	0	10	1.7
計	1,811	3,325	579	304	165	1,218	607	83	369	1.8

(注) 昭和45~47年度の期間は、昭和45年11月1日~48年3月31日である。

表 1-3-4 都道府県公害審査会等に係属した事件の申請人数別受付件数
(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

申請人 年度	合計	個 人							法人
		小 計 (注)	1 人	2～9 人	10～49 人	50～99 人	100～ 999人	1,000 人以上	
昭和									
45～47	50	44 (16)	9	15	9	0	9	2	6
48	30	28 (12)	13	10	1	2	2	0	2
49	24	24 (1)	4	10	7	1	1	1	0
50	21	21 (5)	4	11	2	1	3	0	0
51	22	20 (2)	5	9	4	2	0	0	2
52	25	24 (5)	8	11	2	0	3	0	1
53	22	20 (0)	6	5	5	1	3	0	2
54	22	22 (1)	9	5	1	0	4	3	0
55	27	24 (1)	8	6	4	0	4	2	3
56	19	19 (3)	5	10	3	0	1	0	0
57	15	15 (2)	4	7	2	1	1	0	0
58	26	26 (0)	6	6	8	2	4	0	0
59	20	19 (2)	4	8	4	2	1	0	1
60	29	28 (2)	9	7	7	1	2	2	1
61	23	20 (1)	1	15	3	1	0	0	3
62	28	28 (1)	8	9	5	3	3	0	0
63	26	25 (0)	6	11	4	0	3	1	1
平成元	36	35 (0)	5	9	9	3	8	1	1
2	57	57 (0)	9	14	15	7	11	1	0
3	43	42 (0)	6	19	5	2	8	2	1
4	51	50 (0)	11	20	6	3	7	3	1
5	44	43 (1)	10	17	9	1	5	1	1
6	30	30 (0)	7	10	6	1	5	1	0
7	39	36 (2)	11	16	4	1	4	0	3
8	42	41 (0)	10	16	9	3	3	0	1
9	50	46 (3)	9	16	15	2	3	1	4
10	39	38 (1)	9	9	5	1	11	3	1
11	25	22 (2)	5	9	3	1	3	1	3
12	30	25 (3)	11	9	3	1	1	0	5
13	30	28 (2)	10	11	4	0	2	1	2
14	30	27 (2)	6	8	2	4	3	4	3
15	33	31 (2)	12	11	3	1	2	2	2
16	40	36 (2)	18	11	5	0	1	1	4
17	36	31 (2)	12	9	3	2	5	0	5
18	30	27 (0)	14	6	3	1	3	0	3
19	42	33 (1)	15	11	5	0	2	0	9
20	36	33 (2)	12	11	7	1	2	0	3
21	42	38 (2)	20	10	6	2	0	0	4
22	29	28 (1)	16	11	1	0	0	0	1
23	36	29 (0)	15	9	1	2	2	0	7
24	35	32 (3)	19	10	3	0	0	0	3
25	39	35 (2)	23	9	0	2	1	0	4
26	40	35 (4)	24	9	1	0	1	0	5
27	47	47 (0)	21	25	0	1	0	0	0
28	51	44 (4)	31	10	2	0	1	0	7
29	41	40 (0)	21	13	3	0	3	0	1
30	38	35 (0)	21	11	1	0	1	1	3
令和元	45	43 (0)	28	14	0	0	1	0	2
2	40	37 (0)	23	13	0	0	1	0	3
3	32	28 (0)	20	5	0	1	2	0	4
4	29	28 (0)	24	4	0	0	0	0	1
5	43	40 (0)	23	15	2	0	0	0	3
6	32	32 (0)	20	9	2	0	1	0	0
計	1,811	1,689 (95)	660	574	214	60	147	34	122

(注) 1 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。
2 ()内の数字は、農民、漁民、商店主等の事業者が、その事業活動について受けたとする被害に関する件数で、内数である。

表1-3-5 都道府県公害審査会等に係属した事件の被害の種類別受付件数
(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件) (重複集計)

被害の種類 年度	件数	被害の種類						
		重複集計	健康	財産	動物	植物	感覚的・心理的	不明
昭和								
45～47	50	79	14	28	12	9	15	1
48	30	39	3	14	4	2	16	0
49	24	29	19	4	0	3	3	0
50	21	24	11	4	1	5	3	0
51	22	27	3	8	0	2	14	0
52	25	34	12	7	1	3	11	0
53	22	28	9	6	1	0	12	0
54	22	28	9	8	0	0	11	0
55	27	37	9	10	0	0	18	0
56	19	23	4	9	0	0	10	0
57	15	18	1	5	0	1	11	0
58	26	33	1	7	0	0	25	0
59	20	26	2	8	0	0	16	0
60	29	40	8	14	0	0	18	0
61	23	30	3	8	0	0	19	0
62	28	33	1	5	0	0	27	0
63	26	35	4	10	0	0	21	0
平成元	36	40	0	5	0	0	35	0
2	57	65	2	8	0	0	55	0
3	43	47	7	9	0	1	30	0
4	51	64	7	11	0	0	46	0
5	44	47	5	7	0	0	35	0
6	30	37	14	3	0	0	20	0
7	39	55	19	11	1	1	23	0
8	42	60	18	7	2	0	31	2
9	50	74	27	14	0	0	33	0
10	39	71	27	11	4	5	24	0
11	25	40	15	6	1	2	16	0
12	30	47	19	12	0	2	14	0
13	30	56	20	8	0	0	26	2
14	30	67	25	12	1	1	28	0
15	33	61	17	12	1	0	31	0
16	40	68	21	11	1	3	32	0
17	36	61	21	8	3	1	28	0
18	30	48	15	10	0	0	23	0
19	42	66	24	11	0	2	29	0
20	36	50	19	8	0	0	23	0
21	42	62	14	10	1	1	36	0
22	29	46	18	8	2	0	18	0
23	36	60	28	8	0	0	24	0
24	35	60	23	17	0	0	20	0
25	39	64	30	11	0	0	22	1
26	40	55	22	15	1	0	15	2
27	47	56	22	10	0	0	24	0
28	51	66	24	11	0	0	31	0
29	41	53	29	11	0	0	13	0
30	38	52	19	8	0	1	24	0
令和元	45	83	31	14	0	0	38	0
2	40	64	23	8	0	0	33	0
3	32	48	14	5	0	0	28	1
4	29	42	13	7	0	0	22	0
5	43	59	27	4	0	0	28	0
6	32	50	18	8	0	1	23	0
計	1,811	2,607	790	494	37	46	1,231	9

(注) 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

表 1 - 3 - 6 都道府県公害審査会等に係属したおそれ公害事件の受付件数（調停）

（単位：件）

種別 年度	合 計	おそれ事件	おそれ事件 以外の事件	おそれ事件 の割合(%)
昭和				
45・46	17	1	16	5.9
47	20	2	18	10.0
48	23	0	23	0.0
49	19	1	18	5.3
50	18	5	13	27.8
51	19	4	15	21.1
52	24	4	20	16.7
53	20	7	13	35.0
54	21	11	10	52.4
55	27	5	22	18.5
56	18	2	16	11.1
57	15	3	12	20.0
58	26	10	16	38.5
59	19	7	12	36.8
60	29	8	21	27.6
61	23	10	13	43.5
62	28	7	21	25.0
63	25	10	15	40.0
平成元	36	7	29	19.4
2	57	36	21	63.2
3	43	28	15	65.1
4	51	20	31	39.2
5	44	14	30	31.8
6	30	12	18	40.0
7	39	18	21	46.2
8	42	15	27	35.7
9	49	12	37	24.5
10	38	14	24	36.8
11	25	5	20	20.0
12	30	6	24	20.0
13	30	5	25	16.7
14	30	10	20	33.3
15	33	8	25	24.2
16	40	13	27	32.5
17	36	14	22	38.9
18	30	5	25	16.7
19	42	8	34	19.0
20	36	13	23	36.1
21	42	14	28	33.3
22	29	4	25	13.8
23	36	6	30	16.7
24	35	1	34	2.9
25	39	6	33	15.4
26	39	6	33	15.4
27	47	5	42	10.6
28	51	4	47	7.8
29	41	10	31	24.4
30	38	4	34	10.5
令和元	45	5	40	11.1
2	40	4	36	10.0
3	32	4	28	12.5
4	29	2	27	6.9
5	42	2	40	4.8
6	31	2	29	6.5
計	1,768	439	1,329	24.8

（注） 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。

表 1 - 3 - 7 都道府県公害審査会等に係属した事件の発生源側の当事者別受付件数
(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

発生源 年度	合 計	民 間 企 業	国、地方公共団 体、公 団 等	民間企業と国、地 方公共団体、公団 等	そ の 他
昭和					
45～47	50	36	13	1	0
48	30	27	2	0	1
49	24	19	5	0	0
50	21	16	5	0	0
51	22	15	4	2	1
52	25	18	6	1	0
53	22	14	7	0	1
54	22	14	8	0	0
55	27	16	10	0	1
56	19	12	6	0	1
57	15	11	1	0	3
58	26	12	10	1	3
59	20	12	5	2	1
60	29	20	6	1	2
61	23	17	1	4	1
62	28	17	4	3	4
63	26	13	9	1	3
平成元	36	21	9	5	1
2	57	24	16	14	3
3	43	27	7	5	4
4	51	35	5	9	2
5	44	29	8	3	4
6	30	15	9	0	6
7	39	18	9	5	7
8	42	17	17	4	4
9	50	17	23	4	6
10	39	15	13	8	3
11	25	15	3	3	4
12	30	19	6	2	3
13	30	18	5	2	5
14	30	18	7	3	2
15	33	15	9	5	4
16	40	21	8	5	6
17	36	18	11	3	4
18	30	23	1	4	2
19	42	28	4	6	4
20	36	24	2	2	8
21	42	25	5	2	10
22	29	21	5	0	3
23	36	20	8	2	6
24	35	20	4	4	7
25	39	23	10	3	3
26	40	19	5	3	13
27	47	33	4	1	9
28	51	30	7	4	10
29	41	26	3	4	8
30	38	30	3	0	5
令和元	45	29	4	4	8
2	40	23	3	5	9
3	32	20	1	1	10
4	29	13	7	2	7
5	43	24	3	1	15
6	32	23	2	0	7
計	1, 811	1, 085	348	144	234

(注) 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

表 1-3-8 都道府県公害審査会等に係属した事件の加害行為とされる主な事業活動の種類別受付件数 (あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

事業活動の種類 年度	合計	製造・加工	建築・土木	廃棄物・下水等処理	交通・運輸	畜産	製錬・採石	その他
昭和								
45～47	50	25	11	0	6	2	2	4
48	30	18	5	0	1	1	1	4
49	24	15	5	0	2	0	1	1
50	21	5	9	0	2	1	2	2
51	22	9	7	1	3	0	0	2
52	25	10	9	0	1	0	2	3
53	22	5	8	2	1	0	1	5
54	22	8	4	1	8	0	0	1
55	27	9	5	3	5	0	0	5
56	19	5	8	0	0	1	0	5
57	15	7	3	0	0	0	1	4
58	26	7	6	4	0	4	0	5
59	20	7	3	2	5	0	0	3
60	29	9	7	1	1	1	0	10
61	23	8	1	0	3	0	0	11
62	28	6	2	2	8	1	0	9
63	26	2	5	4	5	0	0	10
平成元	36	7	4	5	5	1	1	13
2	57	5	7	0	13	1	1	30
3	43	6	2	4	7	0	1	23
4	51	10	1	7	7	1	2	23
5	44	10	1	9	2	1	0	21
6	30	7	4	7	2	1	0	9
7	39	6	5	10	2	0	0	16
8	42	7	4	13	5	0	1	12
9	50	6	4	11	12	2	2	13
10	39	4	3	22	5	0	2	3
11	25	5	0	7	4	1	0	8
12	30	11	1	7	4	0	0	7
13	30	12	0	0	7	1	0	10
14	30	12	1	4	6	1	1	5
15	33	9	3	4	7	3	0	7
16	40	14	8	1	6	0	0	11
17	36	6	3	9	7	1	1	9
18	30	14	0	3	9	0	0	4
19	42	16	4	4	6	1	1	10
20	36	7	7	1	2	2	1	16
21	42	8	7	4	7	2	0	14
22	29	6	1	1	6	2	0	13
23	36	7	3	2	4	2	0	18
24	35	9	7	0	2	1	0	16
25	39	10	6	4	3	1	1	14
26	40	7	11	5	4	1	1	11
27	47	19	2	4	2	0	0	20
28	51	15	4	3	2	0	1	26
29	41	8	5	5	1	1	0	21
30	38	16	5	2	4	0	1	10
令和元	45	18	6	0	3	0	1	17
2	40	5	4	1	2	1	0	27
3	32	5	2	4	1	0	0	20
4	29	3	6	0	4	1	0	15
5	43	2	4	1	7	1	1	27
6	32	5	3	1	9	1	0	13
計	1,811	472	236	185	230	42	30	616

(注) 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

表1-3-9 都道府県公害審査会等に係属した事件の請求事項別受付件数

(あっせん、調停)

(単位：件)

請求事項 年度	合計	金銭 支払	金銭支 払及び 発生源 対策 ①	発生源 対策 ②	その他 (注)	発生源対策の主な請求内容別件数					
						合計 ①+②	操業停 止/移 転	操業停 止/移 転/施 設・作 業方法 の改善	施設・ 作業方 法の改 善	道路等 の建設 (計画) の差止 め	その他
昭和											
45～47	48	27	12	9	0	21	7	5	7	2	0
48	29	12	6	10	1	16	6	2	8	0	0
49	23	6	7	9	1	16	7	2	6	1	0
50	21	8	4	8	1	12	2	1	7	2	0
51	22	5	6	11	0	17	5	3	6	3	0
52	25	5	7	13	0	20	5	1	11	3	0
53	22	0	9	13	0	22	2	1	12	7	0
54	22	2	4	15	1	19	0	2	8	9	0
55	27	4	6	15	2	21	4	5	7	5	0
56	19	6	2	8	3	10	3	1	4	1	1
57	15	1	4	10	0	14	3	3	7	1	0
58	26	1	4	20	1	24	4	1	10	9	0
59	20	3	5	11	1	16	1	2	8	0	5
60	29	2	6	21	0	27	2	3	14	1	7
61	23	0	6	16	1	22	4	3	5	3	7
62	28	0	7	21	0	28	0	5	6	3	14
63	26	4	7	15	0	22	1	1	4	6	10
平成元	36	0	6	29	1	35	2	0	9	13	11
2	57	1	8	47	1	55	3	2	7	28	15
3	43	2	7	33	1	40	1	5	14	12	8
4	51	4	8	37	2	45	3	4	19	13	6
5	44	2	11	30	1	41	0	10	28	2	1
6	30	1	6	23	0	29	1	7	15	4	2
7	39	1	7	30	1	37	5	4	17	7	4
8	42	1	6	31	4	37	3	7	14	12	1
9	50	3	10	34	3	44	1	9	17	15	2
10	39	4	9	26	0	35	4	1	15	14	1
11	25	0	7	14	4	21	2	1	15	3	0
12	30	1	6	17	6	23	1	2	13	4	3
13	30	0	11	18	1	29	3	3	18	4	1
14	30	0	5	25	0	30	1	2	15	9	3
15	33	2	8	22	1	30	3	1	22	3	1
16	40	0	11	27	2	38	2	3	22	9	2
17	36	3	7	25	1	32	3	2	20	5	2
18	30	2	6	21	1	27	3	0	20	2	2
19	42	5	11	26	0	37	5	3	23	1	5
20	36	5	6	19	6	25	2	8	9	4	2
21	42	1	9	31	1	40	3	7	21	6	3
22	29	0	8	19	2	27	3	6	16	2	0
23	36	5	8	23	0	31	1	0	26	4	0
24	35	7	9	18	1	27	2	7	14	1	3
25	39	4	7	26	2	33	3	4	21	5	0
26	40	3	14	21	2	35	4	1	22	6	2
27	47	1	8	36	2	44	1	2	37	4	0
28	51	1	14	35	1	49	4	7	33	2	3
29	41	0	12	29	0	41	3	2	27	5	4
30	38	4	7	25	2	32	1	3	24	2	2
令和元	45	3	7	34	1	41	4	4	27	2	4
2	40	1	11	28	0	39	0	6	31	0	2
3	32	1	5	25	1	30	2	1	23	2	2
4	29	2	6	21	0	27	1	4	19	0	3
5	43	3	14	26	0	40	4	5	30	0	1
6	32	0	11	21	0	32	0	5	24	0	3
計	1,807	159	408	1,177	63	1,585	140	179	857	261	148

(注) 1 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

2 「その他」は、「家屋の買取り」、「原状回復」等である。

第2節 公害紛争の処理状況

(1) 終結区分別件数

令和6年度中に審査会等において終結した事件38件について、その終結区分をみると、合意が成立したものが13件、打ち切ったものが21件、申請を取り下げたものが3件、その他が1件となっている（表1-3-1）。

(2) 合意の内容

令和6年度中に合意が成立した事件13件について、どのような内容で合意したかをみると、発生源対策を行うことで合意したものが8件、金銭支払を行うことで合意したものの、金銭支払及び発生源対策を行うことで合意したものが各2件、その他が1件となっている。また、発生源対策を行うことで合意したものの内訳をみると、施設・作業方法の改善／計画の変更が9件、操業停止／移転が1件となっている（表1-3-10）。

(3) 処理に要した期間

令和6年度中に終結した事件38件について、申請受付から終結までの期間をみると、3か月以内に終結したものが3件、3か月を超え6か月以内に終結したものが8件、6か月を超え1年以内に終結したものが16件、1年を超え1年6か月以内に終結したものが5件、1年6か月を超え2年以内に終結したものが2件、2年を超えているものが4件となっており、約9割が2年以内に終結している。

なお、制度発足以来の全事件の平均処理期間は、14.6か月となっている（表1-3-11）。

(4) 期日の開催回数

令和6年度中に終結した調停事件36件について、申請受付から終結までの間に開催された期日の回数をみると、4回以下のものが30件、5回から8回のものが6件となっており、1事件当たり平均2.9回となっている。

令和6年度中に合意が成立した調停事件13件について、期日の開催回数をみると、4回以下のものが8件、5回から8回のものが5件となっており、1事件当たり平均3.8回となっている。

令和6年度中に打ち切りとなった調停事件20件について、期日の開催回数をみると、4回以下のものが19件、5回から8回のものが1件となっており、1事件当たり平均2.7回となっている（表1-3-12）。

表 1-3-10 都道府県公害審査会等に係属した事件の合意事項別成立件数
(あっせん、調停)

(単位：件)

合意事項 年度	合計	金銭支払	金銭支払及び 発生源対策 ①	発生源 対策 ②	その他 (注)	発生源対策の合意内容別件数			
						合計 ①+②	操業停止/移 転	操業停止/移 転/ 施設・ 作業方法の改善	施設・ 作業方法の改善/ 計画の変更
昭和									
45~47	18	7	4	7	0	11	2	2	7
48	19	11	3	5	0	8	1	2	5
49	22	9	1	9	3	10	2	2	6
50	9	5	3	1	0	4	1	0	3
51	12	3	3	6	0	9	1	2	6
52	12	4	2	6	0	8	1	1	6
53	11	1	1	8	1	9	3	0	6
54	12	1	3	8	0	11	1	0	10
55	13	2	2	8	1	10	1	0	9
56	4	1	0	3	0	3	1	0	2
57	13	5	0	8	0	8	2	0	6
58	12	0	0	12	0	12	0	1	11
59	14	2	4	8	0	12	4	0	8
60	11	1	0	10	0	10	0	1	9
61	18	0	4	14	0	18	3	7	8
62	15	0	3	12	0	15	2	0	13
63	11	1	0	10	0	10	0	2	8
平成元	13	3	2	8	0	10	1	1	8
2	9	2	0	7	0	7	0	0	7
3	15	0	1	14	0	15	0	2	13
4	7	0	2	5	0	7	1	1	5
5	24	5	7	12	0	19	1	3	15
6	16	0	1	15	0	16	0	2	14
7	16	0	0	14	2	14	2	0	12
8	9	0	1	6	2	7	0	3	4
9	14	1	1	12	0	13	1	2	10
10	22	4	0	7	11	7	0	0	7
11	10	0	0	10	0	10	2	0	8
12	13	1	2	7	3	9	0	2	7
13	9	0	3	5	1	8	1	0	7
14	15	2	3	10	0	13	4	0	9
15	15	0	2	13	0	15	0	0	15
16	18	0	2	16	0	18	0	0	18
17	11	0	3	8	0	11	4	0	7
18	13	2	0	11	0	11	1	0	10
19	11	0	2	9	0	11	1	0	10
20	15	4	2	9	0	11	0	0	11
21	23	4	1	10	8	11	2	1	8
22	8	0	2	6	0	8	0	1	7
23	13	1	1	10	1	11	3	1	7
24	11	0	3	8	0	11	0	0	11
25	4	0	0	3	1	3	0	3	0
26	13	0	0	13	0	13	2	1	10
27	16	2	1	13	0	14	0	1	13
28	20	1	2	13	4	15	1	1	13
29	16	0	2	14	0	16	2	0	14
30	9	0	2	7	0	9	0	1	8
令和元	11	0	0	11	0	11	2	3	6
2	8	3	0	5	0	5	0	0	5
3	8	1	4	3	0	7	0	0	7
4	7	1	0	6	0	6	0	2	4
5	8	1	3	3	1	6	0	0	6
6	13	2	2	8	1	10	1	0	9
計	689	93	90	466	40	556	57	51	448

(注) 1 昭和45~47年度の期間は、昭和45年11月1日~48年3月31日である。
2 「その他」は、「家屋の買取り」、「原状回復」、「公害防止協定締結」等である。

表 1-3-11 都道府県公害審査会等に係属した事件の処理期間別終結件数

(単位：件)

処理期間 年度	合計	3 か月 以 内	3 か月超 6 か月 以 内	6 か月超 1 年以 内	1 年超 1 年 6 か 月以 内	1 年 6 か 月超 2 年以 内	2 年を 超 える	平均 処理期間 か月
昭和								
45～47	29	10	8	6	4	1	0	6.7
48	28	4	5	14	5	0	0	7.5
49	27	2	3	11	9	2	0	8.4
50	22	6	4	8	3	1	0	8.3
51	21	5	5	8	1	2	0	8.3
52	15	2	4	6	2	1	0	8.2
53	21	3	5	6	6	0	1	10.4
54	24	4	4	3	4	4	5	16.3
55	22	2	2	10	2	1	5	14.8
56	21	2	3	6	4	1	5	14.9
57	23	0	8	6	3	2	4	15.1
58	19	3	4	4	2	1	5	18.7
59	24	2	5	7	4	2	4	15.0
60	21	2	5	5	2	2	5	14.1
61	26	2	4	9	5	1	5	16.4
62	28	2	5	12	4	1	4	12.6
63	22	0	3	11	2	2	4	16.2
平成元	25	0	3	11	7	2	2	13.4
2	40	5	3	10	12	4	6	23.1
3	43	1	7	13	14	6	2	12.2
4	36	3	2	11	6	4	10	20.9
5	53	1	7	15	9	7	14	24.9
6	52	3	8	7	11	6	17	21.3
7	41	4	5	5	13	4	10	20.2
8	36	2	2	18	7	1	6	13.7
9	40	4	5	11	11	3	6	15.8
10	45	2	8	12	5	8	10	21.3
11	36	3	1	10	5	7	10	17.5
12	35	2	3	8	10	6	6	19.7
13	28	2	7	11	5	0	3	11.9
14	35	4	3	5	9	3	11	28.7
15	34	2	8	8	11	2	3	13.5
16	45	9	6	10	7	1	12	22.6
17	31	4	6	11	3	1	6	12.3
18	35	7	5	9	9	2	3	11.5
19	39	2	8	10	10	1	8	14.5
20	39	3	6	14	12	3	1	10.6
21	48	7	8	23	4	2	4	9.7
22	35	3	7	16	2	2	5	13.7
23	34	4	6	11	7	3	3	17.7
24	37	6	8	11	6	2	4	18.9
25	30	2	7	14	2	2	3	10.6
26	42	3	9	15	7	4	4	11.7
27	43	3	6	19	5	3	7	15.4
28	56	6	13	27	3	4	3	9.9
29	43	3	9	17	10	2	2	10.2
30	43	4	10	17	8	2	2	10.3
令和元	34	2	8	12	11	1	0	9.6
2	38	2	4	15	8	4	5	12.9
3	37	5	9	14	5	2	2	9.6
4	31	3	5	10	5	3	5	12.9
5	34	4	6	12	3	3	6	13.5
6	38	3	8	16	5	2	4	12.1
計	1,784	174	303	590	329	136	252	14.6

(注) 1 昭和 45～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。
 2 令和 3 年度の終結件数（3 か月超 6 か月以内）を同年度報告書の 8 件から 9 件に更新し、これに伴い、同年度の終結件数（合計）及び平均処理期間を併せて更新している。

表 1-3-12 令和6年度に都道府県公害審査会等に係属した事件の期日開催
回数別終結件数 (調停)

(単位：件)

区分		期日開催回数		0	1～2	3～4	5～6	7～8	9～10	11～	平均(回)
		0	1～2	3～4	5～6	7～8	9～10	11～	平均(回)		
終 結	36	2	15	13	4	2	0	0			2.9
成 立	13	0	5	3	4	1	0	0			3.8
打切り	20	1	8	10	0	1	0	0			2.7
取下げ	3	1	2	0	0	0	0	0			1.0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0			0.0

第4章 地方公共団体における公害苦情の処理

住民から寄せられる公害苦情は、健康と生活環境の保全に関する相談という側面と、行政に対する要望という側面を併せ持っており、公害行政に関する種々の問題を包含している。

また、公害苦情は、住民の公害防止に向けての直接的な行動であって、住民の公害に対する関心の度合いとも関係があり、被害の全てが公害苦情として寄せられているわけではないが、公害被害の現状を反映しているものといえる。

公害等調整委員会では、全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口寄せられた公害苦情の件数や処理状況等を把握することにより、公害苦情の実態を明らかにし、公害対策等の基礎資料を提供するとともに、公害苦情処理事務の円滑な運営に資するため、公害紛争処理法第49条の2の規定に基づき、毎年度、全国の都道府県及び市町村（特別区を含む。）を対象として「公害苦情調査」を実施している。

令和5年度公害苦情調査結果報告書の概要は、次のとおりである。令和5年度に新規に受け付けた公害苦情の受付件数は69,153件で、前年度に比べ2,437件の減少（対前年度比▲3.4%）となった。公害の種類別にみると、典型7公害の苦情は48,969件（受付件数の70.8%）で、前年度に比べ1,754件の減少（対前年度比▲3.5%）となった。また、典型7公害以外の苦情は20,184件（受付件数の29.2%）で、前年度に比べ683件の減少（対前年度比▲3.3%）となった。公害の主な発生原因別にみると、「工事・建設作業」による苦情が12,530件（受付件数の18.1%）と最も多く、次いで「焼却（野焼き）」による苦情が10,616件（同15.4%）となった。公害の発生源別にみると、「会社・事業所」に関する苦情が30,965件（受付件数の44.8%）と最も多く、次いで「個人」に関する苦情が21,735件（同31.4%）となった（詳細については付録1参照）。

第5章 地方公共団体に対する指導等

第1節 公害紛争処理に関する連絡協議

公害等調整委員会及び審査会等は、公害紛争処理法によって定められた管轄に従い、それぞれ独立して紛争の処理に当たっているが、紛争の円滑な処理のためには、公害等調整委員会及び審査会等の相互の情報交換・連絡協議に努めることが必要である。

このため、公害等調整委員会では、公害問題について不断の研究を行い、多数の公害紛争の実例を検討、分析するとともに、各種会議の開催、情報・資料の提供を行うことにより、審査会等との連携を図っている。特に、近年、公害紛争の態様が変化・多様化しており、これに対応して、公害紛争の円滑な処理を図っていくため、公害紛争処理に関する共通の問題について、公害等調整委員会及び審査会等が積極的に情報・意見の交換を行うなどして、相互の連携の一層の強化に努めている。

1 会議の開催

(1) 公害紛争処理連絡協議会の開催

公害等調整委員会では、都道府県公害審査会会長等を対象に、公害紛争に関する特定の問題について情報・意見の交換等を行うことにより、職務の執行に関し共通の理解を持ち、公害紛争処理制度の円滑な運営を図るため、公害紛争処理連絡協議会を開催している。

令和6年度は、6月7日に第54回協議会を開催した。

(2) 公害紛争処理関係ブロック会議の開催

公害等調整委員会では、各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、各都道府県における公害紛争の動向等についての情報・意見の交換等を行うことにより、公害紛争処理事務の円滑な実施に資するため、全国を6ブロック（北海道・東北、関東・甲信越・静岡、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄）に分け、ブロックごとに毎年度、公害紛争処理関係ブロック会議を開催している。

令和6年度は、10月上旬から11月下旬にかけて第55回会議を、岩手県、長野県、愛知県、和歌山県、岡山県及び鹿児島県で開催した。

2 情報・資料の提供

公害等調整委員会及び審査会等における個々の事件の具体的な処理経過、問題となった点等について整理及び分析することは、類似の事件を処理する上で参考となり、また、公害紛争の動向を知る上でも不可欠である。

このため、公害等調整委員会では、審査会等から公害紛争事件について、受付及び終結の段階で報告を聴取し、公害等調整委員会の事件と併せて整理及び分析し、審査会等に情報・資料の提供を行っている。

第2節 公害苦情処理に関する指導等

公害紛争処理法では、公害苦情の処理は地方公共団体の責務とされ、また、公害等調整委員会は、地方公共団体が行う公害に関する苦情の処理について指導等を行うこととされている。

このため、公害等調整委員会では、苦情の件数、処理の実態等を把握するために必要な調査を行うとともに、公害苦情相談員等ブロック会議の開催、地方公共団体に対する情報・資料の提供を行うなどしている。

1 公害苦情相談員等ブロック会議の開催

公害等調整委員会では、市（原則として人口5万人以上）及び特別区の公害苦情相談員等を対象に、公害苦情相談の動向等についての情報・意見の交換等を行うことにより、公害苦情相談の適切な処理の促進に資するため、全国を6ブロック（ブロックの区分は前節1（2）と同じ。）に分け、ブロックごとに毎年度、公害苦情相談員等ブロック会議を開催している。

令和6年度は、10月上旬から11月下旬にかけて第49回会議を、盛岡市、長野市、名古屋市、和歌山市、岡山市及び鹿児島市で開催した。

2 情報・資料の提供等

(1) 情報・資料の提供

公害苦情の相談を担当する職員が苦情を迅速かつ適正に処理する上で、既に解決された具体的事例を参考とすることは大いに有用である。

このため、公害等調整委員会では、都道府県の協力を得て、既に解決した公害苦情相談事例の処理経過、問題となった点等についての情報を収集、整理及び分析し、都道府県及び市区町村の担当者に情報・資料の提供を行っている。

(2) 公害苦情調査の実施

公害苦情処理事務を適切に運営する上で、全国の公害苦情の実態を明らかにすることは極めて重要である。

このため、公害等調整委員会では、全国の地方公共団体の「公害苦情相談窓口」へ寄せられた苦情について、その件数や処理状況等を統計的に把握し、毎年度、「公害苦情調査」の結果報告書を取りまとめ、公表している。

令和6年12月に、令和5年度の結果報告書を公表した（調査結果の概要については第1編第4章参照）。

第2編

鉱業等に係る土地利用の調整手続等
に関する法律等に基づく事務の処理

第1章 鉱業等に係る土地利用調整制度の概要

公害等調整委員会（昭和47年6月30日以前は土地調整委員会。以下本編において同じ。）は、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため、鉱区禁止地域の指定、鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定を行い、また、土地利用の複雑・多様化に対応して、土地利用に関する行政庁の適正な処分を確保するため、主務大臣からの意見照会への回答等を行っている。

このような土地利用の調整に関する事務については、公益的な観点から一定の土地をどのように利用するのが最も適当であるかという判断に関するものであることから、公正・中立性が必要であること、関係する範囲が極めて広範にわたり専門的知識が必要であること、独立の権能を持ち、行政機関として最終的な決定を行う必要があること等から、総務省の外局として設置されている行政委員会である公害等調整委員会が処理に当たっている。

個々の制度の概要は、次のとおりである。

第1節 鉱区禁止地域の指定制度

1 鉱業と一般公益又は他産業との調整の必要性

鉱物資源の乏しい我が国においては、国内の鉱物資源の開発及び有効利用は国民経済上極めて重要であるが、国土が狭小であることから、有用な鉱物資源の埋蔵される地域にダム、農業用水池、温泉源等が存在する場合や、その地域が景勝地であることも多い。このような場合、鉱業と一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業との調整が必要である。そこで、当該地域を鉱業と一般公益又はその他の産業とのいずれの利用に供するのが適当かという見地から、鉱区禁止地域を指定する手続（鉱区禁止地域の指定制度）が、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）及び鉱業法（昭和25年法律第289号）により設けられている。

2 鉱区禁止地域の指定制度

本制度は、公害等調整委員会が、各大臣又は都道府県知事の請求に基づき、鉱業法の所管大臣である経済産業大臣の意見を聴き、公聴会を開いて一般の意見を求め、利害関係人を審問した上で、請求地域において鉱物を掘採することが一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業と対比して適当でないとき、当該地域を鉱区禁止地域として指定し、また、同様の手続によりその指定を解除する制度である（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第22条～第24条の2）（図2-1-1）。

また、鉱区禁止地域の指定が既存の鉱業権の効力を否定するものでないことから、公害等調整委員会は、鉱区禁止地域を指定した場合において、当該地域内における指定された鉱物を目的とする鉱業権が既に設定されており、当該鉱物の掘採が著しく公共の福祉に反するようになっていないと認めるときは、経済産業大臣に対し、当該地域内に存する当該鉱物を目的とする鉱業権の取消し等の処分をすべきことを勧告することができる（鉱業法第15条第2項）。

図 2 - 1 - 1 鉱区禁止地域の指定制度



第2節 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定制度

公害等調整委員会は、鉱業法、採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）等の法律に基づき、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業とのいずれかの利益に係る行政処分に対する不服の裁定を行うことを通じ、鉱業等に係る土地利用の調整を図っている（表2-1-1）。

本制度は鉱業等に係る土地利用の調整を図るためのものであることから、鉱業法、採石法及び砂利採取法以外の法律に基づく行政処分に対する不服の裁定については、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業（河川法（昭和39年法律第167号）については鉱業又は採石業）との調整に関するものである場合に限られている。

不服の裁定の申請をすることができる場合には、行政不服申立てに関する一般法である行政不服審査法（平成26年法律第68号）の適用が除外され、専ら公害等調整委員会が、意見陳述、証拠調べ等の準司法的な手続を進めることとなる。

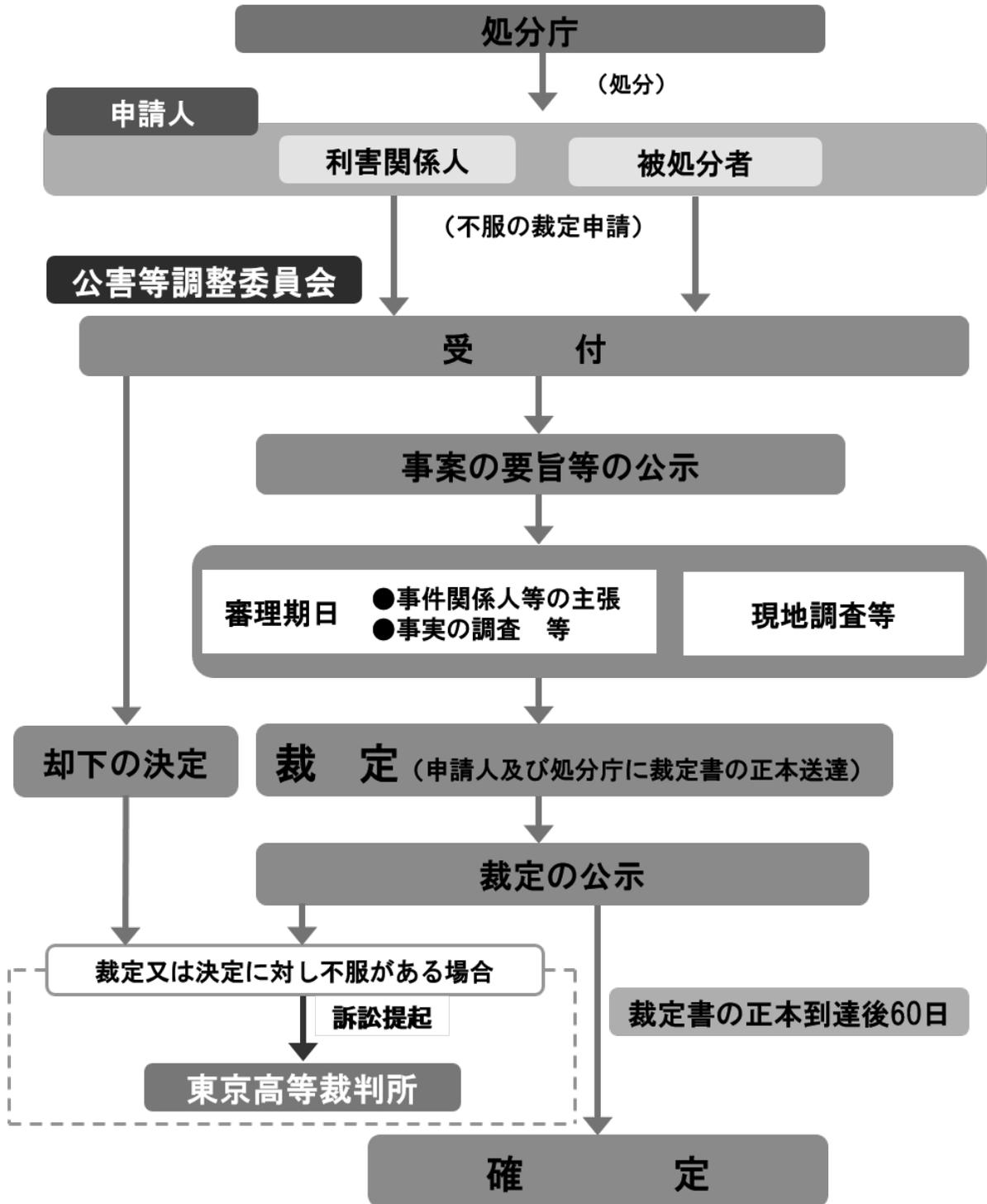
また、裁定の申請は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げないが、裁定の申請があった場合において、処分の効力、処分の執行又は手続の続行によって生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁定委員会は、申立てにより、決定で処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止をすることができる（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第27条）。

さらに、公害等調整委員会の裁定又は裁定の申請の却下の決定に対し不服のある場合には、国を被告として、東京高等裁判所に訴えを提起することができることとされており、その訴訟においては、裁定委員会が認定した事実については、これを立証する実質的な証拠があるときには裁判所を拘束する（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第49条～第58条）（図2-1-2）。

表 2 - 1 - 1 不服の裁定を規定する法律等

	(不服の裁定を規定する法律及びその条項)		(対象となる主な行政処分及びその処分庁)	
①	鉱業法 (昭和 25 年法律第 289 号)	第 133 条	鉱業権設定の許可	経済産業大臣又は経済産業局長
②	採石法 (昭和 25 年法律第 291 号)	第 39 条第 1 項	岩石採取計画の認可	都道府県知事又は政令市市長
③	森林法 (昭和 26 年法律第 249 号)	第 190 条第 1 項	保安林内における土石の採掘の許可	都道府県知事
④	農地法 (昭和 27 年法律第 229 号)	第 53 条第 2 項	農地転用の許可	都道府県知事
⑤	海岸法 (昭和 31 年法律第 101 号)	第 39 条の 2 第 1 項	海岸保全区域における土石採取の許可	海岸管理者
⑥	自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号)	第 63 条第 1 項 第 78 条	国立公園の特別地域内における鉱物の掘採の許可	環境大臣
⑦	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和 32 年法律第 166 号)	第 51 条の 34 第 1 項	指定廃棄物埋設区域内における土地の掘削の許可	原子力規制委員会
⑧	地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号)	第 50 条第 1 項	地すべり防止区域内における地下水の排除を阻害する行為の許可	都道府県知事
⑨	河川法 (昭和 39 年法律第 167 号)	第 97 条第 4 項	河川区域内における土石の採取の許可	河川管理者
⑩	砂利採取法 (昭和 43 年法律第 74 号)	第 40 条第 1 項	砂利採取計画の認可	都道府県知事又は政令市市長
⑪	都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)	第 51 条第 1 項 第 58 条第 2 項	都市計画区域内における開発行為の許可	都道府県知事
	景観法 (平成 16 年法律第 110 号)	第 73 条第 2 項 第 75 条第 3 項	景観地区内における開発行為の規制に係る処分	市町村
⑫	自然環境保全法 (昭和 47 年法律第 85 号)	第 32 条第 1 項 第 35 条の 11 第 46 条第 3 項	自然環境保全地域の特別地区又は沖合海底自然環境保全地域の沖合海底特別地区内における鉱物の掘採の許可	環境大臣
⑬	都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号)	第 33 条第 1 項	緑地保全地域内における鉱物の掘採の禁止	都道府県知事
⑭	湖沼水質保全特別措置法 (昭和 59 年法律第 61 号)	第 33 条第 1 項	湖辺環境保護地区内における鉱物の掘採の禁止	都道府県知事
⑮	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年法律第 75 号)	第 43 条第 1 項	生息地等保護区の管理地区内における鉱物の採掘の許可	環境大臣
⑯	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律 (平成 12 年法律第 117 号)	第 26 条第 1 項	最終処分施設の保護区域内における土地の掘削の許可	経済産業大臣
⑰	二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号)	第 133 条第 1 項	二酸化炭素の貯留事業の許可処分	経済産業大臣

図 2 - 1 - 2 不服の裁定手続の流れ



第3節 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等の制度

土地利用の複雑・多様化に対応して、土地利用に関する行政庁の適正な処分を確保するため、土地収用法（昭和26年法律第219号）、鉱業法等に基づき、公害等調整委員会は、主務大臣等が裁決等を行う場合に、意見照会への回答、承認等を行っている。

なお、土地収用法第131条第1項に基づく国土交通大臣からの意見照会への回答事務に当たっては、行政不服審査法の趣旨を踏まえ、口頭で意見を述べる機会を付与する、主張書面等の提出及び提出資料の閲覧等を認める、回答の写しを審査請求人へ送付し回答の内容を公表するなど、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営の確保に努めている。

1 土地収用法に基づく国土交通大臣からの意見照会への回答

土地収用法に基づき、国土交通大臣が次の処分をしようとするときは、あらかじめ公害等調整委員会の意見を聴かなければならない（土地収用法第27条第2項、第131条第1項）。

- (1) 都道府県知事が事業認定を拒否した場合における国土交通大臣への事業認定の申請に対する処分
- (2) 国土交通大臣（土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第26条の規定に基づき、地方整備局長及び北海道開発局長に権限が委任された場合を含む。）の事業認定に関する処分又は収用委員会の裁決についての審査請求に対する裁決

2 鉱業に関する掘採制限に係る決定に対する承認

鉱業権者等が鉄道その他の公共施設及び建物の地表地下とも50メートル以内の場所における鉱物の掘採についてその管理人の承諾を得られず、経済産業大臣にその決定を申請した場合において、経済産業大臣が決定をしようとするときは、あらかじめ公害等調整委員会の承認を得なければならない（鉱業法第64条の2第3項、第87条）。

3 採石権の設定等の決定に対する承認

採石権の設定、採石権の存続期間の更新等に関し、当事者間の協議不能又は協議不調のため、経済産業局長に対しその決定の申請をした場合等において、経済産業局長が決定をしようとするときは、あらかじめ公害等調整委員会の承認を得なければならない（採石法第18条、第30条）。

4 文化財保護法に基づく文化庁長官との協議

文化財の保存のための処分に対する審査請求のうち、鉱業又は採石業との調整に係るものについては、文化庁長官は、これを却下する場合を除き、あらかじめ公害等調整委員会に協議した上、裁決をしなければならない（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第159条第1項）。

第2章 鉱区禁止地域の指定

本制度が施行された昭和26年1月から令和6年度末までに指定した鉱区禁止地域は、244地域、総面積682,820ヘクタールとなっている。これらの地域を主な指定理由別にみると、ダム及び貯水池・水源の保全を理由とするものが163地域と最も多い。なお、指定を解除したものはない（図2-2-1、表2-2-1、付録4参照）。

図2-2-1 鉱区禁止地域指定箇所

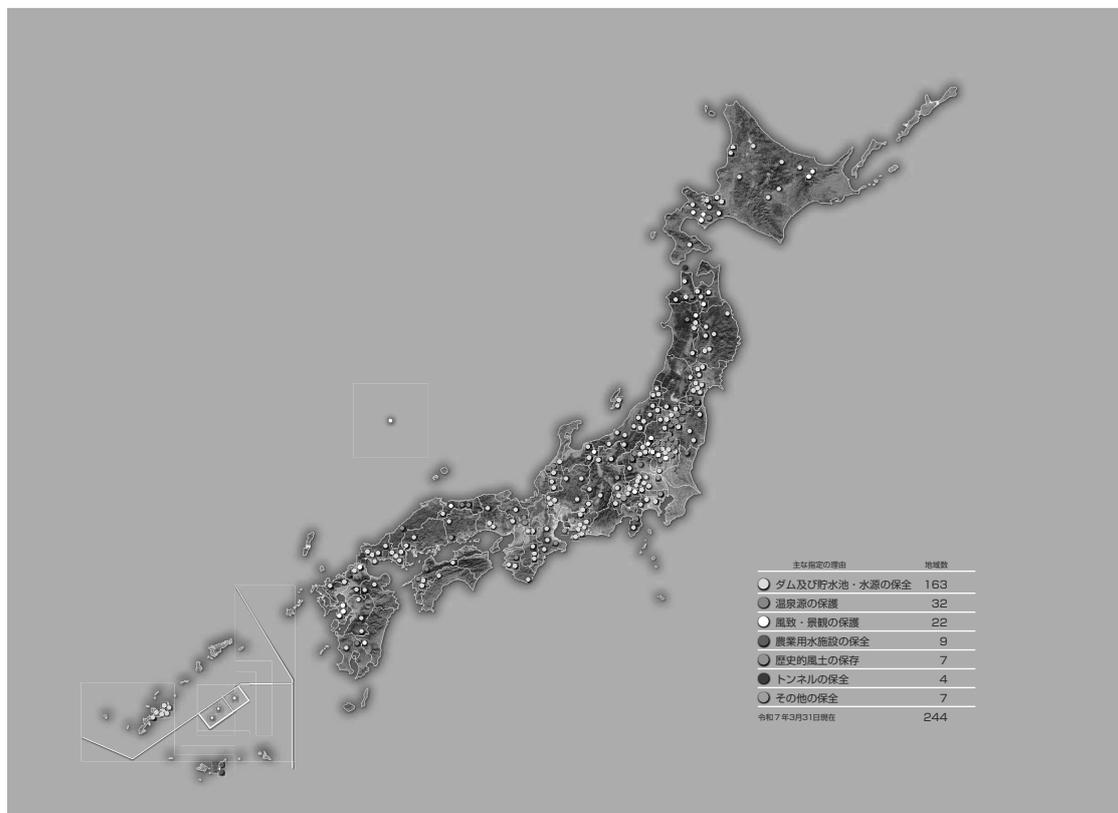


表 2 - 2 - 1 主な指定理由別鉱区禁止地域指定状況

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

(単位：件)

主な指定理由	指 定 地域数	年次別内訳(年度)						
		昭和 26～35	36～45	46～55	平成 56～2	3～12	13～22	23～
1 ダム及び貯水池・水源の保全	163	29	43	54	27	4	6	0
2 温泉源の保護	32	28	4	0	0	0	0	0
3 風致・景観の保護	22	13	8	1	0	0	0	0
4 農業用水施設(ため池等)の保全	9	5	0	0	0	4	0	0
5 歴史的風土の保存	7	5	0	0	1	0	1	0
6 トンネル(鉄道施設等)の保全	4	2	0	2	0	0	0	0
7 その他の保全	7	5	0	0	2	0	0	0
合 計	244	87	55	57	30	8	7	0

第3章 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

本制度が施行された昭和26年1月から令和6年度末までに164件の不服の裁定事件が係属し、163件が終結している。これを関係法律別にみると、採石法関係が最も多くなっている（表2-3-1、付録5参照）。

令和6年度に係属した不服の裁定事件は、6年度に新たに受け付けた1件であり、翌年度に繰り越された（表2-3-2）。

表2-3-1 関係法律別不服の裁定事件処理状況

（令和7年3月31日現在）

（単位：件）

関係法律	処分区分 認 容	棄 却	却 下	取下げ	他	計
鉱 業 法	1	12	4	14	0	31
採 石 法	5	18	2	28	0	53
森 林 法	0	1	4	3	0	8
農 地 法	0	1	2	0	1	4
海 岸 法	0	1	0	2	0	3
自 然 公 園 法	0	5	0	4	0	9
河 川 法	0	1	1	0	0	2
砂 利 採 取 法	6	15	5	17	0	43
都 市 計 画 法	0	7	0	1	0	8
そ の 他	0	0	2	0	0	2
計	12	61	20	69	1	163

（注）1 集計対象期間は、昭和26年1月31日～令和7年3月31日である。

2 関係法律が重複する場合は、主な関係法律に区分した。

3 鉱業法の認容の1件は、一部認容・一部却下のものである。

4 採石法の棄却のうち3件は、一部棄却・一部却下のものである。

5 自然公園法の棄却のうち1件は、一部棄却・一部却下のものである。

6 都市計画法の棄却のうち2件は、一部棄却・一部却下のものである。

7 森林法の棄却の1件は、一部棄却・一部却下のものである。

8 処分区分の他の1件は、送付である。

表 2 - 3 - 2 令和 6 年度に係属した不服の裁定事件一覧

事件番号	事 件 名	申 請 人 (参加申立人)	処 分 庁	申 請 (参加申立) 受付年月日	処理状況
令和 6 年 (フ) 第 1 号	香川県小豆郡土庄町小部 地内の岩石採取計画不認 可処分に対する取消裁定 申請事件	香川県業者 1 社	香川県 知事	令和 6.10.9	係属中

第1節 令和6年度に係属した不服の裁定事件

令和6年度に係属した不服の裁定事件は、次のとおりである。

1 香川県小豆郡土庄町小部地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(公調委令和6年(フ)第1号事件)

(1) 原処分の概要

香川県知事(以下「処分庁」という。)は、申請人からなされた香川県小豆郡土庄町小部地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、採石法施行規則第8条の15第2項第7号に規定する「岩石採取場で岩石の採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面」及び同項第8号に規定する「岩石の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面」を添付していないことを理由に、令和6年7月12日付けで、同岩石採取計画を認可しないとの処分(以下「本件不認可処分」という。)を行った。

(2) 申請の概要

申請人は、処分庁の行った本件不認可処分は違法であるとして、令和6年10月9日付けで同処分の取消を求めて裁定を申請した。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、令和6年10月29日、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。

本件手続の経過は、次のとおりである。

令和6年10月9日 裁定申請受付

10月29日 審理手続開始

第4章 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

本制度が施行された昭和26年12月から令和6年度末までに、1,291件の意見照会への回答事案等が終結している。令和6年度に係属した事案は、前年度から繰り越された107件（同一事案についての105件を含む。）と6年度に新たに受け付けた3件の計110件であり、このうち108件が6年度中に処理され、残りの2件が翌年度に繰り越された（表2-4-1）。

表2-4-1 意見照会への回答等の処理件数

	令和7年3月末現在		(参考) 6年度 係属件数
	処理件数	6年度 処理件数	
総数（昭和26年から令和7年3月末までに終結したもの）	1,291	108	110
土地収用法に基づく事業認定、収用裁決等の処分に対する審査請求に関する意見照会 （国土交通大臣）	1,277	108	110
事業認定に関する処分に対する審査請求に関する意見照会 （処分庁 国土交通大臣等）	256	0	0
事業認定に関する処分に対する審査請求に関する意見照会 （処分庁 都道府県知事）	19	0	0
収用委員会の裁決に対する審査請求に関する意見照会	1,002	108	110
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。）に基づく土地等の使用又は収用の認定、収用裁決等の処分に対する審査請求に関する意見照会 （防衛大臣）	2	0	0
鉱業法に基づく承認申請（公共施設等の周辺での鉱物掘採の際に必要な管理人の承諾に代わる経済産業局長の決定について） （経済産業大臣）	1	0	0
採石法に基づく承認申請（採石権の設定等及び採石権設定に代わる土地買取り等についての経済産業局長の決定について） （経済産業局長）	9	0	0
森林法に基づく森林から木材等を搬出する者の土地使用に関する都道府県知事の認可、裁定等の処分に対する不服申立てに関する意見照会 （農林水産大臣）	2	—	—

- (注) 1 「事業認定に関する処分に対する審査請求に関する意見照会」欄の「国土交通大臣等」は、土地収用法施行規則第26条の規定に基づき、地方整備局長及び北海道開発局長に権限が委任された場合を含む。
2 駐留軍用地特措法に基づく土地等の使用又は収用に関しては、土地収用法第131条等の規定が適用される（駐留軍用地特措法第14条）。
3 森林法に基づく意見照会については、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号。平成12年4月1日施行）により廃止。

第1節 令和6年度に係属した意見照会事案

令和6年度に係属した意見照会事案の概要は、次のとおりである。

1～105 公調委令和5年（イ）第7号～第106号及び第109号～第113号事件（計105件）

（ダム建設工事及びこれに伴う道路付替工事に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、ダム建設工事及びこれに伴う道路付替工事に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、審査請求人が、本件事業の必要性が認められないこと等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者等各1人（計105人）
- (3) 審査請求のあった日 令和元年7月3日
- (4) 意見照会の受付日 令和5年7月6日
- (5) 回答日 令和6年4月24日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

106 公調委令和6年（イ）第1号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、道路事業に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者及び賃借権者である審査請求人らが、任意交渉において起業者が不誠実な対応を続けた上、一方的に土地収用手続を開始したこと等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者1社、関係人1社
- (3) 審査請求のあった日 令和5年1月20日
- (4) 意見照会の受付日 令和6年1月16日
- (5) 回答日 令和6年6月28日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

107 公調委令和6年（イ）第2号事件

（道路新設工事並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、道路新設工事並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づ

く権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者である審査請求人が、自身の所有する土地の一部が本件裁決の「使用し、明け渡すべき土地の区域」に含まれておらず、補償をしないことは憲法の規定に違反すること等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。

- (2) 審査請求人 土地所有者1人
- (3) 審査請求のあった日 令和5年7月30日
- (4) 意見照会の受付日 令和6年3月21日
- (5) 回答日 令和6年8月26日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

108 公調委令和6年（イ）第3号事件

（線路建設工事に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、線路建設工事に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者である審査請求人が、本件事業の施行により本件収用される土地の残地について影響が生じるのであるから、憲法第29条に基づき、正当な補償を検討し、その結論と理由を本件裁決において明らかにすべきであること等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者1人
- (3) 審査請求のあった日 令和5年12月18日
- (4) 意見照会の受付日 令和6年7月16日
- (5) 回答日 令和6年11月25日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

109 公調委令和7年（イ）第1号事件

（産業団地造成事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 審査請求人 土地所有者1人
- (2) 審査請求のあった日 令和6年4月11日
- (3) 意見照会の受付日 令和7年2月4日

110 公調委令和7年（イ）第2号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 審査請求人 土地所有者1人

- (2) 審査請求のあった日 令和5年12月19日
- (3) 意見照会の受付日 令和7年2月4日

付録 1

令和 5 年度公害苦情調査結果概要

付
録

令和 6 年 12 月 13 日
公害等調整委員会事務局

目次

第1 公害苦情の新規受付状況	1
1 全国の公害苦情受付件数	1
(1) 公害苦情受付件数	1
(2) 典型7公害及び典型7公害以外の公害苦情受付件数	3
2 公害の種類別公害苦情受付件数	4
(1) 典型7公害の種類別公害苦情受付件数	4
(2) 典型7公害以外の種類別公害苦情受付件数	6
3 主な発生原因別公害苦情受付件数	8
4 発生源別公害苦情受付件数	11
5 発生源の用途地域別公害苦情受付件数	14
6 被害の種類別公害苦情受付件数	15
第2 公害苦情の処理状況	17
1 全国の公害苦情取扱件数及び処理件数	17
(1) 取扱件数	17
(2) 処理件数	17
2 苦情申立てから処理までの期間別典型7公害の直接処理件数	19
3 処理方法別典型7公害の直接処理件数	21
4 行政上の措置別典型7公害の直接処理件数	22
5 講じた防止対策別典型7公害の直接処理件数	23
6 関係の公害規制法令の違反別典型7公害の直接処理件数	24
第3 公害苦情処理担当職員数	25
付録 公害苦情調査について	26

* 公害苦情調査の統計表は「政府統計の総合窓口（e-Stat）」でご覧いただけます。
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00201001&result_page=1

第1 公害苦情の新規受付状況

1 全国の公害苦情受付件数

- 令和5年度の全国の公害苦情受付件数は69,153件（対前年度比▲3.4%）であった。
 - ✓ 「典型7公害」は48,969件（対前年度比▲3.5%）
 - ✓ 「典型7公害以外」は20,184件（対前年度比▲3.3%）

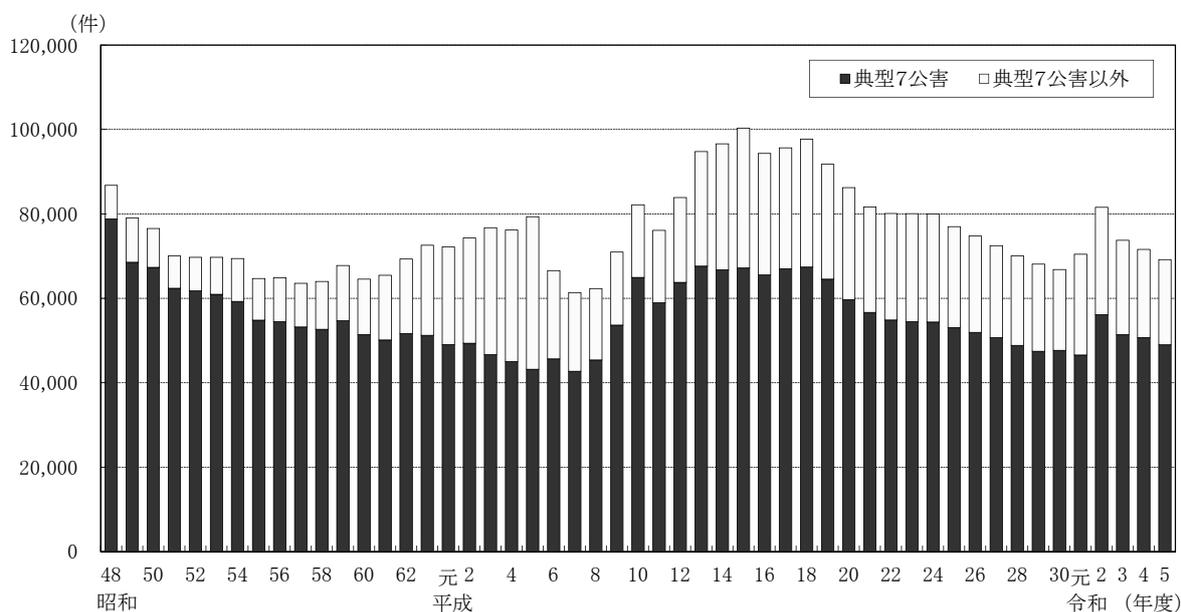
〈統計表第1表参照〉

（1）公害苦情受付件数

令和5年度に新規に受け付けた公害苦情の受付件数（以下「公害苦情受付件数」という。）は69,153件で、前年度に比べ2,437件の減少（対前年度比▲3.4%）となった。

過去の推移をみると、平成15年度に調査開始（昭和41年度）以来初めて10万件を上回り、その後は減少傾向が続いていたが、令和元年度、2年度と増加し、3年度以降は3年連続で減少となった。【図1、表1】

図1 全国の公害苦情受付件数の推移



注1) 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている（以下同じ。）。

注2) 平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響によって報告の得られなかった地域（青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村）の苦情件数が含まれていない（以下同じ。）。

表1 全国の公害苦情受付件数の推移

(単位：件)

年 度	公害苦情受付 件数	対前年度増減数	対前年度増減率 (%)
昭和48年度	86,777	-987	-1.1
49	79,015	-7,762	-8.9
50	76,531	-2,484	-3.1
51	70,033	-6,498	-8.5
52	69,729	-304	-0.4
53	69,730	1	0.0
54	69,421	-309	-0.4
55	64,690	-4,731	-6.8
56	64,883	193	0.3
57	63,559	-1,324	-2.0
58	63,976	417	0.7
59	67,754	3,778	5.9
60	64,550	-3,204	-4.7
61	65,467	917	1.4
62	69,313	3,846	5.9
63	72,565	3,252	4.7
平成元年度	72,159	-406	-0.6
2	74,294	2,135	3.0
3	76,713	2,419	3.3
4	76,186	-527	-0.7
5	79,317	3,131	4.1
6	66,556	-12,761	-16.1
7	61,364	-5,192	-7.8
8	62,315	951	1.5
9	70,975	8,660	13.9
10	82,138	11,163	15.7
11	76,080	-6,058	-7.4
12	83,881	7,801	10.3
13	94,767	10,886	13.0
14	96,613	1,846	1.9
15	100,323	3,710	3.8
16	94,321	-6,002	-6.0
17	95,655	1,334	1.4
18	97,713	2,058	2.2
19	91,770	-5,943	-6.1
20	86,236	-5,534	-6.0
21	81,632	-4,604	-5.3
22	80,095	-1,537	-1.9
23	80,051	-44	-0.1
24	80,000	-51	-0.1
25	76,958	-3,042	-3.8
26	74,785	-2,173	-2.8
27	72,461	-2,324	-3.1
28	70,047	-2,414	-3.3
29	68,115	-1,932	-2.8
30	66,803	-1,312	-1.9
令和元年度	70,458	3,655	5.5
2	81,557	11,099	15.8
3	73,739	-7,818	-9.6
4	71,590	-2,149	-2.9
5	69,153	-2,437	-3.4

(2) 典型7公害及び典型7公害以外の公害苦情受付件数

公害苦情受付件数のうち「典型7公害」は48,969件（公害苦情受付件数の70.8%）で、前年度に比べ1,754件の減少（対前年度比▲3.5%）となった。

「典型7公害以外」は20,184件（公害苦情受付件数の29.2%）で、前年度に比べ683件の減少（対前年度比▲3.3%）となった。【表2】

表2 典型7公害及び典型7公害以外の公害苦情受付件数の推移

（単位：件）

年 度	合 計 a	典 型 7 公 害				典 型 7 公 害 以 外			
		公害苦情 受付件数 b	構成比 (%) (b/a*100)	対前年度 増 減 数	対前年度 増 減 率 (%)	公害苦情 受付件数 c	構成比 (%) (c/a*100)	対前年度 増 減 数	対前年度 増 減 率 (%)
平成25年度	76,958	53,039	68.9	-1,338	-2.5	23,919	31.1	-1,704	-6.7
26	74,785	51,912	69.4	-1,127	-2.1	22,873	30.6	-1,046	-4.4
27	72,461	50,677	69.9	-1,235	-2.4	21,784	30.1	-1,089	-4.8
28	70,047	48,840	69.7	-1,837	-3.6	21,207	30.3	-577	-2.6
29	68,115	47,437	69.6	-1,403	-2.9	20,678	30.4	-529	-2.5
30	66,803	47,656	71.3	219	0.5	19,147	28.7	-1,531	-7.4
令和元年度	70,458	46,555	66.1	-1,101	-2.3	23,903	33.9	4,756	24.8
2	81,557	56,123	68.8	9,568	20.6	25,434	31.2	1,531	6.4
3	73,739	51,395	69.7	-4,728	-8.4	22,344	30.3	-3,090	-12.1
4	71,590	50,723	70.9	-672	-1.3	20,867	29.1	-1,477	-6.6
5	69,153	48,969	70.8	-1,754	-3.5	20,184	29.2	-683	-3.3

注) 構成比 (%) については、四捨五入のため、合計が100%にならない場合がある（以下の表で同じ。）。

注) 公害苦情調査における公害の種類・区分

典 型 7 公 害	環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項において定義されているものをいう。「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」「騒音」「振動」「地盤沈下」及び「悪臭」の7種類に区分している。
典型7公害以外	典型7公害として特定されていないものをいい、これを更に「廃棄物投棄」 ¹ 及び「その他」の2種類に区分している。

¹ 公害苦情調査では、「公害の種類」として「廃棄物投棄」、「主な発生原因」として「投棄された廃棄物」を区分として用いている。投棄された廃棄物を主な発生原因とする公害苦情のうち、投棄された廃棄物に伴い水質汚濁などの典型7公害が発生した（又はそのおそれがある）ものは「典型7公害」の当該区分として、典型7公害のいずれにも特定されないものは「典型7公害以外」の「廃棄物投棄」として、それぞれ計上されることとなる。

2 公害の種類別公害苦情受付件数

(1) 典型7公害の種類別公害苦情受付件数

- 典型7公害では、「騒音」(38.6%)、「大気汚染」(26.9%)、「悪臭」(19.9%)で全体の85.4%を占める。
- 受付件数の減少(対前年度比▲1,754件)は、「大気汚染」(同▲529件)の減少による影響が大きい。

〈統計表第1表参照〉

典型7公害の公害苦情受付件数(48,969件)を典型7公害の種類別にみると、「騒音」が18,908件(38.6%)と最も多く、次いで「大気汚染」が13,165件(26.9%)、「悪臭」が9,743件(19.9%)、「水質汚濁」が4,690件(9.6%)、「振動」が2,223件(4.5%)、「土壌汚染」が188件(0.4%)、「地盤沈下」が52件(0.1%)となっており、上位3公害の合計で全体の85.4%を占めている。

受付件数が前年度に比べ1,754件の減少(対前年度比▲3.5%)となったことについては、「大気汚染」が529件(同▲3.9%)の減少となった影響が大きい。【図2、図3、図4、表3】

図2 典型7公害の種類別公害苦情受付件数の推移

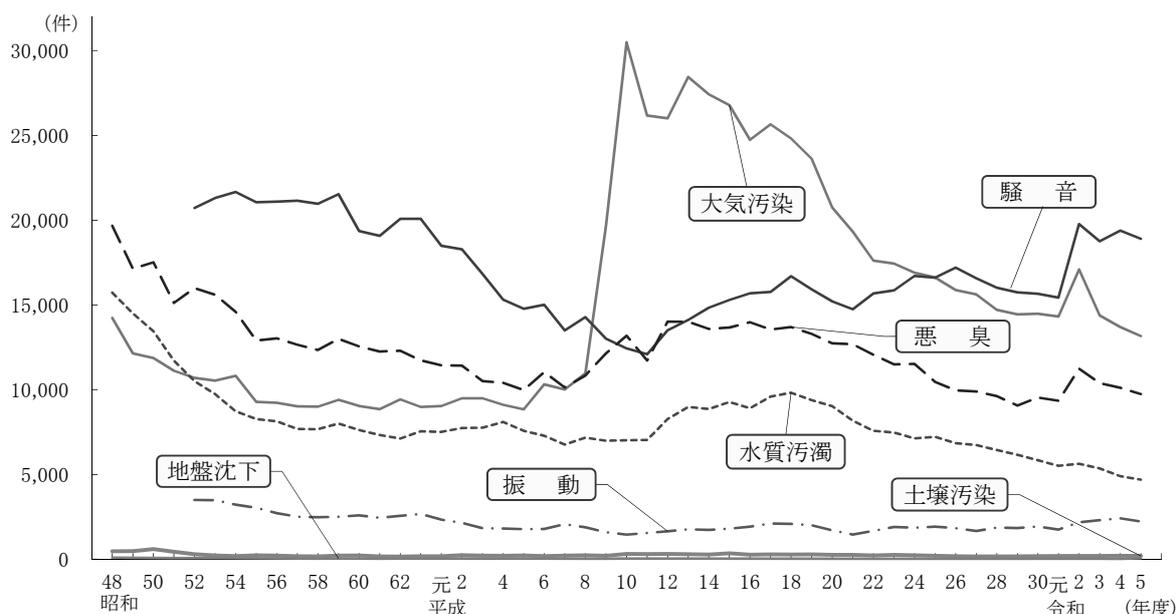


図3 典型7公害の種類別公害苦情受付件数

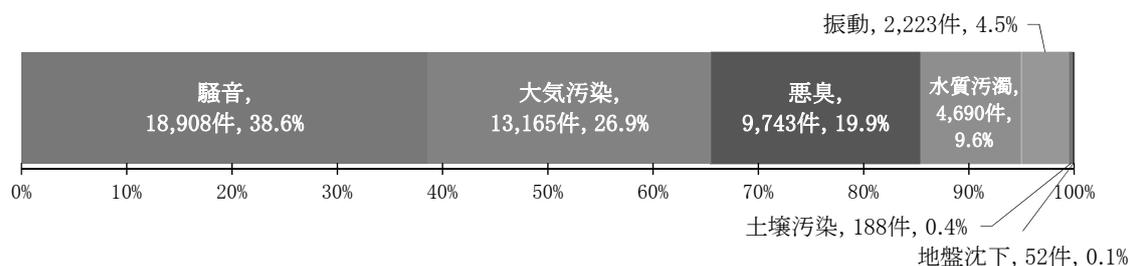


図4 典型7公害の種類別公害苦情受付件数（令和元～5年度）

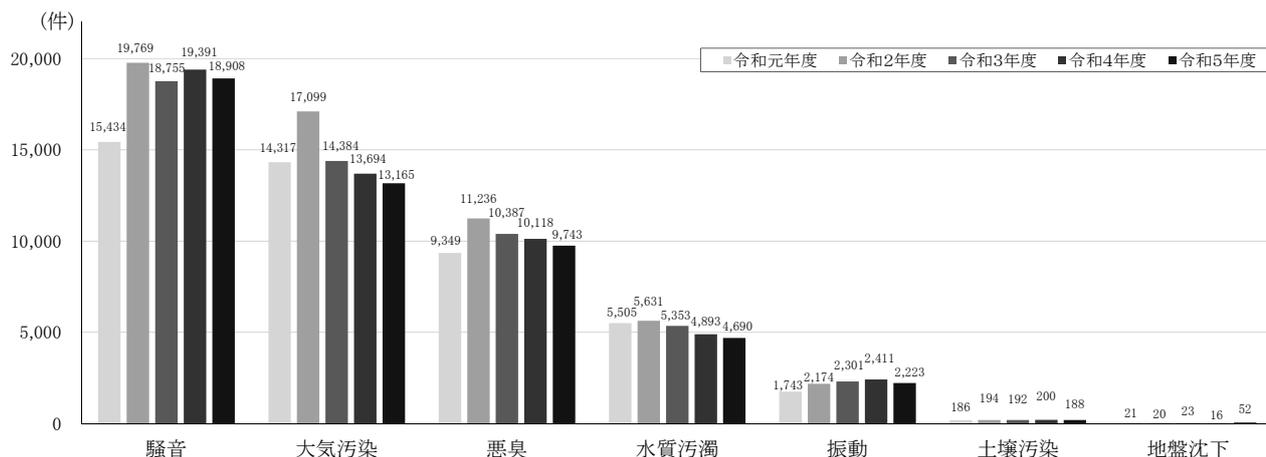


表3 典型7公害の種類別公害苦情受付件数の推移

（単位：件）

年度	合計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動		地盤沈下	悪臭	
						低周波音	振動			
公害苦情受付件数	平成25年度	53,039	16,616	7,216	202	16,611	185	1,914	16	10,464
	26	51,912	15,879	6,839	174	17,202	182	1,830	26	9,962
	27	50,677	15,625	6,729	167	16,574	227	1,663	22	9,897
	28	48,840	14,710	6,442	167	16,016	234	1,866	19	9,620
	29	47,437	14,450	6,161	166	15,743	191	1,831	23	9,063
	30	47,656	14,481	5,841	168	15,665	216	1,931	27	9,543
	令和元年度	46,555	14,317	5,505	186	15,434	249	1,743	21	9,349
	2	56,123	17,099	5,631	194	19,769	313	2,174	20	11,236
	3	51,395	14,384	5,353	192	18,755	294	2,301	23	10,387
	4	50,723	13,694	4,893	200	19,391	287	2,411	16	10,118
5	48,969	13,165	4,690	188	18,908	294	2,223	52	9,743	
構成比（%）	平成25年度	100.0	31.3	13.6	0.4	31.3	0.3	3.6	0.0	19.7
	26	100.0	30.6	13.2	0.3	33.1	0.4	3.5	0.1	19.2
	27	100.0	30.8	13.3	0.3	32.7	0.4	3.3	0.0	19.5
	28	100.0	30.1	13.2	0.3	32.8	0.5	3.8	0.0	19.7
	29	100.0	30.5	13.0	0.3	33.2	0.4	3.9	0.0	19.1
	30	100.0	30.4	12.3	0.4	32.9	0.5	4.1	0.1	20.0
	令和元年度	100.0	30.8	11.8	0.4	33.2	0.5	3.7	0.0	20.1
	2	100.0	30.5	10.0	0.3	35.2	0.6	3.9	0.0	20.0
	3	100.0	28.0	10.4	0.4	36.5	0.6	4.5	0.0	20.2
	4	100.0	27.0	9.6	0.4	38.2	0.6	4.8	0.0	19.9
5	100.0	26.9	9.6	0.4	38.6	0.6	4.5	0.1	19.9	
対前年度増減数	平成25年度	-1,338	-291	87	-27	-103	-1	56	-5	-1,055
	26	-1,127	-737	-377	-28	591	-3	-84	10	-502
	27	-1,235	-254	-110	-7	-628	45	-167	-4	-65
	28	-1,837	-915	-287	0	-558	7	203	-3	-277
	29	-1,403	-260	-281	-1	-273	-43	-35	4	-557
	30	219	31	-320	2	-78	25	100	4	480
	令和元年度	-1,101	-164	-336	18	-231	33	-188	-6	-194
	2	9,568	2,782	126	8	4,335	64	431	-1	1,887
	3	-4,728	-2,715	-278	-2	-1,014	-19	127	3	-849
	4	-672	-690	-460	8	636	-7	110	-7	-269
5	-1,754	-529	-203	-12	-483	7	-188	36	-375	
対前年度増減率（%）	平成25年度	-2.5	-1.7	1.2	-11.8	-0.6	-0.5	3.0	-23.8	-9.2
	26	-2.1	-4.4	-5.2	-13.9	3.6	-1.6	-4.4	62.5	-4.8
	27	-2.4	-1.6	-1.6	-4.0	-3.7	24.7	-9.1	-15.4	-0.7
	28	-3.6	-5.9	-4.3	0.0	-3.4	3.1	12.2	-13.6	-2.8
	29	-2.9	-1.8	-4.4	-0.6	-1.7	-18.4	-1.9	21.1	-5.8
	30	0.5	0.2	-5.2	1.2	-0.5	13.1	5.5	17.4	5.3
	令和元年度	-2.3	-1.1	-5.8	10.7	-1.5	15.3	-9.7	-22.2	-2.0
	2	20.6	19.4	2.3	4.3	28.1	25.7	24.7	-4.8	20.2
	3	-8.4	-15.9	-4.9	-1.0	-5.1	-6.1	5.8	15.0	-7.6
	4	-1.3	-4.8	-8.6	4.2	3.4	-2.4	4.8	-30.4	-2.6
5	-3.5	-3.9	-4.1	-6.0	-2.5	2.4	-7.8	225.0	-3.7	

(2) 典型7公害以外の種類別公害苦情受付件数

- 典型7公害以外では、「廃棄物投棄」※が前年度に比べ減少し8,376件

(※3ページの脚注1参照。以下本項において同じ。)

- ✓ 前年度から「生活系」が545件の減少(対前年度比▲7.9%)となったことによって、廃棄物投棄全体でも642件の減少(同▲7.1%)

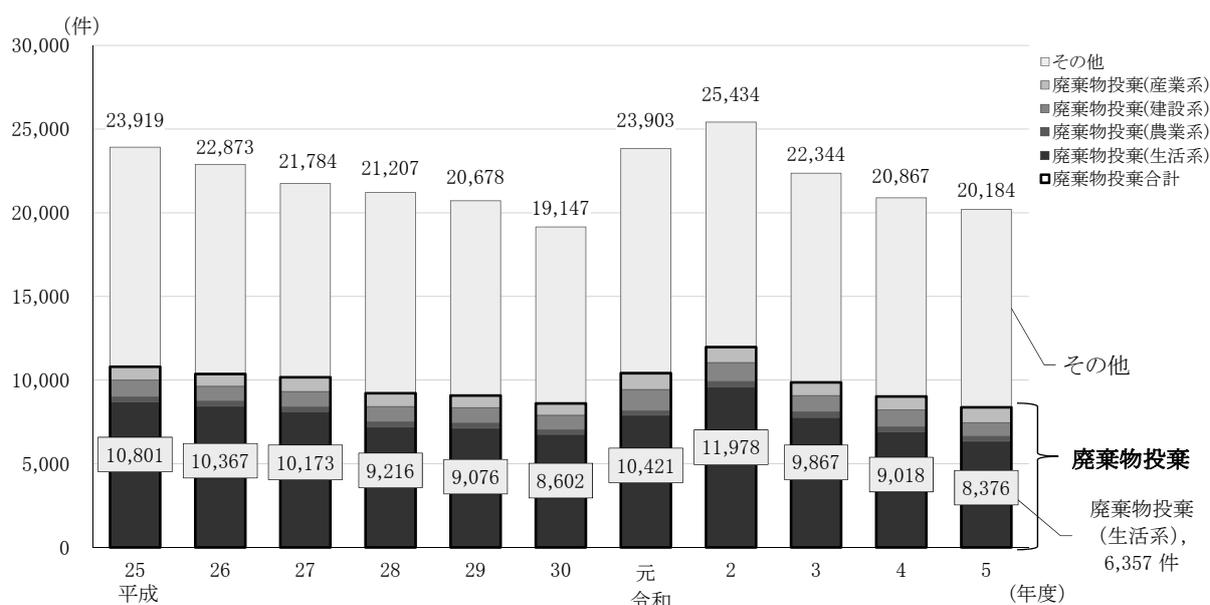
〈統計表第1表、第4表参照〉

典型7公害以外の公害苦情受付件数(20,184件)のうち「廃棄物投棄」は8,376件と、前年度に比べ642件の減少(対前年度比▲7.1%)となった。「廃棄物投棄」の内訳をみると、「生活系」の投棄が6,357件(75.9%)となっており、最も多い。

受付件数が前年度に比べ683件の減少(対前年度比▲3.3%)となったことについては、「廃棄物投棄(生活系)」が545件の減少(同▲7.9%)となった影響が大きい。

【図5、図6、表4】

図5 典型7公害以外の種類別公害苦情受付件数の推移



注) 典型7公害以外の苦情の分類例

廃棄物投棄	生活系	主に家庭生活から発生した生ごみ・紙くず・新聞紙等の燃焼物、空き缶・空きびん・乾電池等の燃焼不適物、家具・電気製品・ピアノ等の粗大ごみ等による「一般廃棄物」の投棄
	農業系	主に農林漁業から発生した畜産関係の動物の死体、ふん尿等による「産業廃棄物」の投棄
	建設系	主に建設業から発生した建築廃材等による「産業廃棄物」の投棄
	産業系	主に卸売・小売業、飲食店、宿泊業等の産業における業務から排出したごみ、製造及び処理工程で発生した紙等のくず、金属くず、ガラス、燃え殻、ばいじん、汚泥、廃油・廃酸・廃プラスチック類等による「産業廃棄物」の投棄
その他	雑草等の花粉の浮遊、雑草等による交通視野妨害、雑草の繁茂による火災発生危険性、汚水の流出、洗車場の汚水散布等に対する苦情	

図6 典型7公害以外の種類別公害苦情受付件数（令和元～5年度）

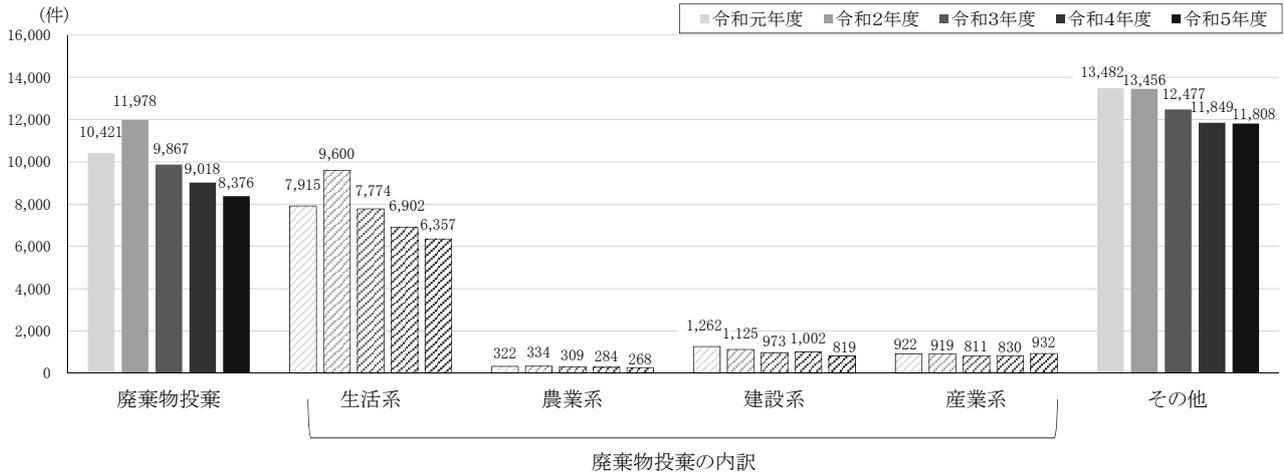


表4 典型7公害以外の種類別公害苦情受付件数の推移

(単位：件)

年度	合計	廃棄物投棄の内訳					その他	
		生活系	農業系	建設系	産業系			
公害苦情受付件数	平成25年度	23,919	10,801	8,696	293	1,016	796	13,118
	26	22,873	10,367	8,450	269	891	757	12,506
	27	21,784	10,173	8,128	309	918	818	11,611
	28	21,207	9,216	7,199	303	914	800	11,991
	29	20,678	9,076	7,130	262	925	759	11,602
	30	19,147	8,602	6,767	257	869	709	10,545
	令和元年度	23,903	10,421	7,915	322	1,262	922	13,482
	2	25,434	11,978	9,600	334	1,125	919	13,456
	3	22,344	9,867	7,774	309	973	811	12,477
	4	20,867	9,018	6,902	284	1,002	830	11,849
5	20,184	8,376	6,357	268	819	932	11,808	
対前年度増減数	平成25年度	-1,704	-584	-458	-2	13	-137	-1,120
	26	-1,046	-434	-246	-24	-125	-39	-612
	27	-1,089	-194	-322	40	27	61	-895
	28	-577	-957	-929	-6	-4	-18	380
	29	-529	-140	-69	-41	11	-41	-389
	30	-1,531	-474	-363	-5	-56	-50	-1,057
	令和元年度	4,756	1,819	1,148	65	393	213	2,937
	2	1,531	1,557	1,685	12	-137	-3	-26
	3	-3,090	-2,111	-1,826	-25	-152	-108	-979
	4	-1,477	-849	-872	-25	29	19	-628
5	-683	-642	-545	-16	-183	102	-41	
対前年度増減率(%)	平成25年度	-6.7	-5.1	-5.0	-0.7	1.3	-14.7	-7.9
	26	-4.4	-4.0	-2.8	-8.2	-12.3	-4.9	-4.7
	27	-4.8	-1.9	-3.8	14.9	3.0	8.1	-7.2
	28	-2.6	-9.4	-11.4	-1.9	-0.4	-2.2	3.3
	29	-2.5	-1.5	-1.0	-13.5	1.2	-5.1	-3.2
	30	-7.4	-5.2	-5.1	-1.9	-6.1	-6.6	-9.1
	令和元年度	24.8	21.1	17.0	25.3	45.2	30.0	27.9
	2	6.4	14.9	21.3	3.7	-10.9	-0.3	-0.2
	3	-12.1	-17.6	-19.0	-7.5	-13.5	-11.8	-7.3
	4	-6.6	-8.6	-11.2	-8.1	3.0	2.3	-5.0
5	-3.3	-7.1	-7.9	-5.6	-18.3	12.3	-0.3	

付録

3 主な発生原因別公害苦情受付件数

- 公害苦情の主な発生原因のうち最も多いのは「工事・建設作業」で全体の18.1%、次いで「焼却（野焼き）」が15.4%
- ✓ 「工事・建設作業」の発生源は、「建設業」が84.5%
- ✓ 「焼却（野焼き）」の発生源は、「個人」が71.0%

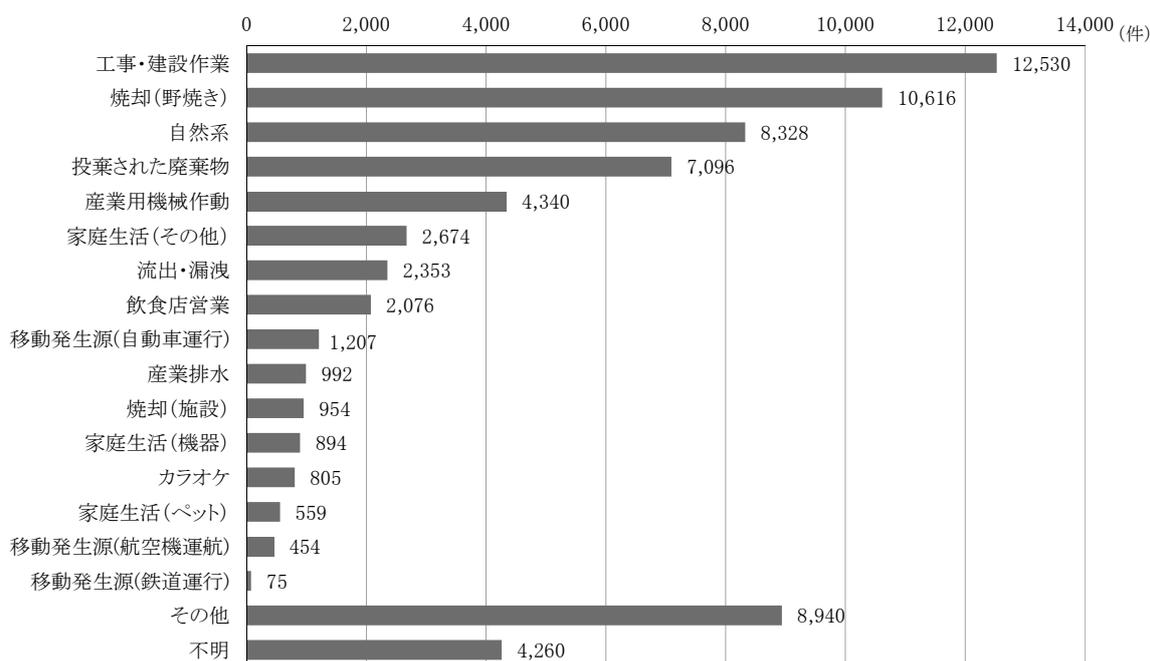
〈統計表第2表、第9表参照〉

公害苦情受付件数（69,153件）を主な発生原因²別にみると、「工事・建設作業」が12,530件（18.1%）と最も多く、次いで「焼却（野焼き）」が10,616件（15.4%）、「自然系」が8,328件（12.0%）、「投棄された廃棄物」が7,096件（10.3%）となっている。【図7、表5】

受付件数が前年度に比べ2,437件の減少（対前年度比▲3.4%）となったことについては、「焼却（野焼き）」が1,259件の減少（同▲10.6%）となった影響が大きい。【図8】

公害苦情の主な発生原因について、その発生源³をみると、「工事・建設作業」では「建設業」が10,583件（84.5%）、「焼却（野焼き）」では「個人」が7,542件（71.0%）となっており、それぞれ最も多い。【図9】

図7 主な発生原因別公害苦情受付件数



2 主な発生原因の区分は、「焼却（施設）」「産業用機械作動」「産業排水」「流出・漏洩」「工事・建設作業」「飲食店営業」「カラオケ」「移動発生源（自動車運行）」「移動発生源（鉄道運行）」「移動発生源（航空機運航）」「投棄された廃棄物」「家庭生活（機器）」「家庭生活（ペット）」「家庭生活（その他）」「焼却（野焼き）」「自然系」「その他」及び「不明」の18種類。なお、「自然系」とは、自然に存在する動植物又は自然現象による原因であることが判明している公害

3 発生源の区分は、「会社・事業所」「個人」「その他」及び「不明」の4種類

さらに、「会社・事業所」については、産業別に「農業、林業」「漁業」「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」「公務（他に分類されるものを除く）」及び「分類不能の産業」の20種類の細区分

図8 主な発生原因別公害苦情受付件数（令和元～5年度、上位5項目）

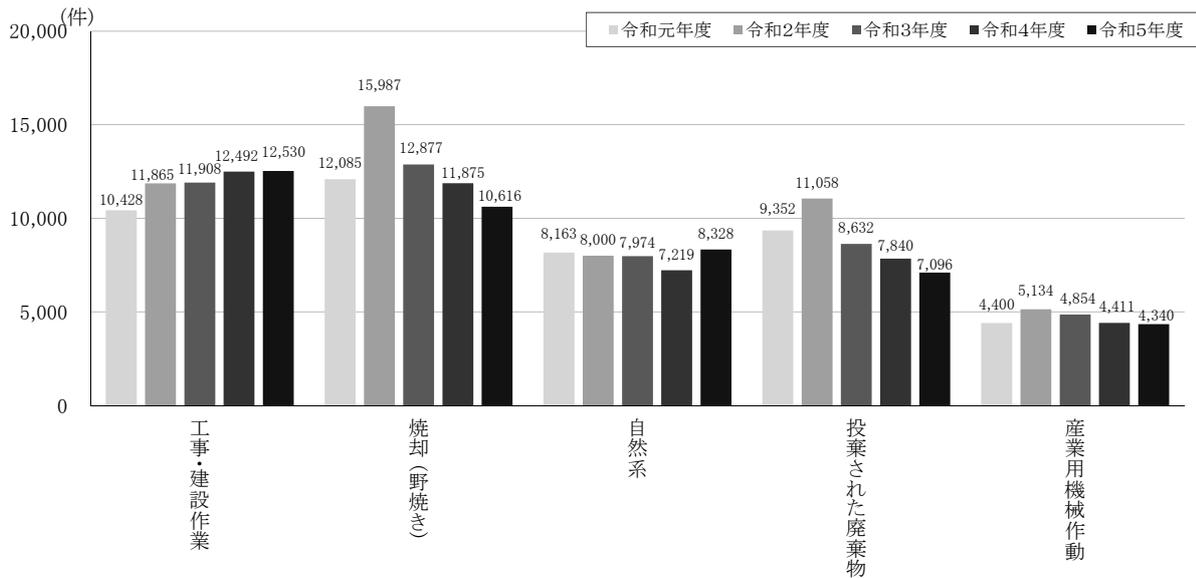
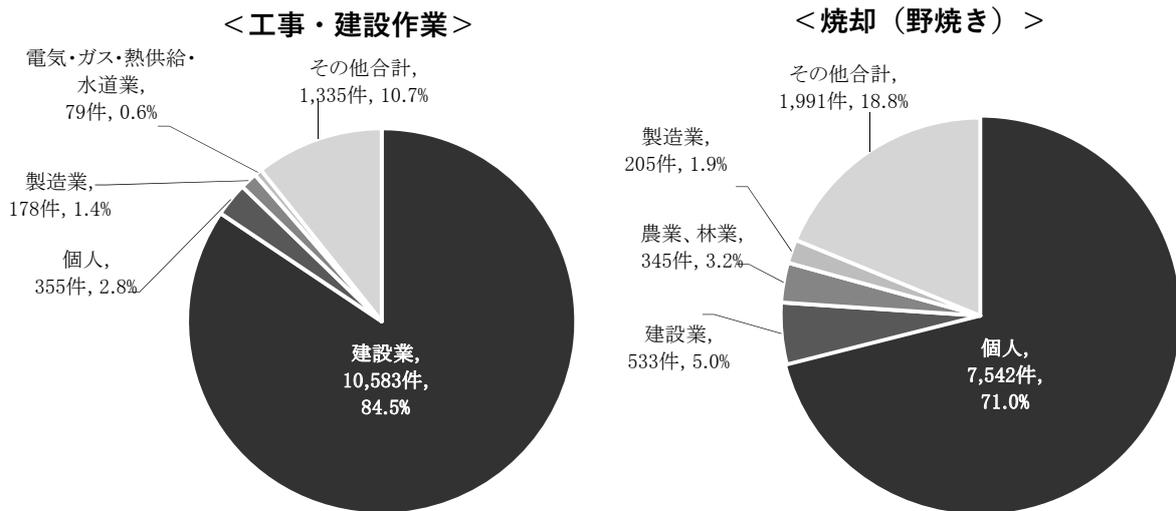


図9 「工事・建設作業」「焼却(野焼き)」の主な発生源別公害苦情受付件数



注) 公害苦情調査では、“公害の種類”として「廃棄物投棄」、「主な発生原因」として「投棄された廃棄物」を区分として用いているが、これら2つの件数は一致するものではない。

例えば、主な発生原因が「投棄された廃棄物」でその公害の種類が典型7公害の「水質汚濁」となる場合や、主な発生原因が「工事・建設作業」でその公害の種類が典型7公害以外の「廃棄物投棄」となる場合などがあるため、件数に差が生じることとなる。

表5 公害の種類、主な発生原因別公害苦情受付件数

(単位:件)

公害の主な発生原因	合計	典型7公害									典型7公害以外		
		計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	低周波音	振動	地盤沈下	悪臭	計	廃棄物投棄	その他
合計	69,153	48,969	13,165	4,690	188	18,908	294	2,223	52	9,743	20,184	8,376	11,808
公害苦情受付件数	焼却(施設)	954	903	590	2	1	11	2	-	299	51	8	43
	産業用機械作動	4,340	4,285	422	29	2	3,101	69	190	541	55	8	47
	産業排水	992	971	1	688	11	4	-	1	266	21	6	15
	流出・漏洩	2,353	2,204	88	1,569	93	31	1	1	422	149	15	134
	工事・建設作業	12,530	12,080	2,817	144	12	7,274	8	1,590	3	240	450	319
	飲食店営業	2,076	2,019	64	91	-	1,103	4	4	757	57	20	37
	カラオケ	805	805	-	-	-	805	-	-	-	-	-	-
	移動発生源(自動車運行)	1,207	1,169	75	131	11	656	-	251	25	20	38	4
	移動発生源(鉄道運行)	75	74	3	-	-	54	-	15	-	2	1	-
	移動発生源(航空機運航)	454	449	-	-	-	448	-	1	-	-	5	2
	投棄された廃棄物	7,096	177	11	49	7	5	-	-	105	6,919	6,881	38
	家庭生活(機器)	894	693	24	15	3	518	54	7	-	126	201	184
	家庭生活(ペット)	559	316	3	2	-	217	2	-	-	94	243	27
	家庭生活(その他)	2,674	1,874	162	161	2	656	6	5	2	886	800	537
	焼却(野焼き)	10,616	9,966	8,035	10	3	3	-	-	1,915	650	114	536
	自然系	8,328	696	43	305	3	59	2	3	5	278	7,632	21
	その他	8,940	6,482	576	347	23	3,288	38	80	6	2,162	2,458	160
	不明	4,260	3,806	251	1,147	17	675	108	75	11	1,630	454	258
	構成比(%)	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
焼却(施設)		1.4	1.8	4.5	0.0	0.5	0.1	0.7	0.0	0.0	3.1	0.3	0.1
産業用機械作動		6.3	8.8	3.2	0.6	1.1	16.4	23.5	8.5	0.0	5.6	0.3	0.1
産業排水		1.4	2.0	0.0	14.7	5.9	0.0	0.0	0.0	2.7	0.1	0.1	0.1
流出・漏洩		3.4	4.5	0.7	33.5	49.5	0.2	0.3	0.0	0.0	4.3	0.7	0.2
工事・建設作業		18.1	24.7	21.4	3.1	6.4	38.5	2.7	71.5	5.8	2.5	2.2	1.6
飲食店営業		3.0	4.1	0.5	1.9	0.0	5.8	1.4	0.2	0.0	7.8	0.3	0.2
カラオケ		1.2	1.6	0.0	0.0	0.0	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
移動発生源(自動車運行)		1.7	2.4	0.6	2.8	5.9	3.5	0.0	11.3	48.1	0.2	0.2	0.0
移動発生源(鉄道運行)		0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0
移動発生源(航空機運航)		0.7	0.9	0.0	0.0	0.0	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
投棄された廃棄物		10.3	0.4	0.1	1.0	3.7	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	34.3	82.2
家庭生活(機器)		1.3	1.4	0.2	0.3	1.6	2.7	18.4	0.3	0.0	1.3	1.0	2.2
家庭生活(ペット)		0.8	0.6	0.0	0.0	0.0	1.1	0.7	0.0	0.0	1.0	1.2	0.3
家庭生活(その他)		3.9	3.8	1.2	3.4	1.1	3.5	2.0	0.2	3.8	9.1	4.0	6.4
焼却(野焼き)		15.4	20.4	61.0	0.2	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	19.7	3.2	1.4
自然系		12.0	1.4	0.3	6.5	1.6	0.3	0.7	0.1	9.6	2.9	37.8	0.3
その他		12.9	13.2	4.4	7.4	12.2	17.4	12.9	3.6	11.5	22.2	12.2	1.9
不明		6.2	7.8	1.9	24.5	9.0	3.6	36.7	3.4	21.2	16.7	2.2	1.7
対前年度増減数	合計	-2,437	-1,754	-529	-203	-12	-483	7	-188	36	-375	-683	-642
	焼却(施設)	44	19	-2	-1	0	2	2	0	0	20	25	-3
	産業用機械作動	-71	-82	11	4	-3	-36	6	-2	0	-56	11	0
	産業排水	-104	-98	-3	-57	6	2	-1	1	0	-47	-6	-4
	流出・漏洩	-96	-98	-13	-10	-1	1	1	-2	-1	-72	2	0
	工事・建設作業	38	97	380	20	-8	-128	-7	-152	-1	-14	-59	-11
	飲食店営業	5	-6	20	-26	0	-6	-3	0	0	6	11	13
	カラオケ	-139	-136	0	0	0	-136	0	0	0	0	-3	0
	移動発生源(自動車運行)	-433	75	-24	-7	7	79	-2	-8	24	4	-508	-1
	移動発生源(鉄道運行)	-32	-33	1	-2	0	-25	-1	-6	-1	0	1	0
	移動発生源(航空機運航)	23	25	-1	-1	0	28	0	-1	0	0	-2	-3
	投棄された廃棄物	-744	31	3	8	1	-10	0	0	29	-775	-746	-29
	家庭生活(機器)	41	-3	-17	-6	0	-12	4	-1	0	33	44	58
	家庭生活(ペット)	-95	-9	3	0	0	-11	2	0	0	-1	-86	20
	家庭生活(その他)	-166	-136	22	20	-12	-56	-7	2	2	-114	-30	103
	焼却(野焼き)	-1,259	-1,203	-925	7	1	-5	-1	0	0	-281	-56	22
	自然系	1,109	17	-1	-28	-1	16	2	3	5	23	1,092	7
	その他	-206	78	45	73	-9	-69	3	-11	2	47	-284	-80
	不明	-352	-292	-28	-197	7	-117	9	-11	6	48	-60	-19
対前年度増減率(%)	合計	-3.4	-3.5	-3.9	-4.1	-6.0	-2.5	2.4	-7.8	225.0	-3.7	-3.3	-7.1
	焼却(施設)	4.8	2.1	-0.3	-33.3	0.0	22.2	-	-	-	7.2	96.2	-27.3
	産業用機械作動	-1.6	-1.9	2.7	16.0	-60.0	-1.1	9.5	-1.0	-	-9.4	25.0	0.0
	産業排水	-9.5	-9.2	-75.0	-7.7	120.0	100.0	-100.0	-	-	-15.0	-22.2	-25.0
	流出・漏洩	-3.9	-4.3	-12.9	-0.6	-1.1	3.3	-	-66.7	-100.0	-14.6	1.4	0.0
	工事・建設作業	0.3	0.8	15.6	16.1	-40.0	-1.7	-46.7	-8.7	-25.0	-5.5	-11.6	-7.7
	飲食店営業	0.2	-0.3	45.5	-22.2	-	-0.5	-42.9	0.0	-	0.8	23.9	185.7
	カラオケ	-14.7	-14.5	-	-	-	-14.5	-	-	-	-	-100.0	-
	移動発生源(自動車運行)	-26.4	6.9	-24.2	-5.1	175.0	13.7	-100.0	-3.1	2,400.0	25.0	-93.0	-20.0
	移動発生源(鉄道運行)	-29.9	-30.8	50.0	-100.0	-	-31.6	-100.0	-28.6	-100.0	0.0	-	-
	移動発生源(航空機運航)	5.3	5.9	-100.0	-100.0	-	6.7	-	-50.0	-	-	-28.6	-60.0
	投棄された廃棄物	-9.5	21.2	37.5	19.5	16.7	-66.7	-	-	-	38.2	-10.1	-9.8
	家庭生活(機器)	4.8	-0.4	-41.5	-28.6	0.0	-2.3	8.0	-12.5	-	35.5	28.0	46.0
	家庭生活(ペット)	-14.5	-2.8	-	0.0	-	-4.8	-	-	-	-1.1	-26.1	285.7
	家庭生活(その他)	-5.8	-6.8	15.7	14.2	-85.7	-7.9	-53.8	66.7	-	-11.4	-3.6	23.7
	焼却(野焼き)	-10.6	-10.8	-10.3	233.3	50.0	-62.5	-100.0	-	-	-12.8	-7.9	23.9
	自然系	15.4	2.5	-2.3	-8.4	-25.0	37.2	-	-	-	9.0	16.7	50.0
	その他	-2.3	1.2	8.5	26.6	-28.1	-2.1	8.6	-12.1	50.0	2.2	-10.4	-33.3
	不明	-7.6	-7.1	-10.0	-14.7	70.0	-14.8	9.1	-12.8	120.0	3.0	-11.7	-6.9

注1) 「その他」とは、「焼却(施設)」から「自然系」までの分類に該当しないものをいう。

注2) 表中の「-」は、表章件数がないもの(「0」のもの)又は分母が「0」のため計算できないものを示す(以下の表で同じ。)

4 発生源別公害苦情受付件数

- 公害苦情の発生源のうち最も多いのは「会社・事業所」で全体の44.8%、次いで「個人」が31.4%
- ✓ 「会社・事業所」の主な産業は、「建設業」が42.5%、「製造業」が14.7%

〈統計表第3表、第9表参照〉

公害苦情受付件数（69,153件）を発生源別にみると、「会社・事業所」が30,965件（44.8%）と最も多く、次いで「個人」が21,735件（31.4%）となっている。【図10、表6】

「会社・事業所」の内訳を主な産業別にみると、「建設業」が13,174件（42.5%）と最も多く、次いで「製造業」が4,558件（14.7%）となっている。【図11】

さらに「建設業」の内訳を主な発生原因別にみると、「工事・建設作業」が10,583件（80.3%）と最も多く、次いで「産業用機械作動」が602件（4.6%）となっている。同様に「製造業」の内訳をみると、「産業用機械作動」が1,921件（42.1%）と最も多く、次いで「産業排水」が504件（11.1%）となっている。【図12】

また、「個人」の内訳を主な発生原因別にみると、「焼却（野焼き）」が7,542件（34.7%）と最も多く、次いで「自然系」が5,512件（25.4%）となっている。【図13】

図10 発生源別公害苦情受付件数

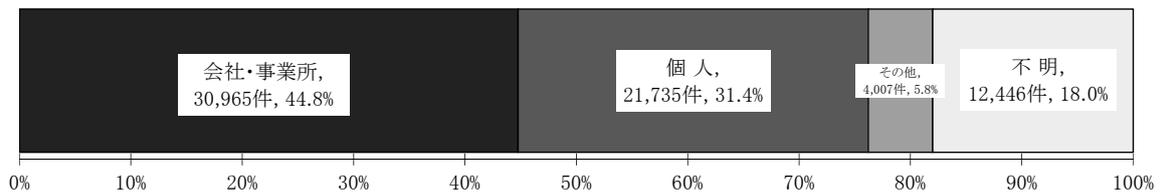


図11 「会社・事業所」の主な産業別公害苦情受付件数

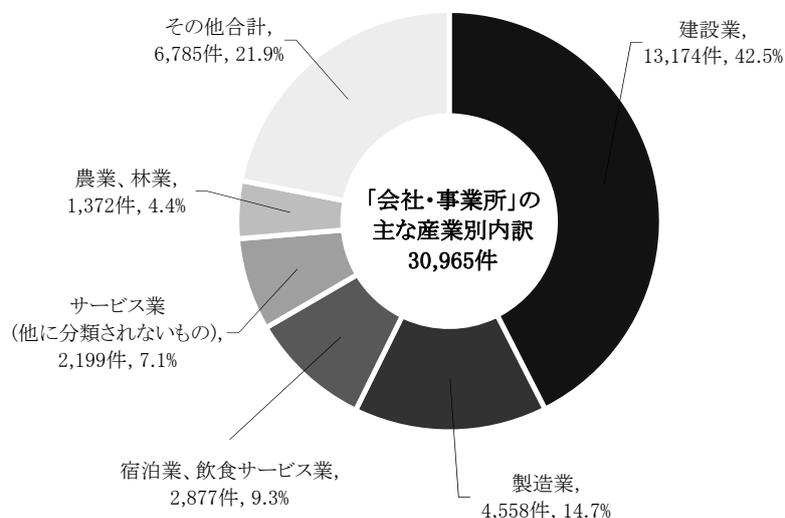


図 1 2 「建設業」「製造業」の主な発生原因別公害苦情受付件数

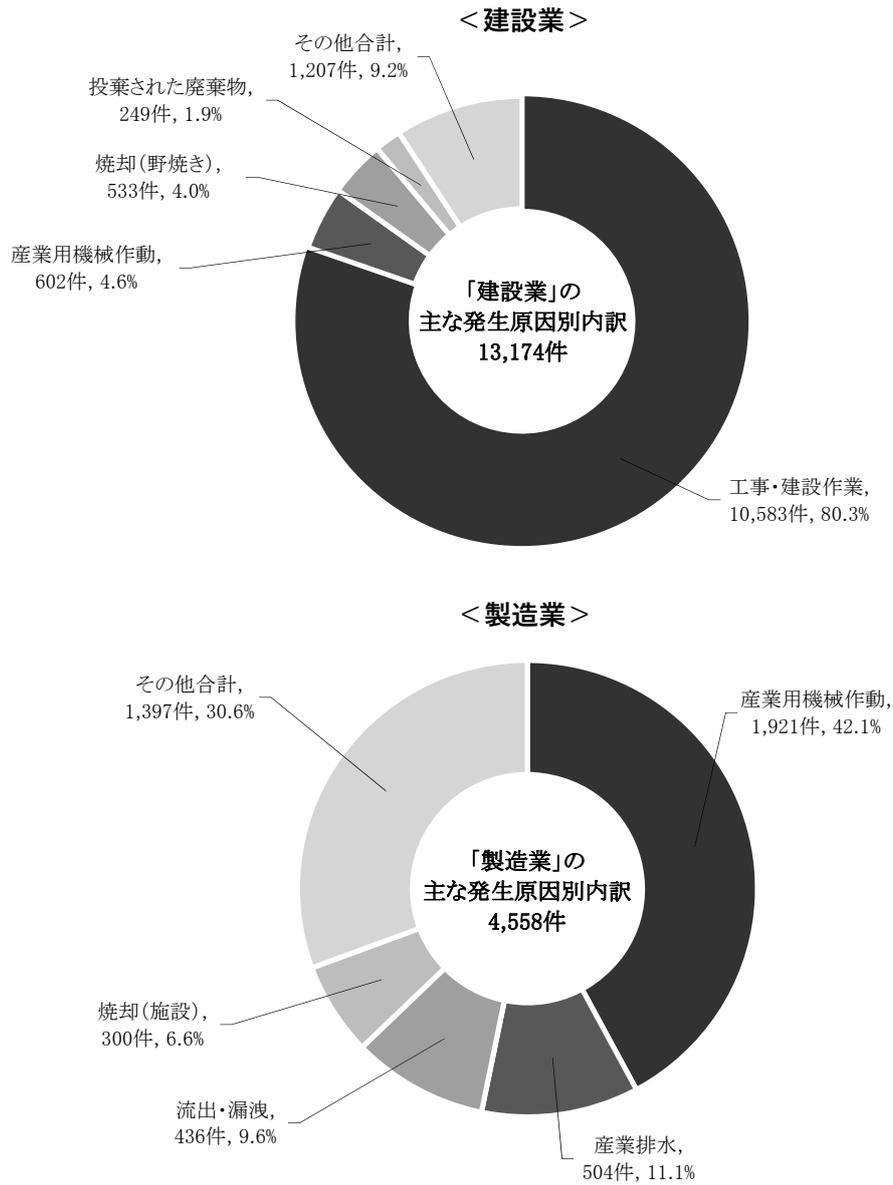


図 1 3 「個人」の主な発生原因別公害苦情受付件数

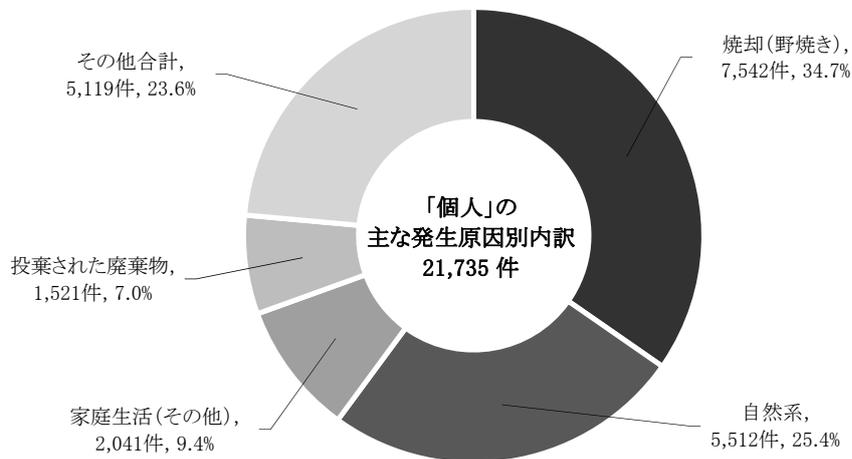


表6 発生源別公害苦情受付件数

(単位：件)

公害の発生源	公害苦情 受付件数	構成比(%)	対前年度 増減数	対前年度 増減率 (%)
会社・事業所	30,965	44.8	-882	-2.8
農業、林業	1,372	2.0	-162	-10.6
漁業	84	0.1	16	23.5
鉱業、採石業、砂利採取業	258	0.4	2	0.8
建設業	13,174	19.1	-94	-0.7
製造業	4,558	6.6	-326	-6.7
電気・ガス・熱供給・水道業	344	0.5	-21	-5.8
情報通信業	47	0.1	3	6.8
運輸業、郵便業	981	1.4	-18	-1.8
卸売業、小売業	1,253	1.8	-96	-7.1
金融業、保険業	21	0.0	7	50.0
不動産業、物品賃貸業	647	0.9	23	3.7
学術研究、専門・技術サービス業	121	0.2	22	22.2
宿泊業、飲食サービス業	2,877	4.2	-124	-4.1
生活関連サービス業、娯楽業	751	1.1	48	6.8
教育、学習支援業	294	0.4	-9	-3.0
医療、福祉	435	0.6	19	4.6
複合サービス事業	143	0.2	-13	-8.3
サービス業（他に分類されないもの）	2,199	3.2	-126	-5.4
公務（他に分類されるものを除く）	522	0.8	30	6.1
分類不能の産業	884	1.3	-63	-6.7
会社・事業所以外	38,188	55.2	-1,555	-3.9
個人	21,735	31.4	-1,368	-5.9
その他	4,007	5.8	-274	-6.4
不明	12,446	18.0	87	0.7

注1) 「会社・事業所」には、個人経営の会社や商店を含む。

注2) 「その他」とは、発生源が自然である場合などをいう。

5 発生源の用途地域別公害苦情受付件数

- 公害苦情の発生源の用途地域のうち最も多いのは「住居地域」で全体の39.7%、次いで「市街化調整区域」が16.6%

〈統計表第7表参照〉

公害苦情受付件数（69,153件）を発生源の用途地域⁴別にみると、「住居地域」が27,427件（39.7%）と最も多く、次いで「市街化調整区域」が11,504件（16.6%）、「都市計画区域以外の地域」が6,934件（10.0%）、「その他の都市計画区域」が5,045件（7.3%）となっている。【図14、表7】

図14 発生源の用途地域別公害苦情受付件数

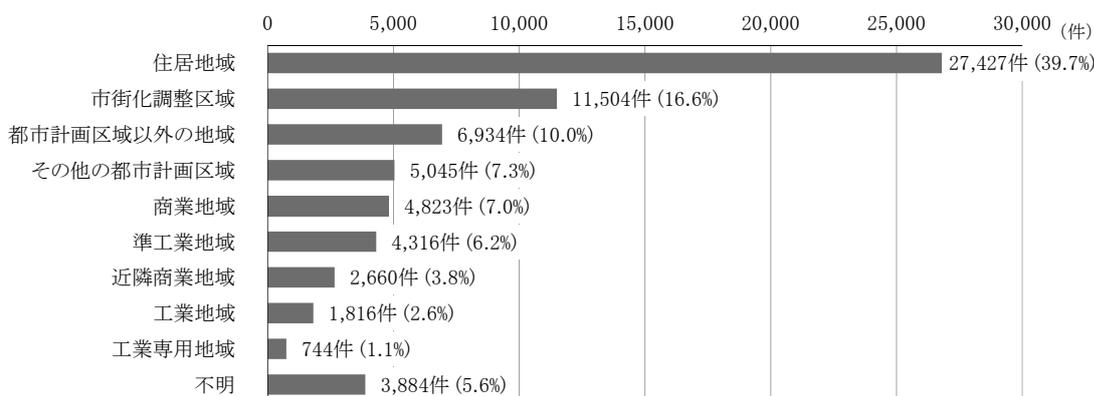


表7 公害の種類、発生源の用途地域別公害苦情受付件数

(単位: 件)

公害の種類	合計	都市計画法による都市計画区域									都市計画区域以外の地域	不明	
		計	住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	市街化調整区域	その他の都市計画区域			
合計	69,153	58,335	27,427	2,660	4,823	4,316	1,816	744	11,504	5,045	6,934	3,884	
公害苦情受付件数	典型7公害	48,969	42,794	19,525	2,352	4,289	3,754	1,576	637	7,841	2,820	3,670	2,505
	大気汚染	13,165	11,133	4,958	338	493	667	286	165	3,073	1,153	1,339	693
	水質汚濁	4,690	3,405	1,182	90	93	348	202	96	884	510	754	531
	土壌汚染	188	144	65	3	3	10	12	2	31	18	31	13
	騒音	18,908	17,684	8,609	1,389	2,913	1,821	574	127	1,815	436	599	625
	低周波音	294	238	159	11	15	16	8	4	17	8	24	32
	振動	2,223	2,169	1,271	157	173	255	83	15	180	35	19	35
	地盤沈下	52	45	25	3	2	-	-	-	3	12	7	-
	悪臭	9,743	8,214	3,415	372	612	653	419	232	1,855	656	921	608
	典型7公害以外	20,184	15,541	7,902	308	534	562	240	107	3,663	2,225	3,264	1,379
	廃棄物投棄	8,376	5,868	2,344	102	144	181	104	55	1,953	985	1,789	719
	その他	11,808	9,673	5,558	206	390	381	136	52	1,710	1,240	1,475	660
	構成比 (%)	合計	100.0	84.4	39.7	3.8	7.0	6.2	2.6	1.1	16.6	7.3	10.0
典型7公害		100.0	87.4	39.9	4.8	8.8	7.7	3.2	1.3	16.0	5.8	7.5	5.1
大気汚染		100.0	84.6	37.7	2.6	3.7	5.1	2.2	1.3	23.3	8.8	10.2	5.3
水質汚濁		100.0	72.6	25.2	1.9	2.0	7.4	4.3	2.0	18.8	10.9	16.1	11.3
土壌汚染		100.0	76.6	34.6	1.6	1.6	5.3	6.4	1.1	16.5	9.6	16.5	6.9
騒音		100.0	93.5	45.5	7.3	15.4	9.6	3.0	0.7	9.6	2.3	3.2	3.3
低周波音		100.0	81.0	54.1	3.7	5.1	5.4	2.7	1.4	5.8	2.7	8.2	10.9
振動		100.0	97.6	57.2	7.1	7.8	11.5	3.7	0.7	8.1	1.6	0.9	1.6
地盤沈下		100.0	86.5	48.1	5.8	3.8	0.0	0.0	0.0	5.8	23.1	13.5	0.0
悪臭		100.0	84.3	35.1	3.8	6.3	6.7	4.3	2.4	19.0	6.7	9.5	6.2
典型7公害以外		100.0	77.0	39.1	1.5	2.6	2.8	1.2	0.5	18.1	11.0	16.2	6.8
廃棄物投棄		100.0	70.1	28.0	1.2	1.7	2.2	1.2	0.7	23.3	11.8	21.4	8.6
その他		100.0	81.9	47.1	1.7	3.3	3.2	1.2	0.4	14.5	10.5	12.5	5.6

注) 「住居地域」とは、第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域をいう。

4 発生源の用途地域の区分は、「住居地域」「近隣商業地域」「商業地域」「準工業地域」「工業地域」「工業専用地域」「市街化調整区域」「その他の都市計画区域」「都市計画区域以外の地域」及び「不明」の10種類

6 被害の種類別公害苦情受付件数

- 公害苦情の被害の種類のうち最も多いのは「感覚的・心理的」で全体の77.5%、次いで「健康」が6.4%
- ✓ 「騒音」「振動」では、被害の種類の上で9割以上が「感覚的・心理的」

〈統計表第8表参照〉

公害苦情受付件数(69,153件)を被害の種類⁵別にみると、「感覚的・心理的」が53,596件(77.5%)と最も多く、次いで「健康」が4,413件(6.4%)、「財産」が1,737件(2.5%)となっている。

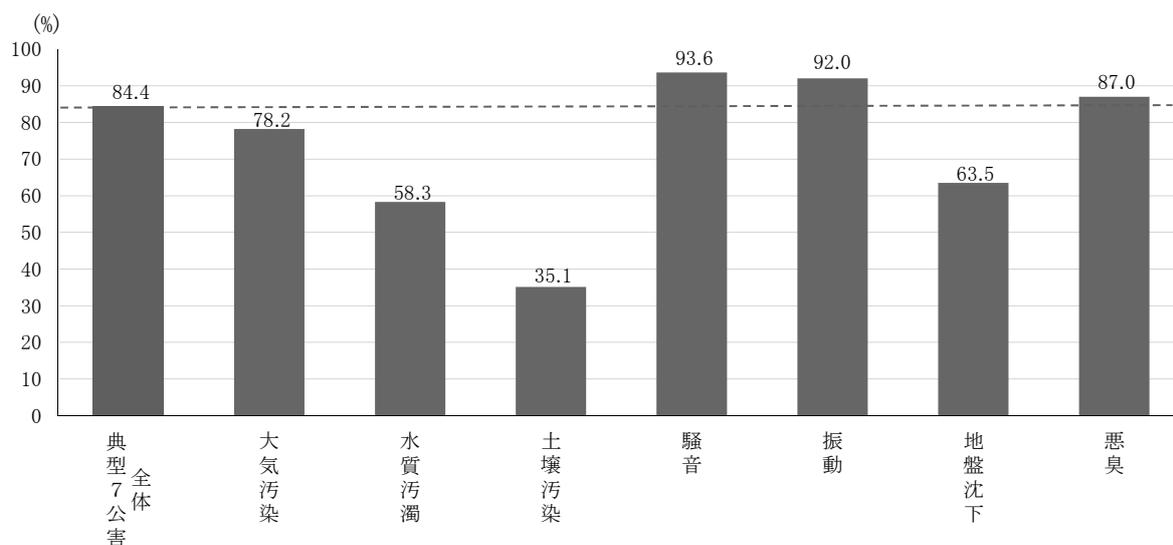
【図15、表8】

被害の種類に占める「感覚的・心理的」の割合を典型7公害の種類別にみると、「騒音」が93.6%と最も高く、次いで「振動」が92.0%となっている。【図16】

図15 被害の種類別公害苦情受付件数



図16 典型7公害の種類別被害の種類に占める「感覚的・心理的」の割合



5 被害の種類区分は、「健康」「財産」「感覚的・心理的」及び「その他」の4種類

表 8 公害の種類、被害の種類別公害苦情受付件数

(単位：件)

公害の種類		合計	健康	財産	感覚的・心理的	その他
公害 苦情 受付 件数	合計	69,153	4,413	1,737	53,596	9,407
	典型 7 公害	48,969	4,001	686	41,354	2,928
	大気汚染	13,165	1,672	264	10,295	934
	水質汚濁	4,690	369	189	2,732	1,400
	土壌汚染	188	25	42	66	55
	騒音	18,908	936	67	17,705	200
	低周波音	294	42	-	250	2
	振動	2,223	95	69	2,046	13
	地盤沈下	52	-	12	33	7
	悪臭	9,743	904	43	8,477	319
	典型 7 公害以外	20,184	412	1,051	12,242	6,479
	廃棄物投棄	8,376	84	552	4,591	3,149
	その他	11,808	328	499	7,651	3,330
構 成 比 (%)	合計	100.0	6.4	2.5	77.5	13.6
	典型 7 公害	100.0	8.2	1.4	84.4	6.0
	大気汚染	100.0	12.7	2.0	78.2	7.1
	水質汚濁	100.0	7.9	4.0	58.3	29.9
	土壌汚染	100.0	13.3	22.3	35.1	29.3
	騒音	100.0	5.0	0.4	93.6	1.1
	低周波音	100.0	14.3	0.0	85.0	0.7
	振動	100.0	4.3	3.1	92.0	0.6
	地盤沈下	100.0	0.0	23.1	63.5	13.5
	悪臭	100.0	9.3	0.4	87.0	3.3
	典型 7 公害以外	100.0	2.0	5.2	60.7	32.1
	廃棄物投棄	100.0	1.0	6.6	54.8	37.6
	その他	100.0	2.8	4.2	64.8	28.2

第2 公害苦情の処理状況

1 全国の公害苦情取扱件数及び処理件数

- 令和5年度の全国の公害苦情取扱件数は74,608件（対前年度比▲3.0%）で、うち直接処理件数は62,087件（同▲2.8%）

〈統計表第17表参照〉

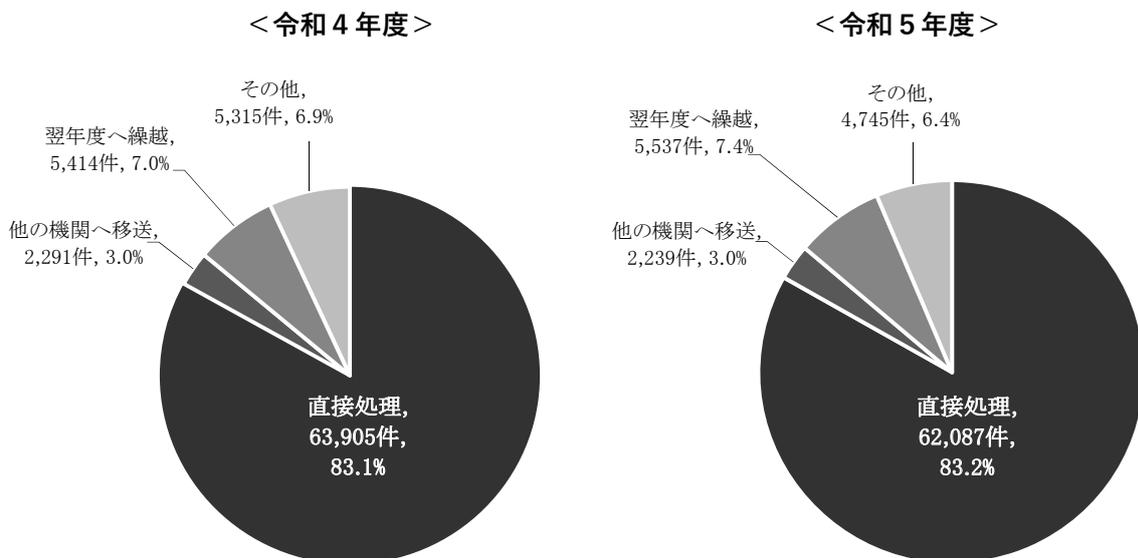
（1）取扱件数

令和5年度の公害苦情の取扱件数は74,608件で、前年度に比べ2,317件の減少（対前年度比▲3.0%）となった。その内訳は、令和5年度の新規受付が69,153件で、前年度からの繰越が5,455件となっている。【表9】

（2）処理⁶件数

令和5年度内に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口で、直接処理⁷が完了した公害苦情件数（以下「直接処理件数」という。）は62,087件（83.2%）、他の機関へ移送した件数は2,239件（3.0%）、翌年度への繰越件数は5,537件（7.4%）となっており、4年度の構成比とおおむね同様となっている。【図17、表9】

図17 公害苦情の処理件数



6 処理の区分は、「直接処理」「他の機関へ移送」「翌年度へ繰越」及び「その他」の4種類

7 「直接処理」とは、加害行為又は被害の原因が消滅した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体が措置を講じたことをいう。

表9 全国の公害苦情取扱件数及び処理件数の推移

(単位：件)

年 度		取 扱 件 数			処 理 件 数				
		合 計	新規受付	前年度からの繰越	合 計	直接処理	他の機関へ移送	翌年度へ繰越	その他
公害苦情取扱件数及び処理件数	平成25年度	83,071	76,958	6,113	83,071	70,052	1,585	6,607	4,827
	26	81,065	74,785	6,280	81,065	68,272	1,479	6,646	4,668
	27	77,041	72,461	4,580	77,041	65,685	1,696	4,637	5,023
	28	74,399	70,047	4,352	74,399	63,253	1,448	4,812	4,886
	29	72,684	68,115	4,569	72,684	61,557	1,367	4,940	4,820
	30	71,488	66,803	4,685	71,488	59,946	1,460	5,042	5,040
	令和元年度	75,476	70,458	5,018	75,476	62,098	2,761	4,965	5,652
	2	86,426	81,557	4,869	86,426	70,872	3,077	5,415	7,062
	3	79,371	73,739	5,632	79,371	66,341	2,657	5,295	5,078
	4	76,925	71,590	5,335	76,925	63,905	2,291	5,414	5,315
5	74,608	69,153	5,455	74,608	62,087	2,239	5,537	4,745	
構成比(%)	平成25年度	100.0	92.6	7.4	100.0	84.3	1.9	8.0	5.8
	26	100.0	92.3	7.7	100.0	84.2	1.8	8.2	5.8
	27	100.0	94.1	5.9	100.0	85.3	2.2	6.0	6.5
	28	100.0	94.2	5.8	100.0	85.0	1.9	6.5	6.6
	29	100.0	93.7	6.3	100.0	84.7	1.9	6.8	6.6
	30	100.0	93.4	6.6	100.0	83.9	2.0	7.1	7.1
	令和元年度	100.0	93.4	6.6	100.0	82.3	3.7	6.6	7.5
	2	100.0	94.4	5.6	100.0	82.0	3.6	6.3	8.2
	3	100.0	92.9	7.1	100.0	83.6	3.3	6.7	6.4
	4	100.0	93.1	6.9	100.0	83.1	3.0	7.0	6.9
5	100.0	92.7	7.3	100.0	83.2	3.0	7.4	6.4	
対前年度増減数	平成25年度	-2,527	-3,042	515	-2,527	-1,528	-157	154	-996
	26	-2,006	-2,173	167	-2,006	-1,780	-106	39	-159
	27	-4,024	-2,324	-1,700	-4,024	-2,587	217	-2,009	355
	28	-2,642	-2,414	-228	-2,642	-2,432	-248	175	-137
	29	-1,715	-1,932	217	-1,715	-1,696	-81	128	-66
	30	-1,196	-1,312	116	-1,196	-1,611	93	102	220
	令和元年度	3,988	3,655	333	3,988	2,152	1,301	-77	612
	2	10,950	11,099	-149	10,950	8,774	316	450	1,410
	3	-7,055	-7,818	763	-7,055	-4,531	-420	-120	-1,984
	4	-2,446	-2,149	-297	-2,446	-2,436	-366	119	237
5	-2,317	-2,437	120	-2,317	-1,818	-52	123	-570	
対前年度増減率(%)	平成25年度	-3.0	-3.8	9.2	-3.0	-2.1	-9.0	2.4	-17.1
	26	-2.4	-2.8	2.7	-2.4	-2.5	-6.7	0.6	-3.3
	27	-5.0	-3.1	-27.1	-5.0	-3.8	14.7	-30.2	7.6
	28	-3.4	-3.3	-5.0	-3.4	-3.7	-14.6	3.8	-2.7
	29	-2.3	-2.8	5.0	-2.3	-2.7	-5.6	2.7	-1.4
	30	-1.6	-1.9	2.5	-1.6	-2.6	6.8	2.1	4.6
	令和元年度	5.6	5.5	7.1	5.6	3.6	89.1	-1.5	12.1
	2	14.5	15.8	-3.0	14.5	14.1	11.4	9.1	24.9
	3	-8.2	-9.6	15.7	-8.2	-6.4	-13.6	-2.2	-28.1
	4	-3.1	-2.9	-5.3	-3.1	-3.7	-13.8	2.2	4.7
5	-3.0	-3.4	2.2	-3.0	-2.8	-2.3	2.3	-10.7	

注) 「その他」とは、原因又は加害行為をした者が不明のとき、申立人が地方公共団体の措置又は説明に納得しないが他に苦情を解決する方法がないとき、申立人が管轄区域外に転居したときなど直接処理できない場合をいう。

2 苦情申立てから処理までの期間別典型7公害の直接処理件数

- 典型7公害の直接処理では、「1週間以内」が65.6%
- 「騒音」「振動」では、他の公害と比べ処理までの期間に長い日数を要する傾向

〈統計表第21表、第26表参照〉

典型7公害の直接処理件数(44,653件)を苦情申立てから処理までの期間別にみると、「1週間以内」が29,289件(65.6%)、「1週間超～1か月以内」が3,626件(8.1%)、「1か月超～3か月以内」が2,538件(5.7%)、「3か月超～6か月以内」が5,853件(13.1%)、「6か月超～1年以内」が2,107件(4.7%)、「1年超」が1,240件(2.8%)となっている。

【図18、表10】

「1週間以内」の内訳を典型7公害の種類別にみると、「騒音」及び「振動」において1週間以内に直接処理した割合が他の公害と比べ低くなっており、処理までの期間に長い日数を要する傾向がある。【図19】

図18 苦情申立てから処理までの期間別典型7公害の直接処理件数

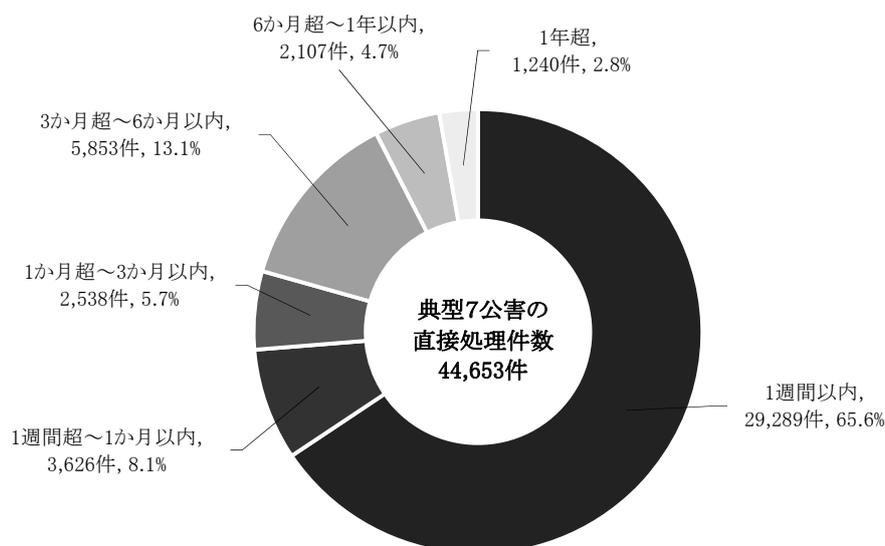


図19 典型7公害の種類別1週間以内に処理された割合

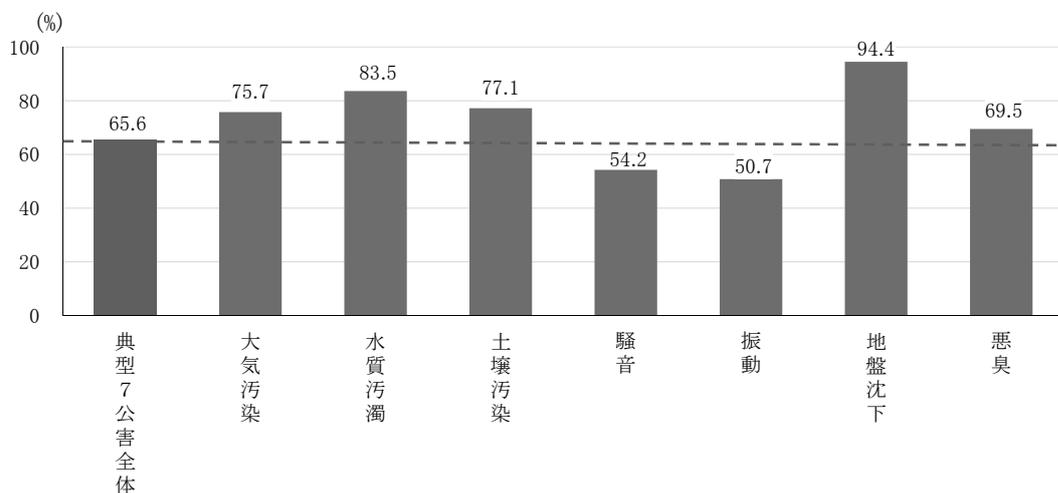


表10 公害の種類、苦情申立てから処理までの期間別直接処理件数

(単位：件)

公害の種類		合計	1週間以内	1週間超～ 1か月以内	1か月超～ 3か月以内	3か月超～ 6か月以内	6か月超～ 1年以内	1年超
直接 処 理 件 数	合計	62,087	42,804	5,854	3,299	6,424	2,392	1,314
	典型7公害	44,653	29,289	3,626	2,538	5,853	2,107	1,240
	大気汚染	12,102	9,162	725	529	1,207	315	164
	水質汚濁	4,100	3,425	322	129	115	75	34
	土壌汚染	153	118	20	9	4	1	1
	騒音	17,616	9,546	1,581	1,256	3,209	1,249	775
	低周波音	244	127	34	19	29	15	20
	振動	2,085	1,058	212	239	337	141	98
	地盤沈下	36	34	-	1	1	-	-
	悪臭	8,561	5,946	766	375	980	326	168
	典型7公害以外	17,434	13,515	2,228	761	571	285	74
	廃棄物投棄	7,216	6,176	610	184	100	112	34
	その他	10,218	7,339	1,618	577	471	173	40
構 成 比 (%)	合計	100.0	68.9	9.4	5.3	10.3	3.9	2.1
	典型7公害	100.0	65.6	8.1	5.7	13.1	4.7	2.8
	大気汚染	100.0	75.7	6.0	4.4	10.0	2.6	1.4
	水質汚濁	100.0	83.5	7.9	3.1	2.8	1.8	0.8
	土壌汚染	100.0	77.1	13.1	5.9	2.6	0.7	0.7
	騒音	100.0	54.2	9.0	7.1	18.2	7.1	4.4
	低周波音	100.0	52.0	13.9	7.8	11.9	6.1	8.2
	振動	100.0	50.7	10.2	11.5	16.2	6.8	4.7
	地盤沈下	100.0	94.4	0.0	2.8	2.8	0.0	0.0
	悪臭	100.0	69.5	8.9	4.4	11.4	3.8	2.0
	典型7公害以外	100.0	77.5	12.8	4.4	3.3	1.6	0.4
	廃棄物投棄	100.0	85.6	8.5	2.5	1.4	1.6	0.5
	その他	100.0	71.8	15.8	5.6	4.6	1.7	0.4
対 前 年 増 減 数	合計	-1,818	-1,779	-337	-291	508	28	53
	典型7公害	-1,128	-1,039	-293	-257	413	-30	78
	大気汚染	-352	-545	-30	-48	214	38	19
	水質汚濁	15	100	-61	-22	-1	-7	6
	土壌汚染	-16	-20	2	6	1	-5	0
	騒音	-245	-244	-132	-146	183	10	84
	低周波音	1	11	-13	-7	-1	-3	14
	振動	-174	-31	-65	-25	-32	-19	-2
	地盤沈下	20	24	-1	0	-2	-1	0
	悪臭	-376	-323	-6	-22	50	-46	-29
	典型7公害以外	-690	-740	-44	-34	95	58	-25
	廃棄物投棄	-505	-457	-106	-30	21	71	-4
	その他	-185	-283	62	-4	74	-13	-21
対 前 年 増 減 率 (%)	合計	-2.8	-4.0	-5.4	-8.1	8.6	1.2	4.2
	典型7公害	-2.5	-3.4	-7.5	-9.2	7.6	-1.4	6.7
	大気汚染	-2.8	-5.6	-4.0	-8.3	21.6	13.7	13.1
	水質汚濁	0.4	3.0	-15.9	-14.6	-0.9	-8.5	21.4
	土壌汚染	-9.5	-14.5	11.1	200.0	33.3	-83.3	0.0
	騒音	-1.4	-2.5	-7.7	-10.4	6.0	0.8	12.2
	低周波音	0.4	9.5	-27.7	-26.9	-3.3	-16.7	233.3
	振動	-7.7	-2.8	-23.5	-9.5	-8.7	-11.9	-2.0
	地盤沈下	125.0	240.0	-100.0	0.0	-66.7	-100.0	-
	悪臭	-4.2	-5.2	-0.8	-5.5	5.4	-12.4	-14.7
	典型7公害以外	-3.8	-5.2	-1.9	-4.3	20.0	25.6	-25.3
	廃棄物投棄	-6.5	-6.9	-14.8	-14.0	26.6	173.2	-10.5
	その他	-1.8	-3.7	4.0	-0.7	18.6	-7.0	-34.4

3 処理方法別典型7公害の直接処理件数

- 典型7公害の直接処理では、「発生源側に対する行政指導が中心」が64.2%、「原因の調査が中心」が21.6%

〈統計表第21表、第27表参照〉

典型7公害の直接処理件数(44,653件)を処理方法⁸別にみると、「発生源側に対する行政指導が中心」が28,646件(64.2%)、「当事者間の話し合いが中心」が855件(1.9%)、「申立人に対する説得が中心」が2,018件(4.5%)、「原因の調査が中心」が9,629件(21.6%)となっている。【図20、表11】

図20 処理方法別典型7公害の直接処理件数

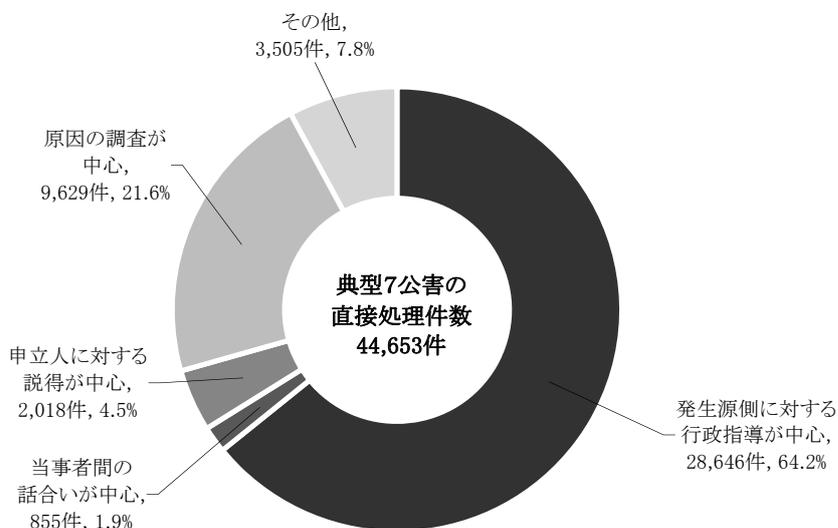


表11 処理方法別典型7公害の直接処理件数

(単位: 件)

公害の種類		合計	発生源側に対する行政指導が中心	当事者間の話し合いが中心	申立人に対する説得が中心	原因の調査が中心	その他
直接処理件数	典型7公害	44,653	28,646	855	2,018	9,629	3,505
	大気汚染	12,102	9,298	95	348	1,667	694
	水質汚濁	4,100	1,456	52	111	2,019	462
	土壌汚染	153	46	5	10	39	53
	騒音	17,616	11,917	507	984	2,679	1,529
	低周波音	244	48	23	44	94	35
	振動	2,085	1,457	49	111	328	140
	地盤沈下	36	2	1	6	7	20
	悪臭	8,561	4,470	146	448	2,890	607
構成比(%)	典型7公害	100.0	64.2	1.9	4.5	21.6	7.8
	大気汚染	100.0	76.8	0.8	2.9	13.8	5.7
	水質汚濁	100.0	35.5	1.3	2.7	49.2	11.3
	土壌汚染	100.0	30.1	3.3	6.5	25.5	34.6
	騒音	100.0	67.6	2.9	5.6	15.2	8.7
	低周波音	100.0	19.7	9.4	18.0	38.5	14.3
	振動	100.0	69.9	2.4	5.3	15.7	6.7
	地盤沈下	100.0	5.6	2.8	16.7	19.4	55.6
	悪臭	100.0	52.2	1.7	5.2	33.8	7.1

8 処理方法の区分は、「発生源側に対する行政指導が中心」「当事者間の話し合いが中心」「申立人に対する説得が中心」「原因の調査が中心」及び「その他」の5種類

4 行政上の措置別典型7公害の直接処理件数

- 典型7公害の直接処理では、「なし」が47.7%、「行政指導」が45.0%

〈統計表第21表、第28表参照〉

典型7公害の直接処理件数（44,653件）を行政上の措置⁹別にみると、「改善勧告」が734件（1.6%）、「改善命令」が34件（0.1%）、「行政指導」が20,079件（45.0%）、「条例に基づく措置」が2,490件（5.6%）、「なし」が21,316件（47.7%）となっている。【図21、表12】

図21 行政上の措置別典型7公害の直接処理件数

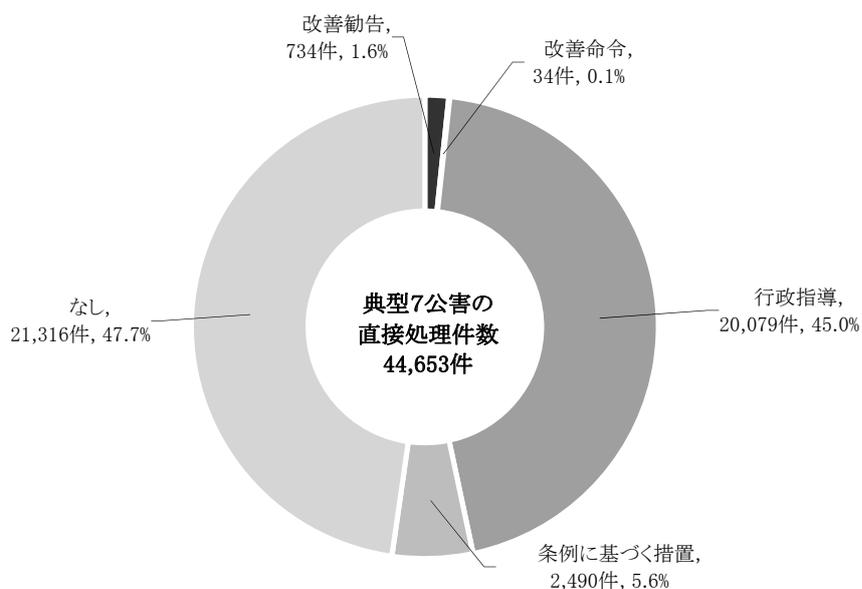


表12 行政上の措置別典型7公害の直接処理件数

(単位：件)

公害の種類		合計	改善勧告	改善命令	行政指導	条例に基づく措置	なし
直接 処理 件数	典型7公害	44,653	734	34	20,079	2,490	21,316
	大気汚染	12,102	247	15	6,275	782	4,783
	水質汚濁	4,100	63	8	1,128	54	2,847
	土壌汚染	153	-	1	38	5	109
	騒音	17,616	241	5	8,403	1,155	7,812
	低周波音	244	4	-	36	2	202
	振動	2,085	31	1	1,027	195	831
	地盤沈下	36	-	-	2	1	33
	悪臭	8,561	152	4	3,206	298	4,901
	構成 比 (%)	典型7公害	100.0	1.6	0.1	45.0	5.6
大気汚染		100.0	2.0	0.1	51.9	6.5	39.5
水質汚濁		100.0	1.5	0.2	27.5	1.3	69.4
土壌汚染		100.0	0.0	0.7	24.8	3.3	71.2
騒音		100.0	1.4	0.0	47.7	6.6	44.3
低周波音		100.0	1.6	0.0	14.8	0.8	82.8
振動		100.0	1.5	0.0	49.3	9.4	39.9
地盤沈下		100.0	0.0	0.0	5.6	2.8	91.7
悪臭		100.0	1.8	0.0	37.4	3.5	57.2

9 行政上の措置の区分は、「改善勧告」「改善命令」「行政指導」「条例に基づく措置」及び「なし」の5種類

5 講じた防止対策別典型7公害の直接処理件数

- 典型7公害の直接処理では、防止対策を講じたものが全体の60.1%

〈統計表第21表、第29表参照〉

典型7公害の直接処理件数(44,653件)を講じた防止対策¹⁰別にみると、「作業方法、使用方法の改善」が20,355件(45.6%)、「その他の方法で対策を講じた」が6,485件(14.5%)、「防止対策は何も講じていない」が8,015件(17.9%)、「不明」が9,798件(21.9%)となっており、防止対策を講じたもの¹¹が全体の60.1%となっている。【図22、表13】

図22 講じた防止対策別典型7公害の直接処理件数

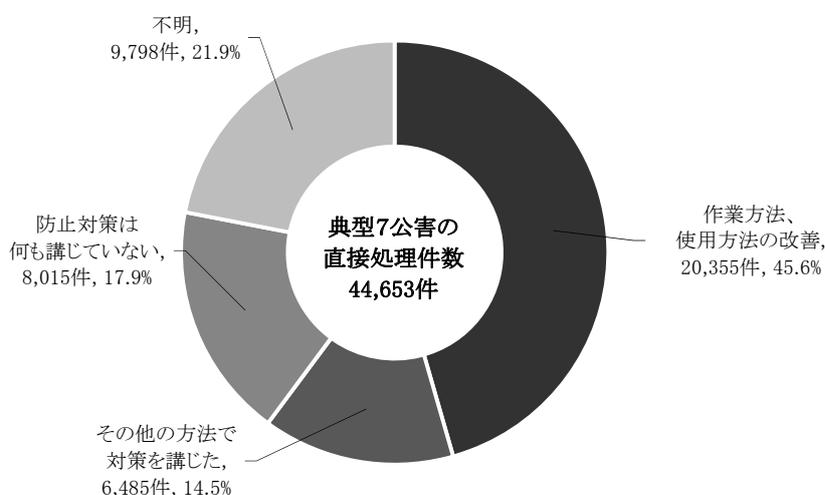


表13 講じた防止対策別典型7公害の直接処理件数

(単位: 件)

公害の種類		合計	作業方法、使用方法の改善	その他の方法で対策を講じた	防止対策は何も講じていない	不明
直接処理件数	典型7公害	44,653	20,355	6,485	8,015	9,798
	大気汚染	12,102	6,457	1,861	1,924	1,860
	水質汚濁	4,100	1,069	1,070	1,249	712
	土壌汚染	153	35	65	28	25
	騒音	17,616	8,510	1,981	2,560	4,565
	低周波音	244	42	37	97	68
	振動	2,085	1,079	181	302	523
	地盤沈下	36	-	22	10	4
	悪臭	8,561	3,205	1,305	1,942	2,109
	構成比(%)	典型7公害	100.0	45.6	14.5	17.9
大気汚染		100.0	53.4	15.4	15.9	15.4
水質汚濁		100.0	26.1	26.1	30.5	17.4
土壌汚染		100.0	22.9	42.5	18.3	16.3
騒音		100.0	48.3	11.2	14.5	25.9
低周波音		100.0	17.2	15.2	39.8	27.9
振動		100.0	51.8	8.7	14.5	25.1
地盤沈下		100.0	0.0	61.1	27.8	11.1
悪臭		100.0	37.4	15.2	22.7	24.6

10 講じた防止対策の区分は、「作業方法、使用方法の改善」「その他の方法で対策を講じた」「防止対策は何も講じていない」及び「不明」の4種類

11 防止対策を講じたものについては、「作業方法、使用方法の改善」及び「その他の方法で対策を講じた」の合計

6 関係の公害規制法令の違反別典型7公害の直接処理件数

- 典型7公害の直接処理では、「違反なし」が45.1%

〈統計表第21表、第30表参照〉

典型7公害の直接処理件数(44,653件)を関係の公害規制法令¹²の違反¹³別にみると、「規制に関する違反」が5,386件(12.1%)、「その他の違反」が1,883件(4.2%)、「違反なし」が20,131件(45.1%)、「不明」が17,253件(38.6%)となっている。【図23、表14】

図23 関係の公害規制法令の違反別典型7公害の直接処理件数

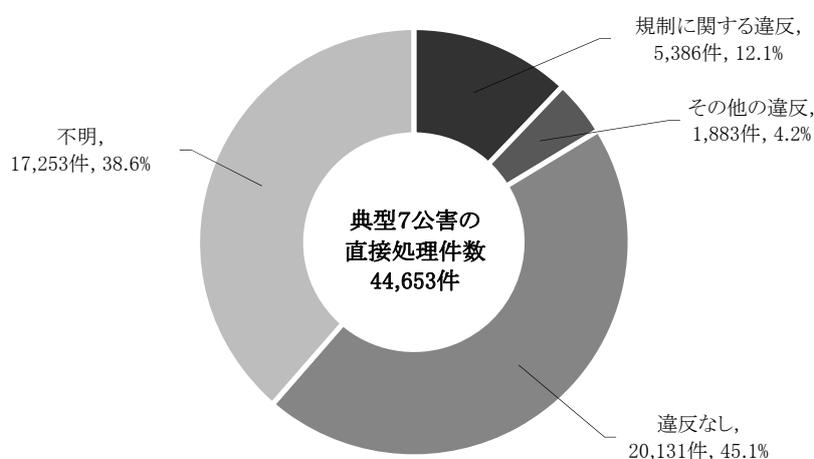


表14 関係の公害規制法令の違反別典型7公害の直接処理件数

(単位: 件)

公害の種類		合計	規制に関する違反	その他の違反	違反なし	不明
直接処理件数	典型7公害	44,653	5,386	1,883	20,131	17,253
	大気汚染	12,102	3,354	914	4,652	3,182
	水質汚濁	4,100	281	149	1,884	1,786
	土壌汚染	153	12	10	97	34
	騒音	17,616	951	446	8,552	7,667
	低周波音	244	-	2	137	105
	振動	2,085	71	50	1,025	939
	地盤沈下	36	-	1	29	6
	悪臭	8,561	717	313	3,892	3,639
構成比(%)	典型7公害	100.0	12.1	4.2	45.1	38.6
	大気汚染	100.0	27.7	7.6	38.4	26.3
	水質汚濁	100.0	6.9	3.6	46.0	43.6
	土壌汚染	100.0	7.8	6.5	63.4	22.2
	騒音	100.0	5.4	2.5	48.5	43.5
	低周波音	100.0	0.0	0.8	56.1	43.0
	振動	100.0	3.4	2.4	49.2	45.0
	地盤沈下	100.0	0.0	2.8	80.6	16.7
	悪臭	100.0	8.4	3.7	45.5	42.5

12 関係の公害規制法令とは、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、公害防止条例などをいう。

13 関係の公害規制法令の違反の区分は、「規制に関する違反」「その他の違反」「違反なし」及び「不明」の4種類

第3 公害苦情処理担当職員数

- 令和5年度末現在の全国の公害苦情処理担当職員数は10,937人

〈統計表第41表参照〉

令和5年度末（令和6年3月31日）現在、47都道府県及び1,741市町村（特別区を含む。）の計1,788自治体で公害苦情の処理を担当している職員（以下「公害苦情処理担当職員」という。）の数は10,937人（専任159人、兼任10,778人）となっている。【表15】

表15 公害苦情処理担当職員数の推移

（単位：人）

	合 計			公 害 苦 情 相 談 員			公害苦情相談員以外の職員		
	計	専 任	兼 任	計	専 任	兼 任	計	専 任	兼 任
平成25年度	11,128	205	10,923	1,741	38	1,703	9,387	167	9,220
26	11,120	207	10,913	1,738	42	1,696	9,382	165	9,217
27	11,053	209	10,844	1,763	40	1,723	9,290	169	9,121
28	10,963	187	10,776	1,712	35	1,677	9,251	152	9,099
29	10,874	180	10,694	1,691	25	1,666	9,183	155	9,028
30	10,912	176	10,736	1,658	26	1,632	9,254	150	9,104
令和元年度	10,924	166	10,758	1,620	25	1,595	9,304	141	9,163
2	10,842	153	10,689	1,557	17	1,540	9,285	136	9,149
3	10,895	151	10,744	1,554	17	1,537	9,341	134	9,207
4	10,928	155	10,773	1,564	16	1,548	9,364	139	9,225
5	10,937	159	10,778	1,507	16	1,491	9,430	143	9,287
〔構成比（％）〕	〔100.0〕	〔1.5〕	〔98.5〕	〔13.8〕	〔0.1〕	〔13.6〕	〔86.2〕	〔1.3〕	〔84.9〕

付録 公害苦情調査について

1 調査の目的

公害苦情調査は、公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）第 49 条の 2 の規定に基づき、全国の都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の公害苦情相談窓口が受け付けた公害苦情の件数や処理状況等を把握することにより、公害苦情の実態を明らかにし、公害対策等の基礎資料を提供するとともに、公害苦情処理事務の円滑な運営に資することを目的として実施する。

〈参考〉公害紛争処理法 抄

第 49 条の 2 中央委員会は地方公共団体の長に対し、都道府県知事は市町村長（特別区の区長を含む。）に対し、公害に関する苦情の処理状況について報告を求めることができる。

2 調査の対象

全国の都道府県及び市町村の公害苦情相談窓口が、令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）に受付し、又は処理した公害苦情を調査の対象とする（令和 4 年度から繰り越された公害苦情を含む。）。

3 調査の方法

令和 5 年 4 月 1 日現在の都道府県及び市町村の公害苦情相談窓口において、令和 5 年度に公害苦情を受付し、又は処理した状況を「公害苦情調査エクセル入力システム」に入力する方法により行う。

また、令和 6 年 3 月 31 日現在の「公害苦情処理体制」については、別様式に記載することにより行う。

4 調査事項

調査事項は、次表のとおりである。

調査事項等一覧

	エクセル入力システム	公害苦情処理体制
	公害苦情の受付・処理に関する事項	
調査事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受付年度 ・ 都道府県コード ・ 市町村コード ・ 窓口コード ・ 発生管理番号 ・ 受付年月日 ・ 主な公害等の種類 ・ 関連公害 ・ 廃棄物の種類 ・ 主な発生原因 ・ 被害の種類 ・ 苦情の処理 ・ 処理年月日 <p><公害の種類が典型7公害の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理方法 ・ 行政上の措置 ・ 講じた防止対策 ・ 関係の公害規制法令の違反 ・ 発生源の用途地域 ・ 発生源の個人・事業所の別 ・ 発生源の主な産業 ・ 繰越データの処理状況 <p><環境省関連項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音調査 ・ 振動調査 ・ 悪臭調査 ・ 悪臭測定結果 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県名 ・ 市町村名 ・ 部局（所）課名 ・ 郵便番号 ・ 住所 ・ 電話番号（内線番号） ・ 公害苦情処理担当職員数 <ul style="list-style-type: none"> (1) 公害苦情相談員 (2) 公害苦情相談員以外の職員 ・ その他
調査時期	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間	令和6年3月31日現在

注) 「都道府県コード」及び「市町村コード」は、令和5年4月1日現在における「統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コード」（総務省）を用いる。

付録2 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件一覧

凡 例

- 1 令和7年3月31日までに受け付けた事件を収録した。
- 2 事件の表示について

終結区分における「引継ぎ」、「移送」及び「回付」は次のとおり。

「引継ぎ」：公害等調整委員会は、その調停に係る事件について、相当と認める理由があるときは、当事者の同意を得、かつ、都道府県の審査会等と協議した上、事件を関係都道府県の審査会等に引き継ぐことができる（公害紛争処理法第38条）。

「移 送」：公害等調整委員会は、事件がその管轄に属しないと認めるときは、当該事件を管轄審査会等に移送する（公害紛争処理法第25条）。

「回 付」：公害等調整委員会が県際事件の申請を直接受けた場合は、公害紛争処理法第24条、第27条の趣旨から、移送手続は採らずに、当該事件をいずれか一の都道府県知事に回付する。

あっせん事件

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成6年(ア)第1号	北陸新幹線騒音防止等あっせん申請事件	6. 9. 8	長野県住民12人	日本鉄道建設公団外2人	①防音措置 ②道路付替計画の変更	6. 12. 21	あっせん打ち切り
平成14年(ア)第1号外1件	尼崎市大気汚染被害防止あっせん申請事件	14. 10. 15 15. 5. 14	兵庫県住民21人	国(代表者 国土交通大臣) 阪神高速道路公団	大阪高等裁判所における和解条項の履行	15. 6. 26	あっせん成立

調停事件

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
昭和46年(調)第1号外1件	鹿児島湾における真珠養殖不能に係る損害賠償調停申請事件	46. 1. 21 46. 3. 31 (引継ぎ)	真珠養殖会社	石油基地	賠償請求(約4億7000万円)	46. 1. 25 48. 3. 2	移送 取下げ(和解成立)
昭和46年(調)第3号	香川県三豊郡地先海域における製紙・パルプ工場排水による漁業被害に係る損害賠償等調停申請事件	46. 10. 11	香川県漁民1,390人	製紙・パルプ会社72社	①賠償請求(約10億2000万円) ②海底堆積物の撤去等	47. 10. 17	調停成立
昭和46年(調)第4号外620件	不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件	46. 12. 24 ～ 4. 5. 30	水俣病認定患者等1,557人	化学肥料等製造会社等	賠償請求	47. 2. 21 ～ 5. 2. 3	調停成立1,467人 取下げ等90人
昭和47年(調)第8号外3件	渡良瀬川沿岸における鉍毒による農作物被害に係る損害賠償調停申請事件	47. 3. 31 ～ 48. 6. 15	群馬県農民971人	鉍業会社	賠償請求(約39億円)	49. 5. 11	調停成立
昭和49年(調)第22号外1件		49. 11. 15 51. 8. 27	群馬県農民36人		賠償請求(約6000万円)	52. 12. 23	取下げ(和解成立)
昭和48年(調)第1号外22件	大阪国際空港騒音調停申請事件	48. 2. 15 ～ 51. 2. 10	兵庫県等住民20,138人	国(代表者 運輸大臣)	①飛行場使用差止め ②騒音対策 ③賠償請求	50. 10. 28 11. 14 53. 3. 16 3. 28 55. 6. 30 7. 16 61. 12. 23	騒音対策について一部調停成立 賠償請求について一部調停成立 飛行場使用差止めについて一部調停成立 調停成立
昭和48年(調)第31号	徳山湾における漁業被害に係る損害賠償等調停申請事件	48. 11. 29	山口県漁民232人	徳山湾東海域臨海企業12社	①海底堆積物の撤去 ②汚水排出差止め ③賠償請求(約10億1000万円)	50. 6. 2	調停成立
昭和50年(調)第5号		50. 4. 9	山口県漁民377人	徳山湾西海域沿岸企業10社	①海底堆積物の撤去 ②汚水排出差止め ③賠償請求(約11億円)	51. 8. 24	調停成立
昭和53年(調)第25号	大阪国際空港騒音対策防音工事調停申請事件	53. 4. 12	大阪府住民2人	国(代表者 運輸大臣)	家屋の防音工事の施工	53. 10. 11	調停打ち切り

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
昭和56年(調)第16号	大阪国際空港騒音調停申請事件	56. 4. 30	兵庫県住民592人	国(代表者運輸大臣)	①航空機騒音に係る環境基準の達成 ②飛行場使用差止め ③騒音対策 ④賠償請求	62. 4. 23	取下げ
昭和56年(調)第33号	仙台湾養殖海苔被害等調停申請事件	56. 10. 27	仙台市	漁業協同組合	漁業被害に係る被申請人に対する債務不存在の確認	元. 3. 27	取下げ
昭和62年(調)第17号 外2件	スパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件	62. 10. 24 (引継ぎ) ~63. 2. 24	長野県弁護士等269人	スパイクタイヤメーカー7社	スパイクタイヤの製造及び販売の中止	63. 6. 2	調停成立
昭和63年(調)第4号	新幹線騒音被害等調停申請事件	63. 1. 29	大阪府住民7人	鉄道会社	家屋の防音及び防振工事の施行等	元. 7. 17	調停打切り
平成元年(調)第8号 平成2年(調)第7号	スパイクタイヤ使用禁止等調停申請事件	元. 8. 24	長野県弁護士73人	国(代表者環境庁長官、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣、自治大臣及び警察庁長官)	スパイクタイヤの使用等を全面的に中止する等の適切な措置	元. 12. 25 3. 3. 29	移送 取下げ
平成元年(調)第11号 平成2年(調)第16号		元. 10. 19	北海道弁護士等319人			元. 12. 25 3. 3. 28	移送 取下げ
		2. 7. 17 (引継ぎ)					
平成2年(調)第1号	ゴルフ場農薬被害等調停申請事件	2. 1. 8	埼玉県住民等51人	ゴルフ場建設会社	ゴルフ場建設工事の着手及び操業の停止	2. 1. 22	移送
平成2年(調)第3号	軽井沢町ゴルフ場農薬被害等調停申請事件	2. 1. 19	長野県住民1人	ゴルフ場建設会社 長野県	①ゴルフ場計画の中止 ②長野県知事の議会発言の撤回	2. 2. 5	移送
平成2年(調)第4号	小諸市ゴルフ場農薬被害等調停申請事件	2. 1. 19	長野県住民1人	ゴルフ場建設会社 長野県	①ゴルフ場計画の中止 ②長野県知事の議会発言の撤回	2. 2. 5	移送
平成2年(調)第6号 外3件	東京湾横断道路建設被害等調停申請事件	2. 3. 28 ~ 3. 1. 9	千葉県等住民90人	国(代表者建設大臣) 日本道路公団 道路建設会社	建設工事の中止	2. 5. 10 3. 8. 2	回付 調停打切り
平成2年(調)第12号	山梨・静岡ゴルフ場農薬被害等調停申請事件	2. 5. 25	静岡県住民130人	ゴルフ場建設会社	ゴルフ場建設中止	3. 5. 14	調停成立
平成2年(調)第13号	長野県ゴルフ場開発指導致綱調停申請事件	2. 5. 30	長野県住民13人	長野県	「長野県ゴルフ場開発事業に関する指導致綱」の遵守	2. 6. 25	調停申請却下
平成2年(調)第15号	却下決定取消等調停申請事件	2. 7. 3	平成2年(調)第13号事件の申請人のうち1人	公害等調整委員会	平成2年(調)第13号事件の却下の取消し	2. 7. 16	調停申請却下
平成2年(調)第18号 外1件	原子炉運転停止等調停申請事件	2. 10. 1 3. 1. 11	大阪府住民51人	電力会社	現在停止中の原子炉の運転を再開しないこと	3. 10. 28	調停打切り

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成3年(調) 第8号 外1件	北陸新幹線騒音防止等 調停申請事件	3. 6. 13 4. 5. 27	長野県等住 民11人	日本鉄道建 設公団	北陸新幹線の ①高崎～軽井沢間 については工事の 中止 ②軽井沢～長野間 については計画の 変更	4. 3. 27 ～ 6. 1. 28	一部調停成立 一部調停打ち り 一部取下げ
平成5年(調) 第1号 外1件	東海道新幹線騒音・振 動被害等調停申請事件	5. 2. 4 6. 1. 10	神奈川県住 民2人	鉄道会社	①賠償請求 ②騒音対策(減速)	6. 1. 10	調停成立
平成5年(調) 第2号 外1件	液体洗剤水質汚濁被害 等調停申請事件	5. 7. 9 6. 2. 21	静岡県等住 民18人	洗剤製造会 社	①全製品の回収 ②回収製品の安全 な処分 ③雑菌混入経緯等 の情報開示	7. 3. 2 10. 3. 17	参加申立取下 げ 一部調停成立 一部調停打ち り
平成5年(調) 第4号 外2件	豊島産業廃棄物水質汚 濁被害等調停申請事件	5. 12. 21 ～ 8. 10. 23	香川県住民 549人	香川県 香川県職員 2人 廃棄物処理 業者及びそ の実質的経 営者2人 廃棄物排出 事業者21社 国(代表者 厚生大臣)	①産業廃棄物の撤 去 ②賠償請求	9. 12. 19 ～12. 1. 12 12. 5. 29 12. 6. 6	一部調停成立 (排出事業者 19社) 一部取下げ (香川県職員 2人) 一部調停成立 (香川県) 一部調停打ち り(廃棄物処 理業者、その 実質的経営者 ら及び排出事 業者2人) 一部取下げ (国)
平成6年(調) 第2号	CNP水質汚濁被害調 停申請事件	6. 1. 11	埼玉県等住 民103人	化学薬品製 造会社	CNP及びこれを 原体とする除草剤 の製造、販売及び 使用の中止等	6. 4. 14	取下げ
平成6年(調) 第3号	高圧ガス集配所騒音被 害等調停申請事件	6. 1. 19	東京都住民 1人	プレス事業 者等6社	①騒音及び振動の 規制 ②賠償請求	7. 6. 26	調停打ち切り
平成6年(調) 第5号 外3件	金属加工工場騒音・振 動被害調停申請事件	6. 2. 25 ～ 6. 4. 26	東京都住民 9人	鍛造事業者 2社	騒音及び振動の規 制	8. 6. 26 8. 11. 21	調停成立 (8. 6. 12各被 申請人に係る 手続を分離) 調停成立
平成6年(調) 第6号	新潟県CNP水質汚濁 被害調停申請事件	6. 3. 18	新潟県住民 3,850人	化学薬品製 造会社	CNP及びこれを 原体とする除草剤 の製造、販売及び 使用の中止	6. 5. 2	取下げ
平成7年(調) 第1号	送電線建設土壌汚染被 害等調停申請事件	7. 1. 23	島根県等住 民32人	国(代表者 通商産業大 臣) 電力会社	鉄塔等の建設を中 止	7. 3. 8 8. 2. 13	一部取下げ 調停打ち切り

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成7年(調)第2号 外1件	中海本庄工区干陸事業 水質汚濁被害等調停申請事件	7. 9. 6 8. 1. 19	島根県等住民36人	国(代表者 農林水産大臣)	全面干陸事業を行わないこと等	13. 4. 6	調停成立
平成8年(調)第2号	松枯れ対策農薬空中散布 大気汚染被害等調停申請事件	8. 8. 22	島根県等住民3人	益田市 島根県 田万川町 山口県 農林水産省	①農薬空中散布の中止 ②松枯れ対策として農薬空中散布以外の方法の選択	10. 8. 5 11. 3. 15	申請人1人について調停をしない旨の決定 調停打ち切り
平成9年(調)第1号	製鉄所大気汚染健康被害工場移転等調停申請事件	9. 7. 7	和歌山県住民33人	製鉄会社	①埋立移転計画に基づく製鉄所の移転 ②ばいじんの総量規制 ③被害補償	9. 8. 29	移送
平成10年(調)第2号	四日市市産業廃棄物処分場 水質汚濁防止等調停申請事件	10.12. 4	三重県住民8人	廃棄物処理業者 廃棄物排出事業者20社	①積荷の展開検査 ②処分場内立入、サンプル採取 ③処理を委託した産業廃棄物の種類、性質、数量等の公開	13. 1. 10	調停打ち切り
平成11年(調)第3号	北陸新幹線騒音防止等調停申請事件	11. 5. 13	長野県住民19人	日本鉄道建設公団	①騒音及び振動対策 ②賠償請求 ③農家が日陰になったことによる補償金の支払	11.10. 8	調停打ち切り
平成13年(調)第2号 外1件	核融合科学研究所重水素実験中止調停申請事件	13. 7. 9 14. 2. 26	岐阜県等住民8,138人	国(代表者 文部科学大臣)	重水素実験を実施しないこと	15.11.12	調停打ち切り
平成13年(調)第3号	清瀬・新座低周波騒音被害等調停申請事件	13.11. 7	埼玉県等住民10人	医療法人	①防音・防振対策 ②慰謝料の支払	15. 3. 11	調停成立
平成14年(調)第2号	九州新幹線騒音被害防止等調停申請事件	14.10. 4	熊本県住民10人	国(代表者 国土交通大臣) 日本鉄道建設公団(現独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構) 熊本県 水俣市 八代市 鉄道会社	①緩衝地帯の設置 ②移転補償費の支払	17. 6. 28	調停打ち切り
平成15年(調)第1号	東京都地下鉄等騒音・振動被害防止調停申請事件	15. 3. 10 (引継ぎ)	東京都住民6人	東京都 鉄道会社	列車の運行に伴う騒音及び振動の軽減	17. 6. 16	調停成立

事件番号	事件	申請受付年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結年月日	終結区分
平成15年(調)第5号 外1件	新潟空港騒音被害調停申請事件	15. 6. 27 15. 10. 31	新潟県住民 5人	国(代表者 国土交通大臣及び環境大臣) 新潟県 新潟市	騒音対策等	16. 6. 1	取下げ
平成17年(調)第1号	伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件	17. 8. 29	三重県等住民110人	産業廃棄物処理業者 産業廃棄物搬入業者 処分場土地所有者 三重県	①許可された産業廃棄物以外の産業廃棄物の撤去 ②許可された産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立状況、PCB、硫化水素及び有害化学物質による汚染の調査	22. 7. 6	調停打切り
平成21年(調)第2号	医薬品研究施設大気汚染被害防止等調停申請事件	21. 2. 25	神奈川県住民16人	薬品会社	被害の未然防止、建設計画の一部凍結、安全性調査の継続的実施、施設完成後の住民への定期的情報開示及び住民による立入調査	21. 3. 9	移送
平成21年(調)第5号	成田国際空港航空機騒音調停申請事件	21. 7. 17	茨城県住民48人	空港会社	①航空機による騒音が暗騒音レベル(30dB)を超えないこと ②申請人の居住地区上空飛行の差し止め ③慰謝料等の支払	23. 5. 11	調停打切り
平成23年(調)第1号	長崎県佐々町における道路工事による土壌汚染被害等調停申請事件	23. 3. 9	長崎県住民1人	国土交通大臣	道路工事による土壌汚染及び産業廃棄物の不法投棄について ①事実関係を十分に認めること ②全ての関係物質を撤去し、それについての広報を徹底すること ③佐々町民に対し本件事実に基づき謝罪すること	23. 3. 22	移送
平成23年(調)第3号	温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停申請事件	23. 9. 16	国内住民等108人 法人等3団体	電力会社等11社	各社事業活動に伴う二酸化炭素排出量を1990年比29パーセント削減すること	23. 11. 28	調停申請却下

事件番号	事件	申請受付年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結年月日	終結区分
平成23年(調)第4号	温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停申請事件	23. 10. 5	大阪府等住民10人	電力会社等11社	各社事業活動に伴う二酸化炭素排出量を1990年比29パーセント削減すること	23. 11. 28	調停申請却下
平成24年(調)第1号	長野県における不法投棄に係る廃棄物処理調停申請事件	24. 1. 17	産業廃棄物処理事業者	長野県汚泥等の排出事業者9社	長野県に対して、 ① 廃棄物等の搬出・処分義務の不存在確認 ② 仮に申請人が廃棄物を搬出・処分する場合の賠償請求 その他の被申請人に対して ③ 廃棄物等の搬出・処分	24. 3. 5	調停申請却下
平成24年(調)第3号	温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停申請事件	24. 3. 14	国内住民等35人	電力会社等11社	各社事業活動に伴う二酸化炭素排出量を1990年比29パーセント削減すること	24. 3. 26	調停申請却下
平成24年(調)第4号	大津市における汚染土壌の処理による水質汚濁被害調停申請事件	24. 3. 29	滋賀県住民231人	香川県大津市	香川県は、①豊島から汚染土壌を搬出しないこと、②水洗浄処理業務委託契約を解除すること 大津市は、③豊島及び処理工場の汚染土壌のサンプル採取、立入調査及び工場直下を流れる川の水質モニタリングを実施すること	24. 5. 17	取下げ
平成24年(調)第6号	千葉県における航空機騒音調停申請事件	24. 9. 24	千葉県住民1人	航空会社2社 国(代表者国土交通大臣)	被申請人らは、①意図的にショートカットを行い、航空燃料を節約、利益を上げる行為を停止すること、②国が認めた深夜便の海上飛行を遂行(遵守)すること、③申請人に対する羽田発着便の不法行為への抗議により端を発した嫌がらせ等の行為を停止することなど	24. 10. 22	取下げ

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成24年(調)第9号 平成24年(調)第10号 外4件	手賀沼周辺における水質汚濁等による健康被害等調停申請事件	24. 12. 13 24. 12. 27 (引継ぎ) 25. 2. 20 25. 3. 25 25. 5. 30 25. 9. 25	千葉県住民 46人	千葉県	放射性物質を含む焼却灰の一時保管施設について、 ①一時保管施設の安全性の確保 ②最終処分場建設までの焼却灰搬入の中止 ③撤去時期(平成27年3月末)の確約	24. 12. 13 25. 12. 19	移送 調停打ち切り
平成25年(調)第5号 外1件	大津市における残土処分による水質汚濁被害等調停申請事件	25. 7. 25 25. 9. 30	宗教法人 滋賀県等住民355人 レストラン 運営会社 不動産会社	残土処分業者 残土処分場 所有者 大津市	①残土処分業者は、残土の搬入を中止すること ②残土処分業者及び残土処分場所有者は、搬入堆積させた残土を撤去すること ③大津市は、条例に基づく権限を適切に行使し、申請人らの危険を速やかに除去するよう努めること	25. 9. 27 26. 7. 7	一部取下げ (残土処分場所有者に対する申請) 調停成立
平成25年(調)第6号	千葉県における航空機騒音調停申請事件	25. 7. 29	千葉県住民 1人	国土交通省	申請人宅の庭での騒音が、ピークレベル40dB以下になるよう羽田空港着陸機ルートを変更すること	25. 12. 3	調停打ち切り
平成26年(調)第1号	徳島市における土壌汚染等による健康被害等調停申請事件	26. 4. 3	徳島県住民 70人	産業廃棄物 再生処理業者 産業廃棄物 排出事業者 徳島県ら16 人	被申請人らは共同して、 ①本件処分場等におけるボーリング調査(産業廃棄物の埋立状況、汚染の状況調査)をすること ②本件処分場等の周辺における地下水分析等の継続的な調査をすること ③周辺の生活環境の汚染を引き起こさないよう適切な措置を講じること	28. 4. 26	調停打ち切り
平成28年(調)第10号	東京国際空港航空機騒音調停申請事件	28. 9. 9	東京都法人 5社	国土交通大臣	被申請人に対して、主的に、本件空港A滑走路を一切の航空機の北側からの着陸に供用しないこと及び損害	2. 1. 31	調停成立

事件番号	事件	申請受付年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結年月日	終結区分
					賠償金合計5億円を申請人らに支払うこと、予備的に、一切の航空機に対して同滑走路の北側から着陸することを許可又は指示しないこと		
平成28年(調)第11号 平成29年(調)第1号	甲賀市における水質汚濁等被害調停申請事件	28.12.9 29.2.20	宗教法人 農業法人	滋賀県 産業廃棄物 処理業者2社 ほか1人	被申請人らは、廃棄物等の取去や岩石採取場周辺に被害が及ぶことがないよう必要な措置を講じること等	28.12.21 29.3.21	回付 移送
平成30年(調)第3号	福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害調停申請事件	30.3.30	広島県住民 4人	自動車解体業者	騒音及び振動の被害を発生させないように作業内容を改善すること	30.4.10	移送
平成30年(調)第4号	国立市における騒音による健康被害等調停申請事件	30.11.9	東京都住民 1人	建築会社	被申請人が事業活動で発生させている騒音により、不眠症を発症し精神的苦痛を受けており、かつ、騒音対策を講じる必要があるため、損害賠償金40万円の支払を求めると	30.11.20	移送
平成31年(調)第1号 外1件	自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件	31.2.18 元.8.23	東京都など 6都府県の 住民93人 法人でない 社団1団体 東京都など 4都県の住 民14人	国(環境大臣) 自動車メーカー7社	被申請人国に対し、 ①新たな大気汚染公害医療費救済制度の創設 被申請人メーカーに対し、 ②本件救済制度への相当の財源負担 被申請人国及び被申請人メーカーに対し、 ③損害賠償金合計1億400万円(取下げ分を減額し、第2号分を増額)の支払	元.7.4 3.12.8	一部取下げ 調停打切り
令和3年(調)第3号	東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申	3.10.18	埼玉県住民 6人	入浴施設運営会社	①騒音が法律に基づく規制基準内にとどまるよ	5.1.19	調停成立

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年 月 日	終 結 区 分
	請事件				う防音壁の設置等の対策 ②騒音は以下のとおり i 露天風呂からの人の声等 ii 露天風呂のテレビや滝の音 iii 北側室外機の音 iv 入浴施設のBGMや店内放送 v 排水・排気の音 vi 車のアイドリング音 vii 夜間工事の騒音 ③法律に基づく騒音基準内にとどまることができない場合は直ちに営業又は工事を中止		
令和4年(調)第6号	横浜市における東海道新幹線騒音被害防止等調停申請事件	4.10.28	神奈川県住民1人	鉄道会社	①被申請人は、環境基本法等に定める適正な新幹線騒音対策を申請人宅において速やかに実施すること。 ②被申請人は、申請人に対し、令和5年1月1日から前項の対策の実施済みまで、1日あたり金1万円を支払うこと。	6.4.16	調停成立
令和5年(調)第10号	鳥栖市におけるごみ処理施設からの大気汚染被害防止調停申請事件	5.11.8	住民自治会	環境施設組合	被申請人は、申請人との間で、環境保全（公害防止）協定を締結すること。	6.6.12	調停打ち切り

仲裁事件

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年 月 日	終 結 区 分
昭和50年(仲)第1号	損害賠償仲裁申請事件	50.12.4	福岡県住民1人	日本国有鉄道	賠償請求 (約5000万円)	51.4.26	棄却

裁定事件

事件番号	事件	申請受付年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結年月日	終結区分
昭和49年(七)第1号 外1件	富山市におけるビル建築工事に伴う地盤沈下による建築物損傷責任裁定申請事件	49. 7. 2 49. 10. 21	富山県住民 36人	建設会社等 4社	賠償請求 (約12億3000万円)	53. 7. 22	棄却
昭和49年(七)第2号	大阪国際空港の航空機騒音による健康被害責任裁定申請事件	49. 8. 3	大阪府住民 3人	国(代表者 運輸大臣)	賠償請求 (約600万円)	49. 12. 3	取下げ
昭和49年(七)第3号	東京都新宿区における地下鉄工事に伴う騒音、振動、地盤沈下による営業損害責任裁定申請事件	49. 8. 5	東京都住民 2人	東京都 建設会社	賠償請求 (約2600万円)	51. 11. 29	一部認容
昭和49年(七)第4号	大阪市におけるビル建築工事に伴う地盤沈下による建築物損傷責任裁定申請事件	49. 8. 12	大阪府住民 1人	建設会社外 1人	賠償請求 (約500万円)	49. 10. 5	取下げ
昭和49年(七)第5号 ↓ 昭和51年(調)第16号	長野県中野市におけるカドミウム汚染による農作物被害責任裁定申請事件	49. 9. 20	長野県農民 445人	ガラス製造 会社	賠償請求 (約8000万円)	51. 5. 12	職権調停移行→ 調停成立
昭和50年(ゲ)第1号 ↓ 昭和51年(調)第23号	埼玉県北葛飾郡における大気汚染による健康被害等原因裁定申請事件	50. 6. 27	化学薬品製 造会社	埼玉県住民 50人	亜硫酸ガスと呼吸 器疾患等との因果 関係の有無	51. 6. 17	職権調停移行→ 調停成立
昭和50年(セ)第1号	東京都葛飾区における騒音、振動による建築物損傷等責任裁定申請事件	50. 12. 2	東京都住民 2人	鉄工所	賠償請求 (約600万円)	51. 1. 19	申請不受理
昭和51年(七)第1号 ↓ 昭和52年(調)第33号	島根半島における廃油汚染による漁業被害責任裁定申請事件	51. 10. 1	島根県漁民 3,384人 漁協10組合	運輸会社	賠償請求 (約1億9000万円)	52. 10. 13 52. 12. 23	職権調停移行 調停成立
昭和52年(七)第1号	東京都新宿区(片町)における地下鉄工事に伴う騒音、振動による賃料等損害責任裁定申請事件	52. 2. 25	観光会社 東京都住民 1人	東京都 建設会社	賠償請求 (約3500万円)	53. 2. 28	取下げ(和解成 立)
昭和54年(ゲ)第1号 ↓ 昭和56年(調)第4号	仙台湾における養殖海苔被害原因裁定申請事件	54. 2. 28	宮城県漁協 7組合	仙台市	下水処理場排水と 海苔芽脱落との因 果関係の有無	56. 2. 2 56. 3. 30	職権調停移行 調停成立
昭和55年(セ)第1号	佐伯湾における養殖真珠被害責任裁定申請事件	55. 11. 28	大分県真珠 養殖業者	建設会社 倉庫会社	賠償請求 (約3900万円)	58. 10. 17	取下げ
昭和57年(ゲ)第1号	壱岐における養殖真珠被害原因裁定申請事件	57. 6. 25	長崎県真珠 養殖業者	芦辺町	漁港修築事業と真 珠貝へい死との因 果関係の有無	元. 3. 6	一部認容

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
昭和60年(七)第1号	高知市における建築物損傷等責任裁定申請事件	60. 9. 2	高知県住民1人	大規模集会所の施工主 施工業者 設計管理者	賠償請求 (約100万円)	60. 10. 7	申請不受理
昭和61年(七)第1号 外1件 ↓ 昭和63年(調)第14号 外1件	森浦湾における養殖真珠被害責任裁定申請事件	61. 4. 12 62. 4. 7	漁業生産組合 真珠養殖業者2人	建設会社 年金福祉事業団 和歌山県 和歌山県土地開発公社	賠償請求 (約13億7000万円)	63. 7. 20 63. 7. 21	職権調停移行 調停成立
昭和62年(七)第2号 外1件 ↓ 平成元年(調)第5号	道路騒音等被害責任裁定申請事件	62. 5. 28 63. 2. 4	東京都住民133人	国(代表者 建設大臣) 東京都 首都高速道路公団	賠償請求 (申請人1人につき50万円)等	元. 3. 22 元. 3. 23	職権調停移行 調停成立
昭和63年(ゲ)第1号	水俣病原因裁定申請事件	63. 7. 29	熊本県等住民245人	化学肥料等製造会社	工場廃水中のメチル水銀化合物と水俣病に罹患したこととの因果関係の有無	63. 9. 21	申請不受理
平成2年(七)第1号 ↓ 平成3年(調)第12号	冷暖房室外機騒音責任裁定申請事件	2. 9. 25	東京都住民1人	アパート所有者	賠償請求 (約300万円)	3. 11. 5	職権調停移行→ 調停成立
平成2年(ゲ)第1号	商店街拡声器騒音被害原因裁定申請事件	2. 12. 28	東京都住民1人	国(代表者 法務大臣) 全国商店街連合会 全国商店街振興組合連合会 日本商工会議所	商店街が設置した商業宣伝放送により発生した騒音公害と申請人が受けた肉体的、生命的、精神的苦痛との因果関係の有無	3. 1. 28	申請不受理
平成3年(ゲ)第1号	下水道管理設工事振動被害原因裁定申請事件	3. 9. 30	東京都住民3人	東京都	下水道管理設工事と健康障害及び家屋等の破損の因果関係の有無	3. 11. 25	申請不受理
平成4年(七)第1号 外13件 ↓ 平成10年(調)第1号	小田急線騒音被害等責任裁定申請事件	4. 5. 7 ～ 9. 12. 8	東京都住民368人	鉄道会社	賠償請求 (申請人1人につき50万円)	10. 4. 6 10. 5. 23 10. 7. 24	職権調停移行 一部調停成立 一部取下げ 一部認容 一部棄却
平成8年(七)第1号 ↓ 平成11年(調)第2号	飯塚市廃棄物悪臭被害責任裁定申請事件	8. 4. 24	福岡県住民5人	飯塚市	賠償請求 (申請人1人につき360万円)	11. 1. 29 11. 7. 13	職権調停移行 (飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件に併合) 調停成立
平成8年(ゲ)第1号 ↓	飯塚市し尿処理場等悪臭被害原因裁定申請事件	8. 4. 24	福岡県住民4人	飯塚市	し尿処理場及びこれに隣接する下水道終末処理場から	11. 1. 29	職権調停移行 (飯塚市廃棄物悪臭被害職権調停事

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成11年(調) 第1号					発生する悪臭と健康被害等との因果関係の有無	11. 7. 13	件を併合) 調停成立
平成9年(ゲ) 第1号	杉並区における不燃ゴミ中継施設健康被害原因裁定申請事件	9. 5. 21	東京都等住民18人	東京都	不燃ゴミ中継施設から排出される有害物質と健康被害との因果関係の有無	14. 6. 26	一部認容
平成10年(ゲ) 第1号	金属板印刷工場悪臭被害原因裁定申請事件	10. 4. 24	千葉県住民3人	金属板印刷会社	工場から排出される悪臭と健康被害との因果関係の有無	10. 6. 22	申請不受理
平成11年(セ) 第1号	小豆島採石場粉じん被害等責任裁定申請事件	11. 5. 6	香川県住民2人	香川県採石会社	賠償請求 (100万円)	11. 6. 21	申請不受理
平成11年(セ) 第2号	尾鷲市における養殖真珠被害責任裁定申請事件	11. 8. 30	三重県真珠養殖業者	三重県建設会社3社	賠償請求 (約3億円)	14. 2. 18	棄却
平成11年(セ) 第3号	佐伯市における養殖真珠被害責任裁定申請事件	11. 12. 27	大分県真珠養殖業者	国(代表者運輸大臣)	賠償請求 (約6390万円)	15. 1. 31	一部認容
平成12年(セ) 第1号 ↓ 平成15年(調) 第4号	奄美大島における漁業被害等責任裁定申請事件	12. 11. 8	鹿児島県住民3人	鹿児島県建設会社3社	賠償請求 (1億5156万円)	15. 6. 17	職権調停移行→ 調停成立 一部取下げ
平成13年(セ) 第1号	奄美大島における漁業被害等責任裁定申請事件	13. 1. 31	鹿児島県住民3人	建設会社	賠償請求 (1億8156万円)	13. 2. 19	取下げ
平成13年(セ) 第2号	横浜市における振動・低周波音被害責任裁定申請事件	13. 12. 27	神奈川県住民3人	横浜市	賠償請求 (5000万円)	15. 3. 31	棄却
平成14年(セ) 第1号 ↓ 平成16年(調) 第2号	深川市における低周波音被害責任裁定申請事件	14. 1. 18	北海道住民2人	生活協同組合	賠償請求 (約1113万円)	16. 6. 30 16. 7. 7	職権調停移行 調停成立
平成14年(セ) 第2号 ↓ 平成14年(調) 第3号	伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害責任裁定申請事件	14. 3. 28	静岡県住民1人	製菓会社	賠償請求 (約350万円)	14. 11. 26	職権調停移行→ 調停成立
平成14年(セ) 第3号 ↓ 平成15年(調) 第2号	松戸市におけるマンション建設粉じん・悪臭等被害責任裁定申請事件	14. 9. 10	千葉県住民3人	建設会社2社	賠償請求 (約2300万円)	15. 3. 17	職権調停移行→ 調停成立
平成14年(セ) 第4号 ↓ 平成16年(調) 第1号	越谷市における印刷工場からの悪臭による健康被害責任裁定申請事件	14. 9. 18	埼玉県住民24人	越谷市印刷会社	賠償請求 (申請人1人につき200万円)	16. 4. 15 16. 4. 20	職権調停移行 調停成立
平成14年(ゲ) 第1号	高崎市における低周波音被害原因裁定申請事件	14. 10. 10	群馬県住民1人	スーパーマーケット食品会社	惣菜加工工場の周囲に設置した冷凍機等から発生する	17. 12. 20	取下げ

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区分
					低周波音と健康被害との因果関係の有無		
平成15年(ゲ)第1号 ↓ 平成15年(調)第3号	大阪市におけるメッキ工場による土壌汚染財産被害原因裁定申請事件	15. 2. 6	国(代表者財務大臣)	メッキ会社	工場が排出していた有害物質と土壌汚染による財産被害との因果関係の有無	15. 5. 12 15. 5. 29	職権調停移行 調停成立
平成15年(ゲ)第2号 外1件	有明海における干拓事業漁業被害原因裁定申請事件	15. 4. 16 15. 5. 30	福岡県等漁民19人 漁業協同組合連合会	国(代表者農林水産大臣)	国営諫早湾土地改良事業と漁業被害との因果関係の有無	16. 9. 8 17. 8. 30	一部取下げ 棄却
平成15年(セ)第1号	埼玉県伊奈町における産業廃棄物不法投棄による地盤沈下及び土壌汚染被害責任裁定申請事件	15. 7. 30	埼玉県住民1人	国(代表者国土交通大臣) 埼玉県伊奈町土地の売主不動産会社	賠償請求 (2704万円)	16. 1. 21	取下げ
平成15年(セ)第2号	香川県直島における廃棄物処理施設に関する責任裁定申請事件	15. 10. 21	岡山県住民1人	香川県	賠償請求 (3億円)等	15. 12. 8	申請不受理
平成15年(セ)第3号 ↓ 平成17年(調)第3号	荒川区における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	15. 11. 6	東京都住民3人	東京都住民2人 神奈川県住民1人 スーパーマーケット	賠償請求 (申請人1人につき約219万円)	17. 11. 25	職権調停移行→ 調停成立
平成16年(ゲ)第1号	新潟市における道路振動被害原因裁定申請事件	16. 1. 13	新潟県住民3人	新潟市	市道拡幅工事と家屋破損等の被害との因果関係の有無	17. 3. 7	取下げ
平成16年(ゲ)第2号	北海道岩内町における地盤沈下被害原因裁定申請事件	16. 2. 13	北海道住民4人	国(代表者国土交通大臣)	道路改修工事と家屋等破損の被害との因果関係の有無	17. 6. 30	棄却
平成16年(セ)第1号 ↓ 平成18年(調)第1号	名古屋市における道路騒音被害責任裁定申請事件	16. 3. 18	愛知県住民2人	国(代表者国土交通大臣) 名古屋高速道路公社	賠償請求 (申請人1人につき約500万円)	18. 7. 18 19. 4. 6	職権調停移行 調停成立
平成16年(ゲ)第3号	富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 16. 8. 4	(原告) 富山県漁民13人 栽培組合	(被告) 電力会社	(囑託の趣旨) ダムの排砂と漁業被害との因果関係の有無	19. 3. 28	因果関係を一部認める
平成17年(ゲ)第1号	茨城県北浦町における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	17. 2. 14	茨城県住民3人	金属製品製造会社2社 茨城県	製造会社の事業活動等及び県の指導監督の不行使と健康被害との因果関係の有無	21. 8. 24	棄却
平成17年(セ)第1号 ↓ 平成17年(調)第2号	日野市における農薬等による健康被害責任裁定申請事件	17. 3. 22	東京都住民1人	東京都住民3人	賠償請求 (3500万円)	17. 11. 2	職権調停移行→ 調停成立

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成17年(ゲ) 第2号	銚子市における汚水による土壌汚染被害等 原因裁定申請事件	17. 5. 19	ゴルフセンター 千葉県住民 2人	千葉県	排水管理の不備と水田の損壊及び汚水による冠水被害との因果関係の有無	19. 3. 13	棄却
平成17年(セ) 第2号	伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害責任 裁定申請事件	17. 5. 31	静岡県住民 1人	製菓会社	賠償請求 (約200万円)	18. 6. 14	取下げ
平成17年(ゲ) 第3号	大和郡山市における化学物質による健康被害 原因裁定申請事件	17. 6. 8	奈良県住民 1人	ホームセンター	購入したパイン集成材に含まれていた有害化学物質と健康被害との因果関係の有無	18. 5. 29	裁定申請却下
平成17年(ゲ) 第4号	津市における化学物質による健康被害原因裁定 申請事件	17. 6. 14	三重県住民 2人	建設会社	補修工事に使用した部材に含まれていた有害化学物質と健康被害との因果関係の有無	18. 5. 29	裁定申請却下
平成17年(ゲ) 第5号	横浜市におけるマンション建設工事による家屋 損傷原因裁定申請事件	17. 7. 21	建設会社	神奈川県住民 1人	マンション建設工事と家屋に生じた不具合との因果関係の有無	19. 10. 2	取下げ
平成17年(セ) 第3号 ↓ 平成20年(調) 第1号	川崎市における土壌汚染財産被害責任裁定 申請事件	17. 8. 16	鉄道会社	学校法人 川崎市	賠償請求 (約52億1639万円)	18. 7. 5 20. 5. 7	一部取下げ 一部認容 一部棄却
平成18年(セ) 第1号	渋谷区におけるビル建設工事騒音被害等責任 裁定申請事件	18. 1. 11	東京都住民 2人	建設会社	賠償請求 (約336万円)	19. 11. 19	一部認容
平成18年(セ) 第2号 外1件	神栖市におけるヒ素による健康被害等責任 裁定申請事件	18. 7. 24 20. 9. 29	茨城県等住民 39人	国(代表者 内閣総理大臣) 茨城県	賠償請求 (申請人1人につき 300万円)	24. 5. 11	一部認容
平成18年(セ) 第3号 ↓ 平成22年(調) 第1号	上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定 申請事件	18. 8. 17	埼玉県住民 2人	理・美容院 経営会社	賠償請求 (468万円)等	22. 1. 8 23. 9. 15	職権調停移行 調停成立
平成18年(ゲ) 第1号	和歌山県美浜町における樺山ダム放流水漁業 被害原因裁定申請事件	18. 9. 22	漁業協同組合 組合員85人	和歌山県	ダムが洪水時に放流する濁水と漁業被害との因果関係の有無	22. 6. 1	棄却
平成18年(セ) 第4号	羽咋市における土壌汚染財産被害責任裁定 申請事件	18. 10. 30	電子関連機器製造会社	石川県 羽咋市	賠償請求 (約9億5474万円 →約16億6140万円)	20. 11. 28	棄却
平成18年(セ) 第5号	久喜市における東北新幹線振動被害責任裁定 申請事件	18. 11. 30	ビジネスホテル	鉄道会社	賠償請求 (1990万円)	20. 7. 22	棄却
平成19年(セ) 第1号	八代市における製紙工場振動被害責任裁定申	19. 3. 19 19. 9. 12	熊本県住民 11人	製紙会社	賠償請求 (申請人1人につ	19. 9. 12 21. 4. 2	一部取下げ 職権調停移行

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
外1件 ↓ 平成21年(調) 第3号	請事件				き300万円)	21. 5. 25	調停成立
平成19年(七) 第3号	港区における粉じん等 財産被害責任裁定申請 事件	19. 9. 25	絨毯販売会 社	建設会社	賠償請求 (6784万円)	21. 3. 30	棄却
平成19年(七) 第4号	高知県須崎市における 防波堤工事による漁業 被害責任裁定申請事件	19. 10. 26	高知県住民 7人	国(代表者 国土交通大 臣)	賠償請求 (6億8172万円)	22. 1. 19	棄却
平成20年(七) 第1号	さいたま市における騒音・ 低周波音被害責任 裁定申請事件	20. 2. 1	埼玉県住民 1人	不動産会社 借家所有者	賠償請求 (約310万円)	21. 3. 30	棄却
平成20年(七) 第2号	東京都における自動車 排気ガス健康被害責任 裁定申請事件	20. 3. 28	東京都住民 1人	国(代表者 環境大臣、 国土交通大 臣)	賠償請求 (3600万円)	22. 3. 12	棄却
平成20年(七) 第3号	足立区における鉄道騒音 被害責任裁定申請事 件	20. 8. 13	東京都住民 1人	鉄道会社	賠償請求 (107万円)	22. 4. 2	棄却
平成20年(ゲ) 第1号	筑紫野市における産業 廃棄物処分場による水 質汚濁被害原因裁定申 請事件	20. 9. 12	福岡県住民 117人	産業廃棄物 処理業者 福岡県	廃棄物処分場排水 及び県の不適切な 指導監督と水質環 境の悪化等の被害 との因果関係の有 無	24. 6. 15	棄却
平成20年(ゲ) 第2号	東京都23区における清 掃工場健康被害等原因 裁定申請事件	20. 9. 30	東京都等住 民8人	東京都23区 東京二十三 区清掃一部 事務組合	清掃工場から排出 される大気汚染 物質と生活環境 の悪化及び健康 被害等の発生と の因果関係の有 無	24. 6. 22	棄却
平成20年(セ) 第5号 ↓ 平成21年(調) 第1号	横須賀市におけるビル 解体工事騒音被害等責 任裁定申請事件	20. 10. 17	神奈川県住 民1人	不動産会 建設会社	賠償請求 (40万円)	21. 1. 21	職権調停移行→ 調停成立
平成20年(ゲ) 第3号 ↓ 平成21年(調) 第4号	札幌市における鉄粉 による財産被害原因 裁定申請事件	20. 12. 24	建設会社	鉄道会社	列車による鉄粉 の飛散と社屋と 車両の錆が発生 する等の被害と の因果関係の有 無	21. 7. 8 21. 9. 29	職権調停移行 調停成立
平成21年(セ) 第1号	小牧市における土壌 汚染・地盤沈下被害 責任裁定申請事件	21. 3. 9	愛知県等住 民60人	愛知県 独立行政法 人都市再生 機構	賠償請求等	21. 4. 3 21. 10. 20	一部取下げ 取下げ
平成21年(ゲ) 第1号	相模原市における振 動被害原因裁定申請 事件	21. 3. 16	神奈川県住 民1人	神奈川県住 民1人	マッサージ機械 等の振動と健康 被害との因果関 係の有無	21. 10. 26	棄却

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区分
平成21年(セ)第2号	高崎市における騒音被害責任裁定申請事件	21. 3. 19	群馬県住民2人	群馬県住民1人	賠償請求(100万円)	21. 4. 27	取下げ
平成21年(ゲ)第2号 外1件	鎌倉市における振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	21. 5. 27 21. 6. 30	神奈川県住民2人	通信会社	携帯電話の基地局等から発生する低周波音及び振動と健康被害との因果関係の有無	22. 8. 2	棄却
平成21年(セ)第3号 外1件 ↓ 平成22年(調)第2号	北九州市における解体工事振動被害等責任裁定申請事件	21. 6. 9	福岡県住民2人 ホテル	建設会社	賠償請求(第3号:120万円、第4号:80万円)	22. 3. 29 22. 4. 9	職権調停移行 調停成立
平成21年(ゲ)第3号	仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	21. 6. 17	仙台市	石油会社	被申請人が所有する隣接地の汚染と申請人が所有する土地の土壌汚染等との因果関係の有無	23. 4. 18	認容
平成21年(ゲ)第4号	三原市における低周波音による健康被害原因裁定申請事件	21. 6. 25	広島県住民1人	老人ホーム 経営会社 建物所有者	被申請人らが経営又は所有する施設から発生する低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無	22. 9. 8	棄却
平成21年(セ)第5号	横浜市におけるマンション受水槽撤去工事騒音被害等責任裁定申請事件	21. 7. 2	神奈川県住民1人	マンション 管理会社 建設会社	賠償請求(25万円)	22. 4. 5	棄却
平成21年(セ)第6号	深谷市における工場操業に伴う騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	21. 7. 3	埼玉県住民1人	合成樹脂加工会社	賠償請求(3265万円)	25.10.17	棄却
平成21年(ゲ)第6号	神栖市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	21. 7. 8	茨城県住民1人	氷雪販売業者	被申請人が所有する機械から発生する騒音及び振動と申請人の健康被害との因果関係の有無	21. 8. 5	取下げ
平成21年(ゲ)第7号 外1件	静岡県東伊豆町における風力発電施設からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	21. 7. 21 21.11. 9	静岡県住民12人	風力発電会社	被申請人が稼働させている風力発電施設から発生する超低周波及び低周波騒音と申請人の健康被害との因果関係の有無	21.10. 7 23. 2. 8	一部取下げ 取下げ
平成21年(セ)第7号	播磨灘における養殖のり被害責任裁定申請事件	21. 7. 22	兵庫県住民2人	電力会社	賠償請求(5000万円)	23. 4. 27	棄却

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年 月 日	終 結 区 分
平成21年(ゲ) 第8号	神栖市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	21. 8. 5	茨城県住民 1人	氷雪販売業者	被申請人が所有する機械から発生する騒音・振動と申請人の健康被害との因果関係の有無	22. 6. 7	棄却
平成21年(ゲ) 第9号 外1件	熊本県南関町における道路工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	21. 9. 18 21. 10. 8	熊本県住民 2人 法人	熊本県南関町	被申請人が施工した道路工事と申請人らが使用する井戸の水質汚濁との因果関係の有無	24. 4. 4	棄却
平成21年(ゲ) 第11号	横浜市におけるマンション高圧受電設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	21. 10. 30	神奈川県住民 1人	マンション管理会社 マンション管理組合	被申請人らが管理する受電設備から発生する低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無	22. 9. 24	取下げ
平成21年(セ) 第8号	東広島市における工場騒音による健康被害等責任裁定申請事件	21. 11. 13	広島県住民 1人	自動車部品等製造会社	賠償請求 (800万円)	23. 3. 22	棄却
平成21年(ゲ) 第13号	横浜市における飲食店・道路からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	21. 11. 16	神奈川県住民 1人	飲食店 国(代表者 国土交通大臣)	被申請人らが発生させる低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無	24. 6. 25	棄却
平成21年(セ) 第9号	新宿区における養犬場からの騒音被害責任裁定申請事件	21. 11. 16	東京都住民 1人	東京都住民 1人	賠償請求 (82万円)	21. 12. 7	取下げ
平成21年(セ) 第10号	入間市における工場騒音被害責任裁定申請事件	21. 11. 20	埼玉県住民 2人	薬品等製造会社 不動産会社 工場土地所有者	賠償請求 (807万円)	23. 11. 28	棄却
平成21年(ゲ) 第14号	高崎市における給湯器騒音による健康被害原因裁定申請事件	21. 12. 10	群馬県住民 2人	群馬県住民 住宅の施工会社 給湯器製造会社	被申請人らが製造、設置、使用する給湯器から発生する低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無	23. 6. 10	取下げ
平成21年(セ) 第11号	渋谷区におけるマンション騒音による健康被害等責任裁定申請事件	21. 12. 24	東京都住民 1人	グラフィックデザイン業者	賠償請求 (261万円)	23. 6. 27	棄却
平成21年(セ) 第12号	熊本県大津町におけるマンション給排水設備等からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	21. 12. 24	熊本県住民 2人	不動産所有者 不動産会社	賠償請求 (約3404万円)	23. 2. 7	棄却
平成22年(ゲ) 第1号 ↓	大田区における工場騒音・低周波音による健康被害原因裁定	22. 4. 1	東京都住民 2人	プラスチック加工会社	プラスチック加工工場から発生する騒音及び低	22. 9. 30 22. 10. 6	職権調停移行 調停成立

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成22年(調) 第5号	申請事件				周波音と申請人らの健康被害との因果関係の有無		
平成22年(セ) 第1号	神崎市における水利工事による振動被害責任裁定申請事件	22. 4. 5	佐賀県住民 1人	国(代表者 農林水産大臣)	賠償請求 (3600万円)	24. 6. 13	棄却
平成22年(セ) 第2号 外1件	福岡県遠賀町におけるペット火葬場大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件	22. 4. 28 22. 10. 25	福岡県住民 2人	福岡県 遠賀町 遠賀町農業委員会 遠賀中間地域広域行政事務組合 福岡県住民 4人	賠償請求 (第2号: 4300万円、第9号: 2470万円)	23. 5. 12	一部却下 一部棄却
平成22年(ゲ) 第2号	島根県吉賀町におけるトンネル工事によるヒ素汚染漁業被害原因裁定申請事件	22. 5. 17	漁業協同組合	島根県	トンネル工事により河川内にヒ素が流出したことと漁業被害との因果関係の有無	23. 5. 26	取下げ
平成22年(ゲ) 第3号	文京区におけるマンション工事による振動被害原因裁定申請事件	22. 5. 27	文化財保存・管理法人	不動産会社 建設会社	マンション建設工事と申請人の所有及び管理する建物の損害との因果関係の有無	24. 10. 12	取下げ
平成22年(セ) 第3号	宮崎市における道路工事による土壌汚染被害責任裁定申請事件	22. 6. 2	宮崎県住民 1人	宮崎県	賠償請求 (約920万円)	24. 3. 27	棄却
平成22年(セ) 第4号 ↓ 平成24年(調) 第2号	宮崎市における交通騒音による健康被害等責任裁定申請事件	22. 6. 29	宮崎県住民 2人	国(代表者 国土交通大臣) 宮崎県	賠償請求 (約7702万円)	24. 2. 22 24. 4. 7	職権調停移行 調停成立
平成22年(セ) 第5号	文京区におけるマンション解体工事による振動被害等責任裁定申請事件	22. 7. 23	東京都住民 2人	建物解体会社	賠償請求 (約262万円)	23. 12. 20	一部認容
平成22年(セ) 第6号	葛飾区におけるマンション工事による振動被害等責任裁定申請事件	22. 7. 23	東京都住民 1人	不動産会社	賠償請求 (1000万円)	23. 9. 26	棄却
平成22年(セ) 第7号	中野区における道路換気所からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	22. 8. 20	東京都住民 2人	道路会社	賠償請求 (約1235万円)	24. 5. 25	棄却
平成22年(ゲ) 第4号	葛飾区における電気通信設備からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	22. 9. 9	東京都住民 1人	通信会社	携帯電話の基地局等から発生する騒音又は振動(低周波音及び低周波振動を含	25. 4. 4	棄却

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
					む)と健康被害との因果関係の有無		
平成22年(セ)第8号	小平市における公衆浴場煙突からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件	22. 10. 7	東京都住民1人	公衆浴場経営者	賠償請求(約201万円)	24. 5. 25	棄却
平成22年(ゲ)第5号 ↓ 平成23年(調)第5号	川口市における住宅工事に伴う大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件	22. 11. 8	埼玉県住民1人	住宅施工会社	住宅工事と申請人の健康被害との因果関係の有無	23. 10. 18 23. 11. 21	職権調停移行調停成立
平成22年(ゲ)第6号	多摩市における道路交通振動による財産被害等原因裁定申請事件	22. 11. 12	東京都住民1人	東京都	道路交通振動と申請人の家屋の損傷及び健康被害との因果関係の有無	23. 4. 22	取下げ
平成22年(ゲ)第7号	鎌ヶ谷市における医療施設からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	22. 12. 2	千葉県住民1人	医療法人同法人経営者	医療施設の厨房のボイラー及びエアコン室外機から発生する騒音等と申請人の健康被害との因果関係の有無	24. 8. 27	棄却
平成22年(セ)第10号	松戸市における建設工事からの騒音による慰謝料等責任裁定申請事件	22. 12. 6	千葉県住民1人	建設会社	賠償請求(180万円)	24. 9. 10	一部認容
平成22年(セ)第11号	焼津市における金属加工場からの振動・騒音による慰謝料責任裁定申請事件	22. 12. 27	静岡県住民1人	金属加工会社 焼津市 静岡県	賠償請求(300万円)等	24. 12. 5	棄却
平成23年(ゲ)第1号 ↓ 平成24年(調)第8号	宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	23. 2. 4	沖縄県住民1人 エコツアー企画運営会社	宮古島市	海中公園工事における水質汚濁とサンゴ礁等の被害との因果関係の有無	24. 12. 3 24. 12. 17	職権調停移行調停成立
平成23年(セ)第1号	千代田区における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	23. 2. 21	不動産会社	鉄道会社	賠償請求(日額9000円等)	26. 1. 15	一部却下 一部棄却
平成23年(ゲ)第2号 外2件	寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	23. 3. 1 24. 1. 25 24. 12. 26	大阪府等住民73人	廃プラ処理会社 北河内4市 リサイクル施設組合	廃プラ処理施設から排出される有害化学物質と申請人らの健康被害との因果関係の有無	26. 11. 19	棄却
平成23年(ゲ)第3号 ↓ 平成23年(調)第2号	中央区における飲食店からの騒音被害原因裁定申請事件	23. 3. 2	東京都住民1人	レストラン運営会社	飲食店の来店客の喚声等と申請人の精神的被害との因果関係の有無	23. 9. 12 23. 9. 26	職権調停移行調停成立
平成23年(ゲ)第4号	島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因	23. 3. 7	食品会社	畜産会社3社 畜産事業者	養豚場等から排出されるし尿と申請人所有の井	27. 2. 10	一部認容

事件番号	事件	申請受付年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結年月日	終結区分
	裁定申請事件				戸水の汚染との因果関係の有無		
平成23年(セ)第2号	芦屋市におけるマンション工事からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件	23. 3. 10	兵庫県住民1人	不動産会社建設会社	賠償請求 (約361万円)	24. 8. 7	棄却
平成23年(セ)第3号	吹田市におけるマンション工事による騒音・振動被害責任裁定申請事件	23. 4. 21	大阪府住民8人	マンション分譲会社4社建設会社	賠償請求 (2640万円)	24. 6. 11	棄却
平成23年(セ)第4号	羽生市における医療廃棄物による土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	23. 4. 22	埼玉県住民1人	土地・建物の売主	賠償請求 (約1018万円)	24. 1. 30	取下げ
平成23年(ゲ)第5号	高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	23. 6. 16	大阪府住民2人	不動産会社賃貸住宅所有者	賃貸住宅に設置されたエアコン室外機12機から発生した騒音及び低周波と申請人らの健康被害との因果関係の有無	26. 1. 28	一部認容
平成23年(セ)第5号	伊勢崎市における道路振動等による財産被害責任裁定申請事件	23. 6. 17	群馬県住民1人	伊勢崎市	賠償請求 (約162万円)	23. 9. 14	取下げ
平成23年(セ)第6号	原子力発電設備からの排出物質に係る大気汚染等による生活環境被害責任裁定申請事件	23. 6. 21	東京都住民1人	電力会社	賠償請求 (約13万円) 等	24. 6. 22	一部却下 一部棄却
平成23年(ゲ)第6号	原子力発電設備からの排出物質に係る大気汚染等による生活環境被害原因裁定申請事件	23. 6. 21	東京都住民1人	電力会社	原子力発電所における原子炉の運転等に際して排出された核燃料物質等の大気汚染と申請人が受けた放射線被曝との因果関係の有無	24. 6. 22	棄却
平成23年(セ)第7号	港区におけるビル換気用設備からの騒音による慰謝料責任裁定申請事件	23. 7. 14	東京都住民1人	土地信託会社	賠償請求 (100万円)	24. 4. 6	棄却
平成23年(セ)第8号	八潮市における道路工事等による振動被害等責任裁定申請事件	23. 7. 22	埼玉県住民1人	埼玉県建設会社3社	賠償請求 (2160万円)	24. 11. 1	棄却
平成23年(セ)第9号	名古屋市における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	23. 7. 22	愛知県住民4人	名古屋市名古屋高速道路公社鉄道会社3社	賠償請求 (2000万円)	25. 11. 5	一部認容

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成23年(ゲ)第7号	加須市における地下水汲上げによる地盤沈下被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 23. 9. 7	(原告) 埼玉県住民 1人	(被告) 埼玉県住民 2人	(囑託の趣旨) 原告所有地の境界線付近に設置した井戸からの地下水の汲み上げと、原告所有地の地盤沈下等との因果関係の有無	26. 9. 29	因果関係を認めない
平成23年(ゲ)第8号	富士市における医療施設等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	23. 9. 20	静岡県住民 2人	医療施設運営会社 医療法人	病院等施設の空調室外機等から発生する騒音・低周波音と申請人らの健康被害との因果関係の有無	25. 3. 11	棄却
平成23年(セ)第10号 ↓ 平成27年(調)第2号	茅ヶ崎市における小売店舗からの騒音・低周波音による慰謝料等責任裁定申請事件	23. 9. 29	神奈川県住民 1人	スーパーマーケット経営会社	賠償請求 (約433万円)	27. 2. 10 27. 3. 11	職権調停移行 調停成立
平成23年(ゲ)第9号	鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害原因裁定申請事件	23. 11. 29	鹿児島県住民 13人	土地開発会社	飛行場建設工事において森林伐採を行った結果、土砂が周辺海域に流れ込み海洋汚染を生じたことと漁業被害の因果関係の有無	28. 10. 25	棄却
平成23年(セ)第11号	栃木県野木町における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	23. 11. 30	栃木県住民 1人	不動産会社	賠償請求 (約3758万円)	24. 10. 22	却下
平成23年(セ)第12号外1件 ↓ 平成26年(調)第2号	岐阜県笠松町における騒音等による財産被害等責任裁定申請事件	23. 12. 8	岐阜県住民 1人	岐阜県食品会社4社 惣菜製造事業協同組合	賠償請求 (約3782万円)	26. 6. 5 26. 7. 3	職権調停移行 (26. 6. 5被申請人食品会社4社等に係る手続を分離) 調停成立 取下げ
平成23年(ゲ)第10号	福岡県寺内ダム下流域における養殖のり被害原因裁定申請事件	23. 12. 20	川海苔製造販売会社2社	独立行政法人水資源機構	ダム建設事業によって行った工事及びその後の管理により、河川の水量が減少したために富栄養化が進み水質の悪化をもたらしたと川海苔製造被害との因果関係の有無	26. 3. 13	取下げ

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成23年(セ)第13号	甲州市における工場からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	23. 12. 27	山梨県住民 1人	清涼飲料水製造会社	賠償請求 (約22万円)	25. 5. 28	棄却
平成23年(ゲ)第11号	沼津市における工場からの騒音・振動被害原因裁定申請事件	23. 12. 27	静岡県住民 1人	建設会社	切削、打撃音、加工部材の積み込み等による騒音及び振動と申請人の精神的損害との因果関係の有無	24. 7. 31	取下げ
平成24年(ゲ)第1号	安来市における宅地造成工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件	24. 1. 23	島根県住民 1人	建設会社	隣接地の宅地造成を行った際、盛土等の圧力により造成土砂を地盤沈下させたことに伴う土圧、水圧と申請人所有の建物の破損等との因果関係の有無	26. 7. 29	棄却
平成24年(セ)第1号	刈谷市における産業廃棄物処理施設からの振動・騒音被害責任裁定申請事件	24. 2. 1	ガソリンスタンド 愛知県住民 1人	産業廃棄物処理業者	賠償請求 (約1780万円)	25. 5. 28	棄却
平成24年(セ)第2号 ↓ 平成24年(調)第5号	大田区におけるビル解体工事による騒音被害等責任裁定申請事件	24. 2. 15	東京都住民 1人	不動産会社	賠償請求 (10万円)	24. 4. 26 24. 5. 18	職権調停移行 調停成立
平成24年(ゲ)第3号 外3件	野田市における廃棄物処理施設からの大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件	24. 3. 7 25. 3. 11 25. 4. 3 25. 6. 4	千葉県住民 25人	産業廃棄物処理業者	施設の操業に伴って排出された化学物質と申請人らに生じた健康被害との因果関係の有無	27. 8. 28	棄却
平成24年(ゲ)第4号 ↓ 平成24年(調)第7号	神栖市におけるビル解体工事等による振動被害原因裁定申請事件	24. 3. 8	茨城県住民 1人	建物解体会社	ビル解体工事と申請人住居の損害との因果関係の有無	24. 11. 28 24. 12. 19	職権調停移行 調停成立
平成24年(ゲ)第5号	武蔵野市における騒音・低周波音被害原因裁定申請事件	24. 4. 4	東京都住民 1人	医療法人	病院の空調室外機から発生する騒音等と申請人に生じている騒音被害との因果関係の有無	26. 1. 28	棄却
平成24年(セ)第3号 外1件 ↓ 平成25年(調)第8号	江東区におけるマンション工事による騒音・振動・低周波音被害責任裁定申請事件	24. 4. 20 24. 7. 6	東京都住民 5人	不動産会社	賠償請求 (492万円)	25. 8. 27 25. 9. 2	職権調停移行 調停成立

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年 月 日	終 結 区 分
平成24年(セ) 第4号	岩国市におけるポンプ場建設工事による騒音・振動・地盤沈下被害責任裁定申請事件	24. 6. 15	山口県住民 1人	岩国市	賠償請求 (約6740万円)	26. 6. 5	棄却
平成24年(ゲ) 第6号 ↓ 平成25年(調) 第3号	京都市における体育施設からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	24. 6. 19	京都府住民 2人	体育施設運営法人	体育施設の機械及び音楽騒音並びにコーチ及び会員が発生させる騒音と申請人らの健康被害との因果関係の有無	24. 7. 24 25. 6. 6 25. 6. 13	一部取下げ 職権調停移行 調停成立
平成24年(セ) 第6号 ↓ 平成25年(調) 第11号	品川区における鉄道騒音被害責任裁定申請事件	24. 8. 13	東京都住民 1人	鉄道会社	賠償請求 (約880万円)	25. 12. 20 26. 1. 6	職権調停移行 調停成立
平成24年(セ) 第7号	大田区における鉄道工事からの振動等による財産被害等責任裁定申請事件	24. 8. 31	機械製造会社	鉄道会社	賠償請求 (1億円→ 8960万円)	24. 9. 10 25. 3. 11	一部取下げ 棄却
平成24年(セ) 第8号	福津市における下水道処理施設建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件	24. 9. 20	福岡県住民 1人	福津市 地方共同法人 日本下水道事業団	賠償請求 (1140万円)	25. 12. 3	棄却
平成24年(ゲ) 第7号	千葉市における地盤沈下被害原因裁定申請事件	24. 10. 25	千葉県住民 3人	千葉県	千葉県企業庁の実施した埋立て後の後養生不備と申請人ら住宅の損害との因果関係の有無	26. 3. 25	棄却
平成24年(ゲ) 第8号	栃木県壬生町における地盤沈下被害原因裁定申請事件	24. 10. 26	栃木県住民 2人	栃木県住民 1人(クリーニング店経営)	申請人所有地に隣接した洗濯工場の井戸からの地下水の汲み上げと申請人が所有する土地の地盤沈下との因果関係の有無	26. 3. 25	棄却
平成25年(セ) 第1号 外3件	大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等責任裁定申請事件	25. 1. 9 25. 5. 24 25. 5. 24 25. 5. 24	大阪府住民 17人	金属加工会社	賠償請求 (約5992万円)	28. 7. 15	取下げ
平成25年(ゲ) 第1号 外3件	大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等原因裁定申請事件	25. 1. 9 25. 5. 24 25. 5. 24 25. 5. 24	大阪府住民 17人	金属加工会社	工場から排出されるガスと申請人らの家屋の損傷及び健康被害との因果関係の有無	28. 7. 5	一部認容

事件番号	事件	申請受付年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結年月日	終結区分
平成25年(七)第2号	小平市における騒音による健康被害責任裁定申請事件	25. 1. 22	東京都住民1人	東京都住民1人(歯科医院経営)	賠償請求(70万円)	25. 3. 22	取下げ
平成25年(七)第3号	尼崎市における振動等による財産被害責任裁定申請事件	25. 1. 28	兵庫県法人	尼崎市建設会社 コンサルティング会社	賠償請求(233万円)	27. 2. 17	取下げ
平成25年(七)第4号	燕市における振動等による財産被害等責任裁定申請事件	25. 2. 4	新潟県住民1人	新潟県建設会社2社 燕市	賠償請求(約1億2633万円)	27. 2. 10	棄却
平成25年(ゲ)第2号 外1件	静岡市における廃棄物処理施設からの排出物質による健康被害原因裁定申請事件	25. 2. 14 25. 12. 25	静岡県住民6人	静岡市	廃棄物処理業者が起こした火災事故で流出した廃油、廃塗料による地下水の汚染を被申請人が放置したことと申請人が在住する町内の住民の発癌率の増加との因果関係の有無	27. 10. 27	棄却
平成25年(ゲ)第3号	七尾市における低周波音による健康被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 25. 2. 19	(原告) 石川県住民3人	(被告) 燃糸工場操業者 (補助参加) 機械製造会社	(囑託の趣旨) 被告の工場の機械から発生した低周波音と原告らに生じた心身の障害との因果関係の有無	26. 6. 13	因果関係を認めない
平成25年(七)第5号	秦野市における道路騒音・振動による財産被害等責任裁定申請事件	25. 2. 21	神奈川県住民1人	秦野市	賠償請求(500万円)	27. 3. 5	棄却
平成25年(ゲ)第4号	仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	25. 2. 22	石油会社	申請人給油所跡地近傍地の所有者3人	申請人が行っていた給油所の事業活動及び解体工事と被申請人ら土地の土壌汚染等との因果関係は存しない	28. 8. 19	棄却
平成25年(七)第6号 ↓ 平成25年(調)第7号	小平市における騒音による健康被害責任裁定申請事件	25. 3. 22	東京都住民1人	医療法人	賠償請求(70万円)	25. 8. 7 25. 8. 22	職権調停移行 調停成立
平成25年(七)第7号	海老名市における解体工事による振動被害責任裁定申請事件	25. 3. 25	神奈川県住民1人	建設会社	賠償請求(2176万円→約1092万円)	26. 11. 28	棄却
平成25年(七)第8号	大崎市における大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件	25. 4. 11	神奈川県住民2人	電子部品製造会社2社	賠償請求(約8829万円)	30. 3. 27	棄却
平成25年(七)第9号	裾野市における騒音による健康被害責任裁定申請事件	25. 4. 12	静岡県住民1人	遊園地等運営会社	賠償請求(日額5000円)	26. 2. 4	一部却下 一部棄却
平成25年(七)第10号	大田区における鉄道工事からの振動等による	25. 4. 26	機械製造会社	建設会社4社	賠償請求(8970万円)	26. 3. 11	棄却

事件番号	事件	申請受付年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結年月日	終結区分
	財産被害責任裁定申請事件						
平成25年(七)第11号 ↓ 平成28年(調)第4号	浦安市における建設工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件	25. 5. 2	千葉県住民3人	マンション建築主2人 建築設計会社 建設会社	賠償請求 (約1481万円)	28. 2. 23 28. 3. 4	職権調停移行 調停成立
平成25年(七)第12号	沼津市における工場からの騒音・振動被害責任裁定申請事件	25. 5. 30	静岡県住民1人	建築工事会社	賠償請求 (5040万円)	27. 3. 4	一部認容
平成25年(七)第13号	練馬区における粉じんによる大気汚染被害責任裁定申請事件	25. 6. 14	東京都住民2人	東京都住民1人	賠償請求 (1200万円→ 800万円)	26. 1. 16	棄却
平成25年(ゲ)第11号	泉大津市における土壌汚染被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 25. 7. 2	(原告) アスファルト等加工会社	(被告) 石油会社2社	(囑託の趣旨) 被告らの送油ポンプ又は油槽所からの油の漏えいと、原告土地の土壌汚染との因果関係の有無	28. 4. 19	因果関係を認める
平成25年(ゲ)第12号 ↓ 平成28年(調)第9号	湖南省における鉄粉による大気汚染被害原因裁定申請事件	25. 7. 17	陸運会社	鋳鉄等加工会社	申請人の被害と、被申請人からの鉄粉の飛散との因果関係の有無	28. 7. 25	職権調停移行→ 調停成立
平成25年(七)第17号	千葉県における鉄道騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	25. 7. 18	千葉県住民1人	鉄道会社	賠償請求 (461万円)	27. 5. 29	棄却
平成25年(七)第18号 ↓ 平成27年(調)第3号	木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件	25. 7. 25	賃貸用建物家主4人	飲食店経営者等5人	賠償請求 (2370万円)	27. 5. 12 27. 5. 29	職権調停移行 調停成立
平成25年(七)第19号 外1件	土岐市における騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	25. 7. 26 25. 11. 28	岐阜県住民3人	岐阜県住民1人(製陶業)	賠償請求 (第19号:約378万円、 第25号:約279万円)	26. 9. 25	棄却
平成25年(七)第20号	横浜市における振動による健康被害等責任裁定申請事件	25. 8. 13	神奈川県住民1人	横浜市 神奈川県住民3人	賠償請求 (約2669万円)	25. 9. 20	取下げ
平成25年(七)第21号	鎌倉市における騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	25. 9. 13	神奈川県住民2人	ドッグスクール経営会社	賠償請求 (約1082万円)	28. 6. 28	一部認容
平成25年(七)第22号外1件 ↓ 平成26年(調)第3号	世田谷区における騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	25. 10. 18 26. 7. 9	東京都住民9人	建設会社	賠償請求 (約312万円)	26. 11. 6 26. 11. 7 26. 11. 28	参加申立取下げ 職権調停移行 調停成立
平成25年(七)第23号 ↓ 平成28年(調)第2号	台東区におけるビル建設工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件	25. 10. 21	宗教法人	建設会社 鉄道会社	賠償請求 (約1113万円)	28. 2. 9 28. 2. 25	職権調停移行 調停成立

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成25年(セ)第24号	中央区におけるビル工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件	25. 10. 28	不動産会社	建設会社 不動産会社	賠償請求 (7140万円)	27. 12. 16	棄却
平成25年(ゲ)第13号	高島市における散水融雪設備の稼働による地盤沈下被害原因裁定申請事件	25. 11. 7	滋賀県住民 1人	国(代表者 国土交通大臣)	申請人宅の土地の地盤沈下等と、散水融雪設備の稼働との因果関係の有無	27. 5 14	取下げ
平成25年(セ)第26号 ↓ 平成30年(調)第5号	市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	25. 12. 26	千葉県住民 14人	食品会社	賠償請求 (1億6000万円)	30. 4. 18 30. 12. 11 31. 1. 18	一部取下げ 職権調停移行 調停成立
平成26年(セ)第1号	香南市における道路工事からの振動による財産被害責任裁定申請事件	26. 1. 7	高知県等住民 3人	国(代表者 国土交通大臣) 建設会社	賠償請求 (6000万円)	28. 1. 18	棄却
平成26年(セ)第2号	静岡県函南町における拡声器からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	26. 1. 14	静岡県住民 1人	函南町	賠償請求 (10万円)	27. 3. 27	棄却
平成26年(セ)第3号	座間市における工場からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件	26. 2. 6	神奈川県住民 2人	金属加工会社	賠償請求 (約450万円)	27. 5. 29	棄却
平成26年(セ)第4号	静岡市における騒音等による健康被害責任裁定申請事件	26. 3. 26	静岡県住民 1人	静岡県	賠償請求 (100万円)	26. 12. 3	取下げ
平成26年(ゲ)第1号	長野市における建物解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件	26. 5. 9	長野県住民 1人	建設会社	建物解体工事と申請人宅及び同土地上の土留壁、ブロック塀の損傷との因果関係の有無	26. 8. 26 28. 9. 13	手続中止 却下
平成26年(セ)第5号	横浜市における振動による健康被害等責任裁定申請事件	26. 5. 12	神奈川県住民 1人	横浜市 神奈川県住民 3人	賠償請求 (約1453万円)	26. 6. 19	取下げ
平成26年(ゲ)第2号	横浜市における騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	26. 7. 4	神奈川県住民 2人	神奈川県住民 1人	給湯機から発生する騒音及び低周波音と申請人らの健康被害との因果関係の有無	29. 6. 27	棄却
平成26年(セ)第7号 ↓ 平成27年(調)第5号	沼津市における工場からの悪臭等による財産被害等責任裁定申請事件	26. 8. 26	静岡県住民 1人	自動車修理加工会社	賠償請求 (約250万円)	27. 10. 13 27. 11. 2	職権調停移行 調停成立
平成26年(セ)第8号 ↓ 平成28年(調)第3号	水戸市における建物解体工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件	26. 9. 5	医薬品販売会社 茨城県住民 1人	建設会社	賠償請求 (約724万円)	28. 2. 23 28. 3. 11	職権調停移行 調停成立
平成26年(セ)第9号	横浜市における建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件	26. 9. 11	神奈川県住民 1人	建設会社	賠償請求 (約356万円)	28. 6. 21	棄却

事件番号	事件	申請受付年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結年月日	終結区分
平成26年(セ)第10号	多摩市における悪臭被害責任裁定申請事件	26. 9. 19	東京都住民1人	東京都住民1人	賠償請求 (100万円)	27. 1. 16	取下げ
平成26年(セ)第11号	田原市における風力発電施設による騒音被害責任裁定申請事件	26. 9. 26	愛知県住民1人	発電事業会社	賠償請求 (500万円)	26. 12. 15 27. 6. 4	手続中止 取下げ
平成26年(ゲ)第3号	稲城市における温泉施設からの騒音・振動等による健康被害原因裁定申請事件	26. 10. 23	東京都住民1人	レジャー施設会社	温泉施設の設備から発生、拡散した低周波音、騒音及び振動と申請人の健康被害との因果関係の有無	27. 7. 3	取下げ
平成26年(セ)第12号	横浜市における振動による健康被害等責任裁定申請事件	26. 10. 28	神奈川県住民1人	横浜市 神奈川県住民3人	賠償請求 (約3204万円)	26. 11. 25	申請不受理
平成26年(セ)第13号 ↓ 平成28年(調)第1号	行方市における工場からの排水による水質汚濁被害責任裁定申請事件	26. 11. 4	茨城県住民1人	自動車部品製造会社	賠償請求 (1000万円)	28. 1. 12 28. 1. 18	職権調停移行 調停成立
平成26年(ゲ)第4号	江東区における建設工事からの土壌汚染による健康被害原因裁定申請事件	26. 11. 6	東京都住民15人	運送会社 建設会社	建築工事において土地を掘削した際に発生、拡散させた何らかの化学物質と申請人らの健康被害との因果関係の有無	29. 3. 28	一部認容
平成26年(ゲ)第5号	南城市における道路工事からの騒音・振動による財産被害原因裁定申請事件	26. 11. 7	沖縄県住民1人	国(代表者 国土交通大臣) 建設会社	工事現場から発せられた騒音及び振動と申請人の養鶏場で発生した鶏の健康被害、異常行動との因果関係の有無	28. 3. 29	棄却
平成26年(セ)第14号	鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害責任裁定申請事件	26. 11. 27	鹿児島県在住10人	土地開発会社	賠償請求 (1000万円)	28. 10. 25	棄却
平成27年(セ)第1号 ↓ 平成27年(調)第4号	戸田市における工場からの大気汚染・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件	27. 1. 6	運送会社 東京都住民1人	金属加工会社	賠償請求 (約545万円)	27. 6. 23 27. 7. 7	職権調停移行 調停成立
平成27年(ゲ)第1号	神奈川県清川村における道路工事に伴う地盤沈下等による財産被害原因裁定嘱託事件	(嘱託受付) 27. 1. 13	(原告) 神奈川県住民2人	(被告) 清川村(代表者 村長) 建設会社	(嘱託の趣旨) 被告建設会社が被告村から請け負って実施した村道改修工事の一部と原告所有建物に生じた被害との因果関係の有無	28. 1. 26	因果関係を認めない
平成27年(ゲ)第2号	郡山市における室外機からの低周波音による健康被害等原因裁定申請事件	27. 4. 13	福島県住民1人	コンビニエンスストア経営会社	店舗に設置されている空調用室外機及び冷凍用室外機から生じる低周波	28. 11. 22	棄却

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
					音と申請人の健康被害との因果関係の有無		
平成27年(セ)第2号	横浜市における鉄道騒音による財産被害責任裁定申請事件	27. 5. 28	不動産賃貸管理会社	鉄道事業会社	賠償請求 (約130万円)等	27. 12. 21	一部却下 一部棄却
平成27年(ゲ)第3号 外1件 (第6号)	春日部市における悪臭による健康被害原因裁定申請事件	27. 7. 7 27. 11. 5	埼玉県住民 1人	埼玉県住民 2人	クリーニング店のボイラー及び作業場から発生、拡散させた化学物質と申請人の健康被害との因果関係の有無	27. 12. 9 28. 3. 25	一部取下げ (第3号) 棄却 (第6号)
平成27年(セ)第3号	新宿区における解体工事による騒音・振動被害責任裁定申請事件	27. 8. 10	東京都住民 2人	不動産会社 建設会社	賠償請求 (1365万円)	28. 6. 21	棄却
平成27年(ゲ)第4号	世田谷区における飲食店からの大気汚染による健康被害等原因裁定申請事件	27. 8. 20	東京都住民 1人	飲食店経営会社	飲食店から強制排気・拡散させた油、油煙及び油の微粒子と申請人宅及び空気の汚れ等被害との因果関係の有無	28. 7. 22	棄却
平成27年(セ)第4号 ↓ 平成28年(調)第5号	荒川区における建築工事からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	27. 9. 8	東京都住民 2人	建設会社	賠償請求 (約316万円)	28. 2. 26 28. 3. 4	職権調停移行 調停成立
平成27年(ゲ)第5号 ↓ 平成28年(調)第12号	港区における建設工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件	27. 10. 9	マンション 管理組合	建設会社	建設工事における基礎杭頭処理と既存杭破砕のための削岩機による破砕工事と地盤陥没被害との因果関係の有無	28. 12. 27	職権調停移行→ 調停成立
平成27年(セ)第5号	船橋市における騒音・振動による財産被害等責任裁定申請事件	27. 10. 20	千葉県住民 1人	千葉県住民 3人	賠償請求 (約3億277万円)	27. 12. 9	申請不受理
平成27年(セ)第6号	墨田区における建設工事からの地盤沈下等による財産被害責任裁定申請事件	27. 10. 30	金属加工会社 東京都住民 3人	素材加工会社 建設会社 建物解体会社	賠償請求等	27. 11. 30	取下げ
平成27年(セ)第7号	宝塚市における研究施設からの大気汚染による健康被害責任裁定申請事件	27. 11. 4	兵庫県住民 2人	研究施設を運営する公益財団法人 学校法人	賠償請求 (2500万円)	28. 4. 13	取下げ
平成27年(セ)第8号 外1件 ↓ 平成29年(調)第3号	台東区における冷凍庫からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件	27. 12. 9 29. 1. 12	東京都住民 2人	東京都住民 2人 卸売業者	賠償請求 (27年第8号： 484万円、29年第1号：484万円)	29. 9. 19 29. 9. 22	職権調停移行 調停成立

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成27年(七) 第9号 ↓ 平成28年(調) 第7号	大田区における食品 作業場からの悪臭等 による健康被害等責任裁 定申請事件	27. 12. 21	東京都住民 2人	食品加工販 売会社 東京都住民 1人	賠償請求 (約179万円)	28. 6. 15	職権調停移行→ 調停成立
平成27年(七) 第10号	知多市における工場か らの粉じんによる財産 被害責任裁定申請事件	27. 12. 25	愛知県住民 1人	船舶等製造 会社	賠償請求 (約64万円)	30. 8. 29	棄却
平成28年(セ) 第1号 外1件	成田市における室外機 等からの騒音・低周波 音等による健康被害等 責任裁定申請事件	28. 2. 16 29. 1. 16	千葉県住民 4人	コンビニエ ンスストア のフランチ ャイザー 千葉県住民 1人 ドラッグス ストア経営法 人	賠償請求 (28年第1号： 約1760万円等→ 約1818万円等、 29年第2号： 1320万円等)	元. 9. 25	棄却
平成28年(ゲ) 第1号	墨田区における建設工 事からの地盤沈下等被 害原因裁定申請事件	28. 5. 24	金属加工会 社 東京都住民 1人	建設会社 建物解体会 社	マンション解体及 び建築工事と申請 人所有の土地及び 建物に生じた不同 沈下との因果関係 の有無	31. 3. 27	一部認容
平成28年(ゲ) 第2号	小諸市における工場か らの振動による財産被 害原因裁定申請事件	28. 7. 1	長野県住民 1人	鍛工品製造 等会社	鍛造機械稼働によ る振動と申請人宅 の沈降及び家屋内 の歪み発生等との 因果関係の有無	28. 10. 25 29. 5. 16	手続中止 取下げ
平成28年(セ) 第2号	和歌山市における工場 からの騒音等による健 康被害等責任裁定申請 事件	28. 8. 1	和歌山県住 民4人	電力会社	賠償請求 (2986万円)	30. 5. 28	棄却
平成28年(ゲ) 第3号 ↓ 平成29年(調) 第2号	横浜市における振動・ 騒音(低周波音)によ る健康被害原因裁定申 請事件	28. 8. 25	神奈川県住 民1人	神奈川県住 民1人	被申請人宅の太陽 光発電機能付ヒー トポンプ給湯器か ら発せられる振動 及び騒音(低周波 音)と申請人の健 康被害との因果関 係の有無	29. 3. 28	職権調停移行→ 調停成立
平成28年(セ) 第3号	台東区における飲食店 からの悪臭・騒音被害 責任裁定申請事件	28. 10. 3	東京都住民 1人	飲食店経営 会社	賠償請求 (約114万円)	29. 6. 23	取下げ
平成28年(ゲ) 第4号	佐倉市における騒音・ 振動による健康被害原 因裁定申請事件	28. 12. 9	千葉県住民 3人	千葉県住民 2人	被申請人宅の家庭 用ヒートポンプ給 湯器、24時間換気 システム及び空調 室外機から発せら れる騒音及び振動 と申請人らの健康 被害との因果関係 の有無	29. 12. 5	棄却
平成28年(ゲ) 第5号 外1件	横浜市における運動施 設からの騒音・振動に よる健康被害原因裁定	28. 12. 16 29. 2. 8	神奈川県住 民1人 神奈川県住	神奈川県住 民1人	被申請人経営の運 動施設から発せら れる騒音及び振動	30. 1. 19	職権調停移行→ 調停成立

事件番号	事件	申請受付年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結年月日	終結区分
↓ 平成30年(調) 第1号	申請事件		民1人		と申請人の健康被害との因果関係の有無		
平成28年(ゲ) 第6号	飯能市における浄化槽からの土壌汚染被害原因裁定申請事件	28.12.26	埼玉県住民 1人	社会福祉法人	被申請人事業所の浄化槽からの排水と申請人所有の畑の土壌が汚染、変質したこととの因果関係の有無	29.1.25	取下げ
平成28年(セ) 第4号 外1件	埼玉県杉戸町における騒音・悪臭等による健康被害責任裁定申請事件	28.12.27 29.6.8	埼玉県住民 1人 埼玉県住民 2人	運送会社	賠償請求 (28年第4号: 約402万円、 29年第6号: 約5005万円)	30.10.9	棄却
平成29年(セ) 第3号	高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	29.2.6	高知県住民 1人	食品缶瓶詰製造会社	賠償請求 (2200万円)	30.8.29	棄却
平成29年(ゲ) 第1号	高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等原因裁定申請事件	29.2.6	高知県住民 1人	食品缶瓶詰製造会社	被申請人工場からの悪臭及び騒音等と申請人の健康被害との因果関係の有無等	30.8.29	一部却下 一部認容 一部棄却
平成29年(ゲ) 第3号	千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	29.3.9	千葉県住民 2人	不動産会社 千葉県住民 1人	被申請人宅の室外機等から発せられる騒音及び低周波音と申請人らの健康被害との因果関係の有無	2.7.14	取下げ
平成29年(セ) 第4号 ↓ 平成29年(調) 第4号	川崎市における幼稚園からの騒音被害責任裁定申請事件	29.3.13	神奈川県住民 2人	学校法人	賠償請求 (451万円等)	29.12.8	職権調停移行→ 調停成立
平成29年(セ) 第5号 ↓ 平成30年(調) 第2号	大田区における騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	29.5.19	東京都住民 2人	東京都住民 2人	賠償請求 (360万円)	30.2.27 30.3.15	職権調停移行 調停成立
平成29年(セ) 第7号 ↓ 令和元年(調) 第1号	成田市における建設工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件	29.6.20	千葉県住民 1人	建設会社	賠償請求 (約328万円)	元.8.9 元.9.6	職権調停移行 調停成立
平成29年(ゲ) 第4号	富士宮市における改良柵による地盤沈下被害原因裁定申請事件	29.7.4	静岡県住民 1人	静岡県住民 1人	被申請人が設置した改良柵と申請人宅敷地の地盤沈下との因果関係の有無	30.9.18	棄却
平成29年(ゲ) 第5号	栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件	29.10.31	養鯉場操業会社	栗東市	錦鯉の大量死と被申請人が実施した林道工事との因果関係の有無	2.1.28	棄却
平成29年(ゲ) 第6号	和歌山県由良町における漁港整備工事に伴う	(囑託受付) 29.12.4	(原告) 和歌山県住	(被告) 由良町	(囑託の趣旨) 原告所有の建物の	31.2.26	因果関係を認めない

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
	地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件		民1人		傾斜等の損害と被告が実施した漁港整備工事との因果関係の有無		
平成29年(七)第8号	兵庫県稲美町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件	29. 12. 11	兵庫県住民1人	兵庫県	賠償請求 (7447万円)	2. 1. 14	棄却
平成29年(七)第9号	東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件	29. 12. 12	大阪府住民1人	精密機器製造販売会社	賠償請求 (1400万円→約1058万円)	2. 2. 18	棄却
平成29年(七)第10号	府中市における室外機等からの騒音被害責任裁定申請事件	29. 12. 28	東京都住民1人	不動産管理会社 東京都住民1人	賠償請求 (3300万円)	元. 8. 27	棄却
平成30年(ゲ)第1号	福岡市におけるマンション屋外機からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件	(嘱託受付) 30. 2. 22	(原告) 福岡県住民1人	(被告) 鉄道会社	(嘱託の趣旨) マンションの西側に設置した屋外機の稼働音と原告に生じた健康被害との因果関係の有無	元. 12. 17	因果関係を認めない
平成30年(ゲ)第2号	豊島区における建物改修工事に伴う大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件	(嘱託受付) 30. 3. 1	(原告) 東京都住民93人	(被告) 建設会社	(嘱託の趣旨) 原告らの各所有建物の屋根等に生じた損傷被害と被告が階段改修工事をした際にさびや鉄粉を飛散させたこととの因果関係の有無	2. 2. 25	(訴えの取下げ等による原告数の変更あり) 因果関係を認めない
平成30年(セ)第1号	福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件	30. 3. 30	広島県住民2人	自動車解体業者	賠償請求 (約209万円)	3. 2. 15	取下げ
平成30年(ゲ)第3号	横浜市における漏電・振動による健康被害原因裁定申請事件	30. 4. 10	神奈川県住民1人	神奈川県住民1人	申請人に生じている頭の痛み及びしびれ、息苦しさ等の健康被害と、被申請人宅に設置されているコンセントの先の入った接続箱からの漏電及び漏電と同時に発生する空気振動との因果関係の有無	30. 5. 28	申請不受理
平成30年(ゲ)第4号	文京区におけるグラウンドからの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	30. 5. 14	東京都住民1人	東京都	申請人が所有する自家用車への粉じんの堆積被害と被申請人がグラウンドに散布した砂から発生、飛散した粉じんととの因果関係の有無	30. 7. 10	申請不受理

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成30年(ゲ)第5号	伊万里市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	30. 5. 17	佐賀県住民 6人	農業協同組合	堆肥製造施設からの浮遊物質と申請人らの健康被害との因果関係の有無	3. 3. 18	棄却
平成30年(セ)第2号	瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件	30. 5. 30	愛知県住民 1人 畜産会社	衛生組合	賠償請求 (2000万円)	3. 3. 15	一部却下 一部棄却
平成30年(ゲ)第6号	大阪市における印刷工房からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	30. 6. 13	大阪府住民 3人	大阪府住民 1人(印刷 工房経営 者)	印刷工房からの化学物質発生・拡散と申請人らの健康被害との因果関係の有無	元. 11. 19	棄却
平成30年(ゲ)第7号	瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害原因裁定申請事件	30. 6. 26	愛知県住民 1人 畜産会社	衛生組合	被申請人が投棄した廃棄物と申請人土地のダイオキシン類の検出との因果関係の有無	3. 3. 15	一部認容 一部棄却
平成30年(ゲ)第8号	四日市市における医療機関からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	30. 8. 16	三重県住民 1人	歯科医院	歯科医院から排出されたガスと申請人の健康被害との因果関係の有無	元. 7. 9	棄却
平成30年(セ)第3号	豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件	30. 8. 20	沖縄県住民 1人	建設会社	賠償請求 (約1303万円)	4. 1. 13	一部認容 一部棄却
平成30年(ゲ)第9号	豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等原因裁定申請事件	30. 8. 20	沖縄県住民 1人	建設会社	申請人の住宅等被害と被申請人の建築工事との因果関係の有無	4. 1. 13	一部認容 一部棄却
平成30年(ゲ)第10号	文京区におけるグラウンドからの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	30. 8. 20	東京都住民 1人	東京都	申請人が所有する自家用車への粉じんの堆積被害と被申請人がグラウンドに散布した砂から発生、飛散した粉じんととの因果関係の有無	30. 10. 9	申請不受理
平成30年(セ)第4号	国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件	30. 8. 28	東京都住民 2人	国分寺市	賠償請求 (385万円)	2. 9. 14	取下げ
平成30年(セ)第5号 外1件	熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件	30. 11. 1 2. 4. 3	熊本県住民 2人 熊本県住民 2人	熊本県住民 1人(飲食 店経営者)	賠償請求 (30年第5号:約 5402万円、2年第 4号:約338万 円)	4. 6. 30	棄却
平成30年(セ)第6号 ↓ 令和3年(調)第1号	銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	30. 11. 2	千葉県住民 1人	製氷工場経営会社	賠償請求 (550万円等)	3. 1. 26 3. 2. 18	職権調停移行 調停成立
平成30年(セ)第7号	春日井市・小牧市における焼却施設からの大	30. 11. 5	愛知県住民 1人	春日井市	賠償請求 (約223万円)	元. 9. 24	棄却

事件番号	事件	申請受付年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結年月日	終結区分
	気汚染による財産被害等責任裁定申請事件						
平成30年(七)第8号	国立市における騒音による健康被害等責任裁定申請事件	30. 11. 20	東京都住民1人	建築会社	賠償請求 (約92万円)	元. 7. 10	取下げ
平成31年(七)第1号	渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	31. 1. 21	東京都住民1人	宿泊施設経営会社	賠償請求 (550万円等)	4. 12. 5	棄却
平成31年(七)第2号 ↓ 令和2年(調)第1号	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	31. 2. 14	熊本県住民1人	熊本県住民1人	賠償請求 (297万円)	2. 8. 25 2. 9. 1	職権調停移行 調停成立
平成31年(ゲ)第1号 ↓ 令和2年(調)第1号	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等原因裁定申請事件	31. 2. 14	熊本県住民1人	熊本県住民1人	農業施設からの騒音と申請人の健康被害との因果関係の有無	2. 8. 25 2. 9. 1	職権調停移行 調停成立
平成31年(ゲ)第2号	大田区における室外機からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件	31. 2. 22	東京都住民1人	飲食店経営会社	飲食店からの低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無	元. 5. 7	取下げ
平成31年(七)第3号	熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	31. 3. 8	熊本県住民1人	食肉販売店経営会社	賠償請求 (20万円→ 約26万円)	2. 10. 27	棄却
平成31年(七)第4号 ↓ 令和6年(調)第1号	新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	31. 3. 11	東京都住民1人	商業ビルを所有する会社	賠償請求 (550万円等)	6. 7. 17	棄却
平成31年(ゲ)第3号	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	31. 3. 29	山口県住民1人	山口県住民1人(和菓子製造工場経営者)	和菓子製造工場からの聞こえにくい周波数による騒音と申請人の健康被害との因果関係の有無	3. 12. 21	棄却
平成31年(七)第5号 ↓ 令和4年(調)第3号	奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害責任裁定申請事件	31. 4. 2	奈良県住民1人	畜産会社	賠償請求 (100万円)	4. 6. 17 4. 6. 28	職権調停移行 調停成立
平成31年(ゲ)第4号 ↓ 令和4年(調)第3号	奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害原因裁定申請事件	31. 4. 2	奈良県住民1人	畜産会社	水路に排出された牛の尿による悪臭と申請人の健康被害との因果関係の有無	4. 6. 17 4. 6. 28	職権調停移行 調停成立
平成31年(ゲ)第5号	宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件	31. 4. 5	福岡県住民5人	一部事務組合 水道事業者 建設会社	被申請人らが実施した配水管敷設替工事と申請人らの家屋等に生じた財	4. 6. 29	棄却

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
					産被害との因果関係の有無		
平成31年(ゲ) 第6号	渋谷区における高圧受電設備からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件	31. 4. 17	東京都住民 1人	学校法人	高圧受電設備から発生・拡散した低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無	3. 9. 15	取下げ
令和元年(セ) 第1号	和歌山県白浜町における給油所からの土壌汚染被害等責任裁定申請事件	元. 5. 8	和歌山県住民 1人	バス会社	賠償請求 (約2083万円)	2. 11. 4	取下げ
令和元年(セ) 第2号 ↓ 令和2年(調) 第3号	松戸市における換気扇・ヒートポンプ設備からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	元. 5. 21	千葉県住民 2人	千葉県住民 1人	賠償請求 (約795万円)	2. 12. 15	職権調停移行→ 調停成立
令和元年(ゲ) 第1号	桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件	元. 6. 3	埼玉県住民 1人	金属精錬会社	工場からの亜硫酸ガス等の発生、拡散と申請人所有の桶川市指定天然記念物椎檜(椎檜から、シラカシ、ユズ等へ訂正)等の枯れ等の財産被害との因果関係の有無	4. 11. 21	取下げ
令和元年(セ) 第3号 外1件 ↓ 令和5年(調) 第6号	稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件	元. 6. 3 2. 9. 7	宗教学法人 茨城県住民 12人 茨城県住民 9人	土木関係会社 茨城県住民 2人 砂利運搬業会社 稲敷市	賠償請求 (元年第3号: 2600万円等、2年 第7号:450万円 等)	2. 7. 28 3. 11. 11 5. 10. 31	一部取下げ 一部取下げ 一部認容 一部棄却
令和元年(セ) 第4号 ↓ 令和2年(調) 第2号	渋谷区における工事現場からの騒音・振動等による財産被害・健康被害等責任裁定申請事件	元. 8. 16	東京都住民 17人	不動産会社 建築会社	賠償請求 (約3644万円)	2. 8. 26 2. 11. 9	職権調停移行 調停成立
令和元年(ゲ) 第2号	茨城縣城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件	(嘱託受付) 元. 9. 9	(原告) 茨城県住民 3人	(被告) 茨城県住民 1人 建設会社	(嘱託の趣旨) 被告らが行った土地造成工事や擁壁工事と原告らの所有する土地の不同沈下や建物の損傷被害との因果関係の有無	4. 11. 22	因果関係を認める
令和元年(セ) 第5号 外3件 ↓ 令和4年(調) 第2号	小平市における工場からの大気汚染による財産被害責任裁定申請事件	元. 9. 19 2. 2. 26 2. 3. 12 2. 11. 17	クリーニング業者 東京都住民 1人 東京都住民 1人 東京都住民 1人	食品製造会社	賠償請求 (元年第5号:約 1130万円(→約 1009万円)、2年 第1号:約206万 円(→約241万 円)、2年第2 号:約236万円)	4. 6. 14 4. 6. 23	職権調停移行 調停成立

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
					(→約283万円)、2年第9号：約310万円(→約271万円)		
令和元年(ゲ)第3号	相模原市における化学物質飛散に伴う大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	元. 10. 24	神奈川県住民3人	建築工事会社	申請人ら宅の改装工事の際に化学物質を発生、放散させたことと申請人らに生じた不整脈、頭痛、吐き気、めまい等の化学物質過敏症等の健康被害との因果関係の有無	2. 8. 19	却下
令和元年(ゲ)第4号 ↓ 令和3年(調)第4号	熊本市における太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件	元. 11. 18	熊本県住民2人 福岡県住民1人	熊本県住民2人	被申請人ら宅に設置された太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動と申請人らに生じた動悸、胸の激痛、吐き気、手足の痺れ等の健康被害との因果関係の有無	3. 11. 9 3. 12. 2	職権調停移行 調停成立
令和元年(セ)第6号 ↓ 令和4年(調)第8号	江東区における音響機器からの騒音・振動等による生活環境被害責任裁定申請事件	元. 12. 17	東京都住民1人	東京都住民1人	賠償請求 (約336万円)	4. 12. 15 4. 12. 20	職権調停移行 調停成立
令和元年(セ)第7号	筑西市における事業所からの悪臭等による生活環境被害等責任裁定申請事件	元. 12. 20	茨城県住民1人	運送会社	賠償請求 (約466万円)	2. 9. 7	取下げ
令和2年(ゲ)第1号 外1件 ↓ 令和4年(調)第4号	草津市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	2. 3. 12 3. 4. 2	滋賀県住民1人	スーパーマーケット経営会社 日用品等販売会社 日用品等販売店のフランチャイジー	被申請人らの店舗用に設置された室外機、変電設備、クーリングタワーからの騒音及び低周波音と申請人に生じた睡眠障害、頭痛、めまい、動悸、耳の痛み等の健康被害との因果関係の有無	4. 8. 3 4. 8. 29	職権調停移行 調停成立
令和2年(セ)第3号	神戸市における鉄道からの振動・騒音による財産被害等責任裁定申請事件	2. 3. 24	兵庫県住民2人	鉄道会社	賠償請求 (700万円等)	4. 2. 15	棄却
令和2年(セ)第5号 ↓ 令和5年(調)第4号	南島原市における工場からの騒音等による生活環境被害責任裁定申請事件	2. 5. 21	長崎県住民1人	長崎県住民1人(製麺工場経営者)	賠償請求 (150万円)	5. 2. 27	職権調停移行→ 調停成立

事件番号	事件	申請受付年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結年月日	終結区分
令和2年(ゲ)第2号 ↓ 令和5年(調)第4号	南島原市における工場からの騒音等による生活環境被害原因裁定申請事件	2. 5. 21	長崎県住民1人	長崎県住民1人(製麺工場経営者)	被申請人が経営する製麺工場から騒音を発生、拡散させたことと申請人に生じた苛立ちの健康被害との因果関係の有無	5. 2. 27	職権調停移行→調停成立
令和2年(セ)第6号 ↓ 令和3年(調)第2号	佐倉市における室外機からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	2. 7. 31	千葉県住民1人	千葉県住民1人	賠償請求(約311万円)	3. 10. 5 3. 10. 22	職権調停移行調停成立
令和2年(セ)第8号	浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	2. 9. 23	静岡県住民4人	写真スタジオ経営会社	賠償請求(3000万円)	5. 11. 10	棄却
令和2年(ゲ)第3号	浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等原因裁定申請事件	2. 9. 23	静岡県住民4人	写真スタジオ経営会社	被申請人が経営する写真スタジオから発生させる騒音と申請人らに生じた心身症、心的外傷後ストレス障害(PTSD)による死産、心因性頻尿の健康被害及び受験勉強が妨げられていることとの因果関係の有無	5. 11. 10	棄却
令和3年(ゲ)第1号 ↓ 令和4年(調)第5号	福岡市における工場等からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	3. 1. 6	福岡県住民2人	菓子製造会社	被申請人が経営する菓子製造工場等から騒音を発生させたことと申請人らに生じた不眠症、頭位めまい症、不眠ストレス等の健康被害との因果関係の有無	4. 10. 27	職権調停移行→調停成立
令和3年(セ)第1号	燕市における工場からの振動・騒音・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件	3. 1. 19	新潟県住民1人	金属加工会社	賠償請求(3808万円)	6. 3. 21	棄却
令和3年(セ)第2号 ↓ 令和6年(調)第2号	東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件	3. 2. 22	愛知県住民3人	自動車部品塗装会社	賠償請求(約2516万円)	6. 2. 14 6. 2. 27	職権調停移行調停成立
令和3年(セ)第3号 ↓ 令和5年(調)第5号	熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	3. 3. 17	熊本県住民1人	マンション管理組合 熊本県住民2人	賠償請求(約1373万円)	5. 3. 29 5. 4. 13	職権調停移行調停成立
令和3年(ゲ)第2号 ↓	熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害原因裁定申	3. 3. 17	熊本県住民1人	マンション管理組合 熊本県住民	被申請人が管理するマンションから騒音等を発生させ	5. 3. 29 5. 4. 13	職権調停移行調停成立

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年 月 日	終 結 区 分
令和5年(調) 第5号	請事件			2人	たことと申請人に生じた不眠症、不安神経症、自律神経失調症の健康被害との因果関係の有無		
令和3年(ゲ) 第3号	横浜市における解体工事等に伴う振動等による財産被害原因裁定申請事件	3. 3. 29	神奈川県住民14人 宗教法人	学校法人	被申請人の校舎再整備計画に起因する大規模建築物及び工作物の解体行為等と申請人らが所有する土地や建物及び公衆用通路における被害及び低層住宅地における生活環境の悪化による被害との因果関係の有無	5. 6. 29	棄却
令和3年(ゲ) 第5号 外1件	丹波篠山市における養鶏場等からの悪臭等被害原因裁定申請事件	3. 4. 26 4. 2. 21	兵庫県住民1人 兵庫県住民3人 自治会	兵庫県住民3人 自治会 兵庫県住民1人	被申請人らが訴える悪臭等被害と申請人の営む事業活動との因果関係の有無(外1件は申請人と被申請人が逆)	5. 9. 14	一部認容 一部却下 (令和3年(ゲ)第5号) 一部却下 一部棄却(令和4年(ゲ)第2号)
令和3年(セ) 第4号 ↓ 令和5年(調) 第2号	札幌市における室外機からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	3. 5. 6	北海道住民1人	医療法人(診療所)	賠償請求 (100万円)	5. 1. 30	職権調停移行→ 調停成立
令和3年(ゲ) 第6号 ↓ 令和5年(調) 第2号	札幌市における室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	3. 5. 6	北海道住民1人	医療法人(診療所)	被申請人の経営する診療所に設置されたエアコン室外機からの騒音等と申請人に生じた不眠等の健康被害との因果関係の有無	5. 1. 30	職権調停移行→ 調停成立
令和3年(ゲ) 第7号	京都市における大気汚染による財産被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 3. 5. 11	(原告) 介護施設運営法人	(被告) 京都府住民2人	(囑託の趣旨) 被告らが隣接する農地で除草剤を散布・排出させたことと原告が運営する介護施設の庭園の樹木群が枯れたこととの因果関係の有無	4. 2. 15	因果関係を認めない
令和3年(セ) 第5号 ↓ 令和5年(調) 第3号	宮城県亘理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害責任裁定申請事件	3. 7. 26	宮城県住民1人	亘理町	賠償請求 (約156万円)	5. 2. 14 5. 3. 27	職権調停移行 調停成立
令和3年(ゲ) 第8号	神戸市における再生砕石埋立てによる土壌汚	3. 8. 3	酪農組合の組合員1人	建設会社	被申請人が埋め立てた再生砕石と申	5. 12. 1	取下げ

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
	染・水質汚濁被害原因 裁定申請事件				請人が神戸牛の飼育等を行っている土地（申請人が所属する酪農組合の所有地）に発生した土壌汚染及び水質汚濁との因果関係の有無		
令和3年(ゲ) 第9号	川越市における室内機等からの騒音による健康被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 3. 8. 11	(原告) 埼玉県住民 3人	(被告) 植物栽培販売会社	(囑託の趣旨) 被告が温室に設置した室内機及び室外機の稼働音と原告らに生じた健康被害との因果関係の有無	5. 1. 12	因果関係を認めない
令和3年(ゲ) 第10号 ↓ 令和5年(調) 第8号	銚田市における給湯機等からの低周波音による健康被害・振動被害原因裁定申請事件	3. 8. 27	茨城県住民 1人	茨城県住民 1人	被申請人が設置したヒートポンプ給湯機等からの低周波音と申請人に生じた頭痛等の健康被害等との因果関係の有無	5. 9. 12	棄却
令和3年(セ) 第6号 ↓ 令和5年(調) 第12号	市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件	3. 9. 6	千葉県住民 1人	千葉県住民 1人 建設会社	賠償請求 (約664万円)	5. 12. 15 6. 2. 1	職権調停移行 調停成立
令和3年(ゲ) 第11号 ↓ 令和5年(調) 第12号	市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭による健康被害等原因裁定申請事件	3. 9. 6	千葉県住民 1人	千葉県住民 1人 建設会社	被申請人が経営する銭湯から不完全燃焼により化学物質等の煙を排出したこと等と申請人に生じた咳、頭痛等の健康被害等との因果関係の有無	5. 12. 15 6. 2. 1	職権調停移行 調停成立
令和3年(セ) 第7号 ↓ 令和5年(調) 第7号	品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害責任裁定申請事件	3. 9. 8	東京都住民 1人	アパート所有会社	賠償請求 (約94万円)	6. 5. 21	棄却
令和3年(ゲ) 第12号 ↓ 令和5年(調) 第7号	品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	3. 9. 8	東京都住民 1人	アパート所有会社	被申請人が所有するアパートの設備から騒音及び悪臭を発生させ続けていることと申請人に生じた動悸、耳鳴り、めまいを症状とする睡眠障害による自律神経失調症の健康被害との因果関係の有無	6. 5. 21	棄却
令和3年(セ) 第8号 ↓	小平市における歯科医院からの騒音・低周波音による健康被害責任	3. 9. 14	東京都住民 1人	医療法人 (歯科医院)	賠償請求 (70万円)	4. 12. 6	職権調停移行→ 調停成立

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
令和4年(調)第7号	裁定申請事件						
令和3年(ゲ)第13号 ↓ 令和6年(調)第3号	名古屋市における鉄くず等搬入・搬出作業に伴う騒音被害原因裁定申請事件	3. 9. 24	各種機械器具製造販売会社	金属リサイクル会社	被申請人が本社兼工場で鉄くず等を搬入、搬出する際に発生、拡散させた騒音と申請人が当該騒音により会議時間等の変更を余儀なくされる等の被害との因果関係の有無	6. 4. 23 6. 5. 29	職権調停移行 調停成立
令和3年(ゲ)第14号 外1件	大阪市における樋交換工事に伴う粉じんによる財産被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 3. 10. 7 3. 11. 26	(原告) 大阪府住民 1人 保険会社 大阪府住民 5人	(被告) 運輸会社 石油会社	(囑託の趣旨) 被告石油会社が、被告運輸会社の所有する倉庫の樋交換工事をを行った際に鉄粉が飛散したことと原告個人の所有する自動車について、錆及び擦過傷が生じたこととの因果関係の有無	4. 7. 28 5. 2. 13	取下げ 因果関係を認めない
令和3年(ゲ)第15号	京都市における空調機器の稼働に伴う低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件	3. 10. 18	京都府住民 1人	建設会社	被申請人が行う工事から低周波振動が漏れていると思われる現象	4. 3. 17	却下
令和3年(ゲ)第17号	札幌市における室外機等からの振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	3. 11. 26	北海道住民 2人	北海道住民 2人	被申請人ら宅の室外機等から発生する振動及び低周波音と申請人らに生じた吐き気等の健康被害との因果関係の有無	5. 10. 18	棄却
令和3年(セ)第9号	大田区における飲食店からの騒音・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件	3. 12. 7	東京都住民 2人	飲食店運営会社	賠償請求 (約355万円)	5. 7. 5	棄却
令和4年(ゲ)第1号	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	4. 2. 7	山口県住民 1人	山口県住民 1人(和菓子製造工場経営者)	被申請人が操業する工場からの騒音と申請人に生じた頭痛等の健康被害との因果関係の有無	4. 3. 22	申請不受理
令和4年(セ)第1号 ↓ 令和5年(調)第9号 ↓ 令和5年(調)第11号	神奈川県大磯町におけるマンション上階からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	4. 2. 22	神奈川県住民 1人	神奈川県住民 1人	賠償請求 (約269万円)	5. 11. 20 5. 11. 27	職権調停移行 調停成立
令和4年(ゲ)第3号	宝塚市における宅地造成工事に伴う振動によ	(囑託受付) 4. 4. 18	(原告) 兵庫県住民	(被告) 土木工事会	(囑託の趣旨) 被告の土木工事会	6. 8. 27	因果関係を認めない

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
	る財産被害原因裁定嘱託事件		1人	社 不動産販売 会社 建築設計会 社	社らが実施した宅 地造成工事と原告 の所有する建物の 基礎、内壁等に生 じた損害との因果 関係の有無		
令和4年(ゲ) 第4号 ↓ 令和6年(調) 第5号	足立区における菓子製 造機械等からの振動・ 低周波音による生活環 境被害原因裁定申請事 件	4. 4. 26	東京都住民 1人	洋生菓子製 造・販売会 社の持株会 社	被申請人が設置し たオフィスの機械 等からの振動及び 低周波音と申請人 宅に生じているき しみ音や振動によ る生活環境被害と の因果関係の有無	6. 7. 16	職権調停移行→ 調停成立
令和4年(セ) 第2号 ↓ 令和5年(調) 第13号	さいたま市におけるキ ュービクル等からの騒 音・低周波音による健 康被害等責任裁定申請 事件	4. 4. 28	埼玉県住民 2人	高齢者施設 経営会社 建築会社 建設コンサル タント会 社 埼玉県住民 1名	賠償請求 (500万円)	5. 12. 22 6. 8. 6	職権調停移行 調停成立
令和4年(ゲ) 第5号	港区における高層マン ション上階からの騒 音・振動による健康被 害原因裁定申請事件	4. 5. 18	東京都住民 1人	東京都住民 1人	被申請人が被申請 人宅から発生させ た騒音、振動と申 請人に生じた頭 痛、吐き気、めま い等の健康被害と の因果関係の有無	6. 4. 26	却下
令和4年(ゲ) 第6号	越谷市におけるガソリ ンスタンド建設に伴う 地盤沈下による財産被 害原因裁定申請事件	4. 5. 25	埼玉県住民 1人	石油製品販 売会社	被申請人運営のガ ソリンスタンドが 建設されたときに 生じた地盤沈下と 申請人が所有して いる居宅及び工房 等に生じた家屋被 害との因果関係の 有無	5. 7. 25	却下
令和4年(ゲ) 第7号	周南市における工場か らの騒音による健康被 害原因裁定申請事件	4. 6. 14	山口県住民 1人	山口県住民 1人 (和菓 子製造工場 経営者)	被申請人が操業す る工場からの騒音 と申請人に生じた 頭痛等の健康被害 との因果関係の有 無	4. 8. 3	申請不受理
令和4年(セ) 第3号 外2件	自動車排出ガスによる 大気汚染被害責任裁定 申請事件	4. 6. 28 5. 5. 10 6. 4. 22	東京都など 7都府県の 住民153人 東京都など 3都県の住 民9人 東京都など 3都県の住 民10人	国(環境大 臣) 自動車メー カー7社	賠償請求 (4年第3号: 1 億5300万円、 5年第1号: 900 万円、6年第7 号: 1000万円)		

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
令和4年(セ) 第4号	西宮市における高速道路等からの騒音・振動・低周波音・大気汚染による健康被害等責任裁定申請事件	4. 7. 14	兵庫県住民 12人	国(国土交通大臣) 高速道路会社	賠償請求 (約338万円→約376万円)		
令和4年(セ) 第5号	柏市における家屋からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	4. 8. 1	千葉県住民 1人	千葉県住民 1人(犬のブリーダー業経営者)	賠償請求 (440万円等)	6. 12. 17	棄却
令和4年(セ) 第6号 ↓ 令和5年(調) 第1号	恵那市における鉄工所からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件	4. 8. 4	岐阜県住民 1人	製造業会社	賠償請求 (330万円等)	5. 1. 18 5. 1. 27	職権調停移行 調停成立
令和4年(セ) 第7号	江東区における工場からの化学物質排出に伴う大気汚染による財産被害責任裁定申請事件	4. 9. 29	東京都住民 1人	印刷会社	賠償請求 (約127万円→約129万円)	6. 6. 3	却下
令和4年(ゲ) 第8号	江東区における工場からの化学物質排出に伴う大気汚染による財産被害原因裁定申請事件	4. 9. 29	東京都住民 1人	印刷会社	被申請人が印刷工場から排出・拡散させた化学物質と申請人宅に設置されているサッシの腐食との因果関係の有無	6. 6. 3	却下
令和4年(セ) 第8号	松戸市における工場からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件	4. 10. 18	千葉県住民 1人	生コンクリート製造会社	賠償請求 (約589万円)	7. 3. 11	棄却
令和4年(ゲ) 第9号	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	4. 10. 18	山口県住民 1人	山口県住民 1人(和菓子製造工場経営者)	被申請人が操業する工場からの騒音と申請人に生じた頭痛等の健康被害との因果関係の有無	4. 11. 8	申請不受理
令和4年(ゲ) 第10号 ↓ 令和6年(調) 第8号	足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	4. 11. 4	東京都住民 2人	アクセサリ製造等会社	被申請人の工場から発生、拡散させた騒音、低周波音、振動と申請人らに生じた健康被害との因果関係の有無	6. 10. 7 6. 10. 29	職権調停移行 調停成立
令和4年(ゲ) 第11号	神奈川県葉山町におけるヒートポンプ設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	4. 11. 15	神奈川県住民 1人	神奈川県住民 1人	被申請人宅に設置したヒートポンプ設備から発生する低周波音と申請人に生じた健康被害との因果関係の有無	6. 6. 7	却下
令和4年(セ) 第9号 ↓ 令和6年(調) 第6号	神戸市における認定こども園からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	4. 11. 24	兵庫県住民 2人	社会福祉法人	賠償請求 (310万円)	6. 7. 19 6. 8. 9	職権調停移行 調停成立

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
令和4年(ゲ) 第12号	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	4.12.9	山口県住民 1人	山口県住民 1人(和菓子製造工場経営者)	被申請人が操業する工場からの騒音と申請人に生じた精神的健康被害、睡眠負債等の健康被害との因果関係の有無	5.1.24	申請不受理
令和4年(セ) 第10号	熊本市における飲食店からの悪臭・騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	4.12.22	熊本県住民 2人	熊本県住民 1人(飲食店経営者)	賠償請求 (450万円)	5.2.7	申請不受理
令和4年(ゲ) 第13号	武蔵野市におけるエネファーム等からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件	4.12.23	東京都住民 1人	東京都住民 2人	被申請人ら宅に設置されている家庭用燃料電池コージェネレーションシステム及びエアコン室外機から発せられた騒音、低周波音、振動と申請人に生じた適応障害という健康被害との因果関係の有無	6.5.17	却下
令和5年(ゲ) 第1号	日野市における飲食店からの大気汚染・悪臭による財産被害等原因裁定申請事件	5.1.25	東京都住民 2人	東京都住民 4人	被申請人らが発生させた排気・悪臭を必要な対策をせず換気扇等を使用し、申請人ら宅に向けて放出したこと、申請人らに生じた健康被害、住環境の悪化等の被害等との因果関係の有無	6.3.26	却下
令和5年(ゲ) 第2号	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	5.4.12	山口県住民 1人	山口県住民 1人(和菓子製造工場経営者)	被申請人が操業する工場からの騒音と申請人に生じた精神的健康被害、睡眠不足による健康被害との因果関係の有無	5.5.23	申請不受理
令和5年(セ) 第2号	荒川区における建築工事に伴う振動による財産被害責任裁定申請事件	5.5.10	東京都住民 1人	建築会社	賠償請求 (約599万円等)		
令和5年(セ) 第3号	品川区におけるアパート解体工事等からの振動・騒音による健康被害責任裁定申請事件	5.6.26	東京都住民 1人	建築会社	賠償請求 (約203万円)	6.2.27	却下
令和5年(ゲ) 第3号	品川区におけるアパート解体工事等からの振動・騒音による健康被害原因裁定申請事件	5.6.26	東京都住民 1人	建築会社	被申請人がアパートの建設現場から振動と騒音を発生させたこと、申請人に生じた健康	6.2.27	却下

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
					被害との因果関係の有無		
令和5年(ゲ)第4号	中野区における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件	5. 6. 26	東京都住民 2人	中野区 解体工事会社	中野区の発注により解体工事会社が行った解体工事で発生した振動と申請人ら宅に生じた家屋損壊との因果関係の有無	7. 3. 21	取下げ
令和5年(セ)第4号	流山市における道路拡張工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件	5. 6. 27	千葉県住民 1人	流山市	賠償請求 (約4218万円→約3278万円)	6. 4. 15	棄却
令和5年(ゲ)第5号	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	5. 7. 5	山口県住民 1人	山口県住民 1人(和菓子製造工場経営者)	被申請人が操業する工場からの騒音(低周波音)と申請人に生じためまい等の健康被害との因果関係の有無	5. 8. 29	申請不受理
令和5年(セ)第5号	川口市における工場からの悪臭・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件	5. 7. 18	埼玉県住民 1人	金属製造会社	賠償請求 (330万円等)		
令和5年(セ)第6号	鎌ヶ谷市における病院の空調設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	5. 7. 18	千葉県住民 2人	医療法人	賠償請求 (660万円等)	6. 7. 1	却下
令和5年(セ)第7号	町田市におけるレンタルスタジオからの低周波音及び振動による健康被害責任裁定申請事件	5. 7. 18	東京都住民 2人	レンタルスタジオ経営会社	賠償請求 (660万円等)		
令和5年(ゲ)第6号	八王子市における換気システム等からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	5. 7. 21	東京都住民 2人	東京都住民 2人	被申請人らが自宅に設置しているエコキュート等から発生している低周波音、高周波音等の騒音及び振動と申請人らに日常的に生じている健康被害との因果関係の有無		
令和5年(ゲ)第7号	座間市における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件	5. 7. 27	神奈川県住民 2人	製造会社 解体業者	被申請人製造会社の手配した被申請人解体業者による解体工事と申請人らの住居に生じた財産被害との因果関係の有無	7. 3. 25	棄却
令和5年(セ)第8号 ↓ 令和6年(調)第7号	葛飾区における介護施設からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	5. 8. 1	東京都住民 1人	医療法人	賠償請求 (550万円等)	6. 8. 27 6. 9. 10	職権調停移行 調停成立

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
令和5年(七)第9号	横浜市における室外機等からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件	5. 8. 1	神奈川県住民2人	スーパーマーケット経営会社	賠償請求 (660万円等)		
令和5年(七)第10号	渋谷区における換気設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	5. 8. 4	東京都住民1人	飲食店経営会社2社	賠償請求 (約533万円→約888万円)		
令和5年(ゲ)第8号	一宮市における工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	5. 8. 29	愛知県住民2人	プラスチック金型製造会社	被申請人が所有する工場から飛散する粉じん(鉄粉)と申請人ら各自宅の屋根等が錆びつく、自動車に鉄粉が付着する等の被害との因果関係の有無		
令和5年(七)第11号	北斗市における事業所からの大気汚染・悪臭による健康被害責任裁定申請事件	5. 10. 27	北海道等住民3人	石油会社2社	賠償請求 (3000万円)	7. 1. 30	棄却
令和5年(ゲ)第9号	尾道市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	5. 11. 14	岡山県住民1人	特定非営利活動法人(NPO法人)給食事業会社	被申請人らが劇物について安全措置や予防措置を怠ったことと申請人に生じた健康被害との因果関係の有無	6. 1. 12	申請不受理
令和5年(ゲ)第10号	北茨城市における鉄加工工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	5. 11. 27	茨城県住民1人	鉄加工会社	被申請人が操業している工場から鉄粉を発生、拡散させたことと申請人の所有する自動車及び住宅に生じた鉄粉の付着による被害等との因果関係の有無		
令和5年(ゲ)第11号	栃木県上三川町における飲食店からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	5. 12. 1	栃木県住民1人	飲食店経営会社	被申請人が経営する飲食店の屋外照明から発せられる光及び排気ダクトからの騒音と申請人に生じた睡眠障害等の健康被害との因果関係の有無	6. 5. 16	取下げ
令和5年(ゲ)第12号	横浜市における飲食店からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	5. 12. 4	東京都住民1人(飲食店経営者)	神奈川県住民1人(飲食店経営者)	被申請人が経営する飲食店から発生させている悪臭及び排気に含まれる有害物質と申請人に生じた健康被害との因果関係の有無		
令和5年(セ)第12号	仙台市における病院からの騒音・低周波音に	5. 12. 11	宮城県住民1人	独立行政法人地域医療	賠償請求 (10万円)	7. 1. 29	職権調停移行→調停成立

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
↓ 令和7年(調) 第1号	よる健康被害責任裁定 申請事件			機能推進機 構			
令和5年(ゲ) 第13号	名古屋市における小売 店舗からの低周波音に よる健康被害原因裁定 申請事件	5. 12. 27	愛知県住民 1人	スーパーマ ーケット経 営会社	被申請人が経営す る店舗の室外機か ら発生させた低周 波音と申請人に生 じた健康被害との 因果関係の有無		
令和6年(セ) 第1号	北茨城市における鉄加 工工場からの粉じんに よる財産被害責任裁定 申請事件	6. 1. 4	茨城県住民 1人	鉄加工会社	賠償請求 (約70万円)		
令和6年(ゲ) 第1号	伊丹市における卸売会 社からの騒音による健 康被害原因裁定申請事 件	6. 1. 9	兵庫県住民 1人	卸売会社	被申請人が騒音を 発生、拡散させた ことと申請人に生 じた精神的苦痛、 睡眠不足等の被害 との因果関係の有 無		
令和6年(セ) 第2号	港区におけるマンショ ン上階からの騒音によ る健康被害責任裁定申 請事件	6. 1. 31	東京都住民 1人	東京都住民 1人	賠償請求 (440万円等)	6. 8. 19	却下
令和6年(ゲ) 第2号	鎌倉市における室外機 からの低周波音による 健康被害原因裁定申請 事件	6. 2. 13	神奈川県住 民1人	神奈川県住 民1人	被申請人宅に設置 しているエアコン 室外機から低周波 音を発生させたこ とと申請人に生じ た不快感、圧迫 感、睡眠障害等の 身体的被害との因 果関係の有無	6. 10. 7	棄却
令和6年(ゲ) 第3号	千葉市における飲食店 からの悪臭による健康 被害原因裁定申請事件	6. 2. 19	千葉県住民 1人	飲食店経営 会社	被申請人宅地内コ ンクリート汚水桝 からの汚水の漏水 等による悪臭を發 生、拡散させたこ とと申請人に生じ た頭痛、嘔吐、吐 き気等の健康被害 との因果関係の有 無	6. 3. 19	申請不受理
令和6年(ゲ) 第4号	国外研究施設からのウ イルス拡散による健康 被害原因裁定申請事件	6. 2. 27	宮城県住民 1人	中華人民共 和国	被申請人が、旧中 国科学院武漢ウイ ルス研究所(通 称)等で新型コロナ ウイルス感染拡大 を目的とした組織 的かつ計画的な予 備行為を為したこ と等と、申請人に 生じた新型コロナ ウイルス感染拡大 に基づく健康被	6. 3. 19	申請不受理

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区分
					害との因果関係の有無		
令和6年(セ)第3号	足立区における配管工事に伴う騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	6. 3. 14	東京都住民1人	東京都	賠償請求 (約64万円)		
令和6年(セ)第4号	江東区における超高層マンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	6. 3. 26	東京都住民2人	東京都住民1人	賠償請求 (314万円)	6. 7. 30	却下
令和6年(セ)第5号	羽島市における工場からの粉じんによる健康被害責任裁定申請事件	6. 4. 17	岐阜県住民2人	建材等製造販売会社	賠償請求 (3300万円等)		
令和6年(セ)第6号 ↓ 令和6年(調)第4号	横浜市におけるクリーニング店からの悪臭被害責任裁定申請事件	6. 4. 19	神奈川県住民1人	神奈川県住民1人(クリーニング店経営者)	賠償請求 (33万円)	6. 7. 9	職権調停移行→調停成立
令和6年(ゲ)第5号	国外研究施設からのウイルス拡散による健康被害原因裁定申請事件	6. 4. 25	宮城県住民1人	中華人民共和国	被申請人が、旧中国科学院武漢ウイルス研究所(通称)等で新型コロナウイルス感染拡大を目的とした組織的かつ計画的な予備行為を為したこと等と、申請人に生じた新型コロナウイルス感染拡大に基づく健康被害との因果関係の有無	6. 5. 28	申請不受理
令和6年(セ)第8号	東大阪市における飲食店からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件	6. 4. 26	大阪府住民1人	飲食店経営会社	賠償請求 (440万円等)		
令和6年(セ)第9号	葛飾区における解体工事に伴う騒音・振動・悪臭による健康被害責任裁定申請事件	6. 6. 20	東京都住民3人	建物解体会社	賠償請求 (90万円)	7. 2. 18	棄却
令和6年(セ)第10号	福井県若狭町における飲食店等からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	6. 7. 8	福井県住民1人	福井県住民1人(飲食店経営者)	賠償請求 (約59万円→約70万円)	6. 11. 28	却下
令和6年(セ)第11号 外1件	さいたま市における工場からの騒音被害責任裁定申請事件	6. 7. 11 6. 11. 12	埼玉県住民1人 埼玉県住民23人	スクラップ加工工場経営会社	賠償請求 (6年第11号:約505万円、6年第16号:約1億2988万円)		
令和6年(セ)第12号	小林市における国道からの振動・地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件	6. 8. 19	宮崎県住民1人	宮崎県	賠償請求 (1070万円)		

事件番号	事件	申請受付年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結年月日	終結区分
令和6年(ゲ)第6号	世田谷区における野球場からの騒音被害原因裁定申請事件	6. 8. 27	東京都住民1人	東京都	被申請人が増改築した公園内にある野球場からの騒音と申請人に生じた精神的な健康被害及び経済的被害との因果関係の有無		
令和6年(ゲ)第7号	大阪市における解体工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件	6. 9. 19	飲食店経営会社	総合商社 建設会社	被申請人らが行った解体工事と申請人が所有する建物に生じた傾斜との因果関係の有無		
令和6年(セ)第13号	阿波市における工場からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	6. 10. 4	徳島県住民4人	建設会社	賠償請求 (約331万円→約561万円)		
令和6年(ゲ)第8号	豊島区における給湯器からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	6. 10. 21	東京都住民1人	不動産会社	被申請人が管理するアパートにおいて、低周波音を発生させる給湯器(又はボイラー)を稼働させていることと申請人に生じた健康被害との因果関係の有無		
令和6年(セ)第14号	熊本市における飲食店からの悪臭・騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	6. 11. 7	熊本県住民2人	熊本県住民1人(飲食店経営者)	賠償請求 (600万円)	6. 12. 17	申請不受理
令和6年(セ)第15号 外1件	愛知県蟹江町における解体工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件	6. 11. 8 6. 11. 14	愛知県住民1人	鉄工所 鉄工所の代表清算人ら3人 建物解体会社 愛知県 愛知県蟹江町	賠償請求 (約89万円) 賠償請求 (4万円)		
令和6年(ゲ)第9号	岡山市における飲食店からの悪臭による健康被害原因裁定申請事件	6. 12. 2	岡山県住民1人	飲食店経営会社 岡山県住民2人	被申請人らが経営する飲食店から高濃度の調理排煙(アンモニア、硫化水素等)による悪臭を発生、拡散させていることと申請人に生じた健康被害及び申請人宅にネズミが発生する被害との因果関係の有無		
令和6年(ゲ)第10号	横浜市における騒音・振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	6. 12. 10	神奈川県住民1人	神奈川県住民6人	被申請人ら宅及び被申請人らが設置した電磁波発生機器により騒音、振	7. 2. 18	却下

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
					動及び低周波音を発生、拡散させたことと、被申請人に生じた健康被害との因果関係の有無		
令和6年(ゲ)第11号	高知市における鉄道からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	6. 12. 27	高知県住民1人	鉄道会社	被申請人が運行管理する鉄道車両等が鉄粉を発生、拡散させたことと申請人が所有する自家用車等に鉄粉が付着し継続的に損壊を受けている被害との因果関係の有無		
令和7年(セ)第1号	川口市における室外機からの騒音・振動・低周波音被害責任裁定申請事件	7. 2. 28	埼玉県住民1人	スーパーマーケット経営会社 埼玉県 川口市	賠償請求 (300万円等)		
令和7年(セ)第2号	飯能市における国道等からの騒音被害責任裁定申請事件	7. 3. 3	埼玉県住民43人	国(代表者 国土交通大臣、環境大臣) 飯能市	賠償請求 (500万円)		
令和7年(ゲ)第1号	原子力発電所からの放射性物質等に係る大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	7. 3. 10	福島県など1都3県の住民5人	電力会社	被申請人が運転する原子力発電所の炉心溶融や建屋爆発等の事故により、環境中に放出された放射性物質(セシウム137、テルル等)及び化学毒を有する安定(非放射性)物質(テルル128、130等)への被ばくや暴露または同物質の摂取と申請人らに生じた発がん等の健康被害との因果関係の有無		
令和7年(セ)第3号	岐阜市における家屋からの悪臭被害責任裁定申請事件	7. 3. 25	岐阜県住民2人	岐阜県住民1人	賠償請求 (340万円)		
令和7年(ゲ)第2号	西宮市におけるマンション上階からの騒音・振動・低周波音被害原因裁定申請事件	7. 3. 25	兵庫県住民1人	兵庫県住民1人	被申請人が被申請人宅から騒音、振動及び低周波音を発生させていることと申請人に生じた心身の不安定、難聴が悪化する被害との因果関係の有無		

義務履行勧告事件

事件番号	事件	申出受付年月日	申出人	申出の趣旨	終結年月日	終結区分
昭和62年(リ)第1号	大阪国際空港騒音調停申請事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	62. 3. 3	大阪府住民451人(大阪国際空港騒音調停申請事件における大阪グループの申請人)	大阪国際空港騒音調停申請事件に係る昭和53年3月16日成立の調停条項第2項に定める義務の履行	3. 2. 25	取下げ
平成9年(リ)第1号	冷暖房室外機騒音職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	9. 8. 26	東京都住民1人(冷暖房室外機騒音責任裁定申請事件の申請人)	冷暖房室外機騒音被害職権調停事件に係る平成3年11月5日成立の調停条項第2、3及び5項に定める義務の履行	10. 4. 27	勧告をしない決定
平成17年(リ)第1号	深川市における低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	17. 6. 16	北海道住民1人(深川市における低周波音被害責任裁定申請事件の申請人)	深川市における低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る平成16年7月7日成立の調停条項に定める義務の履行(調停条項に基づく排気ダクトの設置による新たな低周波音の発生)	18. 6. 16	勧告をしない決定
平成20年(リ)第1号	伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	20. 6. 24	静岡県住民1人(伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害職権調停事件の申請人)	伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害職権調停事件に係る平成14年11月26日成立の調停条項第1項に定める義務の履行	21. 2. 9	勧告をしない決定
平成20年(リ)第2号	飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	20. 11. 17	福岡県住民1人(飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件の申請人)	飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件に係る平成11年7月13日成立の調停条項第2、5項(1)(2)に定める義務の履行	22. 1. 25	一部勧告
平成24年(リ)第1号	上尾市における騒音・低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	24. 5. 29	埼玉県住民2人(上尾市における騒音・低周波音被害職権調停事件の申請人)	上尾市における騒音・低周波音被害職権調停事件に係る平成23年9月15日成立の調停条項第1～3項に定める義務の履行	24. 8. 16	取下げ
平成29年(リ)第1号	横浜市における振動・騒音(低周波音)による健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	29. 6. 6	神奈川県住民1人(横浜市における振動・騒音(低周波音)による健康被害職権調停事件の被申請人)	横浜市における振動・騒音(低周波音)による健康被害職権調停事件に係る平成29年3月28日成立の調停条項第4項に定める義務の履行	29. 10. 3	勧告
令和5年(リ)第1号	木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	5. 2. 14	千葉県住民3人(木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等職権調停事件の申請人)	木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等職権調停事件に係る平成27年5月29日成立の調停条項第2、4項に定める義務の履行	5. 9. 12	取下げ

事件番号	事 件	申出受付 年 月 日	申 出 人	申出の趣旨	終 結 年 月 日	終 結 区 分
令和5年(リ) 第2号	宮城県亶理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	5.12.11	宮城県住民1人 (宮城県亶理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害職権調停事件の申請人)	宮城県亶理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害職権調停事件に係る令和5年3月27日成立の調停条項第3項に定める義務の履行	6.3.5	勧告をしない決定
令和5年(リ) 第3号	東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	5.12.13	埼玉県住民6人 (東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件の申請人)	東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件に係る令和5年1月19日成立の調停条項第2項(1)及び(2)に定める義務の履行	6.12.17	勧告
令和7年(リ) 第1号	東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	7.3.10	愛知県住民3人 (東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件の申請人)	東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害職権調停事件に係る令和6年2月27日成立の調停条項第2項(3)に定める義務の履行		

付録3 令和6年度に都道府県公害審査会等に係属した公害紛争事件一覧

凡 例

- 1 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に係属した事件81件を都道府県別に収録した。
- 2 事件の表示について
 - (1) 事件の表示は、各都道府県で付した事件番号によることとしたが、同一の形式で表示したので、都道府県で付した正式の事件名とは異なる場合がある。
 - (2) (あ) はあっせん、(調) は調停、(リ) は義務履行勧告申出の手続であることを示す。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
1	青森県令和5年(調)第1号事件	飲食店からの騒音被害防止請求事件	5. 11. 24	薬局経営会社	飲食店経営個人事業主	被申請人は被申請人が営むカラオケスナックの壁に防音施工を施すこと。	6. 7. 9	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
2	岩手県令和6年(調)第1号事件	駐車場からの大気汚染等被害防止請求事件	6. 11. 29	千葉県住民1人	スーパーマーケット経営会社	被申請人による店舗駐車場の管理がずさんなため、駐車場利用者(無断利用者含む。)の多数が自動車のエンジンを停止しておらず、大気汚染物質、悪臭及び騒音を発生させている状況となっていることから、この状況を完全に改善すること。			
3	宮城県令和7年(あ)第1号事件	コンサルティング業者からの騒音被害防止請求事件	7. 3. 21	宮城県住民1人	コンサルティング業者	(1)被申請人は、申請人宅住民一人一人に対し謝罪をすること。 (2)被申請人は、本件被申請人住所に設置された空調室外機から発生している騒音軽減のため、室外機を迷惑がかからない場所に移動もしくはエアコンを使用しないこと。 (3)被申請人は、申請人宅住民一人一人に対し、損害賠償及び慰謝料を支払うこと。			
4	福島県令和6年(調)1号事件	太陽光発電施設からの騒音被害防止請求事件	6. 2. 16	福島県住民2人	土木建築業者	被申請人は太陽光発電施設について騒音防止対策を講じること。			
5	茨城県令和6年(調)第1号事件	リサイクル生産工場からのばい煙・悪臭被害防止請求事件	6. 6. 17	茨城県住民12人	リサイクル生産業者	(1)被申請人は工場の外に有害な物質、悪臭を一切排出しないこと。 (2)被申請人は自社工場の従業員が有害な物質、悪臭に一切触れない環境を整えること。 (3)被申請人は上記(1)(2)のための計画を、図面をもって申請人に示し同意を得ること。 (4)被申請人は上記(3)の図面に従った設備を設置し、上記(1)(2)を実現するまで営業を行わないこと。もし、上記(1)～(3)の実現が不可能であれば、被申請人は事業をとりやめること。 (5)被申請人は、営業後、当面の間、毎月1回以上の測定を実施し、その計量結果を速やかに申請人に報告すること。被申請人は計量結果に関し、ばい煙測定結果については茨城県庁に、臭気測定結果についてはA市役所に各々考察を仰ぎ、その判断及び指示に従うこと。 (6)営業後、上記(1)(2)に反する事態が生じたときは、被申請人は速やかに工場を停止し、発生原因及び原因物質を特定するほか、周辺環境への影響を調査し、その結果を申請人及び所轄官庁に報告すること、また事態が改善されるまで営業を行わないこと。 (7)被申請人は、当該工場を第三者に譲渡する場合は、当該工場から発生する、又は発生の恐れのあるばい煙、悪臭等について、完全な漏えい対策を講じた上で、行うこと。 (8)被申請人は、当該工場の事業活動に際し、申請人の生活環境の身体的かつ精神的な静穏を確保すること。			
6	茨城県令和6年(調)	鉄道騒音・振動被害防止	6. 6. 24	茨城県住民1人	鉄道会社	(1)申請人は鉄道車両による騒音、振動によって十分な睡眠が確保できない。被申請人は、申請人のストレス、精神的な苦痛の除	7. 2. 12	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
	第2号事件	等請求事件				<p>去すること。</p> <p>(2)被申請人は、車両スピードの減速により騒音、振動の低減を実現し、申請人の日常生活環境を改善させること。具体的には、現在、申請人宅付近を通過する下り列車を、上り列車並の速度、騒音、振動とすること。</p> <p>(3)被申請人は、列車走行により発生する騒音や振動の正確なデータを取得すること。</p> <p>(4)被申請人は、騒音、振動調査を専門機関に委ねること。</p> <p>(5)被申請人側で被害の現状を体験すること。</p> <p>(6)被申請人側の発言の訂正、撤回を求める。</p>			進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
7	群馬県令和6年(調)第1号事件	隣地事業場からの騒音等被害防止請求事件	6. 12. 10	群馬県住民2人	<p>設備工事会社</p> <p>収集運搬会社</p>	<p>(1)設備工事会社に対して、建物自体への早急な防音等の対策と使用者への今後の対応をすること。</p> <p>(2)収集運搬会社に対して、作業音や振動、異臭により生活に著しく支障が出ているため、作業内容の見直しをすること。</p>			
8	埼玉県令和5年(調)第2号事件	市道騒音・振動被害防止請求事件	5. 4. 10	埼玉県住民2人	<p>市(代表者市長)</p> <p>埼玉県(代表者知事)</p>	<p>被申請人に対し、以下を求める。</p> <p>(1)環境基準緩和の見直しと抜本的対策</p> <p>(2)当該道路に対する生活道路の周知と迂回案内</p> <p>(3)交通規制(道路管理者が権利を有する重量規制など)</p> <p>(4)Aインター地域の物流拠点からの当該道路への流入対策</p> <p>(5)B交差点の(特に国道298号線からの流入に対する)交通対策</p> <p>(6)「C版MaaS(A市)」及び「埼玉版スーパー・シティプロジェクト(埼玉県)」における被害場所の問題認識と環境保全対策や公害防止施設の設置</p> <p>(7)上記対策が不十分な場合、(現在進行中の区画整理事業等による)代替地移転</p>			
9	埼玉県令和5年(調)第4号事件	国道等騒音被害防止及び損害賠償請求事件	5. 5. 29	埼玉県住民33人	<p>市(代表者市長)</p> <p>国(代表者国土交通大臣)</p> <p>国(代表者環境大臣)</p>	<p>○A市 環境緑水課</p> <p>(1)毎年12月に環境省の常時監視の手順に従い、国道299号沿いのB地区で昼と夜の騒音測定を行い、騒音レベルの定量的な評価を行うこと。</p> <p>(2)埼玉県警及び関東運輸局B支局に対して、年に数回の街頭検査ではなく、「違反車両がゼロになるまで継続し徹底した街頭検査」を要望すること。</p> <p>(3)住民の精神的損害に対して、賠償金50万円を支払うこと。</p> <p>○関東運輸局 埼玉運輸支局</p> <p>(1)国道299号沿線における道路運送車両法違反車両を撲滅すること。</p> <p>(2)車検逃れを撲滅すること。</p> <p>○国土交通省 自動車局</p> <p>(1)道路上で爆音を発生する車両を自動的に摘出するシステム(騒音オービス)の実用化研究を一層進めること。</p> <p>(2)住民の精神的損害に対して、賠償金300万円を支払うこと。</p> <p>○環境省 水・大気環境局自動車環境対策課</p> <p>(1)純正マフラーよりも大きな騒音を発生させるマフラーを道路上から根絶するために必要な法的整備をすること。</p> <p>(2)住民の精神的損害に対して、賠償金150万円を支払うこと。</p>			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
10	埼玉県令和5年(調)第5号事件	エアコン室外機からの騒音被害防止請求事件	5. 9. 21	埼玉県住民1人	公益社団法人	被申請人に対し、 (1)エアコンの室外機等の音の低減を求める。マイク使用時の声や拍手は窓を閉めていたとしても響いてくる。 (2)エアコンの稼働時間は、就業時間内とすることを求める。また、土日、祝日は稼働しないことを求める。 (3)室外機の移設、防音、交換等を求める。	6. 8. 1	調停成立	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
11	埼玉県令和5年(調)第6号事件	トラックからの騒音被害防止請求事件	5.12.18	埼玉県住民1人	運輸会社	(1)被申請人に対し、トラックの発車等の操業に係る騒音(特に深夜)の継続的・持続的な軽減措置を求める。 (2)被申請人に対し、(1)で求める事項が執られていることを随時確認し、執られていない場合には、自主的に是正措置を講じることを求める。	6.11. 6	調停成立	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
12	埼玉県令和6年(調)第1号事件	解体工事現場からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件	6. 7. 23	埼玉県住民13人	埼玉県住民1人	被申請人は、解体工事の騒音・振動を減じるとともに、申請人の騒音・振動の被害に対し、慰謝料の支払いを求める。			
13	埼玉県令和6年(調)第2号事件	隣家からの騒音被害防止請求事件	6. 7. 28	埼玉県住民2人	埼玉県住民2人	(1)被申請人は、騒音の発生元となる運動の練習、トレーニングの行為等を被申請人の居住建築物の居住区内において行ってはならない。 (2)被申請人は、被申請人の居住建築物の構造などを十分に理解し、騒音の発生元となる床振動音の軽減となる措置を執らなければならない。 (3)被申請人は日中も含むが、特に19時から深夜にかけての家庭内騒音についても軽減となる措置を執らなければならない。 (4)上記措置を執らない場合は、被申請人は、半年の猶予期間後、被申請人の居住建築物から退去しなければならない。			
14	埼玉県令和6年(調)第3号事件	通信設備の新設工事現場からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件	6.11. 9	埼玉県住民1人	設備工事会社 通信サービス会社	被申請人による (1)工事内容、施工方法等についての十分な協議や誠意ある対応 (2)受忍限度を超える騒音・振動の発生の禁止 (3)施工中の騒音や振動の定期的な測定及び測定結果の公表 (4)騒音・振動等に対する謝罪、健康被害に対する補償、慰謝料等の支払 (5)騒音・振動により被害が生じた物件等への補償及び必要な調査の実施			
15	埼玉県令和7年(調)第1号事件	木材加工所からの大気汚染・悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	7. 3. 17	埼玉県住民2人	木材加工会社	(1)被申請人は、申請人ら宅に大気汚染物質及び悪臭を進入させてはならない。 (2)上記措置を執らない場合は、被申請人は、半年の猶予期間後、事業施設を移転しなければならない。 (3)被申請人は、申請人らに対し損害賠償金を支払うこと。			
16	千葉県令和6年(調)第1号事件	薪ストーブ煙害被害防止請求事件	6.10.9	千葉県住民2人	不動産会社	(1)被申請人が社屋内に設置している薪ストーブの使用を止めること。 (2)使用を止めることができない場合は、費用負担は双方応分のものとした上で、薪ストーブを撤去すること。	7.2.27	調停打ち切り	被申請人が調停に応じない態度を明確に示しているため、調停委員会は、これ以上手続を継続しても合意が成

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
									立する成立の見込みがないと判断し、期日を開催せずに調停を打ち切り、本件は終結した。
17	東京都令和5年(調)第1号事件	運送業者営業所からの騒音防止請求事件	5. 8. 2	東京都住民1人	運送業者	(1)被申請人は、防音壁を設置するなどして、東京都A区の被申請人の営業所からの騒音を低減すること。 (2)被申請人は、大きな音を発生させる可能性がある行為の停止と小さな音を発生させる可能性のある行為の回数を減少させること。 (3)被申請人は、営業所の営業時間を制限し、夜間及び土日の操業は行わないこと。 (4)被申請人は、申請人との話し合いに応じ、速やかに問題の解決を図ること。	6. 9. 3	調停成立	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
18	東京都令和5年(調)第2号事件	駐車場からの騒音防止請求事件	5. 8. 3	東京都住民2人	マンション管理会社	(1)被申請人は、被申請人の駐車場出入口に設置されているチェーンゲートの騒音を低減すること。 (2)被申請人はゲートの誤作動が起らないようにすること。	6. 5. 30	調停成立	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
19	東京都令和5年(調)第4号事件	学童保育施設からの騒音防止請求事件	5. 9. 26	東京都住民1人	学童保育施設経営会社	被申請人は、自身が経営する学童保育施設の運営を継続するのであれば、十分な防音対策を施すことにより、申請人宅敷地と被申請人賃借建物敷地の境界線上の騒音が常時60dBを超えないようにすること。	6. 7. 2	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
20	東京都令和5年(調)第5号事件	電気温水器等からの振動防止請求事件	5. 10. 11	東京都住民1人	不動産開発会社	被申請人は、 (1)①被申請人所有のAテラスC号室の電気温水器の運転時間帯を深夜設定から昼間設定に切り替えること。②B号室、C号室ともに電気温水器の早期時間帯での運転を取りやめること。③B号室の電気温水器の運転時間帯が深夜時間帯に戻されていた場合は再び昼間設定に戻すこと。 (2)(1)により、就寝時間帯の振動が解消された後、電気温水器からガス給湯器への切替えの協議に応じること。 (3)(2)までの措置によって、振動が収まらない場合にB号室のエアコン室外機対策をとること。	6. 4. 11	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
21	東京都令和5年(調)第6号事件	マンション隣家からの悪臭防止請求事件	5. 10. 19	東京都住民2人	東京都住民2人	(1)被申請人らは、悪臭防止法と環境確保条例による悪臭規制を遵守すること。 (2)シティタワーA町マンション管理規約、使用細則、重要事項説明等に定められている禁止事項「異臭や悪臭の発生」「発生する機器、設備の設置」「他の区分所有者の平穏な生活を脅かすこと」を行わないこと。 (3)上記を遵守しない、または遵守出来ない理由がある場合、被申請人らは排気口に屋上に繋がる煙突を設置するなど、近隣戸に高頻度で漏れる高濃度香料臭を発生させないこと。ただし、煙突設置はシティタワーA町管理組合の4分の3以上の承認を要する特別決議を得ること。同工事費、維持修理費は被申請人らの負担において原状回復	6. 7. 25	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
						<p>を行うこと。</p> <p>(4)上記措置をいずれも採らない場合、被申請人らは2024年12月末日までに移転すること。</p> <p>(5)上記措置が2024年12月末日までに執り行われれば、申請人らは被申請人らに対して実損費用やその他の請求を行わない。</p> <p>(6)上記措置が執り行われた以降において、再び有機溶剤を含む香料臭を頻繁に発生させ、近隣戸専有部及び共用部に漏れ出るような迷惑行為が及ぶことがあれば、上記(5)にかかわらず、同請求権は遡って復元するものとする。</p>			
22	東京都令和5年(調)第7号事件	飲食店室外機からの騒音低減請求事件	5. 10. 20	東京都住民1人	不動産賃貸会社 飲食店経営会社	<p>(1)被申請人は1階のエアコンの室外機の騒音を低減すること。</p> <p>(2)そのためには室外機を移設等すること。</p>			
23	東京都令和5年(調)第8号事件	洋菓子店からの騒音防止請求事件	6. 1. 31	東京都住民2人	洋菓子店	<p>(1)被申請人はキュービクル並びに冷蔵庫及び冷凍庫の室外機からの騒音を申請人が居住する建物内に、午前8時から午後8時まで45dBを超えて、それ以外の時間帯は40dBを超えてそれぞれ到達させてはならない。</p> <p>(2)被申請人は、上記キュービクルを申請人らが居住する建物から10メートル以上隔離すること。</p> <p>(3)被申請人が上記(1)及び(2)の措置を採らない場合、被申請人は 令和6年6月30日までに上記(1)記載の全設備を撤去すること。</p>			
24	東京都令和6年(あ)第1号事件	解体工事現場からの騒音・振動・悪臭に係る損害賠償請求事件	6. 2. 26	東京都住民1人	解体工事業者	被申請人は申請人及びその同居家族に対し騒音、振動、悪臭に対する補償として金30万円を支払うこと。	6. 5. 20	あっせん打切り	あっせん委員は、今後の進行について協議したところ、合意が成立する見込みがないと判断し、あっせんを打切り、本件は終結した。
25	東京都令和6年(調)第1号事件	印刷工場からの悪臭防止及び損害賠償請求事件	6. 9. 30	東京都住民2人	印刷工場	<p>被申請人は、</p> <p>(1)悪臭防止法の規制を超える悪臭を、敷地境界及び申請人宅内に到達させないよう適切な対策をとること。とりわけ夜間の機械運転を含む作業を行わないこと。</p> <p>(2)これまでの悪臭により生じた健康被害に係る損害につき相当の賠償をすること。</p>	7. 2. 27	調停申請取下げ	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、申請人側から調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
26	東京都令和7年(調)第1号事件	物流施設等建設計画見直し等請求事件	7. 2. 26	東京都住民207人	物流業者3社	<p>被申請人は、</p> <p>(1)環境への影響を調査・予測・評価したデータの全てを開示すること。</p> <p>(2)追加調査・予測・評価等を実施し、その調査等の結果を開示・公表すること。</p> <p>(3)計画の見直し及び実効性ある対策等について、申請人らを含む周辺住民と誠実に協議すること。</p> <p>(4)協議が成立するまでの間、事業に係る工事を着工しないこと。</p>			
27	神奈川県令和5年(調)第3号事件	近隣からの低周波音防止請求事件	5. 10. 16	神奈川県住民1人	神奈川県住民1人	<p>(1)被申請人は、申請人による低周波音に関する調査(測定)に関して、当該調査(測定)の際に、被申請人宅に設置されているエアコンを稼働させたり停止させたりすることによって協力すること。</p> <p>(2)前記(1)の調査の結果、申請人宅の室内に伝搬してきている低周波音の発生源が被申請人宅のエアコン室外機であると判明した場合には、被申請人は、当該低周波音を軽</p>			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
						減させるため、当該室外機の移設等の対策をすること。			
28	神奈川県令和5年(調)第5号事件	マンション階上からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件	5. 10. 20	神奈川県住民1人	神奈川県住民1人 大阪府住民1人(住戸の区分所有者)	継続して発生している騒音(重低音、振動)の停止及び当該騒音(重低音、振動)による健康被害並びに社会活動の低下に対する、被申請人による損害賠償。	6. 6. 18	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
29	神奈川県令和6年(調)第1号事件	隣家からの騒音被害防止等請求事件	6. 3. 19	神奈川県住民1人	神奈川県住民1人	被申請人が使い続けているヒートポンプシステム及び換気扇の昼夜を問わない運転による騒音と低周波の振動について、ありとあらゆる可能な対応手段で現状の被害状態を変更すること。できればお互いが協力し合いながら双方にとって良い解決に至る方策を考え、それに基づいてできるかぎり争いごとにする事なく円満解決に至ること。	7. 3. 3	調停打ち切り	調停委員会は、今後の進行について協議したところ、被申請人は調停に応じる姿勢が見られないことから、これ以上手続を継続しても合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
30	神奈川県令和6年(調)第2号事件	隣接する老人ホームからの騒音・悪臭のおそれ被害防止請求事件	6. 3. 21	神奈川県住民1人	老人ホーム運営会社	被申請人は、建築計画案で申請人宅の敷地境界線近くに設置予定の2台のガスヒートポンプを建築予定の建物反対側の入口近くに移動すること。	6. 4. 19	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
31	神奈川県令和6年(調)第3号事件	近隣事業所からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	6. 8. 21	神奈川県住民1人	建築資材販売会社	(1)被申請人は、被申請人の事業所から、申請人の居住地に65dBを超える一切の騒音(トラックの走行自体から発生する音を除く。)を到達させてはならない。 (2)被申請人は、申請人に対し、損害賠償として金員を支払うこと。	6. 12. 10	調停成立	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
32	神奈川県令和7年(調)第1号事件	近隣道路からの振動被害防止請求事件	7. 2. 10	神奈川県住民1人	市(代表者市長)	被申請人は、交差点改良工事前(令和6年1月15日以前)のように申請人自宅の2階及び台所が振動しないようにすること。			
33	富山県令和7年(調)第1号事件	児童支援施設からの騒音被害防止請求事件	7. 2. 6	富山県住民1人	児童支援業者	被申請人は、自らが運営する児童支援施設の屋外遊技場について、防音壁を設置して騒音を低減すること。			
34	山梨県令和6年(リ)第1号事件	焼き栗販売店からの騒音被害防止等請求事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	6. 8. 9	山梨県住民1人	食品販売会社	山梨県令和4年(調)第1号事件の義務履行勧告申出	6. 9. 9	勧告	知事は、審理の結果、被申出人に義務の履行について勧告し、本件は終結した。
35	岐阜県令和7	焼却炉からの大気	7. 3. 10	岐阜県住民1人	岐阜県住民1人	被申請人は椎茸の原木を燃やす際に発生する煙を減らすため、以下の事項を実施する			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
	年(調)第1号事件	汚染のおそれ防止請求事件				こと。 (1)乾燥度の調整や空気供給の最適化、高温燃焼の維持により燃焼効率の向上を図ること。 (2)二次燃焼室の設置や破砕処理、灰の除去による焼却炉の改良や運用改善を図ること。 (3)原木のコンポスト化やバイオマス燃料への転用、産業利用による代替手法の検討を行うこと。 (4)煙突のフィルターやスクラパーの導入、煙突の高さ延長による煙の後処理を行うこと。 (5)自治体の焼却ルールの確認や事前の住民説明による、地域への配慮を行うこと。			
36	愛知県令和5年(調)第1号事件	橋梁整備工事の振動被害補償請求事件	5. 2. 6	鹿児島県住民1人 愛知県住民2人 兵庫県住民1人	建設会社 愛知県(代表者知事)	○A建設 (1)平成30年2月27日に実施された家屋調査の内容の全開示 (2)令和元年5月29日の自宅訪問調査の報告書の全開示。 ○A建設及び愛知県(B建設事務所) (1)現時点での家屋調査を速やかに行うこと。この場合当事者の立会いを行うこと。その結果で出た被害箇所は補修の対象とすること。 (2)事業損失補償に係る調査から出した修復の返答内容、具体的な補修作業の開始日時、またそれらを記載した覚書を作成すること。 (3)補修事業者の提示すること。 (4)屋根を元に修復できない場合、どのようにするか具体案を提示の上で補修すること。 (5)振動でずれた壁等をどのように修復するか具体案を提示の上で補修すること。 (6)火災保険等に加入出来ない間の措置。 (7)覚書は、押印のもと、申請人にも必ず一部ずつ渡すこと。			
37	愛知県令和5年(調)第2号事件	アルミニウム工場からの騒音・低周波音・悪臭防止及び損害賠償請求事件	5.10. 5	愛知県住民4人	アルミニウムリサイクル経営会社	(1)被申請人は、騒音、低周波音、悪臭について、防音壁を設置する、悪臭を減少させる対策をとるなどの騒音、低周波音、悪臭を可能な限り低減する対策を講じなければならない。 (2)被申請人は、申請人Aに対し、金106万4130円を支払うこと。 (3)被申請人は、申請人B、申請人C及び申請人Dに対し、それぞれ金50万円を支払うこと。	6. 4. 26	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終了した。
38	愛知県令和6年(調)第1号事件	洋菓子店室外機からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	6. 1. 30	愛知県住民2人	洋菓子店	(1)被申請人は、申請人らに対し、室外機から発する騒音について、室外機の機種を変更する、あるいは効果的な防音壁を設置するなどの防音措置を講じて、敷地境界にて騒音を愛知県条例で定めている規制基準以下に低減すること。 (2)被申請人は、申請人Bに対し、金31万5610円及びこれに対する本申請書送達の日から翌日から支払済まで、年3%の割合による金員を支払うこと。 (3)被申請人は、申請人Aに対し、20万円及びこれに対する本申請書送達の日から翌日から支払済まで、年3%の割合による金員を支払うこと。 (4)調停費用は被申請人の負担とすること。	7. 3. 4	調停成立	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終了した。
39	愛知県令和6	高等学校からの騒	6. 2. 8	愛知県住民2人	教育委員会	被申請人は、 (1)愛知県立A高等学校、B高等学校より発	7. 2. 13	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
	年(調)第2号事件	音被害防止及び損害賠償請求事件			高等学校2校	せられる騒音をC市条例の規制基準値以下にすること。体育館の騒音は音量が低音音量でも耳障りな音質のため、建物の外に音が漏れないようにすること。 (2)(1)項の対策が実施できるまで即刻屋外バレーボールコートと校舎北側体育館を使用しないこと。 (3)チャイム、放送等の音量は即刻敷地境界で、C市条例が定める規制基準値以下になるようにすること。 (4)楽器、太鼓、合唱、大声など校内で発せられる音を敷地外に漏らさないこと。やむを得ない場合は、C市の定める条例の規制数値以下にすること。 (5)調停に係る費用を支払うこと。 (6)慰謝料を支払うこと。			の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
40	愛知県令和7年(調)第1号事件	駐車場からの騒音被害防止請求事件	7. 1. 17	愛知県住民1人	運送会社	被申請人は、駐車場に遮音壁など防音措置を講じ、大型車両の出入りを幹線道路から行い、生活道路から出入りを行わず、夜間の操業を行わないことを求める。			
41	三重県令和6年(調)第1号事件	ガソリンスタンドの建設工事による騒音被害損害賠償等請求事件	6. 2. 5	三重県住民1人	建設会社	被申請人は、 (1)申請人に対して損害賠償30万5000円を支払うこと。 (2)申請人に対して正式に謝罪すること。	6. 5. 9	調停成立	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
42	三重県令和6年(調)第2号事件	金属建材製作工場からの騒音・悪臭・粉じん被害防止及び損害賠償請求事件	6. 4. 10	三重県住民2人	金属建材製作会社	(1)被申請人は就業時間を8時30分から17時15分までにすること。 (2)被申請人は、騒音の規定値を超過しないよう対策を講じること。 (3)被申請人は、シンナー(悪臭)や塗料(粉じん)が外部に拡散しないよう対策を講じること。 (4)被申請人は、精神的苦痛に係る費用として慰謝料を支払うこと。	7. 2. 14	調停成立	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
43	滋賀県令和3年(調)第1号事件	クリーニング工場からの騒音等被害防止請求事件	3. 8. 4	滋賀県住民1人	クリーニング会社	(1)被申請人は、被申請人本社工場が発する騒音が申請人の自宅において環境基準以下となるよう対策をとること。 (2)被申請人は、被申請人本社工場が発する低周波音が、申請人の睡眠障害を起こさない程度になるよう対策をとること。	6. 12. 16	調停成立	調停委員会は、7回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
44	京都府令和5年(調)第2号事件	エアコン室外機からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件	5. 7. 10	滋賀県住民1人	介護事業社	(1)被申請人は、申請人に対し、損害賠償として、金110万円を支払うこと。 (2)被申請人は、騒音振動対策として、発生源を明らかにするとともに、エアコン室外機を撤去するか、効果的な防音・防振工事などの公害防止対策を行うこと。	6. 10. 25	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
45	京都府令和5年(調)第3号事件	飲食店からの悪臭・騒音等防止及び損害賠償請求事件	5. 7. 26	京都府住民1人	飲食店経営者	(1)被申請人は申請人に損害賠償として金200万円を支払うこと。 (2)被申請人は、申請人宅の北側2階にある窓とその周辺に太陽光及び反射熱を遮断する工事、1階北側にある窓と上記2階の窓に対して悪臭騒音を防止する工事をそれぞれ実施すること。	6. 6. 17	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
46	京都府令和7年(調)第1号事件	土地区画整理事業に伴う土壌汚染被害のおそれ防止請求事件	7. 3. 7	京都府住民1人	京都府住民1人	(1)申請人は、被申請人との間で、地役権設定対価相当額を決定して、地役権設定契約を締結すること。 (2)調停費用は、各自の負担とすること。			
47	大阪府平成6年(調)第5号事件	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	6. 12. 22	大阪府住民797人	市(代表者市長) 高速道路管理会社	都市計画道路及び自動車専用道路が完成し、供用が開始されることにより、騒音、振動、排気ガスの公害発生及び眺望への影響のおそれがある。よって、被申請人は、環境保全上の適切な処置を講ずること。			
48	大阪府令和2年(調)第2号事件 (平成6年(調)第5号事件への参加)	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	2. 4. 2	大阪府住民4人	市(代表者市長) 高速道路管理会社	大阪府平成6年(調)第5号事件に同じ。			
49	大阪府令和2年(調)第4号事件 (平成6年(調)第5号事件への参加)	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	2. 7. 17	大阪府住民1人	市(代表者市長) 高速道路管理会社	大阪府平成6年(調)第5号事件に同じ。			
50	大阪府令和4年(調)第2号事件	通所介護施設騒音振動被害防止請求事件	4. 4. 14	大阪府住民1人	老人福祉・介護事業会社	(1)被申請人は、通所介護施設を営業するにあたって騒音及び振動を軽減するために必要な措置を講じなければならない。 (2)被申請人は、通所介護施設の利用者のためのレクリエーションを行う時間帯を午後1時30分から午後3時までの間に限定し、その限定した時間のうち毎日1時間しかレクリエーションをしてはならない。 (3)被申請人は、通所介護施設内に利用者を受け入れる時間帯においては、同施設の建物のすべての窓、シャッターを閉めた状態にしなければならない。 (4)前項の規定に関わらず、建物内の換気を行うため、毎時0分から5分までの間の最大5分間だけ建物の東面及び北面を向いた窓及びシャッターを開けたままの状態にすることを認める。この場合、被申請人は建物内でカラオケ、合唱、ダンスを含むレクリエーション活動を一切行わないほか、できる限り建物から音を発生させないように配慮しなければならない。 (5)被申請人は、施設の玄関ドア及び窓に設置されたシャッターの開閉、送迎車両のドアの開閉、職員が通勤等に使用する自転車の駐輪を行うにあたっては、丁寧かつ可能な限り小さな音で玄関ドア、シャッター、車両のドアを開閉し、電動アシスト自転車のハンドル音を出さないよう配慮しなければならない。 (6)被申請人は、施設内の駐車場及び施設前	6. 5. 27	調停打ち切り	調停委員会は、7回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
						路上において送迎車両のエンジンを停止させるとともに、前面道路の側溝上に設置されているグレーチング板に緩衝材を設置するなどしてグレーチング板から音を発生させないように措置を講じなければならない。			
51	大阪府令和4年(調)第5号事件(平成6年(調)第5号事件への参加)	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	4. 7. 14	大阪府住民1人	市(代表者市長) 高速道路管理会社	大阪府平成6年(調)第5号事件に同じ。			
52	大阪府令和4年(調)第6号事件	介護保険施設騒音被害防止請求事件	4. 8. 4	大阪府住民1人	社会医療法人	(1)被申請人は、経営する介護保険施設に設置された機械の稼働時間を午前9時から午後8時までとしなければならない。 (2)被申請人は、騒音を軽減するために防音壁を改善しなければならない。 (3)被申請人は、日中の騒音を軽減するために申請人の所有するマンションの窓ガラスを防音ガラスに変更しなければならない。 (4)被申請人は、騒音が原因で入居者が退去した場合、当該退去によって生じた損害の賠償をしなければならない。	6. 6. 24	調停成立	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
53	大阪府令和4年(調)第8号事件	隣家からのエアコン室外機騒音被害防止請求事件	4. 11. 8	大阪府住民1人	大阪府住民2人	(1)被申請人らは、騒音について敷地境界線上において環境省の定める騒音に係る環境基準内にとどまるようにしなければならない。 (2)被申請人らは、室外機2台を移設しなければならない。 (3)被申請人らは、上記措置を行わない場合、室外機2台を撤去しなければならない。 (4)被申請人らは、申請人に対し、室外機2台の移設又は撤去に至るまで、令和3年11月12日以降、1日あたり金3000円を支払わなければならない。			
54	大阪府令和5年(調)第2号事件	金属加工工場粉じん被害防止及び損害賠償請求事件	5. 6. 22	大阪府住民3人	金属製品製造会社	(1)被申請人は申請人らに対し計979万4634円を支払わなければならない。 (2)被申請人は汚れ(シミ等)の原因物質を飛散させない措置をとらなければならない。 (3)被申請人は上記(2)の措置をとらない場合、半年の猶予期間後、工場を移転しなければならない。	6. 6. 11	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
55	大阪府令和6年(調)第1号事件	工事車両からの騒音・振動のおそれ公害防止請求事件	6. 1. 29	大阪府住民5人	市(代表者市長)	被申請人は、 (1)工事用の大型車両を生活圏道路であるA町第B号線、同C号線、同D号線等及びE線を通行させないように対策を講じなければならない、その対策として工事用の大型車両を中央環状線から公園予定地南側へ直接出入する計画に見直さなければならない。 (2)前項の対策の実現のために事業計画地に隣接する土地所有者であり、土地の一時使用の許諾を申出ているFと具体的な計画図をもって協議、調整しなければならない。 (3)第1項の対策の実現のために中央環状線の道路管理者である大阪府G土木事務所と、中央環状線から公園予定地南側へ直接出入りする仮設道路を設置する際に障害と	6. 12. 4	調停成立	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						なる道路照明灯の工事期間中の移設を、具体的な計画図をもって協議、調整しなければならない。			
56	大阪府令和6年(調)第2号事件	発電機騒音・悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	6. 3. 11	大阪府住民2人	不動産業者 建設業者 学術研究者 銀行 情報通信業者	(1)被申請人らは、新築工事により設置された発電機の運転に伴い、騒音を生じさせてはならない。 (2)被申請人らは、新築工事により設置された発電機の運転に伴い、排煙を生じさせてはならない。 (3)被申請人らは、申請人らが被った健康被害につき慰謝料として相当額の損害賠償を支払うこと。			
57	大阪府令和6年(調)第3号事件	駐車場騒音・粉じん被害防止請求事件	6. 4. 5	大阪府住民2人	大阪府住民2人 運輸倉庫会社2社	(1)被申請人らは、午後9時から翌午前6時までの間、被申請人住民ら土地において自動車を使用し、又は第三者をして使用させてはならない。 (2)被申請人らは、午前6時から午前8時までの間50dBを超える、午前8時から午後6時までの間55dBを超える、午後6時から午後9時までの間50dBを超える音量の騒音を申請人ら住所地に侵入させてはならない。 (3)被申請人らは、自動車の排気ガス及びほこりの流入防止のため、土地上の「フェンス設置部分特定図」記載の範囲において、透過性のない材質で、高さ4メートルのフェンスを設置せよ。 (4)被申請人らは、被申請人ら土地に発生するほこりを申請人ら住所地に侵入させないようにアスファルト舗装工事を行う等の対策を講じなければならない。 (5)被申請人らは、申請人ら住所地に属する「排水管部分特定図」記載の赤色四角部分付近の排水管等を収去して、同土地を引き渡すこと。 (6)被申請人らは、申請人ら住所地に接する被申請人ら土地の盛り土の崩壊を予防するよう「フェンス設置部分特定図」記載の範囲において、法面防護改良工事を実施する等の対策を講じなければならない。			
58	大阪府令和6年(調)第4号事件	排水管布設替工事現場からの騒音・振動被害防止等請求事件	6. 8. 14	大阪府住民1人	町(代表者町長)	(1)被申請人は、騒音及び振動について、正しい知識と理解が行えるよう職員へ教育を施し、問題発生時に適切な判断と十分な対応ができ、かつ問題を未然に防げるようにしなければならない。 (2)被申請人は、騒音について規制基準内にとどまるだけでなく、個別の事情をもって適切に対応できるよう、騒音を適切かつ最適な方法を用いて計測・記録・分析し、それらをもって現場を改善する体制を備え維持しなければならない。 (3)被申請人は、振動について規制基準内にとどまるだけでなく、個別の事情をもって適切に対応できるよう、振動を適切かつ最適な方法を用いて計測・記録・分析し、それらをもって現場を改善する体制を備え維持しなければならない。 (4)被申請人は、工事や作業においては騒音や振動のモニタリングを実施し、それを記録し、インターネットをはじめとした方法をもって遅滞なく誰もが閲覧可能な状態で公表しなければならない。 (5)被申請人は、騒音について規制基準によ	7. 2. 5	調停打切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						<p>らずこれを可能な限り軽減するよう防音シートやパネルを設置などの対策を講じなければならない。</p> <p>(6)被申請人は、振動について規制基準によらずこれを軽減する措置をとらなければならない。</p> <p>(7)被申請人は、騒音や振動を軽減する措置と合わせて、週ごとの積算日数、日ごとの積算時間をそれぞれ法令に定めるよりも減じなければならない。週は月曜日から始まり、日曜日を終わりとする。</p> <p>(8)被申請人は、上記措置が講じられるまでは工事や作業を中断しなければならない。</p> <p>(9)上記措置をとらない場合は、被申請人は、1週間の猶予期間後、工事や作業の一切を中止しなければならない。</p>			
59	大阪府令和7年(調)第1号事件	トラック騒音被害防止請求事件	7. 2. 3	大阪府住民4人	大阪府住民1人	<p>被申請人は、</p> <p>(1)早朝の搬入等の時間を午前7時以降にするか、倉庫の出入口の場所を変えること。</p> <p>(2)作業場を日中の騒音や早朝の時間に睡眠を妨害しない場所に移転すること。</p>			
60	大阪府令和7年(調)第2号事件	金属加工工場騒音等被害防止請求事件	7. 3. 12	大阪府住民1人	金属製品製造業	<p>(1)被申請人は、騒音について規制基準内にとどまるよう防音壁を設置するなどの対策を講じなければならない。</p> <p>(2)被申請人は、振動、粉じんについてこれを軽減する措置をとらなければならない。</p> <p>(3)被申請人は、操業時間を平日午前9時から午後5時までとしなければならない。</p> <p>(4)上記措置をとらない場合は、被申請人は、半年の猶予期間後、工場を移転しなければならない。</p>			
61	奈良県平成20年(リ)第1号事件	平成11年(調)第1号事件における調停事項の義務履行勧告申出事件	20. 9. 3	区(代表者区長)	産業廃棄物処理業者	奈良県平成11年(調)第1号事件の義務履行勧告申出			
62	奈良県令和5年(調)第1号事件	ネギ加工工場悪臭等被害防止等請求事件	5. 2. 27	奈良県住民2人	食品加工業者	<p>被申請人は、</p> <p>(1)前提条件無しで対話に応じること。</p> <p>(2)ネギ臭の脱臭装置を工場の空気排出口に取り付けること。</p> <p>(3)脱臭装置の取り付けまでの間は、ネギ工場の空気排気を午前中及び年末年始は配慮すること。</p>	6. 4. 3	調停打切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
63	奈良県令和5年(調)第3号事件	非鉄金属卸売事業の差止め及び農地等から検出された重金属除去請求事件	5. 6. 27	奈良県住民9人	非鉄金属卸売会社	<p>(1)被申請人は操業している工場の土地において、非鉄金属卸売業、金属くず卸売業、その他、これに関連する一切の事業を営んではならない。</p> <p>(2)被申請人は、申請人らが所有する土地から重金属(銅、鉛等)を除去すること。</p>			
64	奈良県令和6年(調)第1号事件	ビニールハウスからの騒音被害防止請求事件	6. 8. 22	奈良県住民1人	株式会社(靴下縫製のほか、農産物も栽培)	被申請人所有のビニールハウスに設置されている大型モーターの運転を停止すること。	6. 11. 25	調停打切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
65	奈良県令和7年(リ)第1号事件	一般廃棄物焼却処理施設移転等請求事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	7. 1. 20	奈良県住民1人	市(代表者市長)	奈良県平成15年(調)第1号・奈良県平成17年(調)第1号事件の義務履行勧告申出			
66	広島県平成30年(調)第2号事件	自動車プレス金型製作所からの騒音・振動被害防止請求事件	30. 5. 18	広島県住民12人	自動車プレス金型製作所	被申請人は屋内での騒音の体感基準で6番(騒音レベル50dB)以上の騒音及び振動の体感基準で8番(震度2相当=65dB)以上の振動を発生させる作業を停止すること。			
67	広島県令和元年(調)第1号事件	一般廃棄物最終処分場建設に伴う土壌汚染等おそれ公害防止請求事件	元. 12. 3	広島県等住民228人	市(代表者市長)	被申請人は、広島県民の水がめであるA川の上流域で、かつ豪雨豪雪地帯に建設中のB市一般廃棄物最終処分場「C埋立地」において、現在の計画のまま処分場を整備し、加えて、圧送・自然流下を繰り返す約13kmに及ぶ浸出水放流管を設置することは、広範囲にわたって土壌汚染や水質汚染を引き起こす可能性が非常に高いため、現計画の見直しを行い、かかる公害の発生を未然に防止すること。			
68	広島県令和3年(調)第1号事件	金属製品製造工場からの悪臭被害防止請求事件	3. 9. 21	広島県住民1人 仏壇製造会社 木材加工会社	金属加工会社	(1)被申請人は、申請人に対し、悪臭による被害が生じないように、被申請人の作業内容の改善、消臭装置あるいは通気装置の設置など、必要な対策を講じること。 (2)被申請人は、申請人らに対し、100万円及び本申立ての日から、前項の対策がなされるまでの間、毎月3万円を支払うこと。	6. 10. 1	調停成立	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
69	広島県令和5年(調)第2号事件	認定こども園からの騒音被害防止請求事件	5. 4. 14	認定こども園	広島県住民1人	(1)申請人と被申請人において、調停委員会の協力のもと、現在の騒音に関する事実関係(等価騒音レベルの算定等)を確認すること。 (2)事実関係を踏まえ、申請人と被申請人の協議の上、騒音対応策を決めること。	7. 2. 21	調停成立	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
70	広島県令和5年(調)第3号事件	養鶏場からの騒音・低周波音・悪臭被害防止請求事件	5. 11. 22	広島県住民1人	養鶏場経営会社	被申請人は、事業活動が行われている恒久的な構造物を構築することで、事業活動に伴い生ずる騒音、低周波音、悪臭を低減させること。			
71	広島県令和6年(調)第1号事件	自動車部品工場からの粉じん被害防止及び損害賠償請求事件	6. 6. 26	広島県住民1人	自動車部品製造会社	(1)被申請人の広島工場の排気ファンから排出される粉じん(鉄粉)の対策を速やかに行うこと。 (2)被申請人からの、鉄粉による住居被害の損害賠償			
72	広島県令和6年(調)第2号事件(令和)	養鶏場からの騒音・低周波音・悪臭被害防止請求事	6. 6. 14	広島県住民1人	養鶏場経営会社	広島県令和5年(調)第3号事件に同じ。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
	5年(調)第3号事件への参加)	件							
73	広島県令和6年(調)第3号事件	コンテナ基地からの騒音被害防止等請求事件	6.10.9	広島県住民1人	貨物会社	被申請人は、A駅コンテナ基地から発生する作業音について、騒音発生前と同等までの減衰を行うこと。また、令和6年6月17日以降から、段階的な騒音の一部減衰がみられたことについて、その要因を明確にすること。			
74	広島県令和7年(調)第1号事件	鉄道からの騒音・振動被害防止請求事件	7.3.11	広島県住民1人	鉄道会社	被申請人に対し、 (1)列車走行時の騒音・振動障害防止対策の実行 (2)申請人居宅の振動被害箇所への修復 (3)慰謝料の支払いを求める。			
75	高知県令和6年(調)第1号事件	鉄道粉じん被害防止及び損害賠償請求事件	6.4.8	高知県住民1人	鉄道会社	(1)被申請人は、鉄道車両のブレーキシステムの改良又はA駅周辺のブレーキによる鉄粉飛散量の多い箇所を囲うなどの実効性のある鉄粉飛散防止対策を直ちに行うこと。 (2)被申請人は、申請人が所有する自家用車塗装の現状復旧にかかる損害賠償金11万5500円を支払うこと。	6.8.6	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
76	福岡県令和6年(調)第1号事件	金属加工工場からの騒音等被害防止請求事件	6.3.26	福岡県住民1人	建築資材仕入販売業者 産業廃棄物収集運搬業者	(1)被申請人は、本件工場から造成工事、砕石、車両による運搬及び重機稼働により発生する音について、昼間60dB及び夜間50dB以下に低減すること。 (2)被申請人は、土地造成工事に起因する振動により破損したブロック塀、スロープ等の亀裂、浄化槽部コンクリートの陥没等の修復工事を行うこと。 (3)被申請人は、粉じんによる健康被害が生じないように防止措置をとること。 (4)被申請人は、作業時間を午前9時から午後5時までとし、夜間及び土日祝日の作業は行わないこと。 (5)被申請人は、上記措置をとらない場合又はいずれかの事項に違反した場合は速やかに必要な回復工事を行い、現事業場から移転すること。	6.8.9	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
77	佐賀県令和7年(調)第1号事件	福祉施設からの騒音被害防止請求事件	7.2.6	佐賀県住人1人	福祉施設運営会社	(1)被申請人による、室外機の音の低減のための場所の移動、防音設備の設置。 (2)風の低減のための、被申請人による場所の変更、パネル設置。 (3)被申請人からの夜の音をやめること。 (4)被申請人が建物を増築する際には、室外機の位置を考慮すること。			
78	熊本県令和元年(調)第1号事件	温泉宿からの騒音被害防止請求事件	元.11.29	熊本県住民1人	ホテル運営会社	(1)被申請人は、ボイラーの騒音を低減させること。また、防音対策及び定期的なメンテナンスを実施するとともに、稼働時間について検討すること。 (2)被申請人は、モーターの騒音を低減させること。また、定期的なメンテナンスを実施すること。 (3)被申請人は、ドアの開閉音による騒音を低減させるために、ドアアームストッパー等の防音対策を講ずること。 (4)被申請人は、浴室の換気扇の騒音を低減させること。 (5)被申請人は、深夜・早朝に騒音を低減させるために、措置を講ずること(浴室の風呂桶の防音対策等)。	6.9.4	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
79	熊本県令和6年(調)第1号事件	カラオケ店からの騒音被害防止請求事件	6. 9. 30	熊本県住民1人	熊本県住民1人	被申請人が経営するカラオケ店への防音設備等の設置を求める。			
80	熊本県令和7年(調)第1号事件	パン工場からの悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	7. 1. 20	熊本県住民1人	製パン会社	被申請人が操業する工場の排水処理施設の異臭根絶及び、長期にわたる異臭、申請人宅及び車内の付臭に伴い、損害賠償金100万円の支払等を求めるもの。			
81	沖縄県令和5年(調)第1号事件	グラウンドからの騒音被害防止請求事件及び損害賠償請求事件	5. 10. 23	沖縄県住民1人	市(代表者市長) 指定管理者	(1)被申請人は、防音壁を設置するなどしてグラウンド(スケートボードパーク)の騒音を低減すること。 (2)被申請人に対する、健康被害による慰謝料の請求	6. 8. 26	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

付録4 鉱区禁止地域指定一覧

指定番号	指定地域名	指定告示年月日	指定面積(ヘクタール)	指定鉱物名
1	伊勢神宮(三重県)	昭和26.12.11	5,471	鉱業法第3条に規定する鉱物全部
2	常盤池(山口県)	27.2.23	55	石炭
3	出石寺(愛媛県)	27.3.27	31	鉱業法第3条に規定する鉱物全部
4	伊東市(静岡県)	27.5.17	3,517	〃
5	柳津堰堤(福島県)	27.5.29	48	〃
	片門堰堤		84	
6	久瀬ダム(岐阜県)	27.10.13	10	〃
7	朝日ダム(〃)	〃	88	〃
8	京都市(左京区、東山区)	27.11.8	509	〃
	京都市(右京区)(京都府)		547	
	宇治市(宇治)		150	
9	雌阿寒岳(北海道)	27.11.13	450	〃
10	川湯湖(〃)	〃	103	〃
	摩周湖(〃)	〃	3,275	
	雄阿寒岳	〃	3,814	
11	駕輿丁池(福岡県)	28.3.11	280	〃
12	菅平(長野県)	28.10.9	3,085	硫黄、硫化鉄鉱及びこれと同種の鉱床中に存する鉱物
13	樽前山(北海道)	28.12.23	82	鉱業法第3条に規定する鉱物全部
14	登別温泉(〃)	〃	137	〃
15	昭和新山(〃)	〃	9	〃
16	有珠岳(〃)	〃	277	〃
17	羊蹄山(〃)	〃	109	〃
18	黒部第四ダム(富山県)	29.3.12	2,601	〃
19	袋田温泉(茨城県)	29.3.30	434	〃
20	三面ダム(新潟県)	29.5.10	947	〃
21	猿田ダム(〃)	〃	1,518	〃
22	道後温泉(愛媛県)	29.6.22	1,341	〃
23	玉川温泉(秋田県)	29.8.27	58	〃
24	後生掛温泉(〃)	〃	168	〃
25	旭町滝の水池(愛知県)	29.9.18	20	亜炭
26	旭町平池(〃)	〃	21	〃
27	猪高村牧野池(〃)	〃	18	〃
28	上野町荒尾(〃)	〃	14	〃
29	小鈴ヶ谷海岸(〃)	〃	2	〃
30	日光山内(栃木県)	30.2.17	2,599	鉱業法第3条に規定する鉱物全部

指定番号	指定地域名	指定告示年月日	指定面積(ヘクタール)	指定鉱物名
31	古座川ダム(和歌山県)	昭和30. 3. 18	1,022	鉱業法第3条に規定する鉱物全部
32	伊香保温泉(群馬県)	30. 3. 19	580	〃
33	関門国鉄ずい道(山口県)	30. 3. 28	856	〃
34	関門国道ずい道(〃)	30. 3. 29	484	〃
35	四万温泉(群馬県)	30. 3. 30	510	〃
36	笹生ダム(福井県)	30. 3. 31	1,956	〃
37	鎌先温泉(宮城県)	30. 7. 9	80	〃
38	鳴子ダム(〃)	30.10. 7	494	〃
39	目屋ダム(青森県)	30.11. 2	425	〃
40	八ヶ岳(長野県)	31. 1. 13	258	硫黄、硫化鉄鉱及びこれと同種の鉱床中に存する鉱物
41	奥日光(栃木県)	31. 1. 27	13,531	鉱業法第3条に規定する鉱物全部
42	湯沢温泉(栃木県)	〃	3	〃
43	尾瀬(福島県、群馬県、新潟県、栃木県)	〃	9,988	〃
44	塩原温泉(栃木県)	31. 1. 28	1,365	〃
45	塩原元湯(〃)	〃	36	〃
46	那須温泉(〃)	〃	2,335	〃
47	板室温泉(〃)	〃	104	〃
48	三斗小屋温泉(〃)	〃	80	〃
49	鎧畑ダム(秋田県)	31. 2. 3	759	〃
50	大野ダム(京都府)	31. 3. 30	828	〃
51	鹿の川ダム(愛媛県)	31. 3. 31	492	〃
52	天体観測用地(岡山県)	32. 1. 17	1,158	〃
53	飯坂温泉(福島県)	32. 3. 18	425	〃
54	高湯温泉(〃)	〃	72	〃
55	熱海温泉(〃)	〃	113	〃
56	東山温泉(〃)	〃	160	〃
57	湯野上温泉(〃)	〃	310	〃
58	土湯温泉(〃)	〃	251	〃
59	霧島国立公園(宮崎県)	32. 7. 6	8,391	〃
60	霧島国立公園(鹿児島県)	〃	66	〃
61	草津温泉(群馬県)	32.10.24	660	〃
62	野呂川林道(山梨県)	32.11.27	255	〃

指定 番号	指 定 地 域 名	指定告示 年 月 日	指定面積 (ヘクタール)	指 定 鉱 物 名
63	鬼 怒 川 温 泉 (栃 木 県) 川 治 温 泉	昭和 33. 2. 25	294 856	鉱業法第3条に規定する鉱物全部
64	湯 西 川 温 泉 (")	"	70	"
65	川 俣 温 泉 (")	"	66	"
66	甲 子 温 泉 (福 島 県)	"	210	"
67	大 山 国 立 公 園 (鳥 取 県)	33. 3. 3	4, 346	"
68	鬼 怒 沼 (栃 木 県)	33. 3. 5	32	"
69	湯 田 ダ ム (岩 手 県)	33. 3. 12	22	"
70	牧 尾 ダ ム (長 野 県)	33. 5. 22	985	"
71	天 ヶ 瀬 ダ ム (京 都 府) 滋 賀 県	33. 6. 24	525	"
72	大 倉 ダ ム (宮 城 県)	33. 8. 26	351	"
73	皆 瀬 ダ ム (秋 田 県)	34. 3. 7	308	"
74	高野竜神森林公園 (和歌山県)	34. 7. 25	1, 548	"
75	玉 山 ダ ム (宮 城 県)	34. 8. 7	186	"
76	河 本 ダ ム (岡 山 県)	35. 2. 10	101	"
77	三 池 、 田 代 (福 島 県)	35. 2. 18	96	"
78	横 山 ダ ム (岐 阜 県)	35. 3. 25	848	"
79	松 野 池 (")	35. 6. 16	182	"
80	東 郷 池 (愛 知 県)	"	293	"
81	三 好 池 (")	"	136	"
82	牧 野 ヶ 池 緑 地 (")	35. 8. 24	A地域 27 B地域 28	"
83	川 俣 ダ ム (栃 木 県)	35. 9. 2	985	"
84	矢 木 沢 ダ ム (群 馬 県)	35. 12. 28	1, 651	"
85	菌 原 ダ ム (")	"	383	"
86	三 朝 温 泉 (鳥 取 県)	36. 1. 11	881	"
87	東 郷 、 浅 津 温 泉 (")	"	1, 518	"
88	雲 仙 天 草 国 立 公 園 (長 崎 県) 雲 仙 山 稜 地 域	36. 7. 10	3, 645	"
89	雲 仙 天 草 国 立 公 園 (") 眉 山 地 域	"	684	"
90	雲 仙 天 草 国 立 公 園 (") 諏 訪 池 地 域	"	150	"
91	下 久 保 ダ ム (群 馬 県) 埼 玉 県	36. 10. 10	1, 145	"
92	八 木 山 川 ダ ム (福 岡 県)	36. 11. 7	244	"
93	那 珂 川 ダ ム (")	"	58	"
94	三 毛 別 ダ ム (北 海 道)	36. 12. 26	260	"
95	菅 野 ダ ム (山 口 県)	37. 1. 11	992	"

指定番号	指定地域名	指定告示年月日	指定面積 (ヘクタール)	指定鉱物名
96	鶴田ダム(鹿児島県)	昭和37.10.19	1,514	鉱業法第3条に規定する鉱物全部
97	犀川ダム(石川県)	38. 8.26	480	〃
98	十和田八幡平国立公園(青森県)	38.10.31	12,785	〃
99	小河内ダム(東京都)	38.11.15	25,555	〃
100	笠堀ダム(新潟県)	39. 1.13	315	〃
101	十和田八幡平国立公園南北八甲田地域(青森県)	39. 5.29	8,325	〃
102	西山発電ダム(山梨県)	39. 7. 4	263	〃
103	奈良田第一・第二発電所(〃)	〃	234	〃
104	野呂川発電所(〃)	〃	153	〃
105	高山ダム(京都府)	39.10. 9	965	〃
106	金山ダム(北海道)	39.10.28	1,550	〃
107	四十四田ダム(岩手県)	39.11.19	674	〃
108	西荒川ダム(栃木県)	40. 4. 9	223	〃
109	日光国立公園女峰山太郎山地域(〃)	40.11.11	1,465	〃
110	白石市小原温泉(宮城県)	40.11.13	267	〃
111	菅沢ダム(鳥取県)	40.12.21	472	〃
112	矢作ダム(愛知県)	40.12.24	1,145	〃
113	小渋ダム(長野県)	41. 3.24	902	〃
114	釜房ダム(宮城県)	41. 7.16	523	〃
115	大滝ダム(奈良県)	41.12.21	1,178	〃
116	伊東市、中伊豆町、伊豆町(静岡県)	41.12.27	A地域 1,675 B地域 3,221 C地域 5,851	〃
117	大鰐温泉(青森県)	41.12.28	125	〃
118	松原ダム、下笠ダム(大分県)	42. 9.22	1,811	〃
119	二瀬ダム(埼玉県)	42.10. 4	439	〃
120	小河内ダム雲取山南方地域(山梨県)	43. 1.10	825	〃
121	内ノ倉ダム(新潟県)	43. 1.11	683	〃
122	樽水ダム(宮城県)	43. 5.22	125	〃
123	宇連ダム(愛知県)	43. 8.20	811	〃
124	三ツ口貯水池(〃)	43. 8.21	45	〃
125	初立貯水池(〃)	43. 8.22	105	〃
126	駒場貯水池(愛知県)	43. 8.22	81	〃

指定 番号	指 定 地 域 名	指定告示 年 月 日	指 定 面 積 (ヘクタール)	指 定 鉱 物 名
127	大 迫 ダ ム (奈 良 県)	昭和 44. 1. 13	866	鉱業法第3条に規定する鉱物全部
128	笹ヶ峰 ダ ム (新 潟 県)	44. 11. 12	310	〃
129	阿 武 川 ダ ム (山 口 県)	44. 11. 19	1,021	〃
130	岩 尾 内 ダ ム (北 海 道)	44. 12. 15	A地域 88 B地域 1,081	A地域 鉱業法第3条に規定する鉱物全部 B地域 鉱業法第3条に規定する鉱物のうち、次に掲げる鉱物以外の鉱物、硫化鉄鉱及びこれと同種の鉱床に存する銅鉱並びにこれらと同種の鉱床に存するその他の鉱物
131	豊 平 峡 ダ ム (〃)	44. 12. 19	592	鉱業法第3条に規定する鉱物全部
132	大 渡 ダ ム (高 知 県) (愛 媛 県)	44. 12. 22	480	〃
133	平 尾 台 地 域 (福 岡 県)	44. 12. 23	471	〃
134	土 師 ダ ム (広 島 県)	45. 3. 14	738	〃
135	小 河 内 ダ ム 青 岩 (山 梨 県) 鍾 乳 洞 周 辺 地 域	45. 9. 3	263	〃
136	山 代 温 泉 (石 川 県)	45. 9. 14	1,514	〃
137	片 山 津 温 泉 (〃)	45. 9. 17	1,519	〃
138	室 生 ダ ム (奈 良 県)	45. 10. 9	712	〃
139	漆 沢 ダ ム (宮 城 県)	45. 12. 12	202	〃
140	真 名 川 ダ ム (福 井 県)	45. 12. 21	945	〃
141	生 野 ダ ム (兵 庫 県)	45. 12. 22	264	〃
142	城山ダム、串川地域 (神 奈 川 県)	46. 1. 12	1,078	〃
143	草 木 ダ ム (群 馬 県)	46. 6. 15	782	〃
144	緑 川 ダ ム (熊 本 県)	46. 9. 28	667	〃
145	御 所 ダ ム (岩 手 県)	46. 10. 28	1,200	〃
146	白 川 ダ ム (山 形 県)	46. 12. 20	813	〃
147	大 石 ダ ム (新 潟 県)	46. 12. 24	496	〃
148	一 庫 ダ ム (兵 庫 県) (大 阪 府)	47. 1. 10	712	〃
149	羽 幌 二 股 ダ ム (北 海 道)	47. 12. 27	118	〃
150	双 葉 ダ ム (〃)	〃	168	〃
151	新 宮 ダ ム (愛 媛 県)	48. 4. 17	420	〃
152	千 五 沢 ダ ム (福 島 県)	48. 9. 21	340	〃
153	君ヶ野 ダ ム (三 重 県)	48. 11. 10	231	〃
154	広 瀬 ダ ム (山 梨 県)	49. 1. 17	392	〃
155	赤 瀬 ダ ム (石 川 県)	49. 2. 23	242	〃
156	水 窪 ダ ム (山 形 県)	49. 3. 30	803	〃
157	日 中 ダ ム (福 島 県)	49. 4. 12	310	〃

指定番号	指定地域名	指定告示年月日	指定面積(ヘクタール)	指定鉱物名
158	新鶴子ダム(山形県)	昭和49.4.16	429	鉱業法第3条に規定する鉱物全部
159	野村ダム(愛媛県)	49.11.9	563	〃
160	浅瀬石ダム(青森県)	49.11.14	766	〃
161	綱取ダム(岩手県)	50.2.3	526	〃
162	広川ダム(和歌山県)	50.2.13	85	〃
163	滝ダム(岩手県)	50.2.25	183	〃
164	酒匂ダム(神奈川県)	50.3.20	666	〃
165	椿山ダム(和歌山県)	50.5.15	1,312	〃
166	青函トンネル(北海道青森県)	50.10.7	7,893	〃
167	中部山岳国立公園 〔新潟県、長野県、岐阜県、富山県〕	50.11.22	97,680	〃
168	深田ダム(福島県)	51.1.22	147	〃
169	浪岡ダム(青森県)	51.2.23	224	〃
170	小田川ダム(〃)	51.2.24	446	〃
171	早瀬野ダム(〃)	51.3.12	303	〃
172	川治ダム(栃木県)	51.4.17	829	〃
173	胎内川ダム(新潟県)	51.4.21	290	〃
174	加治川ダム(〃)	51.5.7	284	〃
175	生見川ダム(山口県)	51.9.17	713	〃
176	合所ダム(福岡県)	51.10.19	335	〃
177	七北田ダム(宮城県)	51.11.24	245	〃
178	早出川ダム(新潟県)	51.12.16	313	〃
179	大町ダム(長野県)	52.3.9	242	〃
180	島地川ダム(山口県)	52.5.6	338	〃
181	大川ダム(福島県)	52.6.4	468	〃
182	上磯ダム(北海道)	52.7.12	130	〃
183	幌向ダム(〃)	52.11.18	246	〃
184	山陽新幹線新関門トンネル(山口県福岡県)	53.3.23	2,016	〃
185	大野川ダム(新潟県)	53.5.15	96	〃
186	沼田ダム(北海道)	53.11.29	663	〃
187	耶馬溪ダム(大分県)	54.1.20	378	〃
188	大雪ダム(北海道)	54.3.5	905	〃

指定 番号	指 定 地 域 名	指定告示 年 月 日	指定面積 (ヘクタール)	指 定 鉱 物 名
189	蓮 ダ ム (三 重 県)	昭和 54. 5. 7	916	鉱業法第3条に規定する鉱物全部
190	漁 川 ダ ム (北 海 道)	54. 9. 4	331	〃
191	十 勝 ダ ム (〃)	54. 9. 28	1, 157	〃
192	五 十 嵐 川 ダ ム (新 潟 県)	54. 10. 25	346	〃
193	破 間 川 ダ ム (〃)	54. 11. 2	277	〃
194	城 原 ダ ム (〃)	55. 1. 14	65	〃
195	玉 川 ダ ム (秋 田 県)	55. 2. 23	2, 244	〃
196	南 川 ダ ム (宮 城 県)	55. 3. 11	276	〃
197	寺 山 ダ ム (栃 木 県)	55. 3. 12	84	〃
198	鹿 ノ 子 ダ ム (北 海 道)	55. 11. 20	428	〃
199	末 武 川 ダ ム (山 口 県)	56. 1. 10	315	〃
200	福 地 ダ ム (沖 縄 県)	56. 5. 6	1, 639	〃
201	新 川 ダ ム (〃)	56. 5. 7	265	〃
202	埼 玉 県 平 野 部 (埼 玉 県)	56. 8. 3	195, 296	鉱業法第3条に規定する鉱物のうち、石油及び可燃性天然ガス
203	有 間 ダ ム (〃)	57. 2. 12	226	鉱業法第3条に規定する鉱物全部
204	安 波 ダ ム (沖 縄 県)	57. 3. 4	587	〃
205	普 久 川 ダ ム (〃)	〃	360	〃
206	辺 野 喜 ダ ム (〃)	〃	451	〃
207	阿 多 岐 治 水 ダ ム (岐 阜 県)	57. 3. 29	119	〃
208	正 善 寺 川 ダ ム (新 潟 県)	57. 3. 31	340	〃
209	久 知 川 ダ ム (〃)	〃	99	〃
210	巖 木 ダ ム (佐 賀 県)	〃	204	〃
211	神 谷 ダ ム (兵 庫 県)	57. 10. 6	226	〃
212	定 山 溪 ダ ム (北 海 道)	57. 10. 15	479	〃
213	東 山 ダ ム (福 島 県)	57. 11. 20	197	〃
214	林 田 ダ ム (兵 庫 県)	58. 1. 14	94	〃
215	入 畑 ダ ム (岩 手 県)	58. 3. 4	223	〃
216	弥 栄 ダ ム (広 島 県) (山 口 県)	58. 4. 16	1, 501	〃
217	四 時 ダ ム (福 島 県)	58. 7. 13	264	〃
218	三 国 川 ダ ム (新 潟 県)	59. 2. 15	396	〃
219	一 の 坂 治 水 ダ ム (山 口 県)	59. 2. 16	88	〃
220	荒 谷 ダ ム (〃)	59. 2. 28	170	〃
221	阿 木 川 ダ ム (岐 阜 県)	60. 1. 8	494	〃
222	金 閣 寺 地 区 (京 都 府)	60. 3. 8	111	〃

指定 番号	指定地域名	指定告示 年月日	指定面積 (ヘクタール)	指定鉱物名
223	小里川ダム(岐阜県)	昭和 60. 9. 21	299	鉱業法第3条に規定する鉱物全部
224	美祢ダム(山口県)	61. 3. 4	122	〃
225	真野ダム(福島県)	61. 3. 13	371	〃
226	道平川ダム(群馬県)	61. 3. 24	176	〃
227	竜門ダム(熊本県) 大分県	62. 10. 28	844	〃
228	宇奈月ダム(富山県)	63. 2. 1	544	〃
229	東京都の陸域及び 沿岸海域部(東京都)	63. 6. 6	122, 068	鉱業法第3条に規定する鉱物のうち、石油及び可燃性天然ガス
230	底原ダム(沖縄県)	平成 4. 6. 25	216	鉱業法第3条に規定する鉱物全部
231	真栄里ダム(〃)	〃	61	〃
232	石垣ダム(〃)	〃	25	〃
233	名蔵ダム(〃)	〃	118	〃
234	合角ダム(埼玉県)	6. 9. 30	210	〃
235	浦山ダム(〃)	〃	488	〃
236	滝沢ダム(〃)	8. 8. 2	476	〃
237	川辺川ダム(熊本県)	10. 3. 30	1, 358	〃
238	徳山ダム(岐阜県)	14. 1. 10	7, 255	〃
239	渡良瀬遊水池 (栃木県) (群馬県) (埼玉県)	16. 1. 20	1, 000	〃
240	石見銀山遺跡(島根県)	17. 1. 11	A地域 3, 709. 69 B地域 304. 05 C地域 4. 16 D地域 0. 35 E地域 0. 28	〃
241	宮ヶ瀬ダム(神奈川県)	17. 6. 6	1, 820	〃
242	羽地ダム(沖縄県)	17. 6. 21	654	〃
243	亀山市西部森林地域 及び関宿周辺地域(三重県)	22. 7. 9	11, 560	〃
244	大保ダム(沖縄県)	22. 10. 6	452	〃

付録5 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件一覧

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
昭和27年 土調委 第231号	小倉市平尾台 地内試掘権 (石灰石) 設 定出願許可処 分に対する取 消裁定申請事 件	27. 7. 17	小倉市 長	福岡通 商産業 局長	27. 12. 26	棄却	福岡県小倉市平尾台地内における、石灰石の試掘権設定出願許可処分につき、景観及び観光の対象、天然記念物及び学術研究の対象として重要な価値を有し、また、採掘により、水源、かんがい用水等に悪影響を及ぼす等、鉱業法第35条に違反するとして、その取消しを求めた事件	鉱業法	28. 2. 18 東京高裁へ提訴 29. 7. 7 裁定取消しの判決 29. 7. 22 最高裁へ上告 37. 4. 12 上告棄却、差戻し (昭和37年土調委 第3号事件) 37. 7. 16 記録返戻
昭和27年 土調委 第303号	伊東市十足地 内試掘権(明 ばん石) 設定 出願許可処分 に対する取消 裁定申請事件	27. 9. 10	伊東市 長	東京通 商産業 局長	28. 2. 25	取下げ	静岡県伊東市十足地内の明ばん石の試掘権設定出願許可処分につき、鉱業法第35条に違反するとして、その取消しを求めた事件	〃	
昭和30年 土調委 第284号	島田市地内試 掘権(クロム 鉄鉱等) 設 定出願不許可 処分に対する 取消裁定申請 事件	30. 8. 6	東京都 業者1 人	〃	30. 10. 24	〃	静岡県島田市地内のクロム鉄鉱及び鉄鉱の試掘権設定出願に対し、クロム鉄鉱についてのみ許可し、鉄鉱については経済的価値がないとして不許可処分としたことにつき、鉱業法第35条に違反するとして、その取消しを求めた事件	〃	
昭和32年 土調委 第10号	山口県美祢市 地内採掘権 (金・銀等) 設定出願不許 可処分に対す る取消裁定申 請事件	32. 1. 8	山口県 美祢市 業者1 人	広島通 商産業 局長	34. 3. 30	棄却	山口県美祢市地内の金、銀、銅及び硫化鉄鉱(後に石灰石を追加)の試掘権設定出願(後に採掘に転願)に対する不許可又は一部不許可、転願命令等の処分につき、故意又は重大な過失による違法な処分であるとして、その取消しを求めた事件	〃	(第10号～第13号合 併審理) 34. 5. 20 東京高裁へ提訴 39. 3. 28 取下げ
昭和32年 土調委 第11号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
昭和32年 土調委 第12号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
昭和32年 土調委 第13号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
昭和32年 土調委 第138号	鉱業権設定出 願(山口県美 祢市)に関 し、処分庁が 発表した文書 及び事実に対 する裁定申請 事件	32. 5. 28	山口県 美祢市 業者1 人	広島通 商産業 局長	32. 6. 12	却下	山口県美祢市地内の金、銀、銅及び硫化鉄鉱の試掘権設定出願に、更に石灰石を加えた鉱種名変更出願につき、処分庁の返付等の事務処理をめぐり適切な指導を欠いた違法があると主張した事件	〃	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
昭和32年土調委第205号	秋田県阿仁町地内鉱業（坑口開設、廃石捨場）のための土地使用許可処分に対する取消裁定申請事件	32. 7. 8	東京都中央区林業会社	仙台通商産業局長	34. 7. 11	取下げ	秋田県阿仁町地内の山林における、新坑口の開設及び廃石捨場設置のための土地使用許可処分につき、手続上の瑕疵があり、法律の解釈を誤った違法があるとして、その取消し及び執行停止を求めた事件	鉱業法	33. 5. 7 執行停止申立て 33. 7. 2 棄却
昭和33年土調委第128号	秋田県阿仁町地内鉱業のための緊急土地使用許可決定に対する取消裁定申請事件	33. 5. 20	〃	秋田県収用委員会	33. 6. 18	却下	昭和32年土調委第205号の事件に関連し、秋田県収用委員会により行われた鉱山鉱業用の緊急土地使用許可決定につき、要件の認定が不十分かつ誤認しており、また、その担保額は余りにも小額である等の違法があるとして、その取消し及び執行停止を求めた事件	〃	33. 5. 21 執行停止申立て 33. 6. 18 却下
昭和33年土調委第286号	秋田県阿仁町地内鉱業のための土地使用裁決に対する取消裁定申請事件	33. 11. 15	〃	〃	34. 7. 6	取下げ	昭和32年土調委第205号の事件に関連し、秋田県収用委員会により行われた緊急土地使用許可及び土地使用を認める最終裁決等につき、土地所有者たる申請人の意見、陳述を極度に制限する等審理不盡等の違法があるとして、その取消し及び執行停止を求めた事件	〃	33. 11. 15 執行停止申立て 33. 12. 22 棄却
昭和34年土調委第245号	高知市地内鉱業（石灰石運搬索道）のための土地使用許可処分に対する取消裁定申請事件	34. 7. 10	高知県土地所有者2人	四国通商産業局長	35. 10. 28	棄却	高知県高知市地内において、セメント原料及び石灰石運搬のために索道を設けるための山林の使用許可処分につき、鉱業法第104条の要件に該当せず、また、この土地使用は農地に対する直接被害等を与え不当であるとして、その取消しを求めた事件	〃	35. 12. 19 東京高裁へ提訴 37. 8. 30 取下げ
昭和35年土調委第157号	東京都北区地内試掘権（金外7）設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件	35. 5. 13	東京都板橋区業者等3人	東京通商産業局長	35. 7. 15	却下	東京都北区地内の金等の試掘権設定出願に対し、当該鉱物の掘採が経済的に価値がないとする不許可処分につき、違法行為や事実誤認があり、行政措置として公明適正を欠き、申請人の法益を阻害されること甚大なものがあるとして、その取消しを求めた事件	〃	35. 9. 16 東京高裁へ提訴 36. 2. 4 取下げ
昭和36年土調委裁第1号	山口県美祢市地内試掘権（金・銀等）設定出願一部不許可処分等に対する取消裁定申請事件	36. 4. 17	山口県美祢市業者1人	広島通商産業局長	36. 5. 1	〃	山口県美祢市地内の金、銀、銅の試掘権設定出願（のち採掘権設定出願に転願）の一部不許可処分につき、さきに石灰石を加える更正願をなしたにもかかわらず、金ほか2種についてのみ処置したものであると	〃	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
							して、その取消しを求めるとともに石灰石を加えた処分をすべきであると主張した事件		
昭和36年土調委裁第2号	香川県小豆郡土庄町海岸保全区域内土砂採取不許可処分に対する取消裁定申請事件	36. 12. 7	香川県土庄町業者1人	土庄町長	37. 8. 18	取下げ	香川県土庄町小豊島池の浦海岸保全区域内における土砂採取許可申請に対し、国土保全に支障があるとする不許可処分につき、申請に係る程度の土砂採取では何ら影響を与えるものではなく、同地の土砂は良質なけい砂で製鉄、造船等に供給され、国家発展に寄与するものであるとして、その取消しを求めた事件	海岸法	
昭和37年土調委裁第3号	小倉市平尾台地内試掘権（石灰石）設定出願許可処分に対する取消裁定申請事件（再審理）	37. 4. 12	北九州市長	福岡通商産業局長	45. 2. 16	〃	昭和27年土調委第231号事件の再審理	鉱業法	38. 2. 10 北九州市発足 44. 12. 23 平尾台関係鉱区禁止地域指定
昭和37年土調委裁第4号	東京都北区地内試掘権（金外7）設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件	37. 12. 26	東京都板橋区業者1人	東京通商産業局長	39. 2. 24	棄却	東京都北区地内の金等8鉱種の試掘権設定出願に対し、処分は経済的に価値なしとする不許可処分につき、事実誤認で申請人の法益が阻害されること甚大であるとして、その取消しを求めた事件	〃	
昭和38年土調委裁第3号	青森県下北郡大畑町地内試掘権（砂鉱）設定出願一部不許可処分に対する取消裁定申請事件	38. 5. 1	青森県大畑町業者2人	仙台通商産業局長	38. 8. 22	取下げ	青森県大畑町の国有地内における砂鉱試掘権設定出願に対し、林業の利益を損じ、公共の福祉に反するとする一部不許可処分につき、不許可処分が稼行の中心となる部分で、かつ、鉱床が賦存しており、この部分の不許可は全部の不許可と等しく、また、関係官庁の回答を鵜呑みにした処分であるとして、その取消しを求めた事件	〃	
昭和39年土調委裁第3号	鳥取県米子市皆生海岸保全区域土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件	39. 4. 24	皆生砂利採取組合	建設大臣	41. 5. 20	棄却	鳥取県米子市皆生海岸の海岸保全区域内における土石採取許可申請に対し、海岸保全施設の保全上支障を来すとする不許可処分につき、この海岸は境港市の突堤ができてから侵食が起こったもので、当局は根本的対策を講じておらず、また、同所の砂利は満干潮、風向等によって瞬時に産出消滅する浮遊的性質のもの	海岸法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
							で、砂利採取は侵食に影響を与えるものではないとして、その取消しを求めた事件		
昭和39年 土調委裁 第4号	東京都八丈島 八丈町地内試 掘権（硫化鉄 等）設定出願 不許可処分に 対する取消裁 定申請事件	39. 5. 8	神奈川県 川崎市業者 1人	東京都 商産業 局長	40. 6. 7	取下げ	東京都八丈島地内の硫化鉄 等の試掘権設定出願に対 し、アホウ鳥の棲息及び繁 殖に支障を来すとする不許 可処分につき、その取消し を求めた事件	鉱業法	
昭和40年 土調委裁 第4号	東京都調布市 多摩川（河川 法適用河川） 河川敷地内砂 金採取不許可 処分に対する 取消裁定申請 事件	40. 5. 20	東京都 中野区 鉱業会 社	東京都 知事 河川法 改正に より 41. 4. 1 から建 設大臣	43. 12. 6	棄却	東京都調布市地先の多摩川 河川敷地内における砂金採 取許可申請に対し、河川施 設の保全、治水、利水上好 ましくないとする不許可処 分につき、鉱業権の本質を 理解するところなく、これ を阻止しようとする不当な 処分であるとして、その取 消しを求めた事件	河川法	44. 1. 31 東京高裁へ提訴 46. 2. 13 訴え取下げの擬制
昭和41年 土調委裁 第4号	富山県立山町 中部山岳国立 公園特別保護 地区における 試掘権（金外 5）設定出願 不許可処分に 対する取消裁 定申請事件	41. 6. 22	富山県 清水町 業者1 人	名古屋 通商産 業局長	47. 6. 15	〃	富山県立山町地内の金外5 鉱種の試掘権設定出願に対 し、中部山岳国立公園特別 保護地区の景観の保護等を 理由とする不許可処分につ き、立山一帯はダム、トン ネル、ロープウェイ等が建 設され自然の景観は一変し ており、また、試掘権設定 出願は当該地域が特別保護 地区に指定される以前の出 願であるから不許可は理由 がないとして、その取消し を求めた事件	鉱業法	47. 8. 19 東京高裁へ提訴 50. 8. 28 取下げ
昭和42年 土調委裁 第4号	山口県萩市菊 ヶ浜海岸保全 区域内の土石 採取不許可処 分に対する取 消裁定申請事 件	42. 1. 11	山口県 萩市業 者1人	山口県 知事	42. 1. 20	取下げ	山口県萩市菊ヶ浜海岸保全 区域における土石採取不許 可処分につき、その取消し を求めた事件	海岸法	
昭和42年 土調委裁 第5号	愛媛県重信川 河川保全区域 内（温泉郡重 信町外1町） の砂利採取等 不許可処分に 対する取消裁 定申請事件	42. 6. 5	愛媛県 松山市 業者1 人	四国地 方建設 局長	42. 10. 13	却下	愛媛県重信町の重信川の河 川保全区域内における砂利 採取計画及び土地改良事業 の許可申請に対し、河川管 理上の支障を理由とする不 許可処分につき、その取消 しを求めた事件	河川法	
昭和42年 土調委裁 第6号	山梨県塩山市 保安林地内の 鉱物のための 土地掘削不許 可処分に対す る取消裁定申	42. 11. 25	東京都 奥多摩 町業者 1人	山梨県 知事	43. 3. 4	取下げ	山梨県塩山市地内の保安林 内における鉱業のための土 地掘削許可申請に対し、処 分庁が、いったんは同意し たにもかかわらず、後に掘 削により崩壊のおそれがあ	森林法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
	請事件						り、剥土、鉦屑等を処理するに適切な場所がなく、保全施設に対する具体的設計図がない等を理由とする不許可処分につき、庁内担当者の事務上の齟齬に起因するもので、明らかに瑕疵ある処分として、その取消しを求めた事件		
昭和43年 土調委裁 第6号	京都府城陽町、宇治田原町地内の鉦業権（採掘権1、試掘権3、金、銀、けい石等）設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件	43. 2. 12	京都府 京都市 業者1人	大阪通 商産業 局長	48. 7. 13	一部認容 一部却下	京都府城陽町及び宇治田原町地内のけい石等の採掘権設定出願及び試掘権設定出願3件に対し、経済的価値がないとする不許可処分につき、鉦物の採掘価値について事実誤認をした違法な処分であるとして、けい石に関する処分の取消し等を求めた事件	鉦業法	大阪通商産業局長の4件の処分について、1つの裁定を求めたもの
昭和43年 土調委裁 第7号	京都府宇治市、城陽町地内の試掘権（けい石）設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件	43. 2. 20	京都府 京都市 業者1人	大阪通 商産業 局長	44. 10. 7	取下げ	京都府宇治市及び城陽町のけい石の試掘権設定出願に対し、経済的価値がないとする不許可処分につき、出願地のけい石は地表近くに存在し、採掘経費は少なく、十分採算がとれるものとして、その取消しを求めた事件	〃	
昭和43年 土調委裁 第8号	群馬県草津町地内の試掘権（けい石）設定出願一部不許可処分に対する取消裁定申請事件	43. 4. 8	千葉県 浦安町 業者1人	東京通 商産業 局長	45. 4. 17	〃	群馬県草津町地内のけい石の試掘権設定出願に対し、掘採が公共の福祉に反するとする一部不許可処分につき、掘採により酸性の強い温泉等が湧き出しても中和施設により防止できるものであり、また、不許可とした範囲の根拠が示されていないとして、その取消しを求めた事件	〃	
昭和43年 土調委裁 第9号	茨城県北茨城市地内の常盤炭鉦関係の施業案の認可及び鉦業権の取消裁定申請事件	43. 9. 14	北茨城市 中郷町 鉦害防止 対策協議 会	東京通 商産業 局長	43. 11. 11	〃	茨城県北茨城市地内の地下採掘により鉦害を生じており、これを継続されると中郷町は全滅のおそれがあるとして、施業案認可の一部取消し、鉦区禁止地域の指定又は鉦業法第53条に基づく鉦業権の取消し等を求めた事件	〃	
昭和44年 土調委裁 第6号	山口県松谷海岸保全区域内の砂利採取計画不認可処分及び土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件	44. 5. 12	山口県 下関市 砂利採 取業者 1社	山口県 知事	44. 7. 4	却下	山口県松谷海岸保全区域内における砂利採取計画不認可処分及び土石採取不許可処分につき、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
昭和44年 土調委裁	広島県比婆郡口和町地内の	44. 6. 10	千葉県 鎌ヶ谷	三次営 林署長	44. 7. 23	〃	広島県口和町地内における国有林の鉦業用地敷として	不明	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
第7号	鉱業用地敷としての国有林野貸付願拒否処分に対する取消裁定申請事件		町業者 2人			却下	の貸与を求める貸与申請に対し、地元住民の意志を無視して処理することはできかねるとする拒否処分につき、その取消しを求めた事件		
昭和44年 土調委裁 第8号	京都府城陽町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	44. 8. 1	京都府 京都市 砂利採取業者 1社	京都府 知事	44. 8. 27	〃	京都府城陽町地内の砂利採取計画認可申請に対し、砂利採取法第19条の不認可事由に該当し、京都府砂防指定地管理規則による砂防指定地の区域内における行為の許可がないとする不認可処分につき、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
昭和44年 土調委裁 第9号	和歌山県橋本市地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	44. 12. 5	和歌山 県橋本市 砂利採取業者 1社	和歌山 県知事	45. 2. 26	取下げ	和歌山県橋本市地内の砂利採取計画不認可処分につき、土地改良区の同意を得、土砂搬出路についても延長新設を完了したにもかかわらず、市営住宅の一部革新分子の反対により不認可としたのは不当であるとして、その取消しを求めた事件	〃	
昭和45年 土調委裁 第6号	北海道磯谷郡蘭越町地内の蘭越海岸保全区域の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	45. 3. 23	北海道 岩内町 砂利採取業者 1社	北海道 知事	45. 6. 23	〃	北海道蘭越海岸の海岸保全区域内の国有地内における砂利採取計画認可申請に対し、海岸法による土石採取の不許可を理由としてなされた不認可処分につき、両法による処分の独立性等を主張し、その取消しを求めた事件	〃	
昭和45年 土調委裁 第7号	広島県比婆郡口和町国有林内の保安林の指定解除等の裁定申請事件	45. 5. 6	千葉県 鎌ヶ谷 町業者 2人 (試掘 出願 人)	農林水 産大臣	45. 5. 22	却下	広島県口和町地内の国有林内における保安林の指定に関し、鉱業権を抹殺するがごとき不当な行政措置は不服であるとして、その保安林の指定の即時解除等を求めた事件	森林法	
昭和46年 土調委裁 第1号	北海道磯谷郡蘭越町地内の蘭越海岸保全区域の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	46. 2. 23	北海道 岩内町 業者 1社	北海道 知事	46. 7. 30	棄却	昭和45年土調委裁第6号事件と同趣旨の申請	砂利採取法	46. 8. 16 東京高裁へ提訴 46. 9. 16 国に対する損害賠償請求に変更することの許可申立て 46. 11. 16 申立て不許可 46. 11. 26 取下げ
昭和46年 土調委裁 第2号	神奈川県南足柄町地内の試掘権設定許可処分に対する取消裁定申請	46. 8. 11	神奈川 県箱根 町採石 業者 1社	東京通 商産業 局長	46. 9. 27	取下げ	神奈川県南足柄町地内の鉱業権の試掘権設定出願許可処分につき、既存の採石権に大幅な制約が生じるものであり、合理的な開発とは	鉱業法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
	事件						言えないとして、その取消しを求めた事件		
昭和46年(裁)第3号	札幌市北海道神宮風致地区の採石行為不許可処分に対する取消裁定申請事件	46. 10. 21	北海道札幌市採石業者1社	札幌市長	48. 3. 27	棄却	北海道神宮風致地区内の採石行為許可申請に対し、風致地区内の風致維持上の著しい支障を理由とする不許可処分につき、正当な補償によらずして私権を制限した点に違法があるとして、その取消しを求めた事件	都市計画法	48. 5. 16 東京高裁へ提訴 49. 4. 25 請求棄却 49. 5. 18 最高裁へ上告 50. 3. 13 上告棄却
昭和48年(フ)第1号	愛媛県長浜町地内の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	48. 3. 26	愛媛県長浜町住民3人	愛媛県知事	48. 7. 3	却下	愛媛県長浜町地先海面における砂利採取計画認可処分につき、申請人らの漁業に損害を与え砂利採取法第19条に違反するとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
昭和48年(フ)第2号	埼玉県秩父市地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	48. 4. 16	埼玉県熊谷市業者1社	埼玉県知事	49. 6. 27	認容	埼玉県秩父市地内の岩石採取計画認可申請に対し、採石法第1条に規定する公共の福祉の目的違反を理由とする不認可処分につき、採石法第33条の4(認可の基準)によらずして不認可とした違法があるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
昭和48年(フ)第3号	佐賀県嬉野町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	48. 6. 11	佐賀県有明町業者1社	佐賀県知事	49. 3. 22	取下げ	佐賀県嬉野町地内の岩石採取計画認可申請に対し、地元の了解が得られていないとする不認可処分につき、採石法の規定の適用及び解釈を誤った処分であるとして、その取消しを求めた事件	〃	
昭和48年(フ)第4号	北海道滝川市地内の農地転用(砂利洗浄施設等)不許可処分に対する取消裁定申請事件	48. 6. 30	北海道滝川市業者1社	北海道知事	50. 12. 11	棄却	北海道滝川市地内の農地に係る砂利洗浄施設等の設置転用を目的とする賃借権設定許可申請に対し、農用区域であり、転用許可の要件に該当しないこと等を理由とする不許可処分等につき、「水田転用についての農地転用許可に関する暫定基準」により許可すべきであるとして、その取消し等を求めた事件	農地法	
昭和48年(フ)第5号	福島県棚倉町地内の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	48. 8. 3	埼玉県与野市住民1人(鉱業権者)	福島県知事	48. 12. 7	取下げ	福島県棚倉町地内の砂利採取計画認可処分につき、鉱業の利益を損じ、公共の福祉に反する場合に該当し、砂利採取法第19条に違反するとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
昭和48年(フ)第6号	宮城県大和町地内の砂利採取計画不認可処分に対する	48. 8. 10	宮城県仙台市業者1社	宮城県仙台土木事務所長	50. 2. 25	〃	宮城県大和町地内の砂利採取計画認可申請に対し、関係者の同意がないこと、河川の状態変更、汚濁水の流	〃	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
	取消裁定申請事件						出の事実、認可前に施設等を設置したこと等を理由とする不認可処分につき、他産業の利益を損じ、公共の福祉に反するおそれはなく、砂利採取法第19条の不認可の場合に該当しないとして、その取消しを求めた事件		
昭和48年(フ)第7号	東京都奥多摩町地内の保安林内作業(鉱石運搬用坑道等の設置)許可処分に対する取消裁定申請事件	48.10.2	東京都奥多摩町住民3人	東京都知事	49.12.25	却下	東京都奥多摩町地内の保安林内における鉱石運搬用坑道の坑口及び橋梁の架設等に係る作業許可処分につき、自然環境を破壊するとともに、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を規定した憲法第25条等に違反するとして、その取消しを求めた事件	森林法	
昭和49年(フ)第1号	千葉県南房総国定公園特別地域内の土石採取不許可処分の取消裁定申請事件	49.2.1	千葉県鋸南町業者1社	千葉県知事	49.6.17	取下げ	南房総国定公園特別地域内における土石採取不許可処分につき、特別地域の指定時既に土石採取行為に着手しており、許可を受くべき対象にならず、仮に対象となるとしても条件付きで許可できるはずであり、また隣地では条件付きで許可されているとして、その取消しを求めた事件	自然公園法	
昭和49年(フ)第2号	北海道江差町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	49.3.6	北海道岩内町業者1社	北海道知事	49.5.2	〃	北海道江差町地内の国有海浜地における砂利採取計画認可申請に対し、先立ってなされた国有財産法に基づく土砂採取の不許可処分を理由とする不認可処分につき、両法に基づく両処分は独立のもので、採取計画の認可処分は土砂採取の許可処分に追従すべきものではないとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
昭和51年(フ)第1号	福島県西会津町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	51.2.25	福島県国見町住民5人(土地所有者)	福島県会津若松商工労政事務所長	52.2.14	棄却	福島県西会津町地内の岩石採取計画認可処分につき、認可申請書に添付された採取契約期間更新契約証が採石法施行規則に定める要件を欠くにもかかわらず、これを認可したのは違法であるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
昭和51年(フ)第2号	京都府城陽市、宇治田原町地内の鉱業権(採掘権1、試掘権)	51.3.16	京都府京都市業者1人	大阪通商産業局長	52.6.29	〃	京都府城陽市、宇治田原町地内におけるけい石等の採掘、試掘権設定出願(5件)に対し、経済的に価値がなく、公共施設等を破壊		

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
	4、けい石等) 設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件						する等を理由とする不許可処分につき、けい石の一種であるけい砂が存在し、事実誤認があるとして、その取消し等を求めた事件		
昭和51年(フ)第3号	三重県美杉村地内の室生赤目青山国定公園特別地域内の土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件	51. 4. 17	三重県美杉村業者1人	三重県知事	52. 6. 20	〃	三重県室生赤目青山国定公園特別地域内における土石採取許可申請に対し、国定公園の風致の維持に支障が生じるとする不許可処分につき、本件地区は、ごくありふれた山地で格別風致維持の必要はなく、採石後の植林により緑は回復するので景観の阻害はないとして、その取消し等を求めた事件	自然公園法	
昭和52年(フ)第1号	北海道網走国定公園第二種特別地域内の試掘権(砂鉱) 設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件	52. 1. 11	北海道網走市業者1人	札幌通商産業局長	53. 7. 8	〃	北海道網走国定公園第二種特別地域内における砂鉱の試掘権設定出願に対し、国定公園第二種特別地域、海岸保全区域、漁港区域等に含まれる地域についての一部不許可処分につき、私有財産を正当な補償なくして侵奪し、また、行政の裁量権の濫用等の違法があるとして、その取消しを求めた事件	鉱業法	
昭和52年(フ)第2号	鹿児島県奄美群島国定公園特別地域(与論島)の土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件	52. 2. 22	鹿児島県与論町業者1社	鹿児島県知事	52. 6. 22	取下げ	鹿児島県奄美群島国定公園特別地域内の土石採取不許可処分につき、与論島内の本件地区以外では良質の碎石原料を確保することは不可能であるとして、その取消しを求めた事件	自然公園法	
昭和53年(フ)第1号	高知県越知町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	53. 1. 30	高知県佐川町業者1社	高知県知事	55. 7. 24	〃	高知県越知町地内の砂利採取計画認可申請に対し、申請の土地に係る抵当権者の同意がないとの理由による不認可処分につき、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
昭和53年(フ)第2号	北海道下川町地内の採石権存続期間更新決定処分に対する取消裁定申請事件	53. 8. 24	北海道札幌市業者1人	札幌通商産業局長	54. 8. 24	棄却	北海道下川町地内の採石権存続期間更新決定申請に対し、土地の一部について採石権設定契約の存在は認められないとする却下処分及び他の土地について契約期間中に採石事業を実施した事実はないとする棄却処分につき、事実誤認に基づく処分であるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
昭和53年(フ)第3号	富士箱根伊豆国立公園特別	53. 8. 31	東京都中央区	環境庁長官	54. 6. 15	〃	富士箱根伊豆国立公園特別地域(東京都大島町) 地内	自然公園法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
号	地域（東京都大島町）内の土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件		業者1社				の土石採取許可申請に対し、公園の風致の維持及び利用上の支障を理由とする不許可処分につき、公園の風致の維持等は、採取について条件を付すことによって十分目的は達せられるものであるとして、その取消しを求めた事件		
昭和54年（フ）第1号	山梨県白州町地内の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	54. 11. 15	山梨県白州町住民1人	山梨県知事	55. 2. 20	取下げ	山梨県白州町地内の砂利採取計画認可処分につき、砂利採取に伴う被害の実態を十分に把握しないでなされたものであるとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
昭和55年（フ）第1号	大阪府四条畷市地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	55. 1. 7	大阪府柏原市住民1人	大阪府知事	55. 3. 8	〃	大阪府四条畷市地内の岩石採取計画認可処分につき、不正手段により認可されたものであるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
昭和55年（フ）第2号	長崎県壱岐郡石田町沖合の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	55. 10. 13	佐賀県唐津市唐房漁業協同組合外55人	長崎県知事	55. 12. 22	却下	長崎県石田町沖合の砂利採取計画認可処分につき、県境不明地域である本件海域について長崎県のみで認可処分をしたのは不当であり、また、砂利採取による海水の汚濁、海底の変化等により漁業を損なうとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
昭和56年（フ）第1号	高知県高知市地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	56. 1. 12	高知県高知市住民1人（土地の所有者）	高知県知事	56. 12. 17	棄却	高知県高知市地内の岩石採取計画認可処分につき、申請人の財産権を侵害するものであるとして、その取消しを求めた事件	採石法	57. 2. 16 東京高裁へ提訴 58. 3. 28 請求棄却 58. 4. 16 最高裁へ上告 61. 12. 18 上告棄却
昭和56年（フ）第2号	北海道江差町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	56. 6. 15	北海道岩内町業者1社	北海道知事	56. 8. 14	取下げ	北海道江差町地内の砂利採取計画不認可処分につき、法令を誤解した違法なものであるとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
昭和56年（フ）第3号	千葉県佐原市地内の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	56. 9. 25	千葉県住民3人	千葉県知事	57. 3. 11	〃	千葉県佐原市地内の砂利採取計画認可処分につき、千葉地方裁判所佐原支部の仮処分決定に違背するものであるとして、その取消しを求めた事件	〃	
昭和57年（フ）第1号	奈良県奈良市地内の岩石採取計画認可処分等に対する取消裁定申請	57. 3. 12	奈良県業者1人	奈良県知事	58. 10. 17	一部棄却 一部却下	奈良県奈良市地内の岩石採取計画認可申請及び国定公園の特別地域における土石採取の許可申請に対し、期間を短縮し、今後は許認可	採石法 自然公園法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
	事件						を行わないとしてした許認可処分につき、許認可の条件は違法、不当なものであるとして、その変更取消しを求めた事件		
昭和57年(フ)第2号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
昭和57年(フ)第3号	〃	〃	〃	〃	57. 9. 22	取下げ	〃	〃	
昭和57年(フ)第4号	奈良県奈良市地内の岩石採取許可処分に対する取消裁定申請事件	57. 4. 9	〃	〃	58. 10. 17	一部棄却 一部却下	奈良県奈良市地内の風致地区における岩石採取許可申請に対し、期間を短縮し、今後は許可を行わないとしてした許可処分につき、許可の条件は違法、不当なものであるとして、その変更取消しを求めた事件	都市計画法	
昭和57年(フ)第5号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
昭和57年(フ)第6号	〃	〃	〃	〃	57. 9. 22	取下げ	〃	〃	
昭和58年(フ)第1号	愛知県小原村地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	58. 9. 12	愛知県住民1人	愛知県知事	59. 9. 29	〃	愛知県小原村地内の岩石採取計画認可処分につき、公災害防止の配慮に欠けるものであるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
昭和58年(フ)第2号	高知県土佐町吾北村地内の鉱物掘採不許可処分に対する取消裁定申請事件	58. 11. 24	高知県業者2人	高知県知事	59. 6. 14	一部棄却 一部却下	高知県土佐町吾北村地内の県立自然公園特別地域における鉱物掘採不許可処分につき、自然公園の風致、景観に著しい支障を与えるものではないとして、その取消し等を求めた事件	自然公園法	
昭和59年(フ)第1号	愛知県小原村地内の岩石採取計画変更認可処分に対する取消裁定申請事件	59. 3. 16	愛知県住民1人	愛知県知事	59. 9. 29	取下げ	愛知県小原村地内の岩石採取計画変更認可処分につき、公災害防止の配慮に欠けるものであるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
昭和59年(フ)第2号	京都府亀岡市地内の鉱業権設定許可処分に対する取消裁定申請事件	59. 3. 31	京都府宗教法人(土地所有者)	大阪通商産業局長	59. 5. 8 61. 6. 20	一部取下げ 取下げ	京都府亀岡市地内の鉱業権設定許可処分につき、申請人の所有地であり宗教的施設のある境内地に係る部分の許可は、公共の福祉に反するものであるのみならず、憲法の保障する信教の自由に対する国の不当な介入行為であるとして、その処分の一部取消しを求めた事件	鉱業法	59. 4. 9 執行停止申立て 59. 5. 7 執行停止

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
昭和59年(フ)第3号	山形県楡引町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	59. 5. 31	山形県業者1社	山形県知事	59. 11. 22	取下げ	山形県楡引町地内の岩石採取計画認可申請に対し、採石権原の有無が不明であるとする却下処分につき、違法、不当なものであるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
昭和59年(フ)第4号	〃	59. 6. 2	〃	〃	61. 1. 21	認容	〃	〃	
昭和59年(フ)第5号	北海道江差町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	59. 6. 15	北海道業者1社	北海道知事	60. 6. 20	取下げ	北海道江差町地内の砂利採取計画不認可処分につき、違法、不当なものであるとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
昭和59年(フ)第6号	山梨県御坂町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	59. 8. 25	山梨県住民1人	山梨県知事	61. 5. 30	棄却	山梨県御坂町地内の岩石採取計画認可処分につき、山崩れを惹起し洪水を発生させる、手続に違法がある等として、その取消しを求めた事件	採石法	59. 9. 14 執行停止申立て 59. 11. 30 取下げ 61. 7. 25 東京高裁へ提訴 62. 5. 6 請求棄却 62. 5. 14 最高裁へ上告 63. 3. 18 上告棄却
昭和61年(フ)第1号	山形県楡引町地内の岩石採取計画認可処分に対する無効確認裁定申請事件	61. 7. 18	山形県業者1人(処分に係る土地において別に岩石採取計画認可処分を受けた者)	山形県知事	62. 5. 25	〃	山形県楡引町地内の岩石採取計画認可処分につき、違法、不当なものであるとして、その取消しを求めた事件	〃	62. 7. 21 東京高裁へ提訴 62. 11. 4 取下げ
昭和62年(フ)第1号	高知県室戸市佐喜浜地先の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	62. 2. 7	高知県業者1社	高知県知事	62. 4. 17	取下げ	高知県室戸市佐喜浜地先の砂利採取計画不認可処分につき、違法なものであるとして、その処分の取消し等を求めた事件	砂利採取法	
昭和62年(フ)第2号	高知県室戸市佐喜浜地先の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	62. 2. 7	高知県業者1社	高知県知事	62. 4. 17	〃	高知県室戸市佐喜浜地先の砂利採取計画不認可処分につき、違法なものであるとして、その処分の取消し等を求めた事件	〃	
昭和63年(フ)第1号	岐阜県瑞浪市地内の開発行為許可処分に対する取消裁定申請事件	63. 3. 24	岐阜県住民1人(鉱業権者)	岐阜県知事	元. 6. 14	棄却	岐阜県瑞浪市地内の開発行為の許可処分につき、開発行為がなされれば、申請人の鉱業権が壊滅的な打撃を受ける等として、その処分の取消しを求めた事件	都市計画法	元. 2. 2 執行停止申立て 元. 3. 13 棄却

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
昭和63年(フ)第3号	新潟県三川村地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	63. 11. 17	新潟県住民1人	新潟県津川土木事務所長	元. 10. 30	取下げ	新潟県三川村地内の岩石採取計画認可処分につき、違法なものであるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
平成元年(フ)第1号	広島県大竹市地内の鉱業権設定許可処分に対する取消裁定申請事件	元. 3. 14	広島県業者1社	広島通商産業局長→中国通商産業局長(元. 7. 1名称変更)	5. 3. 10	〃	広島県大竹市地内の鉱業権設定許可処分につき、ゴルフ場造成計画中の土地に係る処分が鉱業法第35条に違反するとして、その取消しを求めた事件	鉱業法	
平成元年(フ)第2号	高知県高知市地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	元. 10. 11	高知県住民1人(土地所有者)	高知県知事	3. 6. 28	棄却	高知県高知市地内の岩石採取計画認可処分につき、申請人の土地所有権を侵害する等として、その取消しを求めた事件	採石法	3. 8. 31 東京高裁へ提訴 4. 3. 9 請求棄却 4. 3. 16 最高裁へ上告 6. 1. 25 上告棄却
平成2年(フ)第2号	岡山県矢掛町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	2. 9. 25	岡山県業者1人	岡山県井笠地方振興局長	5. 1. 29	〃	岡山県矢掛町地内の岩石採取計画不認可処分につき、採石法第33条の4に違反するとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成2年(フ)第3号	岐阜県御嵩町地内の開発行為許可処分に対する取消裁定申請事件	2. 9. 25	岐阜県住民1人(鉱業権者)	岐阜県知事	4. 6. 22	〃	岐阜県御嵩町地内のゴルフ場開発を目的とする開発行為許可処分につき、申請人の鉱業に係る利益が侵害されるとして、その取消しを求めた事件	都市計画法	4. 8. 21 東京高裁へ提訴 5. 11. 8 請求棄却 5. 11. 22 最高裁へ上告 6. 2. 4 上告却下
平成3年(フ)第2号	佐渡弥彦米山国定公園特別地域内の土石採取行為許可処分に対する取消等裁定申請事件	3. 3. 5	新潟県業者1社	新潟県知事	3. 7. 26	取下げ	佐渡弥彦米山国定公園特別地域内の土石採取行為許可処分につき、当該土石採取は自然公園法の許可を要しない行為であるとして、その取消し等を求めた事件	自然公園法	
平成3年(フ)第3号	北海道石狩町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	3. 7. 12	北海道業者1人	北海道知事	3. 12. 12	〃	北海道石狩町地内の砂利採取計画不認可処分につき、違法なものであるとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
平成3年(フ)第4号	三重県多度町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	3. 10. 11	三重県業者1人	三重県知事	3. 11. 13	〃	三重県多度町地内の岩石採取計画認可処分につき、採石法第33条の3第2項、採石法施行規則第8条の15第2項第7号に違反するとして、その取消しを求めた事件	採石法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
平成3年(フ)第5号	三重県多度町地内の開発行為許可処分に対する取消裁定申請事件	〃	〃	〃	〃	〃	三重県多度町地内の開発行為許可処分につき、森林法第10条の2、森林法施行規則第8条の2第2号に違反するとして、その取消しを求めた事件	森林法	
平成4年(フ)第1号	栃木県大谷町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	4. 5. 22	栃木県業者1人	栃木県知事	8. 4. 19	〃	栃木県大谷町地内の岩石採取計画不認可処分につき、申請に係る地域で採石を行っても陥没事故が発生する危険はないとして、その取消しを求めた事件	採石法	
平成4年(フ)第2号	和歌山県岩出町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	4. 6. 8	和歌山県業者1人	和歌山県知事	4. 8. 6	〃	和歌山県岩出町地内の岩石採取計画認可処分につき、違法なものであるとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成4年(フ)第3号	〃	〃	労働組合支部	〃	〃	〃	和歌山県岩出町地内の岩石採取計画認可処分につき、不当なものであるとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成4年(フ)第7号	高知県高知市地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	4. 9. 1	高知県住民1人(土地所有者)	高知県知事	5. 10. 4	棄却	高知県高知市地内の岩石採取計画認可処分につき、申請人の土地所有権を侵害する等として、その取消しを求めた事件	〃	
平成7年(フ)第1号	長崎県小長井町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	7. 2. 16	長崎県住民7人	長崎県知事	8. 11. 18	取下げ	長崎県小長井町地内の岩石採取計画認可処分につき、土砂、粉じん等により申請人らの農業に被害が生じる等として、その取消しを求めた事件	〃	
平成7年(フ)第2号	静岡県福田町地内の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	7. 4. 4	静岡県業者1社	静岡県知事	7. 6. 30	取下げ	静岡県福田町地内の砂利採取計画認可処分につき、従来無認可で行われていた砂利採取行為を追認する不当なものであり、申請人の砂利採取業を妨げるものとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	7. 5. 8 執行停止申立て 7. 5. 30 棄却
平成7年(フ)第3号	熊本県栖本町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	7. 6. 16	熊本県住民1人	熊本県知事	8. 3. 28	〃	熊本県栖本町地内の岩石採取計画認可処分につき、地盤の崩壊、粉じんによる河川の汚染等により住民の身体、財産等に被害が発生するおそれがあるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
平成7年(フ)第5号	大阪府和泉市(金剛生駒国定公園)地内の土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件	7. 8. 21	大阪府業者1社	大阪府知事	9. 6. 20	棄却	大阪府和泉市(金剛生駒国定公園)地内の土石採取不許可処分につき、風致の維持のみを許可・不許可の基準とした本件処分は自然公園法第3条に違反するとして、その取消しを求めた事件	自然公園法	9. 8. 19 東京高裁へ提訴 10. 11. 25 請求棄却 10. 12. 9 最高裁へ上告 15. 1. 17 上告棄却

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
平成8年(フ)第1号	長崎県小長井町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	8. 2. 5	長崎県住民7人	長崎県知事	8. 11. 18	取下げ	長崎県小長井町地内の平成7年(フ)第1号及び第4号の事件に係る処分の岩石採取期間の経過に伴う岩石採取計画認可処分につき、土砂、粉じん等により申請人らの農業に被害が生じる等として、その取消しを求めた事件	採石法	
平成8年(フ)第2号	〃	〃	長崎県住民1人	〃	〃	〃	長崎県小長井町地内の平成8年(フ)第1号事件に係る処分につき、粉じんにより申請人の農業に被害が生じる等として、その取消しを求めた事件	〃	
平成8年(フ)第3号	北海道白老郡白老町地内の砂利採取計画変更不認可処分に対する取消裁定申請事件	8. 10. 29	北海道業者1社	北海道知事	10. 9. 28	棄却	北海道白老郡白老町地内の砂利採取計画変更認可申請に対し、災害発生の危険性があるとする不認可処分につき、災害発生防止に必要な措置を十分に講じている等として、その取消しを求めた事件	砂利採取法	10. 11. 27 東京高裁へ提訴 11. 10. 13 請求棄却 11. 11. 1 最高裁へ上告 12. 1. 12 上告却下 (民訴316条)
平成9年(フ)第1号	鹿児島県出水郡東町獅子島地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	9. 10. 16	熊本県業者1社	鹿児島県知事	10. 12. 10	認容	鹿児島県出水郡東町獅子島地内の岩石採取計画認可申請に対し、水産業の利益を損じるとする不認可処分につき、漁業被害発生につき何ら調査せずに判断している等として、その取消しを求めた事件	採石法	
平成10年(フ)第1号	高知県土佐市宇佐町宇津賀山沖の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	10. 2. 2	高知県住民4人	高知県知事	10. 3. 17	棄却	高知県土佐市宇佐町宇津賀山沖の砂利採取計画認可処分につき、漁網の破損等申請人の漁業に被害を生じる等として、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
平成10年(フ)第2号	高知県須崎市池ノ浦ツツラ崎沖の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	10. 2. 4	高知県住民4人	高知県知事	10. 3. 17	〃	高知県須崎市池ノ浦ツツラ崎沖の砂利採取計画認可処分につき、漁網の破損等申請人の漁業に被害を生じる等として、その取消しを求めた事件	〃	
平成10年(フ)第3号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
平成10年(フ)第4号	〃	10. 2. 6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
平成11年(フ)第1号	鹿児島県鹿児島市平川沖の砂利採取計画	11. 1. 4	鹿児島県業者1社	鹿児島県鹿児島市島土木	11. 3. 24	認容	鹿児島県鹿児島市平川沖における砂利採取計画認可申請に対し、鹿児島県一般海	〃	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
	不認可処分に対する取消裁定申請事件			事務所長			浜地等管理規則第3条の許可の見込みがないこと等を理由とする不認可処分につき、砂利採取法第19条の不認可事由がないとして、その取消しを求めた事件		
平成11年(フ)第2号	長野県南佐久郡佐久町地内の岩石採取計画変更認可処分に対する取消裁定申請事件	11. 1. 28	長野県住民15人	長野県白田建設事務所長	11. 12. 9	取下げ	長野県南佐久郡佐久町地内における岩石採取計画変更認可処分につき、申請人ら地元住民に与える危害や農林業への損害等を顧慮せず、また、地元住民の同意なしにされたものとして、その取消しを求めた事件	採石法	
平成11年(フ)第3号	鹿児島県鹿児島市平川沖の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	11. 4. 16	鹿児島県業者1社	鹿児島県鹿児島土木事務所長	11. 8. 3	棄却	鹿児島県鹿児島市平川沖における砂利採取計画認可申請に対し、砂利採取に必要な国有財産法第18条第3項の許可申請が不許可とされたことを理由とする不認可処分につき、この不許可には無効ないし取消しの事由があるから、不許可を理由とする不認可処分は違法であるとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
平成11年(フ)第4号	千葉県木更津市真里谷地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	11. 4. 27	千葉県業者1社	千葉県君津支庁長	11. 6. 24	認容	千葉県木更津市真里谷地内における砂利採取計画認可申請に対し、採取地が木更津市都市整備計画において開発を制限すべき自然緑地保全ゾーン区域内にあること等を理由とする不認可処分につき、本件処分は違法、不当であるとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
平成11年(フ)第5号	鹿児島県川辺郡知覧町松ヶ浦沖及び揖宿郡額娃町石垣沖の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	11. 9. 6	鹿児島県南鹿児島海砂採取協業組合	鹿児島県指宿土木事務所長	12. 1. 24	棄却	鹿児島県川辺郡知覧町松ヶ浦沖及び揖宿郡額娃町石垣沖における砂利採取計画認可申請に対し、国有財産法第18条第3項の許可申請が不許可とされたことを理由とする不認可処分につき、不認可処分の実質的理由は、鹿児島県海砂採取要綱に定める要件の不備にあり、砂利採取法第19条の不認可事由に該当しないなどとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
平成11年(フ)第6号	鹿児島県川辺郡知覧町松ヶ浦沖の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請	11. 9. 6	鹿児島県南鹿児島海砂採取協業組合	鹿児島県加世田土木事務所長	12. 1. 24	〃	鹿児島県川辺郡知覧町松ヶ浦沖における砂利採取計画認可申請に対し、国有財産法第18条第3項の許可申請が不許可とされたことを理由とする不認可処分につ	〃	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
	事件						き、不認可処分の実質的理由は鹿児島県海砂採取要綱に定める要件の不備にあり、砂利採取法第19条の不認可事由に該当しないなどとして、その取消しを求めた事件		
平成12年(フ)第1号	長崎県下県郡厳原町神崎沖の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	12. 1. 19	長崎県業者1社	長崎県知事	12. 3. 14	〃	長崎県下県郡厳原町神崎沖における砂利採取計画認可申請に対し、砂利採取法第18条第2項の規定による書面の不備等を理由とする不認可処分につき、本件処分は違法であるとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成12年(フ)第2号	山口県吉敷郡秋徳町東字小浜山地内の採石権設定の決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件	12. 5. 22	山口県業者1社	中国通商産業局長	12. 12. 1	〃	山口県吉敷郡秋徳町東字小浜山地内の土地に係る採石権を設定する旨の決定(採石権の強制設定)申請に対し、採石権の強制設定による採石が土地所有者の被る不利益を上回る社会公共の利益と必要性を持つものとは言えないことを理由とする棄却処分につき、本件土地に採石権を強制設定する必要性は十分に存するとして、その取消しを求めた事件	採石法	
平成12年(フ)第3号	青森県上北郡六ヶ所村大字泊字河原地内の砂利採取計画変更不認可処分に対する取消裁定申請事件	12. 8. 23	青森県業者1社	青森県知事	12. 12. 19	棄却	青森県上北郡六ヶ所村大字泊字河原地内の砂利採取計画変更認可申請に対し、砂利の採取計画等に関する規則第4条第2項、第3条第2項第7号及び同項第11号に定める砂利採取を行うこと等について、申請人が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面が添付されていないことを理由とする不認可処分につき、その取消しを求めた事件	砂利採取法	12. 8. 23 執行停止申立て 12. 9. 25 却下
平成12年(フ)第4号	兵庫県城崎郡竹野町林字淀谷地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	12. 8. 24	兵庫県業者1社	兵庫県知事	12. 10. 13	取下げ	兵庫県城崎郡竹野町林字淀谷地内の岩石採取計画認可処分につき、岩石採取期間を2年間とする理由がない以上3年間とするのが法の趣旨であること、引き続いて採石事業を行うため認可申請を行ったにもかかわらず、認可期間が過ぎたところで認可処分が行われたため不利益を受けたとして、その取消しを求めた事件	採石法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
平成12年(フ)第5号	鹿児島県西之表市馬毛島字八重石地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	12. 10. 10	鹿児島県住民3人	鹿児島県知事	13. 7. 16	一部棄却 一部却下	鹿児島県西之表市馬毛島字八重石地内の岩石採取計画認可処分につき、申請人ら漁業を営む者への漁業被害が発生することや豊かな自然環境が破壊されるため、採石法第33条の4に定める認可要件に反した違法、不当な処分であるとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成13年(フ)第1号	三重県度会郡紀勢町錦二河内地内の開発行為許可処分等に対する取消裁定申請事件	13. 2. 21	三重県住民8人	三重県知事	14. 4. 24	取下げ	三重県度会郡紀勢町錦二河内地内の開発行為許可処分等につき、本件開発行為等により、土砂流出、水害発生等のおそれがあることや自然環境の悪化等が生じるため、違法、不当であるとして、その取消しを求めた事件	森林法 採石法	
平成13年(フ)第2号	〃	〃	三重県住民1人	〃	14. 4. 30	却下	〃	〃	
平成14年(フ)第1号	青森県津軽国定公園特別地域内の土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件	14. 12. 5	青森県業者1社	青森県知事	15. 11. 17	棄却	青森県津軽国定公園特別地域内の土石採取許可申請に対し、自然公園法施行規則第11条第14項第1号に規定する基準のいずれにも適合せず、同条第15項第5号の許可基準に適合しないとする不許可処分につき、違法、不当であるとして、その取消しを求めた事件	自然公園法	
平成16年(フ)第1号	徳島県阿南市柳島町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	16. 3. 9	徳島県業者1人	徳島県知事	17. 5. 19	認容	徳島県阿南市柳島町地内の砂利採取計画認可申請に対し、砂利採取に伴い地下水の汚濁、枯渇、塩水化等の影響を来し、地域社会や水産業経営に甚大な被害を及ぼすおそれがあるなどとする不認可処分につき、違法、不当であるとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
平成16年(フ)第2号	熊本県三加和町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	16. 4. 7	熊本県業者1人	熊本県知事	17. 3. 30	取下げ	熊本県玉名郡三加和町地内の岩石採取計画不認可処分につき、不認可の理由として挙げられている地下水路の遮断、公共の用に供する施設の損傷の懸念、本件申請区域の法面崩壊の危険性については、いずれも根拠がないか具体性に欠けるものであるため、違法であるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
平成16年(フ)第3号	徳島県阿南市横見町地内の	16. 4. 30	徳島県業者1	徳島県知事	17. 5. 19	認容	徳島県阿南市横見町地内の砂利採取計画認可申請に対	砂利採取法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
号	砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件		人				し、砂利採取に伴い地下水の汚濁、枯渇、塩水化等の影響を来す可能性を否定することができない、又は地下水に影響が生じた場合には地域社会に甚大な被害を及ぼすおそれがあるなどとする不認可処分には根拠がないなどとして、その取消しを求めた事件		
平成16年(フ)第4号	石川県羽咋郡富来町地内の採石権設定の決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件	16. 5. 24	石川県業者1社	中部経済産業局長	16. 12. 14	棄却	石川県羽咋郡富来町地内の土地に係る採石権を設定する旨の決定(採石権の強制設定)申請に対し、本件申請地についての採石権の強制設定による所有権の制約によって土地所有者が被る不利益を上回る社会公共の利益及び必要性があるとは認められないことなどを理由とする棄却処分につき、これを不当であるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
平成17年(フ)第1号	愛知県瀬戸市地内の保安林内作業許可処分等に対する取消裁定申請事件	17. 7. 13	愛知県住民20人	愛知県知事	19. 5. 8	一部棄却 一部却下	愛知県瀬戸市b町地内の保安林内作業許可処分及び同市a町地内における林地開発行為許可処分につき、これらに基づく行為が保安林の有する機能を大幅に阻害し、周辺の住民に対し、災害等を発生させるおそれがあるため、違法であるとして、それらの取消しを求めた事件	森林法	
平成17年(フ)第2号	徳島県阿南市柳島町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	17. 8. 2	徳島県業者1人	徳島県南部総合県民局長	18. 3. 16	取下げ	徳島県阿南市柳島町地内の砂利採取計画認可申請に対し、本件申請区域内の土地における農地転用許可の見込みもなく、採取計画に従った採取ができないことを理由とする不認可処分につき、違法であるとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
平成17年(フ)第3号	徳島県阿南市横見町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	17. 8. 2	徳島県業者1人	徳島県南部総合県民局長	19. 2. 2	認容	徳島県阿南市横見町地内の砂利採取計画認可申請に対し、農地法第83条の2の原状回復命令が履行されない限り、農地転用を許可されないため、採取計画に従った採取ができないことを理由とする不認可処分につき、違法であるとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成17年(フ)第4号	鹿児島県川辺郡笠沙町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	17. 10. 13	鹿児島県業者1社	鹿児島県知事	19. 5. 8	〃	鹿児島県川辺郡笠沙町地内の岩石採取計画認可申請に対し、採石に伴う海岸への転落石、除去した表土等の流出により海洋汚染を発生させるとともに、発破等に	採石法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
							よる震動・騒音などにより水産業の利益を損じると認められ、さらに〇〇群島の自然環境、景観を損なうなどとする不認可処分につき、違法であるとして、その取消しを求めた事件		
平成18年(フ)第1号	徳島県阿南市横見町地内の農地転用不許可処分に対する取消裁定申請事件	18. 2. 10	徳島県業者1人	徳島県南部総合県民局長	19. 2. 2	却下	徳島県阿南市横見町地内の農地転用許可申請に対し、申請人が許可を受けることなく無断で農地に土砂堆積しているなど、農地法違法状態を継続しており、農地法第5条第2項第3号に規定する不許可要件に該当することなどを理由とする不認可処分につき、違法であるとして、その取消しを求めた事件	農地法	19. 4. 2 東京高裁へ提訴 19. 7. 30 請求棄却
平成20年(フ)第1号	山口県周南市地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件	20. 6. 9	山口県業者1社	中国経済産業局長	20. 12. 24	棄却	山口県周南市地内の土地に設定された採石権の存続期間を20年間更新するとの決定を求める申請に対し、土地所有者が被る不利益を上回るだけの社会公共の利益及び必要性があると認められないことなどを理由とする棄却処分につき、採石法第29条第1項各号に該当しないことを前提としつつ申請を棄却した本件処分は、裁量権を逸脱した違法があるなどとして、その取消しを求めた事件	採石法	
平成21年(フ)第1号	三重県亀山市の都市計画基本図公示等に対する不服裁定申請事件	21. 6. 30	三重県住民1人	不明	21. 9. 7	却下	三重県亀山市に在住する申請人が、同市、三重県、国などの処分庁による処分(処分の内容は不明)に対する不服裁定を申請した事件	不明	21. 11. 12 東京高裁へ提訴 22. 3. 31 訴え却下
平成22年(フ)第1号	青森県下北郡東通村地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	22. 4. 20	青森県業者1社	青森県下北地域県民局長	23. 5. 12	棄却	青森県下北郡東通村地内における砂利採取計画認可の申請に対して、土地所有権者の同意がないことを理由に不認可とされた処分について、申請人が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面は添付されているとしてその取消しを求めた事件	砂利採取法	23. 7. 14 東京高裁へ提訴 24. 2. 1 請求棄却
平成22年(フ)第2号	熊本県天草市有明町大浦地先内の砂利採取計画不認可処分に対する	22. 9. 2	熊本県業者1社	熊本県知事	23. 6. 30	〃	熊本県天草市有明町大浦地先内における砂利採取計画認可の申請に対して、熊本県海砂利採取削減計画により採取可能な砂利の限度量	〃	23. 8. 31 東京高裁へ提訴 24. 1. 16 取下げ

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
	取消裁定申請事件						がないことなどを理由に不認可とされた処分について、違法であるとしてその取消しを求めた事件		
平成22年(フ)第3号	栃木県那須塩原市戸田字那須東原地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	22. 12. 16	栃木県業者1社	栃木県知事	24. 6. 6	棄却	栃木県那須塩原市戸田字那須東原地先内における砂利採取計画の申請に対して、他人に危害を及ぼし公共の福祉に反することなどを理由に不認可とされた処分について、砂利採取法第19条の不認可事由に該当しないとしてその取消しを求めた事件	砂利採取法	
平成24年(フ)第1号	北海道石狩市花川東地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	24. 6. 8	北海道業者1社	北海道知事	25. 3. 11	〃	北海道石狩市花川東地先内における砂利採取計画の申請に対して、北海道砂利採取計画の認可に関する条例及び北海道砂利採取計画の認可に関する条例施行規則の規定に反し、砂利採取法第19条の規定に該当していることなどを理由に不認可とされた処分について、かかる不認可処分は違法であるとしてその取消しを求めた事件	砂利採取法	
平成24年(フ)第2号	宮城県岩沼市押分字西土土地内の賃借権設定不許可処分に対する取消裁定申請事件	24. 8. 23	宮城県業者1社	宮城県知事	25. 9. 10	却下	宮城県岩沼市押分字西土土地内における農地法第5条に基づく農地の賃借権設定許可申請に対して、所有権を有している者全員の同意を得ていないことなどを理由に不許可とされた処分について、相続人の同意そのものを許可の要件と規定しているとは解釈できないとして、取消しを求めた事件	農地法	24. 11. 19 執行停止申立て 24. 12. 10 却下 25. 11. 12 東京高裁へ提訴 26. 3. 19 棄却及び却下
平成25年(フ)第1号	宮城県岩沼市押分字西土土地内の原状回復等の措置命令に対する取消裁定申請事件	25. 3. 1	宮城県業者1社	宮城県知事	25. 3. 15	送付	平成24年(フ)第2号宮城県岩沼市押分字西土土地内の賃借権設定不許可処分に対する取消裁定申請事件で審理中である農地に対する原状回復等の措置命令について、未だ審理中である本件農地についての不許可を前提とした命令は違法又は不当であるとして、取消しを求めた事件	〃	
平成26年(フ)第1号	青森県つがる市豊富町屏風山地内の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	26. 4. 17	青森県住民1人	西北地域県民局長	26. 11. 6	取下げ	青森県つがる市豊富町屏風山地内における砂利採取計画認可処分に対して、本件土地の砂の売却は、認可地縁団体Bにおいて住民への十分な説明がされないまま住民投票が実施されてお	砂利採取法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
							り、住民の意思に大きな瑕疵があること、住民投票の結果、過半数が反対の意思表示を行っているにもかかわらず売却が行われたこと、また、砂の売却による申請人の財産権の不当な侵害、認可処分対象地にある防風林の役割を負う砂山が失われることで申請人の利益が失われること等を理由としてその取消しを求めた事件		
平成27年(フ)第1号	福岡県筑紫郡那珂川町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	27. 11. 24	福岡県業者1社	福岡県知事	28. 8. 30	認容	福岡県筑紫郡那珂川町地内における岩石採取計画認可申請に対し、林地開発許可を受けることができないことを理由とする不認可処分につき、違法、不当なものであるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
平成28年(フ)第1号	滋賀県甲賀市信楽町地内の岩石採取計画変更認可処分に対する取消裁定申請事件	28. 4. 19	滋賀県宗教法 人農業関 連会社 1社	滋賀県知事	29. 3. 6	取下げ	滋賀県甲賀市信楽町地内の岩石採取計画変更認可処分によって、本件土地内に産業廃棄物等を持ち込むことが懸念され、また、本件土地周辺での宗教活動及び農業活動等が脅かされているため、本件認可は違法であるとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成28年(フ)第4号	三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	28. 10. 27	三重県業者1社	三重県尾鷲建設事務所長	3. 1. 18	取下げ	三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画認可申請に対して、濁水処理対策に疑念があり、濁水によって水産業の利益を損じることを理由に不認可とした処分について、濁水対策は経済産業省資源エネルギー庁が作成した基準書に適合しているため、本件不認可は違法である等として、その取消しを求めた事件	〃	
平成29年(フ)第1号	山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件	29. 2. 20	秋田県業者1社	山形県知事	30. 10. 23	却下	山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画認可申請に対して、申請書添付書類の不備を理由に不認可とした処分について、添付を求めた書類の根拠となる条例は違法・無効なものであり、本件不認可は違法であるとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成29年(フ)第1号	〃	29. 7. 14	〃	〃	29. 9. 29	〃	山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の林地開発計画変	森林法	平成29年(フ)第1号から審理手続を一部分離

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
号ー2							更許可申請に対して、添付書類の不備を理由に不許可とした処分について、当該書類は必要な添付書類には含まれないため、本件不許可は違法であるとして、その取消しを求めた事件		
平成30年(フ)第1号	山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	30. 9. 21	秋田県業者1社	山形県知事	4. 6. 23	棄却	山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画認可申請に対して、湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれ、当該上水道利用者に影響を及ぼすおそれがあること等を理由に不認可とした処分について、違法であるとして、その取消しを求めた事件	採石法	4. 8. 26 東京高裁へ提訴 5. 3. 23 請求棄却
平成31年(フ)第1号	岡山県岡山市北区御津矢原地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件	31. 3. 14	岡山県業者1社	中国経済産業局長	元. 10. 23	棄却	岡山県岡山市北区御津矢原地内における採石法第28条に基づく採石権存続期間の更新決定申請を棄却した処分について、近い将来に岩石資源を確保し得なくなる蓋然性が相当高度であること、土地所有権の重大な制限にはならないこと等から違法であるとして、その取消しを求めた事件	〃	元. 12. 26 東京高裁へ提訴 2. 2. 18 請求棄却 3. 3. 4 最高裁へ上告及び上告受理申立て 3. 11. 5 上告棄却(民訴312条) 上告を受理しない(民訴318条)
平成31年(フ)第2号	福島県田村市都路町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	31. 3. 20	東京都電力会社1社	福島県知事	2. 3. 23	取下げ	福島県田村市都路町地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請を認可した処分について、本件認可申請に係る岩石採取場には電力会社である申請人の電柱等があり、本件処分は当該電柱等に支障を与えるとして、その取消しを求めた事件	〃	
令和3年(フ)第1号	沖縄県糸満市字米須(沖縄戦跡国定公園)地内の鉾物掘採に係る措置命令に対する取消裁定申請事件	3. 8. 6	沖縄県業者1社	沖縄県知事	5. 1. 6	取下げ	沖縄県糸満市字米須(沖縄戦跡国定公園の普通地域)地内における採石法第33条第1項に基づく掘採行為の届出に対し、処分庁が同法第33条第2項に基づき命じた措置命令は、同法第33条第2項の「当該公園の風景を保護するために必要があると認められるとき」に該当しないとして、同処分沖(措置命令)の取消しを求めた事件	自然公園法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
令和5年 (フ)第 1号	岐阜県本巣市 曾井中島字南 原地内の砂利 採取計画変更 不認可処分に 対する取消裁 定申請事件	5.9.11	岐阜県 業者1 社	岐阜県 知事	5.12.5	認容	岐阜県本巣市曾井中島字南 原地内における砂利採取計 画の計画期間の延長申請に 対し、処分庁は、岐阜県砂 利採取計画認可基準の第2 の2の「確実に採取跡地作 業が実施されると認められ る場合」との要件を満たさ ないことを理由に本件不認 可処分を行ったため、同処 分は違法であるとして、そ の取消を求める事件	砂利採 取法	
令和6年 (フ)第 1号	香川県小豆郡 土庄町小部地 内の岩石採取 計画不認可処 分に対する取 消裁定申請事 件	6.10.9	香川県 業者1 社	香川県 知事			香川県小豆郡土庄町小部地 内における採石法第33条に 基づく岩石採取計画認可申 請に対し、処分庁は、採石 法施行規則第8条の15第2 項第7号に規定する書面及 び同項第8号に規定する書 面を添付していないことを 理由に本件不認可処分を行 ったため、同処分は違法で あるとして、その取消を求 める事件	採石法	